

独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構
令和6事業年度業務実績評価書

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度（第5期）
	中期目標期間	令和5～令和9年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	職業安定局	担当課、責任者	雇用開発企画課長 立石 祐子
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	参事官（政策立案・評価担当） 諏訪 克之
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
令和7年8月6日に法人の理事長・監事及び外部有識者から意見聴取を実施した。

4. その他評価に関する重要事項
なし。

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	A：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		A	A			
評価に至った理由	項目別評価では、A評価が7項目、B評価が10項目である。 全体の評価を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に基づき全体評価をAとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>定量的指標により目標が設定されているものについては、すべて目標を達成するとともに、定量的指標が設定されていないものについても、新たな取組等を積極的に行い、効果的・効率的な業務運営を図ったこと、併せて、以下の点は高く評価できる。</p> <p>① 70歳までの就業機会の確保は、難易度が高い取組である中、目標を上回ったことに加え、70歳雇用推進プランナー等の質の向上に取り組んだこと。また、見直しを行わなかった事業主については、その理由を把握・分析し、分析結果の情報共有を図ったこと。</p> <p>② 個々の障害特性に応じた丁寧なアセスメント及び多角的な検討の上作成された職業リハビリテーション計画に基づき、きめ細かな支援を実施したこと。また、具体的な取組事項が明確になっていない事業主に対する提案型事業主支援を実施したほか、施策の動向に応じた事業主の支援ニーズや実態の変化を踏まえた、事業主支援計画に基づく体系的な事業主支援に取り組んだこと。</p> <p>③ 生産性向上人材育成支援センターについて、在職者訓練と生産性向上支援訓練の一体的な広報による様々な人材育成ニーズの掘り起こしや、生産性向上支援訓練においてサブスクリプション型訓練を実施するなど、利用者の様々なニーズに応じた利便性の向上に取り組み、生産性向上等に取り組んだ事業所数の目標を大きく上回ったこと。</p> <p>④ 障害者職業能力開発業務において、特別支援障害者の重点的な受入れや障害特性に配慮した職業訓練に取り組む、高い実績を上げていること。また、定量的な指標が設定されていなかったものについても、効果的・効率的な業務運営を図り、全体として順調な組織運営が行われていること。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<p>① 70歳までの就業機会の確保に向け、事業主への相談援助に広く対応できるよう、70歳雇用推進プランナー等によるサービスの更なる質の向上に取り組む必要がある。また、企業における70歳までの定年の引上げや継続雇用制度の導入等を更に推進するため、「70歳雇用推進事例集」や、高齢者の人事・給与制度の工夫に取り組む企業の事例を取りまとめた「高齢者の活躍に取り組む企業の事例集」等の周知を図るとともに、これらの先進事例を活用した事業主への相談援助に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>② 個別性の高い精神障害者等への支援のほか、令和7年4月からの除外率の引下げや令和8年7月からの法定雇用率の段階的な引上げを踏まえ、事業主のニーズを明確にするための提案型事業主支援等、専門的な支援の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>③ 短時間訓練コースの受講者数については、昨年度に引き続き今年度も目標を達成しているものの、昨年度よりも実績が低下していることから、中期目標の達成に向けて、これ以上実績を低下させることがないよう、受講者の確保に取り組む必要がある。</p>
その他改善事項	なし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	なし。

4. その他事項	
監事等からの意見	なし。
その他特記事項	なし。

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価（自己評価）					項目別 調書No.	備考
	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項	A	A					
（1）高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給	B	B				1-1-1	
（2）高年齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等	A○ 重	A○ 重				1-1-2	
2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項	A	A					
（1）地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援	A○ 重	A○ 重				1-2-1	
（2）地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成	B○ 重	A○ 重				1-2-2	
（3）職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進	A重	A重				1-2-3	
3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項	B	B					
（1）障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給	B	B				1-3-1	
（2）障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給	B	B				1-3-2	
（3）障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会（アビリンピック）等	B	B				1-3-3	
4 職業能力開発業務に関する事項	A	A					
（1）離職者を対象とする職業訓練の実施	A○ 重	A○ 重				1-4-1	
（2）高度技能者の養成のための職業訓練の実施	A○ 重	A○ 重				1-4-2	
（3）在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施	A○ 重	A○ 重				1-4-3	
（4）職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等	A	B				1-4-4	
5 障害者職業能力開発業務に関する事項	B○ 重	B○ 重				1-5	
6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項	B	B				1-6	

中期計画（中期目標）	年度評価（自己評価）					項目別 調書No.	備考
	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
効率的な業務実施体制の確立、業務運営の効率化に伴う経費削減、給与水準の適正化、契約の適正化、インフラ長寿命化の推進、事業の費用対効果、情報システムの整備及び管理、人事に関する計画	B	B				2-1	
第3 予算、収支計画及び資金計画							
第4 短期借入金の限度額							
第5 財産の処分等に関する計画							
第6 剰余金の使途							
保有資産の見直し、予算、収支計画及び資金計画、障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用、短期借入金の限度額、財産の処分等に関する計画、剰余金の使途	B	B				3-1	
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上、業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組、内部統制の充実・強化、人材の確保・育成、職員の適正な労働条件の確保、既往の閣議決定等、施設・設備に関する計画、積立金の処分に関する事項	B	B				4-1	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、令和6年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項		
業務に関連する政策・施策	V-3-1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第1号、第2号及び第3号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
給付金の説明会への参加事業所数（計画値）	100,000 事業所以上	—	20,000 事業所以上	20,000 事業所以上					予算額（千円）	7,248,721	6,861,143		
給付金の説明会への参加事業所数（実績値）	—	—	26,968 事業所	28,326 事業所					決算額（千円）	4,942,313	5,494,943		
達成度	—	—	134.8%	141.6%					経常費用（千円）	4,998,753	5,290,549		
給付金（創設2年目以降）の申請1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）（計画値）	90日以内	—	90日以内	90日以内					経常利益（千円）	173,024	68,179		
給付金（創設2年目以降）の申請1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）（実績値）	—	83.2日	82.2日	76.3日					行政コスト（千円）	4,998,753	5,290,549		
達成度	—	—	109.5%	118.0%					従事人員数（人）	113	114		
事業主に対する70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る制度改善提案件数（計画値）	31,000件以上	—	6,200件以上	6,200件以上									
事業主に対する70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る制度改善提案件数（実績値）	—	8,775件	8,201件	7,718件									
達成度	—	—	132.3%	124.5%									

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合（計画値）	60%以上	—	60%以上	60%以上										
制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合（実績値）	—	65.8%	68.9%	67.8%										
達成度	—	—	114.8%	113.0%										
産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価（計画値）	85%以上	—	85%以上	85%以上										
産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価（実績値）	—	—	86.9%	89.5%										
達成度	—	—	102.2%	105.3%										

注) 高齢・障害者雇用支援勘定（高齢者雇用支援事業経理）における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項（以下略）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項（以下略）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項（以下略）	【指標】 — <評価の視点> —	<主要な業務実績> (1) 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給 (2) 高年齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等	<評価と根拠> 評価：A ・厚生労働省独立行政法人等の目標策定及び評価実施要領に基づき、項目別の加重平均を算出 1-1-1 3点（B） 1-1-2 4点（A） ×2（重要度高） 加重平均は 合計 11点 ÷ 3項目（項目数2+重	<評価に至った理由> ・厚生労働省独立行政法人の目標策定及び評価実施要領に基づき、項目別の加重平均を算出 1-1-1 3点（B） 1-1-2 4点（A） ×2（重要度高） 加重平均は 合計 11点 ÷ 3項目（項目数2+重	

					要度高1項目) =3.7点 であり、A評価と する。	要度高1項目) =3.7点 であり、A評価と する。
--	--	--	--	--	-------------------------------------	-------------------------------------

4. その他参考情報

なし。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-1	高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項－高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給		
業務に関連する政策・施策	V-3-1 高年齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
給付金の説明会への参加事業所数（計画値）	100,000 事業所以上	－	20,000 事業所以上	20,000 事業所以上					予算額（千円）	7,248,721	6,861,143		
給付金の説明会への参加事業所数（実績値）	－	－	26,968 事業所	28,326 事業所					決算額（千円）	4,942,313	5,494,943		
達成度	－	－	134.8%	141.6%					経常費用（千円）	4,998,753	5,290,549		
給付金（創設2年目以降）の申請1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）（計画値）	90日以内	－	90日以内	90日以内					経常利益（千円）	173,024	68,179		
給付金（創設2年目以降）の申請1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）（実績値）	－	83.2日	82.2日	76.3日					行政コスト（千円）	4,998,753	5,290,549		
達成度	－	－	109.5%	118.0%					従事人員数（人）	113	114		

注) 高齢・障害者雇用支援勘定（高齢者雇用支援事業経理）における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			<評価と根拠> 評価：B 「給付金の説明会への参加事業所	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価	

<p>1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項 (1) 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給 高年齢者等の雇用の安定等を図る観点から、70歳までの就業機会の確保についての事業主等の自発的な動きが広がるよう、給付金による支援を実施すること。</p> <p>① 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報 給付金の効果的活用を図るため、給付金制度及び申請手続の説明会を実施し、併せてホームページによる説明や説明動画を配信するなど、事業主等に対する積極的な周知・広報を図ること。</p>	<p>措置</p> <p>1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項 (1) 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給 70歳までの就業機会の確保についての事業主等の自発的な動きを広げるため、給付金による支援を適正かつ効果的に実施する。</p> <p>① 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報 給付金制度及び申請手続の説明会を実施し、併せてホームページによる説明や説明動画を配信するなど、事業主等に対する積極的な周知・広報を行う。</p>	<p>1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項 (1) 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給 70歳までの就業機会の確保についての事業主等の自発的な動きを広げるため、給付金による支援を適正かつ効果的に実施する。</p> <p>① 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報 職業安定機関、関係機関・団体等との連携の下、次の取組を行うことにより、様々な機会を通じて事業主等に積極的な周知・広報を行う。</p> <p>ア 給付金の制度内容や申請手続を分かりやすく紹介する事業主説明会の開催を行う。</p> <p>イ 事業主等が給付金の制度内容を容易に理解できるよう分かりやすい給付金のリーフレットや支給申請の手引等を作成し、事業主等に配布するとともに、ホームページに掲載する。</p> <p>ウ 給付金制度をより多くの事業主等に周知するため、説明動画の配信等オンラインを活用した取組を行うとともに、新聞広告、事業主団体の広報誌等を活用して広く周知を図る。</p>	<p><評価の視点> ・様々な機会を通じて事業主等に積極的な周知・広報を行ったか。</p> <p>【指標】 ・事業主等に対する給付金の説明会に参加する事業所数を20,000事業所以上とする。</p>	<p>1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項 (1) 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給</p> <p>① 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報 職業安定機関、関係機関・団体等と密接に連携し、様々な機会を捉えて積極的な周知・広報を行った。 ・職業安定機関との情報交換 347回(前年度実績 376回) ・訪問による事業主団体等への周知・広報 837回(前年度実績 807回)</p> <p>ア 事業主説明会の開催 事業主等に対して、給付金の制度内容や申請手続を分かりやすく紹介するため、事業主説明会を開催した。開催に当たっては、機構本部において給付金のコースごとに説明用パワーポイント資料を作成し、都道府県支部に配付するとともに、事業主説明会で活用した。 また、アンケート結果を踏まえた説明資料の見直しを行うなど給付金説明会の質の向上に取り組んだほか、より多くの参加者が見込める開催場所の設定や職業安定機関等が開催する各種説明会等との共同開催を行った。 ・事業主説明会の開催 1,028回(前年度実績 1,056回) ・参加事業所数 28,326事業所(前年度実績 26,968事業所)</p> <p>イ リーフレットや支給申請の手引き等の作成・配布 事業主等が給付金の制度内容を容易に理解できるよう、分かりやすい給付金のリーフレット、パンフレット及び支給申請の手引き等を作成し、事業主等に配布するとともに、併せてホームページにも掲載した。 ・支給額、申請手続の流れ等を多色刷りや図表を用いて見やすさを工夫したパンフレットを作成し、事業主等に配布した。 ・高齢者給付金・障害者助成金合同のチラシを作成し、都道府県支部の窓口において事業主等に配布した。 ・申請までの流れ図や記載例、給付金の支給対象又は支給対象外となる事例のほか、申請時の記入誤りや事業主等からの質問が多い点の解説を記載した「支給申請の手引き」を給付金のコースごとに作成し、事業主等に配布した。</p> <p>ウ オンライン、新聞広告及び事業主団体の広報誌等を活用した周知 給付金制度をより多くの事業主等に周知するため、説明動画を作成し、ホームページ及びYouTubeで配信した。 また、日本経団連タイムスや会議所ニュース、月刊商工会等の雑誌、事業主団体の広報誌等を活用した周知を図った。 ・説明動画再生回数 6,556回(前年度実績 8,334回)</p>	<p>数」の達成度が141.6%、「給付金(創設2年目以降)の申請1件当たりの平均処理期間(事業主への照会等に要した日数を除く)」の達成度が118.0%であり、所期の目標を達成又は上回る成果が得られている。評価の根拠として、</p> <p>①給付金の説明会への参加事業所数の確保に係る取組について 【質的な取組】 ・事業主ニーズを的確に踏まえた給付金説明会の開催となるよう、アンケート結果を踏まえた説明資料の見直しを行うなど、給付金説明会の質の向上に取り組んだほか、より多くの参加者が見込める開催場所を設定するなど、より効果的・効率的な給付金説明会の開催に向けて取り組んだこと。 【困難な状況への対応】 ・意欲ある高年齢者が年齢に関わりなく個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備のためには、人事制度や賃金制度の改正等の事業主による重大・慎重な経営判断が必要となるが、70歳までの就業機会の確</p>	<p>結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主に対する支援のため、職業安定機関等との連携の更なる強化を図るとともに、70歳雇用推進プランナー等への研修において、給付金制度の概要説明を行うことで制度への理解を促進し、事業主等への効果的な周知・広報に努める必要がある。また、特に、助成金を活用して定年の廃止、定年の引上げ又は高齢者の処遇改善等を図った企業等の事例を好事例としてまとめるとともに、都道府県支部やプランナー等に展開することにより、都道府県支部等の助成金に対する理解度向上を図ることで、周知に関する基盤を強化する必要がある。 事業主等からの問合せ内容を集約・分析し、「支給申請の手引き」へ反映することと併せて、給付金制度を容易に理解することができるよう、給付金の概要や前年度からの変更点を分かりやすく示したリーフレット等を作成してホームページへ掲載、事業主等への</p>
---	--	--	---	---	--	---

<p>② 効率的な給付金支給業務の運営 高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給業務については、法令の趣旨・目的に従い適正に実施するとともに、オンラインによる助成金の申請など、事務手続の合理化等を通じて効率的な運営を図り、事業主等にとって利便性の高いものとしていくこと。</p>	<p>② 効率的な給付金支給業務の運営 適正支給に配慮しつつ、申請様式及び添付書類の見直し、進捗状況の適正な管理による事務処理の効率化を図る。</p>	<p>② 効率的な給付金支給業務の運営 給付金の支給業務については、制度の趣旨・目的に則して、申請された助成対象措置を適正かつ効率的に審査する。 また、次の取組を行うことにより、適正な給付金の支給とともに、申請1件当たりの平均処理期間の短縮に努める。</p> <p>ア 給付金の申請状況や支給処理に係る進捗状況を日常的に管理し、遅延が生じる場合は原因を分析し速やかに対策を講じるなど審査業務の事務処理の迅速化に取り組む。</p>	<p><評価の視点> ・申請された助成対象措置を適正かつ効率的に審査し、申請1件当たりの平均処理期間の短縮に努めたか。</p> <p>【指標】 ・創設2年目以降の給付金について、支給申請受理後の事業主への照</p>	<p>・広報誌等への掲載 225回（前年度実績 192回）</p> <p>エ 70歳雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーを活用した給付金の周知 給付金の効果的な周知・広報のため、70歳雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザー（以下「70歳雇用推進プランナー等」という。）が、相談・援助の実施において事業所訪問を行う際に給付金の周知を行った。</p> <p>・70歳雇用推進プランナー等による周知・広報 16,747回（前年度実績 18,937回）</p> <p>② 効率的な給付金支給業務の運営 申請された助成対象措置を適正かつ効率的に審査しつつ、申請1件当たりの平均処理期間の短縮に努めた。</p> <p>ア 事務処理の迅速化 ・機構本部では、支給処理が滞留しないよう、給付金ごとの申請状況や支給処理に係る進捗状況を日常的に管理し、遅延が生じた場合は審査過程ごとにその原因を分析し、速やかに審査体制及び審査業務の見直し等を行って遅延防止に努めた。また、支給申請書受付件数が増加したことから、早期支給に向け、併せて審査体制及び審査業務の見直し等を図り、効率的な支給事務に取り組ん</p>	<p>保に向け、事業主等の自発的な動きが広がるよう、給付金説明会の開催に当たっては、職業安定機関等が開催する各種説明会等と共同開催するなど、より多くの事業主等の参加を通じた給付金による支援の活用促進に積極的に取り組んだこと。</p> <p>②給付金（創設2年目以降）の申請1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）の向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】 ・申請状況等に係る進捗状況を日常的に管理し、遅延が生じた場合は、速やかに審査体制及び審査業務の見直し等に取り組んだこと。 ・支給申請の手引きには、記入誤りや事業主等からの質問が多い点に係る解説を掲載するなど、分かりやすい手引きを作成することで、スムーズに申請できるよう工夫したほか、審査・点検マニュアルの作成や給付金業務担当者全国会議等を通じて、都道府県支部担当者のサービスの質や処理能力の</p>	<p>配布等を行うことで、より効果的な広報となるよう、引き続き改良・充実に努める必要がある。</p> <p>また、「審査・点検マニュアル」等の見直しや給付金業務担当者全国会議により、担当職員の審査能力の更なる向上に資する取組を行うことで、引き続き齊一的かつ適正で効率的な審査業務の確保に努める必要がある。</p> <p>加えて、令和7年度から給付金のオンライン申請が開始したことも踏まえ、事業主からの意見等も参考にしながら、事務手続の見直しにより、適正で効率的な審査業務の確保に努めるとともに、円滑な審査業務と全国統一的な窓口サービスの質の更なる向上を図る必要がある。</p> <p><その他> なし。</p>
--	---	--	---	---	--	---

	<p>また、オンライン申請の機能を搭載した助成金システムを構築し、申請に係る事業主等の負担の軽減及び利便性の向上を図るとともに、より効率的かつ適正な支給事務を実施する。</p>	<p>イ 申請に係る事業主等の負担の軽減及び利便性の向上に資するオンライン申請の機能を搭載した助成金システムの構築を進める。 また、オンライン申請について事業主等に周知を図る。</p> <p>ウ 事業主等の利便性の向上を図る観点から、支給申請の手引、申請様式及び添付書類の見直し等を行うとともに、申請書記入方法の説明動画を配信する。</p> <p>エ 給付金業務担当者会議の開催等において、事業主等からの相談・問合せ内容を踏まえた相談対応、提出書類の点検・確認方法等の説明を窓口担当者に行うことにより、窓口サービスの質の向上を図る。</p> <p>オ 給付金を支給した事業主に対して実施するアンケート調査結果を分析し、今後の制度改善や事務手続等に活用する。</p>	<p>会等に要した日数を除き、申請1件当たりの平均処理期間を90日以内にする。 (ただし、年度途中で当初予算額を超える申請があった場合には、当該月の翌月以降に行われる支給申請は全ての平均処理期間算出の対象から除く。)</p> <p><評価の視点> ・窓口サービスの質の向上を図ったか。</p> <p><評価の視点> ・事業主に対して実施するアンケート調査結果を分析</p>	<p>だ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画認定を必要とするコースについては、事業主が助成対象事業の開始を計画した日までに認定・不認定を決定する必要があることを考慮して、審査終了予定日を設定するなど、進捗管理の徹底を図った。 全国施設長会議及び給付金業務担当者全国会議において、適正かつ効率的な点検・確認等について説明・指示を行い、支給事務の更なる効率化を図った。 給付金業務担当者全国会議において、給付金制度の改正点、給付金の適正な支給のための点検上の留意事項について説明を行い、点検業務の統一化を図った。 <p>イ 助成金システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年4月1日をオンライン申請の受付開始予定日として、オンライン申請に向けてシステムの構築を進めた。 オンライン申請の開始に向け、リーフレットを障害者助成金と合同で作成し、ホームページで公開したほか、都道府県支部窓口等において周知・広報を実施した。 システム運用開始後の円滑な業務実施のため、機構本部及び都道府県支部の職員向けの操作研修及び審査・点検マニュアルの改訂を実施した。 <p>ウ 申請書記入方法の説明動画の配信</p> <p>申請件数の最も多い65歳超継続雇用促進コースについては、申請時に誤りが多い箇所等の説明を含む申請書の記入方法説明動画を作成し、ホームページ及びYouTubeで配信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳超継続雇用促進コース申請書記入方法説明動画再生回数4,961回(令和6年7月～令和7年3月)(前年度実績5,698回(令和5年6月～令和6年3月)) <p>エ 窓口サービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県支部に対して、支給事務に関する留意点等を通知し、受理・点検業務の円滑化を図った。 「審査・点検マニュアル」に令和6年度の制度改正内容を踏まえた点検内容を盛り込み、疑義解釈や審査に資する参考資料を追加する等、内容を充実させることやコース間の構成や平仄を合わせる等により、審査・点検業務の効率化及び統一化を徹底した。 新任給付金業務担当者研修において、給付金業務の遂行に必要な基礎的な知識を付与した。 給付金業務担当者研修会において、前年度のアンケート結果を踏まえ、都道府県支部の各担当者が抱える課題や受理・点検業務の工夫についての意見交換会及びクレーム対応研修を実施し、円滑な審査業務と全国統一的な窓口サービスの質の向上を図った。併せて、次年度の給付金業務担当者研修をより効果的に開催するため、研修受講者にアンケートを実施し、研修ニーズ等を把握した。 給付金業務担当者全国会議等において、事業主アンケートの結果を踏まえ、適切な対応等を指示することにより、都道府県支部担当者の対応スキルの一層の向上を図った。 <p>オ アンケート調査結果の分析及び制度改善等</p> <p>給付金を支給した事業主に対してアンケート調査を実施し、その結果を分析の上、制度改善や事務手続等に活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「給付金があることで定年引上げ・雇用管理制度の導入等の取組の後押しとなった」との回答94.2%(前年度実績90.6%) 	<p>向上に取り組んだこと。 【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 70歳までの就業機会の確保に向け、事業主等の自発的な動きが広がるよう、給付金制度を積極的に広報した結果、支給申請書受付件数が増加(前年度比約9%増)したが、早期支給に向け、適正支給とのバランスを考慮しつつ、審査体制及び審査業務の見直し等を実施し、効率的な支給事務に取り組んだこと。 <p>以上を踏まえ、評定をBとする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン申請の利用が可能となったことをはじめとした、助成金制度の改正等の情報について積極的に周知・広報し、事業主サービスの向上を図っていくことが必要である。
--	--	--	--	--	---

<p>③ 適正な支給業務の実施 高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給業務については、職業安定機関との連携及び適切な情報共有等により、適正な実施を図ること。</p> <p>また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。</p>	<p>③ 適正な支給業務の実施 職業安定機関との連携及び適切な情報共有等により、適正な支給業務の実施を図る。</p> <p>適正な審査と支給申請事業所に対する計画的な調査を行い、疑義のあるものについては追加資料の提出、現地調査での確認等を行うことにより、不正受給防止対策を講ずる。</p> <p>不正受給が発生した場合は、再発防止の観点からその原因を究明し、職業安定機関に対して適切な情報提供等を行うとともに、必要な対策を講ずる。</p>	<p>カ 給付金の制度設計段階から、厚生労働省と情報共有や意見調整を行うなど十分に連携・協力し、支給業務の安定的な運営を図る。</p> <p>③ 適正な支給業務の実施 ア 職業安定機関と支給業務の問題点や不正受給事案について情報交換を行い、また、不正受給通報メールアドレスにより、不正受給の疑いがある事業主等の情報を広範に収集するなど、適正な支給業務の実施を図る。</p> <p>イ 一定の条件に該当する申請事業所に対して、申請内容と事業所の整備状況等に疑義がないか現地調査を実施する。疑義のあるものについては追加資料の提出、現地調査での再確認等を行うことにより、不正受給防止対策を講ずる。</p> <p>ウ 不正受給が発生した場合は、再発防止の観点からその原因を究明し、職業安定機関に対して不正受給の内容や事業主への対応経過等の適切な情報提供等を行い、協力して必要な不正受給防止対策を講ずる。</p>	<p>し、制度や事務手続等の改善に活用したか。</p> <p><評価の視点> ・職業安定機関との情報交換や申請事業所に対する現地調査等により、不正受給防止対策を講じたか。</p>	<p>カ 支給業務の安定的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度改正の際には、適正支給と事業主の利便性の向上のバランスを勘案し、申請様式への記載事項を必要最低限とするよう厚生労働省と意見調整を行い、一部の記載事項及び申請様式の削減を行うなど支給業務の安定的な運営を図った。 <p>③ 適正な支給業務の実施 ア 職業安定機関との情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構本部と厚生労働省との間で不正受給事案について情報交換の機会を設け、問題点を共有したほか、厚生労働省から情報提供される不正受給事業主等に係る一覧表について、都道府県支部と情報共有を行った。また、同じく厚生労働省から情報提供される不正受給に関与した社会保険労務士等に係る一覧表については、掲載された社会保険労務士が関与した事業主への機構給付金の支給実績がないか確認を行い、該当がある場合は、厚生労働省及び該当都道府県労働局と情報共有を行った。 ・都道府県支部と職業安定機関の間においても、不正受給事案等に関する情報交換を行った。 ・不正受給通報メールアドレスを引き続き運用し、不正受給に関する情報収集を行った。 受信件数 16 件（前年度実績 12 件） うち不正受給の判明につながる情報 0 件（前年度実績 0 件） <p>イ 現況調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正受給の未然防止を図るため、疑義のある支給申請事業所や、無作為抽出による対象申請事業所に対して現況調査を実施した。これらの調査は複数人で実施することにより、不正受給防止を徹底した。 ・現況調査においては、事業所における事業実態及び対象労働者の就労実態の確認を行い、不正受給及び不適正支給を防止した。 調査回数 605 回（前年度実績 649 回） <p>ウ 不正受給防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主の不正を抑止するため、不正を行った事業主に対しては、刑事告訴を行うこと、事業主名等を公表することをホームページ及び「支給申請の手引き」にも記載し、注意喚起を行った。 ・「審査・点検チェックリスト」及び「審査・点検マニュアル」を活用し、都道府県支部での受理・点検時におけるチェックを的確に行い、不正受給防止を図った。 ・不正受給防止対策を講ずるため、機構本部内の関係部署間において、不正受給についての情報交換を行った。 ・不正受給が判明した件数：1 件（前年度実績 0 件） <p>○令和 6 年能登半島地震に関し、被災地域の状況に配慮した対応を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付金の申請期間の延長について、ホームページにて速やかに周知した。 <p><令和 5 年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付金業務担当者研修会において職業安定機関等との連携に関する取組を共有し、連携強化を図った。 ・給付金の効果的な周知・広報のため、70 歳雇用推進プランナー等 	
---	---	---	---	--	--

				<p>が相談・援助の実施において事業所訪問を行う際に給付金制度の説明を行った。また、70歳雇用推進プランナー等に対する研修において、給付金の概要を説明したほか、活用事例を紹介して、制度に対する見識を深めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等からの相談や問合せが多い事項に関する事例等を「支給申請の手引き」に掲載するとともに、給付金の概要を簡単に示したリーフレット等を作成してホームページへの掲載、事業主等への配布等により効果的な広報を行うことで、制度理解の促進に努めた。また、相談や問合せ内容を踏まえた応答集を作成するとともに審査・点検で誤りが多い項目の整理及び審査・点検マニュアルやチェックリストの見直しを行い給付金業務担当者全国会議でそれらの資料を活用し、担当者の審査・点検能力の向上を図るとともに、全国斉一的かつ適正で効率的な業務の確保に努めた。 ・令和7年度から給付金のオンライン申請の開始に伴い、オンライン申請と紙での申請が併存する状況での事務手続を整理し、担当者へのシステム操作研修や審査・点検マニュアルの改訂を行い、円滑な審査業務と全国統一的な窓口サービスの質の更なる向上を図った。 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
<p>外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果を踏まえ、給付金説明の資料や開催方法等を見直したことは評価できる。 ・新規開業企業等への給付金制度に関する情報周知の一層の強化に取り組んでいただきたい。 ・自己評定については、「妥当」との意見であった。 	

高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給実績

給付金の種類	支給件数 (件)	支給金額 (千円)
65歳超雇用推進助成金 (合計)	2,724	1,581,775
65歳超継続雇用促進コース	1,385	560,850
高年齢者評価制度等雇用管理改善コース	130	39,525
高年齢者無期雇用転換コース	1,209	981,400

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-2	高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項－高年齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等		
業務に関連する政策・施策	V-3-1 高年齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第2号及び第3号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 改正法において、高年齢者就業確保措置が努力義務として創設されたことに伴い、70歳までの就業機会の確保を行う企業への支援を実現し、企業が早期に取り組むための環境整備を行っていくことが求められている。また、成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）に係るフォローアップ工程表において、高年齢者の就業率の達成目標（2025年：65～69歳の就業率51.6%）が示されており、70歳までの就業機会を確保していくためには、より多様な高年齢者の特性に応じた活動の機会を提供できるよう、企業の取組の選択肢を広げる必要があり、本業務はその目的に寄与する極めて重要な業務であるため。</p> <p>【困難度：高】 改正法において、高年齢者就業確保措置が努力義務として創設されたが、事業主にとって70歳までの高年齢者就業確保措置は重大・慎重な経営判断を要する人事制度の改正を伴うものであるとともに、個々の高年齢者の多様性への配慮や負担のかからない職場環境作りも求められるなど、取組を進めていくに当たっての難易度が特に高いことに加えて、第5期中期目標期間の対象企業は、第4期中期目標期間では制度改善提案の対象外であった小規模企業や制度改善提案まで到らなかった企業など働きかけの困難な企業が主となるため。</p>		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
事業主に対する70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る制度改善提案件数（計画値）	31,000件以上	—	6,200件以上	6,200件以上					予算額（千円）	7,248,721	6,861,143		
事業主に対する70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る制度改善提案件数（実績値）	—	8,775件	8,201件	7,718件					決算額（千円）	4,942,313	5,494,943		
達成度	—	—	132.3%	124.5%					経常費用（千円）	4,998,753	5,290,549		
制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合（計画値）	60%以上	—	60%以上	60%以上					経常利益（千円）	173,024	68,179		
制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合（実績値）	—	65.8%	68.9%	67.8%					行政コスト（千円）	4,998,753	5,290,549		
達成度	—	—	114.8%	113.0%					従事人員数（人）	113	114		

注）高齢・障害者雇用支援勘定（高齢者雇用支援事業経理）における数値を記載。

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価（計画値）	85%以上	—	85%以上	85%以上									
産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価（実績値）	—	—	86.9%	89.5%									
達成度	—	—	102.2%	105.3%									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項 (2) 高齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等 改正法により、高齢者就業確保措置が努力義務として創設されたことに伴い、高齢者が個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備等に係る事業主等に対する専門的・技術的な支援の重要性がより一層増していることから、事業主等に対して必要な支援を効果的に実施し、併せて社</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項 (2) 高齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等 高齢者等が個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備等に係る事業主等に対する専門的・技術的な支援を効果的に実施し、併せて生涯現役社会の実現に向け、高齢者等の雇用の促進に関する社会全体での気運の醸成を図るための啓発・広報活動を実施する。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項 (2) 高齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等 高齢者等が個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備等に係る事業主等に対する専門的・技術的な支援を効果的に実施し、併せて生涯現役社会の実現に向け、高齢者等の雇用の促進に関する社会全体での気運の醸成を図るための啓発・広報活動を実施する。</p>		<p>1 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項 (2) 高齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等</p>	<p><評価と根拠> 評価：A 「事業主に対する70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る制度改善提案件数」の達成度が124.5%、「制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合」の達成度が113.0%、「産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価」の達成度が105.3%であり、所期の目標を達成又は上回る成</p>	<p><評価に至った理由> 70歳までの就業機会の確保は、事業主にとって重大・慎重な経営判断を要する人事制度の改正を行う必要があるなど、難易度が特に高い取組である。そのような中、事業主に対する70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る制度改善提案件数が7,718件（目標6,200件以上、達成度124.5%）と目標を上回る成果を得られたこと、70歳雇用推進プランナー等による</p>	

<p>会全体での気運の醸成を図るための啓発・広報活動を実施すること。</p> <p>① 事業主等に対する効果的な相談・援助等の実施 ア 70歳雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによる高年齢者等の雇用に関する専門的・技術的な相談・援助の実施 70歳雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザー（以下「70歳雇用推進プランナー等」という。）による事業主等に対する高年齢者等の雇用の技術的問題全般に関する相談・援助に加え、機構で蓄積している専門的知見を基に、事業主等に対して70歳までの就業機会の確保に係る具体的な制度改善提案を行うこと。また、制度改善提案を行うに当たっては、70歳雇用推進マニュアル等の機構が開発したツールのほか、関係機関と連携し、高年齢者の多様な就業機会の確保や負担のかからない作業環境への改善に取り組む企業への支援を行う等、効果的・効率的に取り組むこと。</p>	<p>① 事業主等に対する効果的な相談・援助等の実施 ア 70歳雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによる高年齢者等の雇用に関する専門的・技術的な相談・援助の実施 70歳雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザー（以下「70歳雇用推進プランナー等」という。）による事業主等に対する高年齢者等の雇用の技術的問題全般に関する相談・援助に加え、機構で蓄積している専門的知見を基に、事業主等に対して70歳までの就業機会の確保に係る具体的な制度改善提案を行う。また、制度改善提案を行うに当たっては、70歳雇用推進マニュアル等の機構が開発したツールや高年齢者雇用環境整備に関する給付金を活用して効果的な相談・援助を実施するほか、関係機関と連携し、高年齢者の多様な就業機会の確保や負担のかからない作業環境への改善に取り組む企業への支援を行う等、効果的・効率的に取り組む。</p>	<p>① 事業主等に対する効果的な相談・援助等の実施 ア 70歳雇用推進プランナー等による制度改善提案の実施 70歳雇用推進プランナー等を活用し、事業主の実情に即して、事業主等に対して70歳までの就業機会の確保に係る具体的な制度改善提案を行う。制度改善提案を行う際には、賃金・評価制度に係る技術的な支援に力を入れる。制度改善提案の実施に当たっては、定年引上げ・継続雇用延長の手順等を示した「70歳雇用推進マニュアル」や、定年引上げ・継続雇用延長等を実施した企業の事例を詳しく紹介した「70歳雇用推進事例集」等、機構が開発したツールを活用する。制度改善提案は、都道府県支部に配置した「70歳雇用推進コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）を活用し、戦略的に取り組む。具体的には、70歳までの就業機会の確保を実施していない企業を対象に、高年齢者の在籍割合が高い企業などニーズがあるところを優先して働きかけを行うことができるよう、企業選定を行うとともに、制度改善提案に係る内容確認・分析、進捗管理を行う。このほか、高年齢者の多様な就業機会の確保や負担のかからない作業環境への改善に取り組む企業に対して、厚生労働省や中央労働災害防止協会等が行う健康管理・安全衛生に関する関係施策の周知等を行う等、効果的・効率的に取り組む。なお、制度改善提案を行った事業主を対象に追跡調査を実施し、提案を受けた事業主が見直しを進めたかどうかや更なる支援ニーズの有無について把握する。その際、見直しを行わなかった事業主については、その理由についても把握・分析・情報共有し、提案業務の質の向上を図る。</p> <p>イ 70歳雇用推進プランナー等による相談・援助の実施</p>	<p><評価の視点> ・事業主の実情に即して、事業主等に対して70歳までの就業機会の確保に係る具体的な制度改善提案を行ったか。また、制度改善提案を行う際は、賃金・評価制度に係る技術的な支援に力を入れたか。</p> <p>【指標】 ・70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る具体的な制度改善提案について、6,200件以上を実施する。</p> <p>【指標】 ・制度改善提案を行った事業主に対して追跡調査を実施し、60%以上の事業主から「提案を受けて見直しを進めた」旨の回答が得られるようにする。</p>	<p>① 事業主等に対する効果的な相談・援助等の実施 ア 70歳雇用推進プランナー等による制度改善提案の実施 令和3年4月1日施行の高年齢者の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正高年齢者雇用安定法」という。）による70歳までの就業機会の確保の努力義務化を踏まえ、70歳雇用推進プランナー等が事業主に対し、事業主の実情に即して、70歳までの就業機会の確保に係る提案を行った。 ・高年齢者雇用状況等報告の対象企業が従業員21人以上の企業に拡大されたことを踏まえ、第5期中期目標期間は、第4期中期目標期間では対象外であった小規模企業も制度改善提案の対象企業となったことから、都道府県支部職員が地域の事業主団体等を訪問し、相談・援助業務に関する周知・広報活動を実施した。 ・70歳雇用推進プランナー等が制度改善提案を行うに当たっては、「70歳雇用推進マニュアル」等、機構が開発したツールを活用した。 ・都道府県支部に配置した「70歳雇用推進コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）が、各企業における65歳以上の従業員数や年齢構成のほか、これまでの相談記録を分析の上、70歳雇用推進プランナー等に必要な情報提供や指示を行った上で戦略的に制度改善提案を実施した。 ・厚生労働省や中央労働災害防止協会等と連携し、高年齢労働者の安全衛生・健康管理に関する「エイジアクション100」、「エイジフレンドリーガイドライン」を企業訪問時に配付し周知・啓発を図った。 ・制度改善提案後、4から6か月経過後に、コーディネーターを中心とした都道府県支部職員が事業主を訪問等してフォローアップを行い、制度改善提案により見直しを進めたかどうか状況確認を行った。 ・見直しを行わなかった事業主については、その理由を機構本部で把握・分析し、都道府県支部に対して分析結果を情報共有した。</p> <p>イ 70歳雇用推進プランナー等による相談・援助の実施 ・高年齢者等の安定した雇用の確保を図るため、70歳雇用推進プラ</p>	<p>果が得られている。評価の根拠として、 ①事業主に対する70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る制度改善提案件数及び制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合の確保・向上に係る取組について【質的な取組】 ・制度改善提案に当たっては、各企業における65歳以上の従業員数や年齢構成のほか、これまでの相談記録を分析の上、企業ニーズ・課題に応じ、戦略的に取り組んだこと。また、「70歳雇用推進マニュアル」等、機構が開発したツール等を活用するとともに、各70歳雇用推進プランナー等が各自の専門性を活かして、事業主の個別の課題等に対する適切な助言・提案を行ったこと。加えて、見直しを行わなかった事業主については機構本部でその理由を把握・分析し、都道府県支部に対して分析結果の情報共有を図ったこと。 【困難な状況への対応】 ・第5期中期目標期間の制度改善提案対象企業</p>	<p>サービスの質の向上を図り、適切かつ効果的な制度改善提案を行った結果、制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合が67.8%（目標60%以上、達成度113.0%）と目標を上回る成果を得られたことは評価できる。 さらに、各産業に特有の性質がある中、高年齢者雇用の促進を図るため、事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価も89.5%（目標85%以上、達成度105.3%）と目標を上回ることは評価できる。 重要度・困難度ともに高く設定された中であって、全ての指標で目標を達成したことから、評価をAとした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 70歳までの就業機会の確保は人事制度や賃金制度など幅広い分野に関わることから事業主への相談援助に広く対応できるよう、研修等の充実により、70歳雇用推進プランナー等によるサービスの質の更なる向上に取り組む必要がある。特に、全国のプランナー等の活動において、企</p>
--	---	--	--	--	--	--

<p>イ 70 歳雇用推進プランナー等によるサービスの質の向上</p> <p>事業所の規模、業種や職種等を踏まえた人事労務管理方策等の高年齢者等の雇用を進めていく上での課題解決に資する実践的手法や、70 歳雇用推進プランナー等が活用するツールを開発するとともに、70 歳雇用推進プランナー等の相談・援助スキル、資質向上のための研修を実施すること。</p>	<p>イ 70 歳雇用推進プランナー等によるサービスの質の向上</p> <p>70 歳雇用推進プランナー等が事業所の規模、業種や職種等に応じ、適切かつ効果的な相談・援助を行うことができるよう、課題解決、制度改善を進めるための事業主支援ツールを開発するとともに、70 歳雇用推進プランナー等の相談・援助スキル、資質向上のための研修を実施する。</p>	<p>ウ 70 歳雇用推進プランナー等によるサービスの質の向上</p> <p>70 歳雇用推進プランナー等が事業所の規模、業種や職種等に応じ、適切かつ効果的な相談・援助を行うことができるよう、70 歳雇用推進プランナー等の相談・援助スキル、資質向上のための研修を実施する。具体的には、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 70 歳雇用推進プランナー等の活動実績の分析を機構本部において行うとともに、相談・援助、制度改善提案に係る事例検討会を行う。 相談・援助、制度改善提案のスキルや資質の向上を図るため、70 歳雇用推進プランナー等に対し、企業からアポイントを取り付ける方法や事業主等からのヒアリングの仕方、ツールの効果的な活用方法、企画立案サービス、企業のニーズに応じて実施する研修の効果的な実施方法等について研修を実施する。研修の実施に当たっては、企業の実情に合わせた提案を行う資質や技術を高めるため、事例発表、グループ討議を中心とした研修内容とする。 70 歳雇用推進プランナー等が自主 	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 70 歳雇用推進プランナー等が事業所の規模、業種や職種等に応じ、適切かつ効果的な相談・援助を行うことができるよう、相談・援助スキル、資質向上のための研修を実施したか。 	<p>ンナー等による制度改善提案の実施のほか、事業主等に対し、人事管理制度や賃金・評価制度をはじめ、職場改善・職域開発、能力開発、健康管理等、高年齢者雇用のための技術的問題全般に関する相談・助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談・助言によって明らかになった課題を自力で解決することができない事業主に対して、企画立案サービスにより、具体的な解決策を提示した。 高年齢者雇用確保措置未実施企業に対しては、70 歳雇用推進プランナー等と職業安定機関との役割分担を踏まえ、職業安定機関からの要請に積極的に対応することを原則とし、協議による個別訪問計画を策定し、公共職業安定所の担当職員との同行訪問、公共職業安定所が行う集団指導等において、改正高年齢者雇用安定法に対応した制度導入に向けた計画的な相談・援助を実施した。 <table border="1"> <tr> <td>相談・助言</td> <td>25,550 件 (前年度実績 28,562 件)</td> </tr> <tr> <td>うちオンライン</td> <td>166 件 (前年度実績 200 件)</td> </tr> <tr> <td>集団指導</td> <td>10 件 (前年度実績 4 件)</td> </tr> <tr> <td>企画立案サービス</td> <td>6 件 (前年度実績 4 件)</td> </tr> <tr> <td>就業意識向上研修</td> <td>48 件 (前年度実績 39 件)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,614 件 (前年度実績 28,609 件)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度に発生した 70 歳雇用推進プランナーによる情報セキュリティインシデントについて、引き続き関係者に対する対応等を行ったほか、全ての 70 歳雇用推進プランナー等に対し、情報セキュリティ対策及び情報管理の履行確認、注意喚起を行うとともに再発防止のための研修等を行った。 <p>ウ 70 歳雇用推進プランナー等によるサービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 70 歳雇用推進プランナー等に対する基本的知識・技能の付与、対応力向上及び業務効率化のための研修を、研修体系に従い計画的に実施した。 研修の実施に当たっては、研修受講者の利便性や研修効果を総合的に勘案し、ミニ研修を除き、繰り返し視聴できるオンデマンド型と対面でのグループ討議ができる集合型のハイブリッド形式で実施した。 <p>【高年齢者雇用アドバイザー資格認定講習 (年 1 回)】 34 人 (前年度実績 50 人)</p> <p>テーマ等：高年齢者雇用アドバイザーとしての基礎的な知識・技能を付与し、資格を認定するための講習</p> <p>【実地研修 (新任者 1 人につき 3 回を上限)】</p> <p>新任の高年齢者雇用アドバイザーが先輩 70 歳雇用推進プランナーの実際の相談・助言に同行</p> <p>【高年齢者雇用アドバイザー基本研修 I (年 1 回)】 47 人 (前年度実績 50 人)</p> <p>テーマ等：雇用制度、職場改善、能力開発、企業への働きかけ方等</p> <p>【高年齢者雇用アドバイザー基本研修 II (年 1 回)】 42 人 (前年度実績 47 人)</p> <p>テーマ等：生涯現役社会実現に向けた基本的な知識、技能 (賃金制度をはじめとした諸制度の導入に結びつけるための提案方法等)</p> <p>【70 歳雇用推進プランナー 5 年次研修 (年 1 回)】 75 人 (前年度実績 70 人)</p> <p>テーマ等：5 年ごとの委嘱年次の者を対象とし、国の施策及び</p>	相談・助言	25,550 件 (前年度実績 28,562 件)	うちオンライン	166 件 (前年度実績 200 件)	集団指導	10 件 (前年度実績 4 件)	企画立案サービス	6 件 (前年度実績 4 件)	就業意識向上研修	48 件 (前年度実績 39 件)	合計	25,614 件 (前年度実績 28,609 件)	<p>は、第 4 期中期目標期間では対象外であった小規模企業や過去に制度改善提案に至らなかった企業など、働きかけの困難な企業が対象とされたことから、都道府県支部職員の地域の事業主団体等への訪問による相談・援助業務に関する周知・広報などのほか、70 歳雇用推進プランナー等に対する研修等を通じ、企業訪問時の工夫や留意点を指示するなど、制度改善提案業務の質の向上に取り組んだこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 70 歳までの就業機会の確保は、事業主の努力義務であり、実施済みの企業割合は 31.9% (令和 6 年高年齢者雇用状況等報告) に留まる中、重大・慎重な経営判断を要する人事制度や賃金制度の改正などを必要とする 70 歳までの就業機会の確保に向けた事業主への提案を的確に行うため、課題解決ノウハウを共有するための研修のほか、制度改善提案に係る好事例や課題等の共有に重点を置いた連絡調整会議やブロック別経験交流会の開 <p>業に対して特に有益であったと評価できる事例を好事例とともに、70 歳雇用推進プランナー等ブロック別経験交流会等の機会を通じ、好事例の横展開を図ることで、サービスの質の向上へ繋げる必要もある。</p> <p>また、企業において、定年の引上げや継続雇用制度の導入等、高年齢者の雇用を進めていくために、同業他社等の例を参考にできるような 70 歳雇用推進事例集等の作成や産業別ガイドラインの策定及び普及支援等についても引き続き取り組む必要があるとともに、高齢者の人事・給与制度の工夫 (役職定年・定年制の見直し、ジョブ型人事制度の導入等) に取り組む企業の事例を取りまとめた「高齢者の活躍に取り組む企業の事例集」については、70 歳雇用推進プランナー等の事業主への相談援助の機会を通じて、その周知及び活用を引き続き取り組む必要がある。</p> <p>加えて、高年齢者雇用に関する国民の理解の促進に資するべく、先進事例の更なる普及・促進の取組として、「高年齢者活躍企業コンテス</p>
相談・助言	25,550 件 (前年度実績 28,562 件)																
うちオンライン	166 件 (前年度実績 200 件)																
集団指導	10 件 (前年度実績 4 件)																
企画立案サービス	6 件 (前年度実績 4 件)																
就業意識向上研修	48 件 (前年度実績 39 件)																
合計	25,614 件 (前年度実績 28,609 件)																

	<p>ウ 実践的手法の開発・提供</p> <p>70歳雇用推進プランナー等が行う相談・援助に活用するため、事業主のニーズを十分把握した上で、70歳までの就業機会の確保に係る制度改善等を進めるために必要な実践的手法を開発するとともに、ホームページ等を通じて提供する。</p>	<p>エ 実践的手法の開発・提供</p> <p>企業における高齢者等の雇用に係る問題の解決、雇用管理の改善等に資するため、事業主のニーズに配慮しつつ、高齢者等の雇用に関する必要な実践的手法を開発する。特に70歳までの就業機会の確保等を進めるための手法やツールの開発に重点的に取り組む。開発に当たっては、賃金・人事管理制度等に関する調査研究等を行い、その成果を70歳雇用推進プランナー等の行う相談・援助業務に活用する。</p> <p>開発した手法やツールについては、70歳雇用推進プランナー等が、相談・援助に活用できるよう、専用のホームページやメールマガジン等で提供する。</p> <p>さらに、事業主等の自主的な取組を支援するため、事業主等を対象とした冊子やツール等の成果物について、高齢化対策、高齢者等の雇用問題に関するその具体的対応事例等を掲載した啓発誌「エルダー」及びホームページ等を通じて提供する。</p> <p>なお、手法やツールの開発に当たっては、70歳雇用推進プランナー等が相</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の雇用に関する必要な実践的手法を開発し、70歳雇用推進プランナー等が実施する相談・援助に活用したか。 	<p>機構の取組を理解し、課題解決のノウハウを共有</p> <p>【スキルアップ応用研修A（年2回）】計42人（前年度実績 計54人）</p> <p>テーマ等：中高年従業員や職場管理者に向けた就業意識向上研修を効果的に企業に提供するためのより高度な対応力を習得</p> <p>【ミニ研修（計33本）】計875人（前年度実績 計31本 計2,348人）</p> <p>テーマ等：70歳雇用推進プランナー等の相談・援助スキル、知識習得、資質向上等のため、1本当たり15～100分程度の研修動画を作成し、ミニ研修としてオンデマンド配信を実施</p> <p>【ブロック別経験交流会（年6回）】（前年度実績 年6回）</p> <p>【70歳雇用推進プランナー等の自主的勉強会（都道府県支部職員の派遣 年1回）】（前年度実績 年1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・援助、制度改善提案等に関する最新の情報や好事例について、アドバイザー・プランナーメールマガジンによる情報提供、アドバイザー活動支援ホームページによる情報共有を行った。 ・高齢者雇用に関する専門的・技術的な知識及び相談・援助の高い能力と豊富な経験を有するゼネラルアドバイザー4人を機構本部に配置し、企画立案サービス及び制度改善提案の全案件に対する精査・指導を実施したほか、70歳雇用推進プランナー等に対する研修の一部を担当した。 ・都道府県支部が実施する連絡調整会議において、制度改善提案に係る好事例や課題等を共有した。 <p>エ 実践的手法の開発・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業における高齢者等の雇用に係る問題の解決、雇用管理の改善等に資するため、学識経験者を委員とする委員会を開催し、70歳雇用推進プランナー等による効果的な手法についてのニーズや事業主のニーズに配慮しつつ、高齢者等の雇用に関する実践的手法を開発した。また、開発に当たっては、賃金・人事管理制度等に関する調査研究等を行い、その成果を70歳雇用推進プランナー等の行う相談・援助業務に活用した。 ・開発したツールや調査研究の成果については調査研究報告書として70歳雇用推進プランナー等に提供するとともに、機構ニュース・ホームページへの掲載等を通じて事業主等への情報提供を行った。また、より効果的な相談・援助、制度改善提案に資するため、高齢社員の賃金制度の理論の解説書を改訂して70歳雇用推進プランナー等に提供した。 ・70歳雇用推進プランナー等の行う相談・援助業務で活用するため、70歳雇用推進事例集2025を作成し、人事管理制度、高齢社員戦力化、健康管理・安全衛生、制度導入の課題とその対応・導入後の効果などについて紹介するとともに、企業の人事担当者に対するアンケート調査結果をもとに、70歳以上の定年・継続雇用制度の導入効果等に関するデータを分かりやすく取りまとめたパンフレット等を作成した。 <p>70歳雇用推進事例集2025 31,500部 70歳雇用推進事例集2024 9,380部（増刷） 70歳雇用推進マニュアル 16,326部（増刷） データでみる70歳以上の定年・継続雇用制度の導入効果と工夫 13,500部 65歳以降の雇用推進に向けた人事制度に係る研究報告書</p>	<p>僱を通じ、70歳雇用推進プランナー等の相談・援助能力の向上に取り組んだこと。</p> <p>②産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価の向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業別ガイドラインの策定に係る効果的な取組を促すため、事業の推進担当者の設置、産業別高齢者雇用推進委員会の設置・運営、会員企業における高齢者雇用の実態・事例把握のためのアンケート・ヒアリング調査及び当該ガイドラインの策定に関する助言・援助を通じ、ガイドラインの充実に取り組んだこと。 <p>なお、指標のとおり、産業団体会員企業から高い評価(89.5%)を得ることができたこと。</p> <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業ごとに、労働力の高齢化の状況や経営課題、高齢人材に期待される役割、評価、処遇の在り方が異なる状況におい 	<p>ト」の応募勸奨並びに「高齢者活躍企業フォーラム」及び「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」の来場者数、配信視聴者数の増加に繋がるよう、引き続き積極的な周知・広報に努める必要がある。</p> <p><その他> なし。</p>
--	--	---	--	---	---	--

<p>ウ 産業別ガイドラインの策定及び普及支援 産業団体が、産業別高齢者雇用推進委員会において、高齢者等の雇用をより一層促進するために必要なガイドラインを策定し、会員企業に対して普及することを支援すること。</p> <p>エ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするための助言、援助 労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し実現できるよう、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。</p> <p>② 生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成するための啓発広報等 人口減少・少子高齢化が</p>	<p>エ 産業別ガイドラインの策定及び普及支援 産業団体が学識経験者、産業団体代表者等から構成する産業別高齢者雇用推進委員会を開催し、高齢者等の雇用促進のために解決すべき課題等について検討を行い、その結果に基づき高齢者等の雇用をより一層促進するために必要なガイドラインを策定し、会員企業に対して普及することを支援する。</p> <p>オ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするための助言、援助 労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し実現できるよう、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。</p> <p>② 生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成するための啓発広報等 働く意欲のある高齢</p>	<p>談・援助を行う際にどのような情報が必要か、また、どのような手法が効果的か等について、ニーズ把握を行い、併せて相談・援助の対象者である企業の人事担当者のニーズも把握し、それらをもとに新たな相談手法の開発や企業への情報提供のあり方について検討を行う。</p> <p>オ 産業別ガイドラインの策定及び普及支援 産業団体が学識経験者、産業団体代表者等から構成する産業別高齢者雇用推進委員会を開催し、高齢者等の雇用促進のために解決すべき課題等について検討を行い、その結果に基づき高齢者等の雇用をより一層促進するために必要なガイドラインを自主的に策定し、会員企業に対して普及することを支援する。 支援する団体数は前年度から継続して活動している4団体と合わせて、計8団体とする。また、会員企業における高齢者等の雇用を促進するため、委託事業終了後の団体に対して情報提供やガイドライン普及のための支援を行う。</p> <p>カ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするための助言、援助 生涯現役社会の実現に向けて、労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し実現できるよう、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。 具体的には、70歳雇用推進プランナー等が相談・援助の過程で把握した、各企業における中高年従業員の活用方法や職業意欲の向上等の支援ニーズに応じ、職場管理者の能力向上・意識改革に係る研修や、中高年従業員の就業意識を高める研修を実施する。</p> <p>② 生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成するための啓発広報等 働く意欲のある高齢者が能力や経験</p>	<p><評価の視点> ・産業別高齢者雇用推進委員会を開催の上、高齢者等の雇用をより一層促進するために必要なガイドラインを自主的に策定すること、及び会員企業に対して普及することを支援したか。</p> <p>【指標】 ・産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業にアンケート調査を実施し、85%以上の企業からガイドラインが有用であるという回答が得られるようにする。</p> <p><評価の視点> ・生涯現役社会の実現に向け、その意義</p>	<p>令和5（2023）年度 650部 高齢社員戦力化のための人事管理制度の整備に向けて 4,000部（増刷）</p> <p>オ 産業別ガイドラインの策定及び普及支援</p> <p>・令和6年度から事業を開始した4団体（ハイヤー・タクシー業、指定自動車教習所業、介護サービス業、コールセンター業）及び令和5年度から事業を続けている4団体（靴産業、ダイカスト業、計量計測機器製造業、IT検証サービス業）に対して、産業別高齢者雇用推進ガイドライン（以下「産業別ガイドライン」という。）の策定に係る効果的な取組を促すため、主に以下の支援を行った。 - 事業の推進担当者の設置及び産業別ガイドラインの策定についての助言・援助（各団体とも2～5人程度の推進担当者を設置） - 会員企業委員等で構成される産業別高齢者雇用推進委員会の設置及び運営に関する助言・援助（各団体とも5～8人の会員企業委員等を委嘱） - 令和5年度から事業を続けている4団体について、策定した産業別ガイドラインを普及啓発セミナー等により会員企業に配付、機構のホームページに産業別ガイドラインを掲載。 ・令和6年度にアンケート調査を実施した5団体（組込みシステム業、倉庫業、在宅介護サービス業、職業紹介業、警備業）における産業別ガイドラインが有用である旨の回答 89.5%（前年度実績 86.9%）</p> <p>カ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするための助言、援助</p> <p>・企業の職場管理者の能力向上及び意識改革、中高年従業員の自己啓発促進等による職務遂行能力の向上を図るための研修を実施した。 実施件数 48件（前年度実績 39件） 受講者数 788人（前年度実績 720人）</p> <p>② 生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成するための啓発広報等</p>	<p>て、同時に複数の産業団体（計8団体）に対し個別の課題を踏まえた支援を実施するため、産業ごとの当該状況を十分に把握・分析した上で、有用な産業別ガイドラインの策定に向けた助言・援助に取り組んだこと。 以上、重要度・困難度が設定されている項目において、これらの実績を挙げたことを踏まえ、評定をAとする。</p> <p><課題と対応> ・70歳までの継続雇用延長や70歳までの定年引上げを推進するために、「70歳雇用推進マニュアル」等を用いて制度改善に向けた企業への働きかけを職業安定機関と連携して行っていくことが必要である。 ・企業がより前向きに「70歳までの就業機会の確保」を進めやすくするため、高齢者を企業の有為な人材として戦力化できるよう、評価・報酬体系に係る技術的な支援により力を入れていく必要がある。 ・令和3年4月1日に改正高齢者雇用安定法が施行されたこと</p>
--	--	---	--	---	--

<p>進展し、労働力不足が課題となっている中、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現が重要であることから、その意義や重要性などを広く国民に周知・広報し、生涯現役社会の実現に向けた社会全体での気運の醸成を図るための取組を実施すること。</p> <p>ア 啓発広報活動等の実施</p> <p>高齢者等の雇用に関する国民の理解の促進を図るため、高齢者就業支援月間を設け、事業主等による高齢者雇用に関する取組の好事例の収集・選定・表彰等を行うとともに、生涯現役社会の実現に向けたシンポジウムを充実させる等、一層積極的かつ効果的に啓発活動を実施すること。また、啓発誌の発行、ホームページへの掲載、マスメディア等の活用、経済団体等との連携によって、啓発広報活動等を積極的かつ効果的に展開すること。</p>	<p>者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現が重要であることから、その意義や重要性などを広く国民に周知・広報し、気運の醸成を図るための取組を実施する。</p> <p>ア 啓発広報活動等の実施</p> <p>高齢者等の雇用に関する国民の理解の促進を図るため、高齢者就業支援月間を設け、事業主等による高齢者雇用に関する取組の好事例の収集・選定・表彰等を行うとともに、生涯現役社会の実現に向けたシンポジウムを充実させる等、一層積極的かつ効果的に啓発活動を実施する。</p> <p>また、啓発誌の発行、ホームページへの掲載、マスメディア等の活用、経済団体等との連携によって、啓発広報活動等を積極的かつ効果的に展開する。</p>	<p>を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現が重要であることから、その意義や重要性などを広く国民に周知・広報し、気運の醸成を図るための取組を実施する。</p> <p>ア 啓発広報活動等の実施</p> <p>高齢者等の雇用に関する国民の理解の促進を図るため、高齢者等の雇用に関する国民の理解の促進と高齢者等がいきいきと働くことができる職場づくりの具体的な取組やアイデアの普及を図る「高齢者活躍企業コンテスト」を実施し、10月の高齢者就業支援月間に開催する「高齢者活躍企業フォーラム」において、入賞企業の表彰、入賞企業等が創意工夫を行った改善事例の発表及び意見・情報交換を行う。</p> <p>都道府県支部においても、当該月間を中心に職業安定機関及び経済団体等との連携により、企業の創意工夫等の改善事例の発表及び意見交換等を行うワークショップを開催する等、啓発広報活動を実施する。</p> <p>併せて、生涯現役社会の実現に向け、企業の人事担当者に関心が高いテーマを設定し、学識経験者による講演、先進的企業の事例発表等を中心としたシンポジウムを3回実施する。</p> <p>上記フォーラム及びシンポジウムにおいては、機構が開発した実践的手法や調査研究等の成果を提供する等、効果的な啓発広報活動を行う。</p> <p>また、エルダーを毎月作成・発行し、事業主等に配布する。なお、作成に当たっては、読者アンケートや編集アドバイザー会議等の意見を踏まえ誌面の一層の充実を図る。</p> <p>さらに、高齢化・高齢者雇用に関連するトピックの解説等のホームページへの掲載による情報提供、マスメディア等の活用、経済団体等との連携によって、啓発広報活動等を積極的かつ効果的に展開する。</p>	<p>や重要性などを広く国民に周知・広報し、気運の醸成を図るための取組を実施したか。</p> <p>ア 啓発広報活動等の実施</p> <p>高齢者等が生涯現役でいきいきと働くことができる職場環境を実現するために企業等が行った創意工夫の事例を「高齢者活躍企業コンテスト」において募集の上、「高齢者活躍企業フォーラム」において優秀事例を表彰し、先進事例を広く社会に周知することにより、企業等の具体的な取組の普及・促進を図った。</p> <p>○高齢者活躍企業コンテスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募社数 69社（前年度実績 63社） <p>○高齢者活躍企業フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰者数 厚生労働大臣表彰 6件（前年度実績 5件） 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰 22件（前年度実績 21件） ・高齢者活躍企業コンテスト表彰式と併せて基調講演、トークセッション（入賞事例発表、事例質疑）を行った。 ・高齢者活躍企業フォーラムは、集合形式とライブ配信を組み合わせたハイブリッド形式で行い、後日オンデマンド配信も実施した。 ・アンケートによる満足度 95.1%（前年度実績 92.2%） <p>○生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県支部において、高齢者就業支援月間である10月を中心に高齢者雇用に先進的な企業等の事例発表、専門家等による講演、ディスカッション等を行う地域ワークショップを当該地域の事業主団体及び都道府県労働局等と連携し、開催した。なお、うち22支部については、Webによる動画配信（ライブ・オンデマンド（後日））を実施した。 ・来場者数 2,358人（前年度実績 2,316人） ・アンケートによる満足度 90.5%（前年度実績 88.4%） <p>○生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業において高齢者の戦力化を図るために関心の高い3つのテーマで、10から11月にかけてライブ配信により3回開催し、基調講演や企業等による事例発表、パネルディスカッション等により、高齢期における活躍促進に向けた展望について考える機会を提供した。また、後日オンデマンド配信を実施した。 <p>【シンポジウムのテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「ジョブ型」人事から考える ～シニア人材の戦力化 - 役職定年見直し企業から学ぶシニア人材の戦力化 - ミドルシニアのキャリア再構築 ～リスクリングの重要性と企業の戦略 	<p>及び第5期中期目標期間はより小規模企業に対する制度改善提案が求められたことを踏まえ、企業の実情に合った的確な提案を行うとともに、企業が制度改善を実現できるよう、好事例・マニュアル等を効果的に活用しながら支援していくことが必要である。</p>	
---	---	--	---	---	--

<p>イ 高年齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開</p> <p>高年齢者就業確保措置を推進するため、70歳雇用推進マニュアルの内容をさらに充実させ、その周知・普及を進めるとともに、事例情報提供システムの強化等により、高年齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開及び効果的な活用を促進すること。</p>	<p>イ 高年齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開</p> <p>70歳までの就業機会の確保を推進するため、70歳雇用推進マニュアルの内容をさらに充実させ、制度改善に向けた周知・普及を進める。</p> <p>また、事例情報提供システムを強化し、高年齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開及び効果的な活用を促進する。</p>	<p>イ 高年齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開</p> <p>70歳までの就業機会の確保を推進するため、70歳雇用推進マニュアル等を用いて制度改善に向けた周知・普及を進める。</p> <p>また、効果的な周知・普及のため、多様な事業主の取組の好事例を収集するとともに、事例情報提供システムを活用して当該好事例の提供を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・配信アクセス数 2,586件（前年度実績 2,888件） ・アンケートによる満足度 85.5%（前年度実績 91.9%） ○啓発誌「エルダー」の作成・発行 ・事業主等に高年齢者雇用についてのノウハウ、情報等を提供することを目的に毎月発行し、企業の人事労務担当者等に対して配布した。 ・読者アンケートや編集アドバイザー会議等の意見を踏まえた上で、5月号では「シニアの生き生き職場づくりー安全・健康確保を進めようー」と題した特集を掲載したほか、12月号では「女性視点で見る高齢者雇用」と題した特集を掲載した。また、65歳超雇用を推進する企業の経営者等のインタビュー記事の巻頭掲載のほか、企業事例を多数掲載した。 ・アンケートによる有用度 86.5%（前年度実績 91.3%） ○マスメディア等による啓発広報活動 ・機構が実施している事業の情報等を提供するメールマガジンにおいて高年齢者就業支援月間特集記事を掲載した。 ・上記の特集記事や高年齢者就業支援月間自体の宣伝を、関連団体のメールマガジンにて行った。 ・高齢化・高年齢者雇用に関連する各種事例・調査研究結果については、各種資料としてホームページで提供した。 ・高年齢者活躍企業コンテスト受賞企業の紹介及び高年齢者雇用に係る取組等を日経新聞（全15段）に掲載した。 <p>イ 高年齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「70歳雇用推進企業事例収集委員会」を開催し、「70歳雇用推進事例集」を作成した（16事例）。（前年度実績 20事例） ○事例情報提供システムの強化 ・利用者ニーズに応じた企業事例を幅広く周知・普及する「高年齢者活躍企業事例サイト」において、70歳雇用推進事例集や高年齢者活躍企業コンテストの事例等、最新の事例を追加して情報提供した。 302社（前年度実績 266社） <p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳までの就業機会の確保のための取組は、重大・慎重な経営判断を要する人事制度や賃金制度の改正など、事業主にとって難易度が高く、かつ幅広い分野に関わることから、70歳雇用推進プランナー等が事業主への相談・援助に広く対応できるよう、相談・援助スキル、資質向上のための研修の充実を図るとともに、70歳雇用推進プランナー等へ最新の情報や好事例を定期的に提供するなど、更なるサービスの質の向上に努めた。 ・70歳雇用推進事例集については、同業他社等の例を参考にできるような企業数の多い従業員50人未満の企業を対象とした事例を追加した。産業別ガイドラインの策定及び普及支援のため、産業別団体が開催する高齢者雇用推進委員会にオブザーバーとして参 		
---	--	--	--	---	--	--

				<p>加し、策定に資する助言・援助やホームページを通じた周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成するための啓発広報等については、「高齢者活躍企業コンテスト」への積極的な応募勧奨に努め、応募企業を増加させた。また、「高齢者活躍企業フォーラム」及び「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」については、来場者数、配信視聴者数の増加に繋がるよう、従来の広告に加え、ダイレクトメールの送付やバナー広告等を行うなど積極的な周知・広報に努めた。 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報					
<p>外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精力的に事業を展開していることは高く評価できること、対象企業が働きかけが困難な小規模事業所であるため、企業訪問時の工夫や留意点等を指示したことは評価できる。 ・(制度改善提案業務では、プランナー等が訪問することにより) 企業アクセスができていますので、その際、高齢者雇用以外 (ex. 障害者雇用関係業務の周知・広報など) への展開がほしい。 ・自己評定については、「妥当」との意見であった。 					

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項		
業務に関連する政策・施策	V-3-1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第4号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職業リハビリテーション計画を策定した実人数（計画値）	50,000人以上	—	10,000人以上	10,000人以上					予算額（千円）	10,883,027	11,643,045		
精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職業リハビリテーション計画を策定した実人数（実績値）	—	—	11,676人	11,539人					決算額（千円）	9,575,758	10,915,219		
達成度	—	—	116.8%	115.4%					経常費用（千円）	9,029,574	10,048,903		
事業主支援計画に基づく体系的な支援を実施した事業所数（計画値）	5,000所以上	—	1,000所以上	1,000所以上					経常利益（千円）	258,776	39,734		
事業主支援計画に基づく体系的な支援を実施した事業所数（実績値）	—	—	1,115所	1,151所					行政コスト（千円）	9,187,465	10,254,196		
達成度	—	—	111.5%	115.1%					従事人員数（人）	467	473		
職業準備支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率（職場適応率含む。）（計画値）	68%以上	—	68%以上	68%以上									
職業準備支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率（職場適応率含む。）（実績値）	—	72.0%	73.9%	75.7%									
達成度	—	—	108.7%	111.3%									

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
ジョブコーチ支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率（計画値）	85%以上	—	85%以上	85%以上									
ジョブコーチ支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率（実績値）	—	89.2%	89.1%	89.3%									
達成度	—	—	104.8%	105.1%									
職業リハビリテーション関係機関への助言・援助業務の実施件数（計画値）	26,000件以上	—	4,600件以上	4,600件以上									
職業リハビリテーション関係機関への助言・援助業務の実施件数（実績値）	—	—	5,506件	5,794件									
達成度	—	—	119.7%	126.0%									
助言・援助を受けた関係機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価の割合（計画値）	85%以上	—	85%以上	85%以上									
助言・援助を受けた関係機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価の割合（実績値）	—	96.8%	97.0%	96.2%									
達成度	—	—	114.1%	113.2%									
ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者数（計画値）	3,000人以上	—	600人以上	600人以上									
ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者数（実績値）	—	733人	761人	842人									
達成度	—	—	126.8%	140.3%									

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査における「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価の割合（計画値）	90%以上	—	90%以上	90%以上									
ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査における「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価の割合（実績値）	—	98.0%	97.9%	95.9%									
達成度	—	—	108.8%	106.6%									
外部の研究評価委員による各研究テーマの評価に係る合計点数の平均（計画値）	5点以上	—	5点以上	5点以上									
外部の研究評価委員による各研究テーマの評価に係る合計点数の平均（実績値）	—	5.33点	5.50点	5.40点									
達成度	—	—	110.0%	108.0%									
外部の研究評価委員の評価を受ける研究テーマ数（計画値）	25本以上	—	5本以上	5本以上									
外部の研究評価委員の評価を受ける研究テーマ数（実績値）	—	6本	6本	5本									
達成度	—	—	120.0%	100.0%									
職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等の作成件数（計画値）	30件以上	—	6件以上	6件以上									
職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等の作成件数（実績値）	—	6件	6件	6件									
達成度	—	—	100.0%	100.0%									

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
職業リハビリテーション 研究発表会（地方対象）の 開催回数（計画値）	75回以上	—	15回以上	15回以上									
職業リハビリテーション 研究発表会（地方対象）の 開催回数（実績値）	—	—	16回	20回									
達成度	—	—	106.7%	133.3%									

注) 高齢・障害者雇用支援勘定（障害者雇用支援事業経理）における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項 (以下略)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項 (以下略)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項 (以下略)	【指標】 — <評価の視点> —	<主要な業務実績> (1) 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援 (2) 地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成 (3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進	<評価と根拠> 評価：A ・厚生労働省独立行政法人等の目標策定及び評価実施要領に基づき、項目別の加重平均を算出 1-2-1 4点（A） ×2（重要度高） 1-2-2 4点（A） ×2（重要度高） 1-2-3 4点（A） 加重平均は 合計20点÷5項目（項目数3＋重要度高2項目） ＝4.0点 であり、A評価とする。	<評価に至った理由> 厚生労働省独立行政法人の目標策定及び評価実施要領に基づき、項目別の大臣評価の加重平均を算出。 1-2-1 4点（A） ×2（重要度高） 1-2-2 4点（A） ×2（重要度高） 1-2-3 4点（A） 加重平均は、 合計20点÷5項目（項目数3＋重要度高2項目） ＝4.0点 であり、A評価とする。	

4. その他参考情報
なし。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2-1	障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項ー地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援		
業務に関連する政策・施策	V-3-1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第4号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 多様な人材の一人一人がもつ潜在力を最大限発揮できる環境整備が求められる中、これまで就業が想定されにくかった重度障害者や多様な障害者の就業ニーズへの対応が求められることとなり、個性の高い専門的な支援を必要とする障害者への支援ニーズはますます高まることから、これにこたえることは極めて重要であるため。</p> <p>【困難度：高】 個性の高い専門的な支援を必要とする障害者への対応が求められる中、従来からの実績を踏まえた高い水準の実績を維持することは、高度な専門性に加え、各支援場面における創意工夫、きめ細やかな対応を必要とするため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職業リハビリテーション計画を策定した実人数(計画値)	50,000人以上	—	10,000人以上	10,000人以上					予算額(千円)	10,883,027	11,643,045		
精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職業リハビリテーション計画を策定した実人数(実績値)	—	—	11,676人	11,539人					決算額(千円)	9,575,758	10,915,219		
達成度	—	—	116.8%	115.4%					経常費用(千円)	9,029,574	10,048,903		
事業主支援計画に基づく体系的な支援を実施した事業所数(計画値)	5,000所以上	—	1,000所以上	1,000所以上					経常利益(千円)	258,776	39,734		
事業主支援計画に基づく体系的な支援を実施した事業所数(実績値)	—	—	1,115所	1,151所					行政コスト(千円)	9,187,465	10,254,196		
達成度	—	—	111.5%	115.1%					従事人員数(人)	467	473		

注) 高齢・障害者雇用支援勘定（障害者雇用支援事業経理）における数値を記載。

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
職業準備支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率（職場適応率含む。）（計画値）	68%以上	—	68%以上	68%以上									
職業準備支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率（職場適応率含む。）（実績値）	—	72.0%	73.9%	75.7%									
達成度	—	—	108.7%	111.3%									
ジョブコーチ支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率（計画値）	85%以上	—	85%以上	85%以上									
ジョブコーチ支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率（実績値）	—	89.2%	89.1%	89.3%									
達成度	—	—	104.8%	105.1%									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項 (1) 地域センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項 (1) 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項 (1) 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援</p>		<p>2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項</p> <p>(1) 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援</p> <p>① 障害者の希望や適性に合わせた働き方を実現する専門的支援等</p>	<p><評価と根拠> 評価：A 「精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職業リハビリテーション計画を策定した実人数」の達成度が115.4%、「事業主支援計画に基づく体系的な支援を実施した事業所数」の達成度が</p>	<p><評価に至った理由> 個別性の高い精神障害者等に対する就職や職場定着に係る専門的支援、また、事業主に対する採用、職場適応等の各段階に応じた専門的支援それぞれのニーズの高まりから、それらに</p>	

<p>① 障害者の希望や適性に合わせた働き方を実現する専門的支援等の実施 地域センターにおいては、個別性の高い専門的な支援を必要とする障害（精神障害、発達障害、高次脳機能障害等）を有する対象者に対して、キャリアのいずれのステージにおいても、希望や適性に合わせた働き方を実現できるように、求職中・在職中の支援、さらには休職中の復職支援等、個別の職業リハビリテーション計画に基づく専門的支援を着実に実施すること。なお、障害者雇用に係るセーフティネットとしての役割は重要であることから、他の就労支援機関で対応が困難な障害者に対する職業リハビリテーションに係る支援を行うこと。</p>	<p>① 障害者の希望や適性に合わせた働き方を実現する専門的支援等の実施 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）においては、個別性の高い専門的な支援を必要とする障害（精神障害、発達障害、高次脳機能障害等）を有する対象者に対して、キャリアのいずれのステージにおいても、希望や適性に合わせた働き方を実現できるように、求職中・在職中の支援、さらには休職中の復職支援等、個別の職業リハビリテーション計画に基づく専門的支援を着実に実施する。 なお、障害者雇用に係るセーフティネットとしての役割は重要であることから、他の就労支援機関で対応が困難な障害者に対する職業リハビリテーションに係る支援を行う。 支援に当たっては、障害者職業総合センター（以下「総合センター」という。）の調査・研究等の成果も活用し、効果的に実施する。</p> <p>ア 職業準備支援 個別支援計画に基づき、職業上の課題の把握とその改善を図るための支援、職業に関する知識習得のための支援及び社会生活技能等の向上のための支援を効果的に実施し、終了者の就職及び職場適応を促進する。</p>	<p>① 障害者の希望や適性に合わせた働き方を実現する専門的支援等の実施 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）においては、個別性の高い専門的な支援を必要とする障害（精神障害、発達障害、高次脳機能障害等）を有する対象者に対して、キャリアのいずれのステージにおいても、希望や適性に合わせた働き方を実現できるように、求職中・在職中の支援、さらには休職中の復職支援等、個別の職業リハビリテーション計画に基づく専門的支援を着実に実施する。 なお、障害者雇用に係るセーフティネットとしての役割は重要であることから、他の就労支援機関で対応が困難な障害者に対する職業リハビリテーションに係る支援を行う。 支援に当たっては、障害者職業総合センター（以下「総合センター」という。）の調査・研究等の成果も活用し、効果的に実施する。</p> <p>ア 職業準備支援 個別支援計画に基づき、職業上の課題の把握とその改善を図るための支援、職業に関する知識習得のための支援及び社会生活技能等の向上のための支援を効果的に実施し、終了者の就職及び職場適応を促進する。</p>	<p>＜評価の視点＞ ・地域センターにおいては、個別性の高い専門的な支援を必要とする障害を有する対象者に対して、希望や適性に合わせた働き方を実現できるように、個別の職業リハビリテーション計画を策定したか。また、職業リハビリテーション計画に基づく専門的支援を実施したか。</p> <p>【指標】 ・精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職業リハビリテーション計画を策定した実人数を10,000人以上とする。</p> <p>【指標】 ・職業準備支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率（職場適応率含む）を68%以上とする。</p>	<p>の実施</p> <p>○個別性の高い専門的な支援が必要な対象者への職業リハビリテーション計画に基づく支援の実施 ・地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）においては、個別性の高い専門的な支援を必要とする障害（精神障害、発達障害、高次脳機能障害等）を有する対象者に対して、キャリアのいずれのステージにおいても、希望や適性に合わせた働き方を実現できるように、職業相談や職業評価を踏まえ、求職中・在職中における職業準備支援やジョブコーチ支援、さらには休職中の復職支援等、個別の職業リハビリテーション計画に基づく専門的支援を着実に実施した。 - 支援を受けた精神・発達・高次脳機能障害者に対する利用者アンケートにおける「支援は大変効果があった」、「支援は効果があった」旨の回答割合 96.6%（前年度実績 97.4%） ・職業リハビリテーション計画は、対象者自身の希望や意見をきめ細かに把握した上で、対象者が利用する支援や社会資源、支援機関の役割分担等を整理するとともに、主治医等から把握した意見や医療情報等に加え、職業能力・適性、障害特性等を踏まえた内容で案を作成。さらに、所内ケース会議で複数の障害者職業カウンセラーが多角的に検討した上で、インフォームド・コンセントを徹底し、個別の計画を作成した。 ○地域のセーフティネットとしての均等・公平な職業リハビリテーションサービスの実施 ・適切な職業リハビリテーションサービスをどの地域においても均等・公平に受けられるようにするとともに、他の就労支援機関では対応が困難な障害者に対して、公共職業安定所等の関係機関とのネットワークを活用し、それぞれの役割のもと連携した支援を行うことでセーフティネットとしての役割を果たした。 ○障害者職業総合センターの調査・研究等の成果を活用した支援の実施 ・障害者職業総合センター（以下「総合センター」という。）の調査・研究等の成果を活用し、職業準備支援やリワーク支援における各種講座等の実施方法の見直しや内容の充実を図ったほか、支援技法を取り入れたジョブコーチ支援を実施した。</p> <p>ア 職業準備支援</p> <p>○個別支援計画に基づく職業準備支援の実施と就職及び職場適応の促進 ・個別支援計画に基づき、求職中・在職中の障害者に対して様々な個別作業や設定された課題に協力し合いながら取り組むチーム作業等を行う「職業上の課題の把握とその改善を図るための支援」、履歴書作成や模擬面接等の各種講座を行う「職業に関する知識習得のための支援」及び対人技能、ストレス対処、障害特性の整理等の講座を行う「社会生活技能等の向上のための支援」を柔軟に組み合わせることにより効果的に実施した。 ・個別面談や作業支援を通じて希望の職種や労働条件を整理した上で、公共職業安定所等と連携し、終了者の就職実現を図った。また、職業準備支援終了後の職場定着支援を希望する利用者に対しては、ジョブコーチが早期に対象者の障害特性や効果的な支援方法を把握するとともに、対象者との信頼関係の構築及びジョブコーチ支援への円滑な移行を促進し、職業準備支援で整理した特性や配慮事項の事業主への伝達支援のほか、習得したスキルの活用支援等を行うなど一貫した質の高い支援を実施した。</p>	<p>115.1%、「職業準備支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率（職場適応率含む）」の達成度が111.3%、「ジョブコーチ支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率」の達成度が105.1%であり、いずれも所期の目標を達成している。評価の根拠として、 ①精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者（以下、評価と根拠欄において「三障害者」という。）の職業リハビリテーション計画を策定した実人数の確保に係る取組について 【質的な取組】 ・三障害者の希望や適性に合わせた働き方の実現に向け、対象者のニーズや状況等をきめ細かに把握した上で、個別の職業リハビリテーション計画を策定し、支援に当たっては、総合センターの調査・研究等の成果も活用するなど、質の高い支援に取り組んだこと。なお、地域センターの支援を利用した三障害者から高い評価</p> <p>ることは極めて重要である。 ・個別性の高い専門的な支援が必要な精神・発達・高次脳機能障害者への職業リハビリテーション計画の策定について、 -対象者の希望や意見を踏まえ、複数の障害者職業カウンセラーが多角的に検討した上で、インフォームド・コンセントを徹底し、職業リハビリテーション計画を作成したこと -作成した職業リハビリテーション計画に基づく支援を受けた精神・発達・高次脳機能障害者に対する利用者アンケートにおいて「支援は大変効果があった」「支援は効果があった」旨の回答があった割合が96.6%であったこと -地域のセーフティネットとして、均等・公平にサービスを提供するとともに、他の就労支援機関で対応が困難な障害者に対してのサービスを提供したこと 等により、精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職業リハビリテーション計画を策定した実人数の達成度が</p>
---	---	---	---	---	--

	<p>イ 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援 個別支援計画に基づき、対象となる障害者や事業主等の状況に応じた支援を着実に実施し、障害者の職場定着を図る。</p> <p>ウ 精神障害者総合雇用支援 地域における精神障害者雇用支援ネットワークを構築・整備しつつ、主治医、事業主、家族等関係者との緊密な連携を図り、障害者に対する職業指導及び作業支援、事業主に対する雇用管理の助言・援助等を総合的に行い、精神障害者の雇入れ、復職及び雇用継続を促進する。</p>	<p>イ 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援 個別支援計画に基づき、対象となる障害者や事業主等の状況に応じた支援を着実に実施し、障害者の職場定着を図る。 地域センターのジョブコーチは個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者(精神障害、発達障害、高次脳機能障害等)を重点的に実施する。また、必要に応じて関係機関のジョブコーチ等を招集した会議の開催等を通じて、ネットワーク構築や連携の在り方等の協議を行う。</p> <p>ウ 精神障害者総合雇用支援 地域における精神障害者雇用支援ネットワークについて、必要に応じて関係機関を招集した会議の開催等を通じて構築・整備しつつ、主治医、事業主、家族等関係者との緊密な連携を図り、障害者に対する職業指導及び作業支援、事業主に対する雇用管理の助言・援助等を総合的に行い、精神障害者の雇入れ、復職及び雇用継続を促進する。 復職(リワーク)支援については、個別支援計画に基づき、発達障害の傾向を有する等多様な精神障害者や事業主に対して、必要な支援を着実に実施し、円滑な復職を促進する。個別の支援に際しては、事業主、主治医等関係者との十分な連携を行い、効果的な支援を実施する。</p>	<p>【指標】 ・ジョブコーチ支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率を85%以上とする。</p>	<p>- 支援対象者数 2,066人(前年度実績 2,089人)</p> <p>イ 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援</p> <p>○個別支援計画に基づく障害者や事業主等の状況に応じた支援の実施 ・個別支援計画に基づき、障害者には職務遂行を円滑に進めるための支援、ストレス対処や対人関係等に関する支援を実施するとともに、事業主等には障害に係る理解の促進やナチュラルサポート体制の確立等のための支援を実施した。また、支援終了後はフォローアップ計画を策定し、計画的にフォローアップを実施することで障害者の職場定着を図った。 ・地域センターのジョブコーチによる支援は個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者(精神障害、発達障害、高次脳機能障害等)を重点的に実施し、職場における具体的な課題に応じた相談等の支援に取り組んだ。また、事業主に対しては、個別の特性に応じた指導方法の助言等の支援を実施した。就職後に課題が生じ、問題が複雑化してから支援依頼があるなど、困難性の高いジョブコーチ支援についても、障害者と事業主双方の意向を踏まえつつ、職場適応上の課題の把握・改善と人間関係の再構築等、ニーズに応じて実施した。 ・必要に応じて関係機関のジョブコーチ等を招集し、連携方法等をテーマとしたジョブコーチ支援事業推進協議会の開催等を通じて、ネットワーク構築や連携の在り方等の協議を行った。 - 支援対象者数 2,638人(前年度実績 2,665人)</p> <p>ウ 精神障害者総合雇用支援</p> <p>○精神障害者雇用支援ネットワークの構築・整備による精神障害者の雇入れ、復職及び雇用継続の促進 ・障害者雇用支援連絡協議会や関係機関が開催する会議等を通じて、関係機関の適切な役割分担の調整を行う等、地域における精神障害者雇用支援ネットワークを構築・整備しつつ、主治医、事業主、家族等関係者との緊密な連携を図り、障害者に対する職業指導及び作業支援、事業主に対する雇用管理の助言・援助等を総合的に行い、精神障害者の雇入れ、復職及び雇用継続を促進した。 ○復職(リワーク)支援の実施 ・事業主、主治医等関係者との十分な連携のもと、個別支援計画に基づき、効果的な支援を実施した。発達障害の傾向を有する者や、職務経験の希薄な若年者等、多様な精神障害者に対しては、職業準備支援及びリワーク支援を横断的に活用し、個々の特性等に応じてスキル習得を図る等の支援内容や支援期間を弾力的に設定するとともに、総合センターが開発したジョブリハーサル等の支援技法を活用し、復職後の環境等を想定した支援を行った。また、事業主に対しては、事業主のメンタルヘルス対策の取組状況等に応じた丁寧な職場復帰のコーディネートに取り組んだ。 - リワーク支援対象者数 2,457人(前年度実績 2,430人) ○職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援の効果度を把握するためのアンケート結果 「大変効果があった」、「効果があった」95.6%(前年度実績 96.9%) - 職業準備支援 95.8%(前年度実績 97.9%) - ジョブコーチ支援 92.2%(前年度実績 94.8%) - リワーク支援 98.8%(前年度実績 98.1%)</p>	<p>(96.6%)を得ることができたこと。 【困難な状況への対応】 ・個別性の高い専門的な支援を必要とする三障害者への対応が求められる中、地域センター職員に対し年次研修のみならず課題別研修等の実施など、高い専門性の維持・向上に取り組んだこと。また、各支援場面におけるきめ細やかな専門的支援の実施に当たっては、所内ケース会議で複数の障害者職業カウンセラーが多角的に検討した上で個別の職業リハビリテーション計画を策定し、三障害者の希望や適性に合わせた働き方の実現に取り組んだこと。 ・三障害者の職業リハビリテーション計画は、障害の特性(コミュニケーション面等)を踏まえて策定することから、模擬的就労場面(職業準備支援)の場を活用した職業評価を実施するなど、より丁寧なアセスメントに取り組んだこと。 ②職業準備支援の終了者のうち三障害者の就職率</p>	<p>115.4%と、所期の目標を達成したことは評価できる。 ・事業主に対する支援について、 - 具体的な取組事項が明確になっていない事業主に対して、事業主相談・支援ツールや提案シート等の活用により様々な支援プランについて提案を行う提案型事業主支援を実施したこと - テレワーク等ICTを活用した新しい働き方の実現のための環境整備に向け、障害者職業カウンセラー向け研修の実施や先行事例を収集・共有する機会を設けた上で、企業に対してニーズや実態に応じた助言その他の援助等を実施したこと 等により、事業主支援計画に基づく体系的な支援を実施した事業所数が1,151所と過去最高となり、達成度が115.1%と所期の目標を達成したことは評価できる。 ・職業準備支援及びジョブコーチ支援について、対象者に占める精神・発達・高次脳機能障害者が多くなる中、 - 個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者への対応が求め</p>
--	---	--	--	---	--	---

<p>② 質の高い障害者雇用を支える事業主支援の実施 地域センターにおいては、企業が抱える障害者雇用に関する課題に対して様々な支援プランを提示する提案型事業主支援や外部専門家である「障害者雇用管理サポーター」と連携した専門的な相談支援等、企業に対するオーダーメイド型の支援を強化する。その際、テレワーク等ICTを活用した新しい働き方の実現のための環境整備に向けても、企業に対して、好事例の紹介や、ニーズや実態に応じた助言その他の援助等を実施すること。</p>	<p>② 質の高い障害者雇用を支える事業主支援の実施 地域センターにおいては、企業が抱える障害者雇用に関する課題に対して様々な支援プランを提示する提案型事業主支援や外部専門家である「障害者雇用管理サポーター」と連携した専門的な相談支援等、企業に対するオーダーメイド型の支援を強化する。支援に当たっては、総合センターの調査・研究等の成果も踏まえるとともに、テレワーク等ICTを活用した新しい働き方の実現のための環境整備に向けても、企業に対して、好事例の紹介や、ニーズや実態に応じた助言その他の援助等を実施する。</p>	<p>② 質の高い障害者雇用を支える事業主支援の実施 地域センターにおいては、職業安定機関が実施する雇用率達成指導等と連携しつつ、障害者の雇用管理に関する課題について、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する的確な支援を実施し、障害者の就職又は職場適応の促進に努める。 とりわけ障害者雇用の取組が進んでいない事業所や雇用管理に課題のある事業所等であって、事業所自らの具体的な取組事項が明確になっていない事業主に対して、様々な支援プランを提示する提案型事業主支援を実施する。 ニーズが明確な事業主に対しては、事業主のニーズに応じた事業主支援計画を策定し、体系的な支援を行う。 支援に当たっては、障害者雇用支援ネットワークコーディネーターや外部専門家である「障害者雇用管理サポーター」と連携した専門的な相談支援等を実施する。また、総合センターの調査・研究等の成果も踏まえるとともに、テレワーク等ICTを活用した新しい働き方の実現のための環境整備に向けても、企業に対して、好事例の紹介や、ニーズや実態に応じた助言その他の援助等を実施する。</p>	<p><評価の視点> ・広域センターについては、全国から系統的な職業リハビリテーションの措置が必要な障害者を受け入れ、職業安定機関、地域センター及びその他関係機関と連携して対象者の支援等を行ったか。</p> <p><評価の視点> ・障害者雇用の取組が進んでいない事業主等に対して、様々な支援プランを提示する提案型事業主支援を実施したか。また、ニーズが明確な事業主に対して、事業主のニーズに応じた事業主支援計画を策定し、体系的な支援を実施したか。</p> <p>【指標】 ・事業主支援計画に基づく体系的な支援を実施した事業所数を1,000所以上とする。</p> <p><評価の視点> ・事業主支援については、総合センターの調査・研究等の成果を踏ま</p>	<p>○広域障害者職業センターにおける支援 ・広域障害者職業センター（以下「広域センター」という。）においては、機構が運営する障害者職業能力開発校と併せて運営することにより、全国から系統的な職業リハビリテーションの措置が必要な障害者を受け入れ、職業安定機関、地域センター及びその他関係機関と連携して対象者への職業評価や職業指導等の支援を行った。</p> <p>② 質の高い障害者雇用を支える事業主支援の実施 ○事業主に対する的確な支援の実施 ・地域センターにおいては、ゼロ人雇用企業などの障害者雇用の取組が進んでいない事業主に対して、職業安定機関が実施する障害者雇用率達成指導等と連携しつつ、障害者の雇入れや職場適応に向けた雇用管理に関する課題について、職業リハビリテーション専門機関の立場から、障害者の担当職務の検討や障害者雇用の具体的イメージの形成のための助言やジョブコーチ支援等を実施し、障害者の就職や職場適応の促進に努めた。 ・障害者雇用において課題を有しているものの、具体的な取組事項が明確になっていない事業主に対しては、事業主相談・支援ツール等を活用し地域センターの実施する専門的支援について分かりやすく説明するとともに、提案シート等を活用し様々な支援プランについて提案を行う提案型事業主支援を実施した。 ・ニーズが明確な事業主に対しては、ニーズを踏まえた事業主支援計画を策定し、社員向け研修等の雇入れに関する支援やジョブコーチによる定着支援等を組み合わせた体系的支援を実施した。 ・地域センターだけでは対応困難な障害者の雇用管理に係る専門的事項については、障害者雇用支援ネットワークコーディネーターや外部専門家である「障害者雇用管理サポーター」と連携した専門的な相談支援等を実施した。 ・テレワーク等ICTを活用した新しい働き方の実現のための環境整備に向けて、障害者職業カウンセラー等を対象とした研修や、先事例を収集・共有する機会を設け、ニーズの変化を踏まえた支援ノウハウを共有した上で、企業に対して、好事例の紹介のほか、ニーズや実態に応じた助言その他の援助等を実施した。 - 支援実施事業所数 19,190所（前年度実績 20,133所） - 職業安定機関が行う障害者雇用率達成指導と連携した支援実施企業数 1,580企業（前年度実績 1,480企業） - 支援を受けた事業主に対する追跡調査における「課題の改善に大変効果があった」、「課題の改善に効果があった」旨の回答割合 92.8%（前年度実績 91.7%）</p> <p>○令和6年能登半島地震に関し、被災地域の状況に配慮した対応を</p>	<p>（職場適応率含む。）及びジョブコーチ支援の終了者のうち三障害者の支援終了6か月後の職場定着率の向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】 ・職業準備支援に当たっては、支援メニューを柔軟に組み合わせることで就職率の向上に取り組むとともに、ジョブコーチ支援に当たっては、ナチュラルサポート体制（必要な支援が上司や同僚により自然に行われる体制）を確立するなど職場定着率の向上に取り組んだこと。 ・また、職業準備支援を利用して就職・復職する際に、必要に応じてジョブコーチ支援として、職業準備支援で整理した特性や配慮事項の事業主への伝達支援や習得したスキルの活用支援等を行い、就職・復職のみならず、その後の職場適応を図るなど、一貫した質の高い支援に取り組んだこと。</p> <p>【困難な状況への対応】 ・個別性の高い専門的な支援を必要とする三障害者への対応が求</p> <p>られる中、研修等の実施等により高い専門性の維持・向上に取り組んだこと - 障害者職業カウンセラーが多角的に検討した上で作成した、支援ニーズ等に応じた個別支援計画に基づき支援を実施し、その効果を把握するアンケート結果において「大変効果があった」「効果があった」と回答した割合が、それぞれ職業準備支援が95.8%、ジョブコーチ支援が92.2%であったこと - 調査・研究等の成果を活用し、職業準備支援等における各種講座等の実施方法の見直しや内容の充実を図ったほか、それらの支援技法を取り入れたジョブコーチ支援を実施したこと 等により、職業準備支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率（職場適応率含む。）の達成度が111.3%、ジョブコーチ支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率の達成度が105.1%であり、いずれも所期の目標</p>
---	--	--	--	--	--

			<p>えるとともに、テレワーク等ICTを活用した新しい働き方の実現のための環境整備に向けても、企業に対して、好事例の紹介や実態に応じた助言その他の援助等を実施したか。</p>	<p>以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に引き続き、石川センター等に「特別相談窓口」を設置し、地震の影響により障害者の雇用管理や雇用継続に課題を抱える事業主や、離職を余儀なくされた障害者等からの再就職に係る相談等に対応した。 	<p>められる中、地域センター職員に対し年次研修のみならず課題別研修等の実施など、高い専門性の維持・向上に取り組んだこと。また、各支援場面におけるきめ細やかな専門的支援の実施に当たっては、所内ケース会議で複数の障害者職業カウンセラーが多角的に検討した上で個別の職業リハビリテーション計画を策定し、三障害者の希望や適性に合わせた働き方の実現に取り組んだこと。</p> <p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望や適性に合わせた働き方の実現に向け、社会生活技能等の向上や職務遂行を円滑に進めるため等の支援等を必要とする三障害者に対し、個別の支援計画に基づく職業準備支援及びジョブコーチ支援を実施し、就職率及び職場定着率の向上に取り組んだこと。 <p>③事業主支援計画に基づく体系的な支援を実施した事業所数の確保に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> テレワークで働く障害者の雇入れや、特に短い時間で働く重度 	<p>を達成したことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果（達成度120%以上）には至らなかったものの、重要度・困難度ともに高く設定された中において、すべての指標で目標を達成したことから、評定をAとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、個別性の高い精神障害者等への支援のほか、令和7年4月からの除外率の引下げや令和8年7月からの法定雇用率の段階的な引上げを踏まえ、事業主のニーズを明確にするための提案型事業主支援等、専門的な支援の充実・強化を図る必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>なし。</p>
--	--	--	---	--	--	---

					<p>障害者等の雇用など、施策の動向等に応じた事業主の支援ニーズの変化を踏まえ、研修の実施や先行事例を共有し、障害者職業カウンセラーの支援力の向上を図ったほか、外部専門家である「障害者雇用管理サポーター」と連携した支援を通じて、事業主に対する質の高い体系的な支援等に取り組んだこと。</p> <p>なお、地域センターの事業主支援を利用した事業主から高い評価（92.8%）を得ることができたこと。</p> <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ人雇用企業などの障害者雇用の取組が進んでいない事業主に対して、職業安定機関が実施する障害者雇用率達成指導等と連携した事業主支援を実施するとともに、提案型事業主支援や体系的支援を積極的に実施し、事業主の具体的な課題の解決と障害者雇用の実現に取り組んだこと。 <p>以上、重要度・困難度が設定されている項目において、これらの実績を挙げたことを踏まえ、評定をAと</p>
--	--	--	--	--	--

				<p>＜令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況＞</p> <p>○令和6年4月からの法定雇用率の段階的な引上げ等を踏まえ、以下の取組を通じて、障害者及び事業主に対する専門的な支援の充実・強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域センターにおける個別性の高い専門的な支援を必要とする障害（精神障害、発達障害、高次脳機能障害等）を有する対象者に対し、キャリアのいずれのステージにおいても、希望や適性に合わせた働き方の実現に向けて、職業相談や職業評価を踏まえ、求職中・在職中における職業準備支援やジョブコーチ支援、休職中の復職支援等、個別の職業リハビリテーション計画に基づく専門的支援を着実に実施 ・週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者等が実雇用率の算定対象に加わったことを踏まえ、ジョブコーチ支援における対象を拡大 ・ゼロ人雇用企業などの障害者雇用の取組が進んでいない事業主に対して、職業安定機関が実施する障害者雇用率達成指導等と連携した事業主支援を実施 ・提案型事業主支援や体系的支援の積極的な実施による事業主の具 	<p>する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月からの除外率の引下げや、令和8年7月の法定雇用率の引上げに向けた動き等を踏まえ、障害者雇用において課題を有し取組を検討しているものの、具体的な取組事項が明確になっていない事業主に対しては、提案シート等を活用して積極的に提案を行う提案型の事業主支援を実施し、ニーズが明確な事業主に対しては、事業主支援計画に基づき複数の支援を組み合わせた体系的支援を実施する等、引き続きより一層の専門的な支援の充実・強化を図る必要がある。 	
--	--	--	--	--	--	--

				体的な課題の解決と障害者雇用の実現に向けた取組を実施		
--	--	--	--	----------------------------	--	--

4. その他参考情報

外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。

- ・個々の障害特性に応じたきめ細やかなアセスメント及び職業リハビリテーション計画に基づいた支援の実施など、障害者に対する専門的支援が実施されていること、障害者職業総合センターの調査研究成果がきちんと活用されていること、事業主支援計画に基づく体系的な支援を実施した事業所数が過去最高の実績となっていることは評価できる。
- ・これまでの障害者職業総合センターの調査・研究成果、技法を積極的に活用した取組及び所内ケース会議における複数のカウンセラーによる多角的な検討、さらに、ジョブコーチ支援におけるナチュラルサポート体制の確立による職場定着率の向上への取組は今後も期待したい。
- ・自己評定については、「妥当」との意見であった。

地域障害者職業センターの職業リハビリテーション計画を策定した障害別実人数

合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	高次脳機能障害者	難病	その他
13,821 人	467 人	1,598 人	6,429 人	4,530 人	580 人	109 人	108 人

職業準備支援の障害別対象者数及び就職率

	計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	高次脳機能障害者	難病	その他
対象者数	2,066 人	42 人	103 人	779 人	1,000 人	116 人	17 人	9 人
就職率	75.5%	83.7%	74.5%	76.6%	74.2%	82.7%	42.1%	77.8%

ジョブコーチ支援の障害別対象者数及び職場定着率

	計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	高次脳機能障害者	難病	その他
対象者数	2,638 人	110 人	600 人	734 人	1,060 人	121 人	10 人	3 人
職場定着率	89.9%	91.3%	91.3%	85.6%	91.2%	94.1%	100.0%	100.0%

リワーク支援の対象者数及び復職率

	計
対象者数	2,457 人
復職率	86.5%

事業主援助業務実施状況

延べ件数	実事業所数
148,756 件	19,190 所

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2-2	障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項－地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成		
業務に関連する政策・施策	V-3-1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第4号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 多様な人材の一人一人がもつ潜在力を最大限発揮できるとともに、地域の就労支援機関や企業が相互に連携して障害者雇用に取り組めるよう、地域の就労支援機関の基盤整備をさらに進めることが望まれる。そのための基礎となる職業リハビリテーションに係る人材の育成や就労支援機関に対する助言・援助を推進していくことは極めて重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
職業リハビリテーション関係機関への助言・援助業務の実施件数（計画値）	26,000件以上	—	4,600件以上	4,600件以上					予算額（千円）	10,883,027	11,643,045		
職業リハビリテーション関係機関への助言・援助業務の実施件数（実績値）	—	—	5,506件	5,794件					決算額（千円）	9,575,758	10,915,219		
達成度	—	—	119.7%	126.0%					経常費用（千円）	9,029,574	10,048,903		
助言・援助を受けた関係機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価の割合（計画値）	85%以上	—	85%以上	85%以上					経常利益（千円）	258,776	39,734		
助言・援助を受けた関係機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価の割合（実績値）	—	96.8%	97.0%	96.2%					行政コスト（千円）	9,187,465	10,254,196		
達成度	—	—	114.1%	113.2%					従事人員数（人）	467	473		

注) 高齢・障害者雇用支援勘定（障害者雇用支援事業経理）における数値を記載。

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者数（計画値）	3,000人以上	—	600人以上	600人以上									
ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者数（実績値）	—	733人	761人	842人									
達成度	—	—	126.8%	140.3%									
ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査における「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価の割合（計画値）	90%以上	—	90%以上	90%以上									
ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査における「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価の割合（実績値）	—	98.0%	97.9%	95.9%									
達成度	—	—	108.8%	106.6%									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項</p> <p>(2) 地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成</p> <p>① 地域の関係機関に対する</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項</p> <p>(2) 地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成</p> <p>① 地域の関係機関に対する</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項</p> <p>(2) 地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成</p> <p>① 地域の関係機関に対する助言・援助の</p>	<評価の視点>	<p>2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項</p> <p>(2) 地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成</p> <p>① 地域の関係機関に対する助言・援助の実施</p>	<評価と根拠> 評価：A 「職業リハビリテーション関係機関への助言・援助業務の実施件数」の達成度が126.0%、「助言・援助を受けた関係機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価の割合」の	<評価に至った理由> 地域の就労支援機関や企業が相互に連携して障害者雇用に取り組めるよう、地域の就労支援機関の基盤整備をさらに進めることが望まれる。このため、職業リハビリテーションに係る人材の育成や支援ノウハウが	

<p>る助言・援助の実施 各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、教育機関、医療機関、その他の関係機関が障害特性等を踏まえたより効果的な職業リハビリテーションサービスを実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を積極的に行うこと。</p> <p>② 地域の就労支援を支える人材の育成強化 障害者就労を支える人材をこれまで以上に地域において育成するため、地域センターは、障害者職業総合センター（以下「総合センター」という。）と共同して雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修を新たに実施し、障害者の就労支援に携わる雇用・福祉分野の人材に対して、両分野に横断的な知識等を習得させること。 また、地域センターにおいては、当該人材の更なるステップアップのために総合センターが行う職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修や障害者就</p>	<p>る助言・援助の実施 各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、教育機関、医療機関、その他の関係機関が障害特性等を踏まえたより効果的な職業リハビリテーションサービスを実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を積極的に行う。</p> <p>② 地域の就労支援を支える人材の育成強化 障害者就労を支える人材をこれまで以上に地域において育成するため、地域センターは、総合センターと共同して雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修を新たに実施し、障害者の就労支援に携わる雇用・福祉分野の人材に対して、両分野に横断的な知識等を習得させる。 また、地域センターにおいては当該人材の更なるステップアップのために総合センターが行う職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修や障害者就業・生活支援センター担当者研修等の階層研修、職業</p>	<p>実施 各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、教育機関、医療機関、その他の関係機関が障害特性等を踏まえたより効果的な職業リハビリテーションサービスを実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を積極的に行う。</p> <p>② 地域の就労支援を支える人材の育成強化 医療・福祉等の分野の支援担当者等を対象に、職業リハビリテーションに関する次の専門的・技術的研修を職種別・課題別に実施する等により、職業リハビリテーションの専門的な人材の育成を図る。 さらに、総合センターでは、これら人材育成に関する業務をはじめ職業リハビリテーションに関する専門性の高い支援・援助を行う障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施する。</p>	<p>・各地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を積極的に行ったか。</p> <p>【指標】 ・職業リハビリテーション関係機関への助言・援助業務の実施件数を4,600件以上とする。</p> <p>【指標】 ・助言・援助を受けた関係機関に対する追跡調査において、85%以上から「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を得る。</p> <p><評価の視点> ・職業リハビリテーションに関する専門的な人材を育成するために、医療・福祉等の分野の支援担当者等を対象に、職業リハビリテーションに関する専門的・技術的研修を職種別・課題別に実施したか。</p>	<p>・各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、教育機関、医療機関、その他の関係機関が障害特性等を踏まえたより効果的な職業リハビリテーションサービスを実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対して、支援ツールの利用方法などの説明・解説等を行う「技術的助言」、事業所に出向き、障害者職業カウンセラーと協同で支援しながら説明・解説を行う「協同支援」又は職業評価や職業準備支援の観察・模擬体験等を行う「実習」により、職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助（以下「助言・援助」という。）を実施した。</p> <p>・障害者就業・生活支援センターと連携し、圏域内の複数の関係機関を対象とした学習会等を実施するなど、地域の就労支援ネットワークの強化を通じて、効果的な職業リハビリテーションサービスの実施に取り組んだ。</p> <p>・新設された就労移行支援事業所等の中には、個々の職員の就労支援の知識や経験に幅がある状況が見られることから、地域における社会資源の状況やニーズ等の分析を行った上で、個別の障害者支援や就業支援基礎研修等の各種研修を契機とし、個別のニーズや知識・経験に応じた助言・援助を実施した。</p> <p>・さらに、関係機関のアセスメントに関する学習ニーズの高まりを受け、就労移行支援事業所等に対して、企業での就労を想定したアセスメントの実施方法に関する助言・援助を実施した。</p> <p>② 地域の就労支援を支える人材の育成強化</p> <p>・医療・福祉等の分野の支援担当者等を対象に、職業リハビリテーションに関する以下ア～エの専門的・技術的研修を職種別・課題別に実施する等により、職業リハビリテーションの専門的な人材の育成を図った。</p> <p>・さらに、総合センターでは、これら人材育成に関する業務をはじめ職業リハビリテーションに関する専門性の高い支援・援助を行う障害者職業カウンセラーの養成及び研修として、採用後の年次に応じた専門研修を新たなカリキュラム等で実施するとともに、各職場では、OJT等を実施した。また、新たな取組として、オンラインによる情報交換及び経験交流の試行実施やオンデマンド教材を活用した知識・スキルの付与、障害者職業カウンセラー等指定研修等を実施した。</p> <p>・障害者職業カウンセラー等を対象に、新たな課題やニーズに対応した特定の知識及び技術の習得等を目的に総合センターで実施する「課題別研修」について、令和6年度は、施策の動向等に応じたニーズの変化を踏まえた支援ノウハウの習得に資するよう、テレワークや週20時間未満の短時間就労等の「多様な働き方への支援方法」をテーマに実施した。</p>	<p>達成度が113.2%、「ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者数」の達成度が140.3%、「ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査における「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価の割合」の達成度が106.6%であり、所期の目標を達成又は上回る成果が得られている。評価の根拠として、 ①職業リハビリテーション関係機関への助言・援助業務の実施件数及び助言・援助を受けた関係機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価の割合の確保・向上に係る取組について 【質的な取組】 ・障害者就業・生活支援センターと連携し、圏域内の複数の関係機関を対象とした学習会を開催するなど、地域の就労支援ネットワークの強化を通じて、効果的な職業リハビリテーションサービスの実施に取り組んだこと。 なお、指標のとおり、関係機関の所属長から高</p>	<p>十分でない就労支援機関に対する助言・援助等を推進することは極めて重要である。このような中、助言・援助等を実施する障害者職業カウンセラーに対する研修等の実施により、地域の就労支援を支える人材の育成強化を図りつつ、 ・関係機関に対する助言・援助業務について、 －障害者就業・生活支援センターと連携し、圏域内の機関を対象とした学習会等の実施など、地域の就労支援ネットワークの強化を通じて、効果的な職業リハビリテーションサービスの実施に取り組んだこと －新設された就労移行支援事業所等へ個別の障害者支援や就業支援基礎研修等の各種研修を契機とし、個別のニーズや知識・経験に応じた助言・援助を実施したこと －関係機関のアセスメントに関する学習ニーズの高まりを受け、企業での就労を想定したアセスメントの実施方法に関する助言・援助を実施したこと 等により、関係機関への助言・援助</p>
---	---	---	---	--	--	--

<p>業・生活支援センター担当者研修等の階層研修、職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を組合せた個別の計画的・体系的な人材育成の援助を、地域の就労支援機関に対して行う。さらに、総合センターでは、これら人材育成に関する業務をはじめ職業リハビリテーションに関する専門性の高い支援・援助を行う障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施すること。</p>	<p>リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を組合せた個別の計画的・体系的な人材育成の援助を、地域の就労支援機関に対して行う。さらに、総合センターでは、これら人材育成に関する業務をはじめ職業リハビリテーションに関する専門性の高い支援・援助を行う障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施する。</p>	<p>ア 雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修</p> <p>イ 職場適応援助者(ジョブコーチ)の養成及び支援スキル向上のための研修</p>	<p>ア 実務的研修(就業支援基礎研修、就業支援実践研修)</p> <p>イ 職場適応援助者(ジョブコーチ)の養成及び支援スキル向上のための研修</p> <p>【指標】 ・職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修及び同スキル向上研修の受講者数を600人以上とする。</p> <p>【指標】 ・職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査において、90%以上</p>	<p>ア 実務的研修(就業支援基礎研修、就業支援実践研修)</p> <p>イ 職場適応援助者(ジョブコーチ)の養成及び支援スキル向上のための研修</p> <p>・効果的な職業リハビリテーションを実施するために必要な基本的知識・技術等の習得を図る「就業支援基礎研修」を、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等における就業支援担当者を対象に、各地域センターにおいて概ね3日間にわたり実施した。</p> <p>【アンケート有用度】98.7% (前年度実績 97.6%)</p> <p>・就業支援基礎研修の上位研修として、障害別の就業支援に関する実践的な知識・技術の習得を図る「就業支援実践研修」を、精神障害、発達障害、高次脳機能障害の障害種別ごとのコースを設定し、労働、福祉、医療・保健、教育等の関係機関において2年程度以上の実務経験を有する者を対象に、南関東エリア(埼玉、千葉、東京、神奈川)や近畿エリア(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良)をはじめとした全国14エリアで実施した。</p> <p>【アンケート有用度】98.9% (前年度実績 97.8%)</p> <p>・ジョブコーチとして支援を行う上で必要な知識・スキルの習得を図るため、配置型、訪問型及び企業在籍型のジョブコーチ養成研修(集合研修:総合センター、大阪障害者職業センター、実技研修:全国の地域センター)の開催に当たっては、受講者の利便性向上のため集合形式とオンライン形式を組み合わせ実施形式の回数を前年度よりも3回増やすとともに、研修の質が担保できる範囲で、運用上、令和5年度よりも1回当たりの受入れ人数を増やして実施した。(対前年度81人増)</p> <p>【アンケート有用度】98.3% (前年度実績 99.4%)</p> <p>・一定の実務経験を有するジョブコーチに対して必要な知識・スキルの向上を図るため、ジョブコーチ支援スキル向上研修(総合センター、大阪障害者職業センター)を一部オンラインも取り入れて実施した。</p> <p>【アンケート有用度】100.0% (前年度実績 98.2%)</p> <p>・配置型、訪問型及び企業在籍型それぞれのジョブコーチ養成研修並びにジョブコーチ支援スキル向上研修修了者に対し、支援の実</p>	<p>い評価(96.2%)を得ることができたこと。</p> <p>【困難な状況への対応】</p> <p>・新設された就労移行支援事業所等の中には、個々の職員の就労支援の知識や経験に幅がある状況が見られることから、地域センターでは、個別のニーズや知識・経験に応じた助言・援助に取り組んだこと。</p> <p>②ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者数及び受講者の所属長に対する追跡調査における「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価の割合の確保・向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <p>・令和5年度のアンケート調査の結果等を踏まえ、令和6年度のジョブコーチ養成研修においては、受講者が参加しやすい集合形式とオンライン形式を組み合わせ実施するなど、受講者の利便性の向上に取り組んだこと。</p> <p>なお、指標のとおり、受講者の所属長から高い評価(95.9%)を得ることができたこと。</p> <p>【困難な状況への</p>	<p>業務実施件数が過去最高となり、目標達成度が126.0%、助言・援助を受けた関係機関の「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価割合の目標達成度が113.2%と、いずれも所期の目標を達成したことは評価できる。</p> <p>・地域の就労支援を支える人材の育成強化について、一職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修について、受講者の利便性向上の観点から一部オンライン実施を組み合わせ実施回を前年度より増やすと共に、1回当たりの受入れ人数を増やして実施したこと</p> <p>一上記の研修の他、職業リハビリテーションに関する専門的な人材を育成するために、実務的研修、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者を対象とした研修、医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者を対象とした研修を実施し、いずれも高いアンケート有用度を示したこと</p> <p>等も踏まえ、ジョブコーチ養成研修及びスキル向上研修の受講者数の目</p>
--	--	--	--	--	---	--

	<p>ウ 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者を対象とした研修</p> <p>エ 医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者を対象とした研修</p> <p>なお、研修修了後は、研修受講者に対するアンケート調査及び研修受講者の在籍する所属長に対する追跡調査を実施するとともに、これらの結果を踏まえ、研修カリキュラム等の充実を図る。</p>	<p>ウ 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者を対象とした研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修 ・ 障害者就業・生活支援センター主任就業支援担当者研修 ・ 障害者就業・生活支援センター就業支援スキル向上研修 <p>エ 医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者を対象とした研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業支援スキル向上研修 ・ 就業支援課題別セミナー <p>なお、研修修了後は、研修受講者に対するアンケート調査及び研修受講者の在籍する所属長に対する追跡調査を実施するとともに、これらの結果を踏まえ、研修カリキュラム等の充実を図る。</p> <p>障害者就労を支える人材をこれまで以上に地域において育成するため、新たに実施する「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」をはじめとする研修体系全般について、その構築、研修カリキュラムの作成及び見直し、受講者層の拡大に備えたシステムの試行等を行う。</p>	<p>から「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価を得る。</p>	<p>実践的なノウハウの付与を目的として、全国の地域センターでサポート研修を実施した。</p> <p>ウ 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者を対象とした研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業支援担当者及び主任就業支援担当者を対象とした研修の一部の実施回をオンラインも取り入れて実施した。 ・ 一定の実務経験がある就業支援担当者を対象とした就業支援スキル向上研修を実施した。 <p>【アンケート有用度】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 就業支援担当者研修 99.4% (前年度実績 100.0%) - 主任就業支援担当者研修 100.0% (前年度実績 98.1%) - 就業支援スキル向上研修 100.0% (前年度実績 100.0%) <p>エ 医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者を対象とした研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業支援実践研修の上位研修として、総合センターにおける研究及び技法開発の成果に基づいた専門的な知識・スキルの習得を図る「就業支援スキル向上研修」を精神障害、発達障害、高次脳機能障害の障害種別ごとのコースを設定し、関係機関において3年程度以上の実務経験を有する者を対象にオンラインで開催した。 <p>【アンケート有用度】100.0% (前年度実績 100.0%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業リハビリテーションに係る新たな課題やニーズに対応した知識・スキルの習得を図る「就業支援課題別セミナー」については、AI等の技術進展が、障害者の職務や雇用に影響し、障害者や企業担当者に対して必要とされる支援等が変化してきていることから、「AI等の技術進展に伴う障害者の職域変化と就業支援」をテーマとしてオンラインにて開催した。 <p>【アンケート有用度】97.2% (前年度実績 92.9%)</p> <p>なお、研修修了後は、研修受講者に対するアンケート調査及び研修受講者の在籍する所属長に対する追跡調査を実施するとともに、これらの結果を踏まえ、より受講者の理解が図られるよう演習や講義の進め方等を見直すなど、研修カリキュラム等の充実を図った。</p> <p>また、障害者就労を支える人材をこれまで以上に地域において育成するため、令和7年度以降、新たに全都道府県で年間約4,000人の受講を想定している「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」をはじめとする研修体系全般の構築を行うとともに、令和5年度に厚生労働省の作業部会でとりまとめられたカリキュラムをもとに、当該研修の上位に位置づくジョブコーチ養成研修及び障害者就業・生活支援センター職員研修の新たなカリキュラム及びシラバス作成のほか、研修効果を鑑みた当該研修オンデマンド教材への音声解説の収録や視聴順及び確認テストの設定、受講者層の拡大や受講履歴情報等の確実な管理対応等に向け、職業リハビリテーション人材研修管理システムの構築に取り組み、一部の研修で電子申請サービスによる申請受付を試行したほか、研修の着実な実施に向けた地域センターの担当者向け連絡会議の開催等を行った。</p> <p>さらに、厚生労働省の要請を受け、「職場適応援助者の育成・確保に関する作業部会」に3回、構成員として参加し、ジョブコーチ等の障害者就労を支える人材の資格化に向けた検討等に当たり、これ</p>	<p>対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度以降に新たに実施する「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（以下、評定と根拠欄では「基礎的研修」という。）をはじめとする研修体系全般の構築や円滑に研修を開始するための準備等の業務に取り組む中、現行のジョブコーチ養成研修における受講ニーズの高まりに応えるために、令和6年度は受講者が参加しやすい集合形式とオンライン形式を組み合わせた実施形式の回数を前年度よりも3回増やしたことに加え、1回当たりの受入れ人数も増やして実施するなど、受講希望者の受講機会の確保に取り組んだこと（対前年度81人増）。 <p>③地域の就労支援を支える人材の育成強化について</p> <p>【質的な取組・困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就労を支える人材をこれまで以上に地域において育成するため、従来の業務と併行しながら、令和7年度 	<p>標達成度が140.3%、同研修受講者の所属長の「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価割合の目標達成度106.6%と、所期の目標を達成したことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、重要度が設定されている項目においてこれらの実績を上げたことを踏まえ、評定をAとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き地域の就労支援の基盤整備のため、関係機関に対する助言・援助機能の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>また、障害者就労を支える人材を地域において育成するための、「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」及びその他の各種研修について、新カリキュラムの準備を含めて計画的に実施する必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>なし。</p>
--	--	---	----------------------------------	--	---	--

				<p>までの人材育成の取組の実績を踏まえた提案を実施するなど、厚生労働省の取りまとめに寄与した。</p>	<p>以降、新たに全都道府県で年間約4,000人の受講を想定している基礎的研修をはじめとする研修体系全般の構築を行うとともに、新たな研修体系を踏まえた障害者就業・生活支援センター及びジョブコーチ養成研修等の新たなカリキュラム及びシラバスの作成、研修効果を鑑みた基礎的研修オンデマンド教材への音声解説の収録及び字幕挿入並びに視聴順及び確認テストの設定を行ったこと。また、受講者層の拡大や受講履歴情報等の確実な管理対応等に向け、職業リハビリテーション人材研修管理システムの構築に取り組み、一部の研修で電子申請サービスによる申請受付を試行したほか、令和7年度以降の研修実施に向けて、地域センターの担当者向け連絡会議を開催するなど、万全な準備に取り組んだこと。</p> <p>以上、重要度が設定されている項目において、これらの実績を挙げたことを踏まえ、評定をAとする。</p>
--	--	--	--	--	--

				<p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設された就労移行支援事業所等の中には、個々の職員の就労支援の知識や経験に幅がある状況が見られることから、地域センターでは、個別のニーズや知識・経験に応じた助言・援助に取り組んだ。また、障害者就業・生活支援センターと連携し、圏域内の複数の関係機関を対象とした学習会を開催するなど、地域の就労支援ネットワークの強化を通じて、効果的な職業リハビリテーションサービスの実施に取り組んだ。 ・障害者就労を支える人材をこれまで以上に地域において育成するため、令和7年度以降に新たに実施する「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」については、研修効果を鑑みたオンデマンド教材への音声解説の収録や視聴順及び確認テストの設定、受講者層の拡大への対応や受講者の利便性向上に向けた電子申請サービスの試行、令和7年度からの研修の着実な実施に向けた地域センターの担当者向け連絡会議の開催等を行った。なお、当該研修の上位に位置づくジョブコーチ養成研修及び障害者就業・生活支援センター職員研修については、令和5年度に厚生労働省の作業部会でとりまとめられたモデルカリキュラムをもとに、総合センターにおいて作業部会を設置し、新たなカリキュラム及びシラバスを作成した。 	<p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の就労支援の基盤整備のため、各地域における関係機関が、より効果的な職業リハビリテーションサービスを実施することができるよう、引き続き助言・援助を積極的に行うとともに、障害者就労を支える人材をこれまで以上に地域において育成するため、「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」を新たに実施し、障害者の就労支援に携わる雇用・福祉分野の人材に対して、両分野に横断的な知識等を習得させる必要がある。 	
--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。

- ・地域の関係機関への助言・援助、就労支援人材の育成強化、新研修体系の構築のいずれも適切に実施し年度目標を超えていること、特に「地域の就労支援を支える人材の育成強化」は、厚生労働省の「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」でも重視されていたテーマであり、時勢に即した研修カリキュラムの作成・見直し・実施には相応の労力を要することが推察され、極めて高く評価できる。
- ・地域の就労支援を支える人材の育成強化において、新たに実施する研修体系全般の構築等及び障害者職業カウンセラーの養成及び研修の実施に関して、今後の取組、成果を期待したい。
- ・自己評価については、「妥当」との意見であった。

職業リハビリテーション関係機関への助言・援助業務の実施件数

実施件数	実機関数
5,794 件	2,660 機関

別紙

障害者職業総合センター等における各種専門研修等受講者数

研修名	実施回数	受講者数	実施形式
厚生労働大臣指定講習 (カウンセラー専門第一期研修)	1 回	26 人	集合
障害者職業カウンセラー フォローアップ研修	1 回	18 人	集合 一部科目オンライン
障害者職業カウンセラー 専門第二期研修	1 回	24 人	集合 一部科目オンライン
障害者職業カウンセラー 専門第三期研修	1 回	11 人	集合 一部科目オンライン
新任主任障害者職業カウンセラー研修	1 回	8 人	集合
障害者職業カウンセラー等 海外研修	0 回	0 人	—
障害者職業カウンセラー等 指定研修	3 回	14 人	国内、外部機関研修 等受講
障害者職業カウンセラー等 課題別研修	1 回	50 人	集合
障害者職業訓練職専門第一期研修	0 回	0 人	—
障害者職業訓練職専門第二期研修	1 回	2 人	集合 一部科目オンライン
障害者職業訓練職専門第三期研修	0 回	0 人	—
新任障害者職業訓練職研修	1 回	1 人	集合
リワークカウンセラー研修	0 回	0 人	—
支援アシスタント研修	—	38 人	オンデマンド
配置型職場適応援助者 養成研修	5 回	29 人	集合 一部実施回オンライ ン活用
配置型職場適応援助者 支援スキル向上研修	1 回	26 人	集合

	研修名	実施回数	受講者数	実施形式
地域の就労支援を支える人材の育成強化に係る研修	就業支援基礎研修	60 回	2,479 人	集合
	就業支援実践研修	38 回	552 人	集合
	訪問型職場適応援助者 養成研修	10 回	179 人	集合 一部実施回オンライン活用
	企業在籍型職場適応援助者 養成研修	10 回	537 人	集合 一部実施回オンライン活用
	訪問型職場適応援助者 支援スキル向上研修	3 回	15 人	集合 一部実施回オンライン
	企業在籍型職場適応援助者 支援スキル向上研修	3 回	56 人	集合 一部実施回オンライン
	職場適応援助者養成研修 修了者サポート研修	125 回	1,188 人	集合 一部実施回オンライン活用
	職場適応援助者支援スキル向上 研修修了者サポート研修	125 回	738 人	集合 一部実施回オンライン活用
	障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当者研修	3 回	57 人	集合 一部実施回オンライン
	障害者就業・生活支援センター 就業支援担当者研修	3 回	194 人	集合 一部実施回オンライン
	障害者就業・生活支援センター 就業支援スキル向上研修	1 回	25 人	集合
	就業支援スキル向上研修	1 回	24 人	オンライン
	就業支援課題別セミナー	1 回	45 人	オンライン

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2-3	障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項－職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進		
業務に関連する政策・施策	V-3-1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第4号
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】 これまでの支援技法では対処困難な事例等について、その課題解決に資するための最新の知見の集約、新たな技術・支援ツール及び先駆的な技法の開発が求められることに加え、外部の研究評価委員による評価に関する指標において全ての外部の研究評価委員から1点以上の評価を得、かつ、うち3分の2の委員から最高の評価である2点を得るという極めて高い目標を設定するため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
外部の研究評価委員による各研究テーマの評価に係る合計点数の平均(計画値)	5点以上	—	5点以上	5点以上				予算額(千円)	10,883,027	11,643,045			
外部の研究評価委員による各研究テーマの評価に係る合計点数の平均(実績値)	—	5.33点	5.50点	5.40点				決算額(千円)	9,575,758	10,915,219			
達成度	—	—	110.0%	108.0%				経常費用(千円)	9,029,574	10,048,903			
外部の研究評価委員の評価を受ける研究テーマ数(計画値)	25本以上	—	5本以上	5本以上				経常利益(千円)	258,776	39,734			
外部の研究評価委員の評価を受ける研究テーマ数(実績値)	—	6本	6本	5本				行政コスト(千円)	9,187,465	10,254,196			
達成度	—	—	120.0%	100.0%				従事人員数(人)	467	473			

注) 高齢・障害者雇用支援勘定（障害者雇用支援事業経理）における数値を記載。

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等の作成件数（計画値）	30件以上	—	6件以上	6件以上									
職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等の作成件数（実績値）	—	6件	6件	6件									
達成度	—	—	100.0%	100.0%									
職業リハビリテーション研究発表会（地方対象）の開催回数（計画値）	75回以上	—	15回以上	15回以上									
職業リハビリテーション研究発表会（地方対象）の開催回数（実績値）	—	—	16回	20回									
達成度	—	—	106.7%	133.3%									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項</p> <p>(3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進</p> <p>① 新しい就労支援ニーズ等に対応した職業リハビリテーションの調査・研究、技法開発の実施</p> <p>職業リハビリテーションの充実、向上に資するため、職業リハビリテーションに関する調査・研究を</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項</p> <p>(3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進</p> <p>① 新しい就労支援ニーズ等に対応した職業リハビリテーションの調査・研究、技法開発の実施</p> <p>ア 以下の事項に重点を置いて職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施する。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項</p> <p>(3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進</p> <p>① 新しい就労支援ニーズ等に対応した職業リハビリテーションの調査・研究、技法開発の実施</p> <p>ア 中期計画に掲げる事項に重点を置いて、以下の調査・研究を実施し、5テーマ以上について外部の研究評価委員による評価を受け、中期計画に掲げる評</p>	<p>【指標】</p> <p>・外部の研究評価委員による各研究テーマの評価に係る合計点数の平均について5点以上を得</p>	<p>2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項</p> <p>(3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進</p> <p>① 新しい就労支援ニーズ等に対応した職業リハビリテーションの調査・研究、技法開発の実施</p> <p>ア 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施</p> <p>中期計画に掲げる重点事項を踏まえ、厚生労働省及び機構内から聴取した研究要望及び地域の就労支援機関のアンケート調査結果に基づいて令和6年度計画に掲げる新規4件、継続7件の計11件の研究テーマについて、調査・研究を実施した。このうち、</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>「外部の研究評価委員による各研究テーマの評価に係る合計点数の平均」の達成度が108.0%、「外部の研究評価委員の評価を受ける研究テーマ数」の達成度が100.0%、「職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等の作成件数」の達成度が100.0%、「職業リハビリテーション研究発表会（地方対象）の開催回数」</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>職業リハビリテーション業務を行う現場の課題解決に資するため、新しい就労支援ニーズ等に対応した調査・研究、技法開発の実施をさらに進めることが望まれるところ、</p> <p>・職業リハビリテーションの調査・研究、技法開発等を実施した結果、</p> <p>一外部の研究評価委員による終了した各調査・研究テーマの評価について、合計</p>	

<p>施すること。あわせて、福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大に資するため、先駆的な職業リハビリテーション技法等の開発・改良を行うこと。</p>	<p>(ア) 発達障害、精神障害、高次脳機能障害及び難病者等の職業リハビリテーションに関する先駆的な研究 (イ) 職業リハビリテーション業務を行う地域センター等の現場の課題解決に資するための研究 (ウ) 地域の就労支援機関向けの有効な支援ツール等の開発のための研究 (エ) 国の政策立案に資する研究</p> <p>イ 発達障害者や精神障害者等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対して、調査・研究とあいまって、障害特性及び事業主のニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法等を開発する。また、新たに開発した技法を活用したプログラムを実施するなどにより、多様な障害者に対し効果的な職業リハビリテーションを実施するとともに、必要に応じ開発した支援技法に改良を加える。</p>	<p>価結果が得られるようにする。 <継続テーマ> (ア) 精神障害者の等級・疾患と就業状況との関連に関する調査研究 (イ) 障害のある労働者の職業サイクルに関する調査研究（第8期） (ウ) 「実行機能」の視点を用いた効果的なアセスメント及び支援に関する調査研究 (エ) 職場復帰支援におけるキャリア再形成に関する調査研究 (オ) 職場における情報共有の課題に関する研究 (カ) 就労支援実務者の専門性と支援力に資する知識・スキル等に関する研究 (キ) 中高年齢障害者の雇用継続支援及びキャリア形成支援に関する研究</p> <p><新規テーマ> (ア) 企業における障害者雇用の質の向上に向けた取組の現状と課題に関する調査研究 (イ) 「就労支援のためのアセスメントシート」の効果的な活用方法に関する研究 (ウ) 障害者手帳を所持していない精神障害者、発達障害者の就労実態等に関する調査研究 (エ) 諸外国における障害者雇用施策の現状と課題に関する研究</p> <p>イ 発達障害者や精神障害者等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対して、調査・研究とあいまって、以下の4テーマについて障害特性及び事業主ニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法等の開発を行う。また、職業センターにおいて新たに開発した技法を活用したプログラムを実施するなどにより、多様な障害者に対し効果的な職業リハビリテーションを実施するとともに、必要に応じ開発した支援技法に改良を加える。</p> <p>(ア) 発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応した支援技法の開発</p> <p>(イ) 在職精神障害者の職場復帰に関し、</p>	<p>る。〔採点方法：研究テーマごとに3人の研究評価委員がそれぞれ、優れている＝2点、やや優れている＝1点、やや劣っている＝0点、劣っている＝0点で評価〕</p> <p>【指標】 ・外部の研究評価委員による評価を受ける研究テーマ数を5本以上とする。</p> <p><評価の視点> ・発達障害者や精神障害者等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対して、障害特性及び事業主ニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法等の開発や開発した技法の改良を行ったか。</p>	<p>令和6年度に終了した5テーマについては、外部専門家から得られた意見を踏まえ、調査研究の内容・実施方法・分析の視点を精査し、報告書を作成するというプロセスを経て外部の研究評価委員による評価を受けた。</p> <p>各研究の実施に当たっては、研究委員会又は有識者ヒアリングを必須とし、外部専門家の意見を踏まえて調査の内容・実施方法・分析の視点を精査するとともに、進捗管理表等を活用し、厳格な進捗管理を実施した。</p> <p>- 令和6年度終了研究における研究委員会等の実施回数：37回（1テーマ当たり平均7.4回）</p> <p><令和6年度終了の研究テーマ> (ア) 精神障害者の等級・疾患と就業状況との関連に関する調査研究 (イ) 障害のある労働者の職業サイクルに関する調査研究（第8期調査最終期） (ウ) 「実行機能」の視点を用いた効果的なアセスメント及び支援に関する調査研究 (エ) 職場における情報共有の課題に関する研究 (オ) 就労支援実務者の専門性と支援力に資する知識・スキル等に関する研究</p> <p>イ 職業リハビリテーションに関する技法等の開発・改良 発達障害者や精神障害者等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対して、障害特性及び事業主ニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法等の開発を行うとともに、支援マニュアルの作成、職業リハビリテーション研究・実践発表会での発表、総合センターホームページ（以下「NIVR ホームページ」という。）における開発成果の公開、支援技法普及講習の実施等を通じて、その普及に努めた。このほか、職業センターにおいて新たに開発した技法を活用したプログラムを実施するなどにより、多様な障害者に対し効果的な職業リハビリテーションを実施するとともに、開発した技法に改良を加えた。</p> <p>(ア) 発達障害者の就労支援に関する支援技法の開発 ○発達障害者の障害特性を踏まえた相談の進め方 ・発達障害者が自己理解を深め、課題への対処方法や配慮事項の整理を進める過程でのポイントを分析・整理し、相談の構造化や新たに作成した相談サポートツールを用いた支援の概要や実施方法、留意事項を取りまとめた支援マニュアルを開発した。</p> <p>(イ) 精神障害者の職場復帰に関する支援技法の開発</p>	<p>の達成度が133.3%であり、所期の目標を達成又は上回る成果が得られている。評定の根拠として、 ①外部の研究評価委員による各研究テーマの評価に係る合計点数の平均及び外部の研究評価委員の評価を受ける研究テーマ数の確保・向上に係る取組について 【質的な取組】 ・職業リハビリテーションに関する施策の充実や就労支援における支援技術等の向上のため、研究テーマについては、厚生労働省の要望や地域センター等の現場ニーズを踏まえ設定し、研究計画の策定については、複数の研究員が部門横断的に研究の視点や手法に係る意見交換を行うなど、調査・研究の質の向上に取り組んだこと。また、各研究の実施に当たっては、研究委員会又は有識者ヒアリングを必須とし、外部専門家の意見を踏まえて調査の内容・実施方法・分析の視点を精査するとともに、厳格な進捗管理を行うなど、最新の知見を集約した質の高い研究成果と</p>	<p>点数の平均の目標達成度が108.0%と所期の目標を達成したこと、うち3テーマについては、全ての評価委員より最高評価が得られたこと - 外部の研究評価委員の評価を受けるテーマ数の目標達成度が100.0%と所期の目標を達成したこと - これまでの支援技法では効果の現れにくい精神・発達・高次脳機能障害者に対する支援技法を開発したことに加え、これまで開発した技法の改良に着手したこと は評価できる。 ・研究・開発成果の普及・活用について、 - 職業リハビリテーション研究発表会（地方開催）の開催数の目標達成度が133.3%と所期の目標を上回ったこと。それに加え、職業リハビリテーション研究・実践発表会や支援技法普及講習の実施、各種学会での発表を行い、発表数は前年度実績を上回ったこと - その他、研究成果等の普及については、上記のほか、外部機関の媒体を含め</p>
--	---	---	---	---	--	--

<p>実施及び開発・改良に当たっては、ウィズコロナ時代の「新しい日常」に対応したオンラインによる支援、高年齢障害者への就労支援等の調査研究、テレワーク等の多様な働き方や障害者のキャリア形成等の支援技法の開発等、職業リハビリテーションに関する時勢に応じた調査・研究と技法開発にも新たに取り組むこと。</p> <p>② 研究・開発成果の積極的な普及・活用 研究成果、就労支援機関等の支援技術の向上に資</p>	<p>ウ 実施及び開発・改良に当たってはウィズコロナ時代の「新しい日常」に対応したオンラインによる支援、高年齢障害者への就労支援等の調査研究、テレワーク等の多様な働き方や障害者のキャリア形成等の支援技法の開発等、職業リハビリテーションに関する時勢に応じた調査・研究と技法開発にも新たに取り組む。</p> <p>② 研究・開発成果の積極的な普及・活用 研究発表会の開催、学会等での発表、各種研修での</p>	<p>障害特性に対応した効果的な支援技法の開発</p> <p>(ウ) 高次脳機能障害者の就労支援に関し、働く上で必要とされる基本的労働習慣の獲得に重点をおいた支援技法の開発</p> <p>(エ) 新しい就労支援ニーズ等に対応した支援技法の開発</p> <p>ウ 実施及び開発・改良に当たっては、職業リハビリテーションに関する時勢に応じた調査・研究と技法開発にも取り組む。</p> <p>② 研究・開発成果の積極的な普及・活用 ア 職業リハビリテーション研究・実践発表会等の開催</p>	<p><評価の視点> ・職業リハビリテーション研究・実践発表</p>	<p>○職場復帰に向けた調整のための効果的なアセスメントの実施方法 ・気分障害等による休職者の職場復帰支援が効果的に実施されるよう、休職者・事業主・主治医3者の基本情報を的確に把握・整理し、復職への課題や支援目標に関する共通認識の形成に向けたアセスメントの実施方法を実践報告書として取りまとめた。</p> <p>(ウ) 高次脳機能障害者の就労支援に関する支援技法の開発 ○高次脳機能障害者の自己理解を進めるための支援技法の開発 ・障害特性に対する理解を起点として、職務遂行上必要な補完手段の活用や環境調整の実施、キャリアの見直し等、一連の過程を通して高次脳機能障害者が自己理解を進めるための効果的な支援技法を実践報告書として取りまとめた。</p> <p>○在職中の高次脳機能障害者の職場再適応に向けた支援技法の開発(仮称) ・近年、早期化する高次脳機能障害者の職場復帰に伴う復帰後の適応や自己理解に関する課題について、自身の得意なことや対応可能なことに着目し、それを職務の再構成や環境調整に活かし、力を発揮できるようにするための支援技法の開発に着手した。</p> <p>(エ) 新しい就労支援ニーズ等に対応した支援技法の開発 ○作業管理支援の改良(仮称) ・令和3年度に開発した発達障害者の作業管理能力を向上させるための技法について、地域センター等の活用状況や調査研究から得られた新たな知見をもとに、障害状況に関わらず実行機能に課題のある者共通の支援技法として改良に着手した。</p> <p>○雇用管理場面における職場適応を促進するための相談技法の開発(仮称) ・雇用の質の向上に向けた事業主の責務が明確化されたことから、事業主による雇用管理及び支援機関による事業主支援の双方に役立つよう、雇用管理場面における職場適応を促進するための相談技法の開発に着手した。</p> <p>ウ 時勢に応じた調査・研究と技法開発 ○企業における障害者雇用の質の向上に向けた取組と課題に関する調査研究 ・雇用の質の向上に向けた事業主の責務が明確化されたことに伴い、障害者雇用の質の向上や地域センター等の企業支援に役立つことを目的とし、企業における障害者雇用の質の向上に向けた取組の現状と課題及び必要な支援の内容を把握し取りまとめた。</p> <p>○中高年齢障害者の雇用継続支援及びキャリア形成支援に関する研究 ・課題となっている中高年齢障害者のキャリア形成に資することを目的として、中高年齢障害者を継続して雇用する事業主にインタビューを実施することで、障害者の加齢により事業主が直面する課題や業務への影響、実施される配慮の実態、効果等について把握し取りまとめた。</p> <p>○雇用管理場面における職場適応を促進するための相談技法の開発(仮称)(再掲)</p> <p>② 研究・開発成果の積極的な普及・活用 ア 職業リハビリテーション研究・実践発表会等の開催 ○第32回職業リハビリテーション研究・実践発表会</p>	<p>なるよう取り組んだこと。 なお、指標のとり、外部の研究評価委員から高い評価(合計点数の平均5.40点/6点)を得ることができたこと。 【困難な状況への対応】 ・これまでの支援技法では対処困難な事例等の課題解決が必要な中、調査・研究に当たっては、各研究テーマにおいて研究委員会又は有識者ヒアリングを37回(1テーマ当たり平均7.4回)実施するなど、外部の有識者の専門的かつ最新の知見も取り入れるとともに、支援技法の開発に当たっては、新たな技術・支援ツール及び先駆的な技法となるよう、地域センター、関係機関及び事業主等のニーズ把握に取り組んだこと。 ・障害特性や働き方の多様化に加えて、技術革新等により障害者就労を取り巻く環境も変化する中、調査・研究の成果は、職業リハビリテーション技術の高度化・体系化及びその他障害者雇用に関する施策の推進に寄与す</p> <p>て、インターネットやリーフレットの活用により積極的に取り組んだこと ーマニュアル、教材、ツール等の作成については所期の目標を達成し、令和5年度に作成したマニュアル等の有用度は高い評価を得ていることは評価できる。 ・企業に対する実践的手法の開発、提供について、 ー聴覚障害者の雇用支援マニュアルの制作や、障害者雇用に係る諸問題の解決、改善のための具体的な方策や関連情報を取りまとめたマニュアル等について改訂し、ホームページでの公開含めて広く周知したこと ー障害者雇用事例リファレンスサービスについてはモデル事例及び合理的配慮事例を計33件追加したこと は評価できる。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果(達成度120%以上)には至らなかったものの、困難度が高く設定された中において、全ての指標で目標を達成したことから、評定をAとした。 <指摘事項、業務</p>
--	--	--	--	--	--

<p>する技法開発成果の積極的な発信・普及を展開するため、事業主や関係機関に対して、研究・開発の成果の普及を図るための場を設けるとともに、職業リハビリテーションに関して職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアルや教材等を作成・公開すること。また、成果を関係機関で共有化するため、具体的な活用状況を把握し、更なる活用を図ること。</p>	<p>講義、インターネット等を活用した情報提供等を行うとともに、職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を作成・公開する。</p> <p>広域センター、地域センター、障害者就業・生活支援センター等における研究・開発成果の活用状況を把握し、研究・開発成果のさらなる普及・活用を図る。</p>	<p>職業リハビリテーションの研究及び実践に携わる関係者の参加を得て職業リハビリテーション研究・実践発表会を開催するとともに、調査・研究の成果を地域の要望を踏まえて普及するための職業リハビリテーション研究発表会を地方会場において開催する。</p> <p>イ 支援技法普及講習の実施 開発した支援技法の普及・活用を図るため、地域センター等の職員を対象に支援技法普及講習を実施する。</p> <p>ウ 学会等での発表、各種研修での講義等 研究・開発成果について、関係学会等で発表するとともに、各種研修、講演会等で講義等を行う。</p> <p>エ インターネット等による研究成果の情報発信 研究・開発成果の効果的な普及を図るために、インターネットやリーフレット等による以下の発信を行う。 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び支援技法の開発の成果を障害者職業総合センターホームページにおいて公開するとともに、障害者職</p>	<p>会等の開催、支援技法普及講習の実施、学会等での発表・各種研修での講義、インターネット等を活用した情報発信等により、研究・開発成果の積極的な普及・活用に取り組んだか。</p> <p>【指標】 ・職業リハビリテーション研究発表会（地方対象）の開催回数を15回以上とする。</p>	<p>・日程：令和6年11月13日・14日 東京ビッグサイト ・参加者数：962人（前年度実績 946人（ライブ配信参加者312人を含む））、オンデマンド視聴回数878回（前年度実績 1,233回） ・発表資料ダウンロード数：13,701件（前年度実績 8,374件） ・参加者のニーズを踏まえ、意見交換や経験交流等を実施し、NIVRホームページに特別講演、パネルディスカッション、基礎講座の動画及び発表資料、研究発表の資料等を掲載した。 ・機構職員を含む職業リハビリテーションの研究及び実践に携わる者による研究・実践発表について、口頭発表70題（15分科会）（前年比117%）、ポスター発表37題（前年比185%）を行った。 ・特別講演は、除外率設定業種である病院における職務の切り出し、障害者中心の雇用体制構築の取組等をテーマとして実施した。 ・パネルディスカッションは、令和6年度終了研究の「職場における情報共有の課題に関する研究」及び「就労支援実務者の専門性と支援力に資する知識・スキル等に関する研究」に関連したテーマで実施した。 ・現地参加者アンケート調査：「大変参考になった」「参考になった」98.6%（前年度実績 99.4%）</p> <p>○地方における職業リハビリテーション研究発表会 ・地域の企業や就労支援機関等を対象とし、地域の要望に応じた研究テーマや実施形式で開催するなど、研究・開発成果の積極的な普及・活用及び参加機会の確保に取り組んだ。また、発表資料をNIVRホームページに掲載した。 ・実施地域：北海道、宮城、山形、茨城、群馬、新潟、富山、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、福岡、大分及び宮崎で20回実施。地域のニーズ等を勘案し、そのうち16回は現地、4回はオンラインで実施した。 ・参加者アンケート調査：研究成果の今後の活用について、「大いに活用したい」「活用したい」96.3%（前年度実績 95.4%）</p> <p>イ 支援技法普及講習の実施 ・早期に就労支援現場で活用が図られるよう、上半期中にオンラインで全広域・地域センターにおいて実施するとともに、関係機関職員にも聴講の機会を設け普及を図った。 - 実績：延べ実施センター 84 か所（前年度実績 87 か所） 実施回数 24 回（前年度実績 24 回） 延べ受講者数 1,366 人（前年度実績 1,383 人）</p> <p>ウ 学会等での発表、各種研修での講義等 ・関係学会等における研究・開発成果の発表14件（前年度実績 7件） ・各種研修等における研究員・職業センター職員等による研究・開発成果の講義119件（前年度実績 117件） ・成果物の展示・配布26件（前年度実績 22件）</p> <p>エ インターネット等による研究成果の情報発信 ○インターネット（ホームページ）による情報発信 ・研究成果の普及を目的として、令和5年度終了研究に関する解説動画6本をNIVRホームページに掲載した。 ・教育機関への普及のため「就労支援のためのアセスメントシート」に関する情報を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のメールマガジンにて発信した。 ・こころの耳ホームページにメンタルヘルスに関する研究成果を4本掲載した。</p>	<p>る内容であることが求められるため、外部の有識者の専門的かつ最新の知見を取り入れつつ、関係機関等と連携して調査・研究を実施するなど、障害者の職業拡大・職業生活の向上に向けて取り組んだこと。</p> <p>②職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等の作成件数の確保に係る取組について</p> <p>【質的な取組】 ・調査・研究に係るマニュアル等の作成に当たっては、関係機関や事業主等にとって利用しやすい成果物となるよう調査・研究の要点や活用のポイントの整理に取り組んだこと。また、支援技法に係るマニュアル等の作成に当たっては、利用者や支援者等からの意見を踏まえた効果検証を行い、その結果を反映させるなど、質の向上に取り組んだこと。</p> <p>なお、令和5年度に作成したマニュアル等に係る就労支援機関への利用状況調査（有用度）において、高い評価（88.1%）を得ることができ</p>	<p>運営上の課題及び改善方策> 調査・研究や技法の開発成果については職業リハビリテーション実践場面や政策立案等において活用されることが重要であることから、より一層、成果の普及に努めるとともに、引き続き活用方法等に関する情報発信及びその効果把握等に努める必要がある。</p> <p>また、調査・研究、技法開発の実施及び改良に当たっては、雇用の質の向上に向けた取組や障害者のキャリア形成等、時勢に応じたテーマに取り組む必要がある。</p> <p>その他、事業主等のニーズを踏まえた障害者雇用事例等の情報収集・提供に引き続き取り組む必要がある。</p> <p><その他事項> なし。</p>
--	--	--	--	--	---	--

		<p>業総合センターホームページの認知度を向上させ、利用者ニーズを踏まえた広報を行う。</p> <p>また、研究・開発成果について、効果的な普及につながる情報をまとめたリーフレット等を作成し、関係機関や事業主等に対し周知する。</p>	<p>【指標】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の産業保健総合支援センターと連携し、メールマガジンへの令和5年度終了研究成果に関する記事掲載を実施した。 ・研究員が執筆するコーナー（研究活用アドバンス）に、調査研究報告書の内容を解説した情報等を掲載した。 ・研究及び技法開発の成果物については、PDFファイル形式によりNIVRホームページに掲載し、ダウンロードできるようにした。 <ul style="list-style-type: none"> - アクセス件数：1,149,576件（前年度実績 1,116,521件） ・研究及び技法開発の成果物のダウンロードランキングをNIVRホームページに掲載し、それを契機に他の成果物の閲覧を促進するよう取り組んだ。 ・独立行政法人科学技術振興機構の主催する論文検索サイトJ-STAGEに調査研究報告書サマリーを登録した。 ・研究業務、研究員の周知のためNIVRホームページに研究員紹介のコーナーを開設した。 <p>○リーフレット等による情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の成果を紹介するパンフレット、サマリー、調査研究報告書等に関係機関や企業に幅広く配布したほか、要請があった機関等へ個別に送付等し普及を行った。 ・令和5年度に終了した研究及び技法開発等に係る成果物に関するリーフレットを作成し、それを用いて、機構ニュースによるプレスリリースを実施するとともに、各地域センターへの送付、企業向けの研修会や地方における職業リハビリテーション研究発表会において配布した。 ・精神障害関係の学会等では、精神障害関連の調査研究報告書やマニュアル等を紹介したリーフレットを配布するなど、対象やテーマに応じて研究・技法成果の周知リーフレットを作成し、必要な情報を的確に届けられるよう工夫しながら広く周知を行った。 ・総合センターの調査・研究に関連すると考えられる学会、研修会等において、研究成果物を展示するとともに、パンフレット及びサマリーの配布等により、効果的な普及活動を実施した。 ・啓発誌「働く広場」に研究成果を計11回掲載（うち研究7回、技法開発4回）した。令和7年3月号には3本の企業向けマニュアルの紹介記事を掲載した。また、メールマガジンに研究成果を計11回掲載した。 ・研究員が以下の委員会等に参画した。 <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省 <ul style="list-style-type: none"> - 就労選択支援に係るマニュアル等の開発及び研修実施に向けた試行的調査等業務 <ul style="list-style-type: none"> 就労選択支援プロジェクトチーム ワーキンググループ（研修部会） - 「障害者のテレワーク雇用促進のための企業向け相談支援事業」に係る提案書技術審査委員会 - 社会保障審議会 国立保健医療科学院 <ul style="list-style-type: none"> - 「アプリを併用した就労アセスメントの専門性向上のための研修の開発についての研究」 一般社団法人ダイバーシティ就労支援機構 <ul style="list-style-type: none"> - ダイバーシティ就労支援実践研修作業チーム - 就労困難者認定方法構築作業チーム 日本精神障害者リハビリテーション学会 <ul style="list-style-type: none"> - 日本精神障害者リハビリテーション学会理事会、委員会 	<p>たこと。</p> <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの支援技法では対処困難な事例等の課題解決が必要な中、調査・研究に当たっては、各研究テーマにおいて研究委員会又は有識者ヒアリングを37回（1テーマ当たり平均7.4回）実施するなど、外部の有識者の専門的かつ最新の知見も取り入れるとともに、支援技法の開発に当たっては、新たな技術・支援ツール及び先駆的な技法となるよう、地域センター、関係機関及び事業主等のニーズ把握に取り組んだこと。（再掲） ・法改正に伴い雇用の質の向上が求められる中、研究成果等は事業主や関係機関が理解しやすい内容とする必要があることから、「障害者の働く職場のコミュニケーションに関するアイデア集」に係るリーフレットや「精神障害者保健福祉手帳を所持する方の就業の状況と企業が取り組む職場の配慮・措置」に係るパンフレットを作成及び配布するとともに、 	
		<p>オ マニュアル、教材、ツール等の作成</p>	<p>【指標】</p>	<p>オ マニュアル、教材、ツール等の作成</p>		

	<p>③ 企業に対する実践的手法の開発・提供 企業における障害者の雇用に係る問題の解決、雇用管理の改善及び障害者の雇用機会の拡大に資するため、事業主のニーズ、障害の種類及び企業規模に配慮しつつ、障害者の職域拡大及び雇用管理に係る実践的手法を開発する。 事業主等の自主的な取組を支援するため、上記の実践的手法の開発により得られた成果については、当該開発成果に係る情報を事業主等が有効に活用できるよう分かりやすく</p>	<p>職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を作成する。</p> <p>カ 研究・開発成果の共有化 広域センター、地域センター、障害者就業・生活支援センター等を対象に実施する、研究・開発成果の活用状況を把握するためのアンケート調査等の分析結果を踏まえ、より一層利用しやすいマニュアル、教材、ツールを作成することにより研究・開発成果の更なる普及・活用を図り、共有化を進める。</p> <p>③ 企業に対する実践的手法の開発・提供 企業における障害者の雇用に係る問題の解決、雇用管理の改善及び障害者の雇用機会の拡大に資するため、障害者の雇用や職場定着に当たって抱えている不安や悩みなどの課題を解決する方法をホームページで公開するとともに、ホームページに構築した意見収集の仕組みを使い、掲載情報の見直しを行う。 また、事業主等に対して障害者雇用事例等を提供する「障害者雇用事例リファレンスサービス」において、企業の具体的な取組をまとめた障害者雇用モデル事例及び合理的配慮に関する事例を収集し、追加掲載する。</p>	<p>・職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等について、6件以上作成する。</p> <p><評価の視点> ・企業における障害者の雇用や職場定着に当たって抱えている不安や悩みなどの課題を解決する方法をホームページで公開したか。また、障害者雇用事例等を提供する「障害者雇用事例リファレンスサービス」に障害者雇用モデル事</p>	<p>関係機関や事業主等にとって利用しやすい成果物となるよう、調査・研究については要点や活用のポイントを整理し、技法開発については利用者や支援者等からの意見を踏まえた効果検証結果を反映させたマニュアル、教材、ツール等を6件作成した（前年度実績 6件）。</p> <p><令和6年度終了の調査・研究及び技法開発に係るマニュアル等> (ア) 障害者の働く職場のコミュニケーションに関するアイデア集 (イ) パネル調査がとらえた障害のある人の職業人生 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳を所持する方の就業の状況と企業が取り組む職場の配慮・措置 (エ) 発達障害者の障害特性を踏まえた相談の進め方 (オ) 職場復帰に向けた調整のための効果的なアセスメントの実施方法 (カ) 高次脳機能障害者の自己理解を進めるための支援技法の開発</p> <p>カ 研究・開発成果の共有化 調査研究報告書やマニュアル・教材・ツール等のダウンロード数181,895件（前年度実績 182,595件）、就労支援機関に対して、令和5年度に作成したマニュアル等に係る利用状況を調査した結果、有用度88.1%。 ○研究成果の活用状況を把握するためのアンケート調査（広域センター・地域センター 53所） ・有用度（「大変有用である」「有用である」） 調査研究報告書・資料シリーズ：100%（前年度実績 95.5%） マニュアル、教材、ツール等：100%（前年度実績 99.2%） ○研究成果の活用状況を把握するためのアンケート調査（障害者就業・生活支援センター 169所） ・有用度（「大変に有用である」「有用である」） 調査研究報告書・資料シリーズ：88.8%（前年度実績 92.0%） マニュアル、教材、ツール等：90.1%（前年度実績 97.0%） ○研究成果の活用状況とその把握・分析を踏まえた改善 ・調査研究報告書は就労支援機関のほか、内容に応じて大学等の教育機関、産業保健分野や医療分野の施設等にも配布した。 ・研究成果のサマリー及びパンフレットは、活用場面や関連の研究成果が分かるようにレイアウトや図表の使用を工夫した。</p> <p>③ 企業に対する実践的手法の開発・提供 ○実践的手法の開発 ・利用者の利便性をより高めるため、障害者職域拡大マニュアル「聴覚障害者の職場定着推進マニュアル」と障害者雇用マニュアルコミック版「聴覚障害者と働く」を統合し、職場で使える手話動画を盛り込んだ「聴覚障害者の雇用支援マニュアル」を制作した。 ・企業における障害者の雇用に係る問題の解決、雇用管理の改善及び障害者の雇用機会の拡大に向けた具体的な方策や関連情報をQ&A形式に取りまとめ、解説した内容をホームページで公開するとともに、最新の情報を含め掲載した。 ○成果物の普及 ・実践的手法の開発成果については、事業主にとって見やすく、かつ、知りたい情報にアクセスしやすいホームページを作成・公開するとともに、事業主からのニーズもホームページ上で収集できるようにしたほか、都道府県支部、地域センター及び厚生労働省を通じて都道府県労働局、公共職業安定所に対し、「障害者雇用のためのマニュアル・好事例集等のごあんない」を配布した。成</p>	<p>ホームページでも情報発信して活用を促すなど、事業主等の自主的な取組の支援に取り組んだこと。</p> <p>③職業リハビリテーション研究発表会（地方対象）の開催回数の確保に係る取組について 【質的な取組】 ・地方における職業リハビリテーション研究発表会について、地域の要望に応じたテーマや実施形式（集合形式、オンライン形式）で開催するなど、研究・開発成果の積極的な普及・活用及び参加機会の確保に取り組んだこと。 なお、参加者から研究成果の今後の活用に係る有用度において高い評価（96.3%）を得ることができたこと。 【困難な状況への対応】 ・法改正に伴う障害者雇用率の引上げや除外率の引下げのほか、テレワーク等ICTを活用した新しい働き方の実現が求められるなど、障害者就労を取り巻く環境が変化する中、研究・開発成果の速やかな発信・普及により、地域の就労</p>
--	--	--	---	--	---

	<p>ホームページで公開するとともに報告書等に取りまとめ、配布する。</p> <p>また、事業主等に対して障害者雇用事例等を提供する「障害者雇用事例リファレンスサービス」の充実を図り、中小企業における障害者雇用や合理的配慮の提供に係る事業主のニーズを踏まえて、効果的な情報提供を行う。</p>		<p>例及び合理的配慮に関する事例を追加掲載したか。</p>	<p>果物については、事業主（83件）や支援機関（141件）からの要望に応じて随時配付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発した各種成果物に対する利用者アンケート有用度 95.0%（前年度実績 88.0%） <p>○障害者雇用事例リファレンスサービスによる事例等の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 同業他社の事例情報等をもとに、事業主が社内理解の促進のための活動、採用計画の立案、雇用管理ノウハウの習得等を行えるようにするため、各事例では障害特性に応じた環境整備や職務の設定、支援機関との連携等の雇用管理に役立つポイントを具体的に紹介した。 モデル事例 28 事例と合理的配慮事例 5 事例の計 33 事例を追加掲載した（うち、中小企業的事例 24 事例、精神障害者の事例 29 事例）。掲載事例総数はモデル事例 2,846 事例と合理的配慮 820 事例の計 3,666 事例（前年度実績 3,635 事例）となった。 	<p>支援機関等の支援力向上に取り組んだこと。</p> <p>以上、困難度が設定されている項目において、これらの実績を挙げたこと踏まえ、評定を A とする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の質を向上させるため、外部の有識者の意見を聴きつつ調査・研究の内容や進め方の改善を継続的に行う。また、定例会議において進捗管理表を用い研究の進捗状況を組織的に共有するなど、厳格に進捗を管理する。 調査・研究及びマニュアル、教材、ツール等の研究・開発成果については、支援する現場へのより一層の普及を図るため、職業リハビリテーション研究・実践発表会や地方を対象とした職業リハビリテーション研究発表会、支援技法普及講習の実施及び NIVR ホームページへの掲載やリーフレットの配布等を引き続き行うことにより、就労支援関係機関、学校関係、企業などへ周知をする必要がある。 また、事業主等のニーズを踏ま 	
--	--	--	--------------------------------	--	---	--

				<p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況> 調査・研究や技法開発成果の普及、時勢に応じた調査・研究、技法開発の実施及び改良、事業主等のニーズを踏まえた障害者雇用事例等の情報収集・提供について、以下の取組を行った。</p> <p><情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの耳ホームページへのメンタルヘルスに関する研究成果の掲載（4本） ・特別支援教育機関への普及のための「就労支援のためのアセスメントシート」に関する情報を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のメールマガジンにて発信 ・研究及び技法開発成果物に関するリーフレットの作成、それを用いた機構ニュースによるプレスリリースを実施、企業向けの研修会や地域における職業リハビリテーション研究発表会での配布 ・広域センター、地域センター、障害者就業・生活支援センター等を対象とする技法開発成果物等の活用状況を把握するアンケート調査の実施 <p><時勢に応じた調査・研究と技法開発の実施及び改良></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業における障害者雇用の質の向上に向けた取組の現状と課題に関する調査研究 ・中高年齢障害者の雇用継続支援及びキャリア形成支援に関する研究 ・雇用管理場面における職場適応を促進するための相談技法開発等 <p><事業主等のニーズを踏まえた障害者雇用事例等の情報収集・提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場で使える手話動画を取り入れた聴覚障害者雇用マニュアルの作成 ・全国の障害者雇用事例をデータベース化し、ホームページに追加掲載 	<p>えた障害者雇用事例等の情報収集・提供に引き続き取り組んでいく必要がある。</p>
--	--	--	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p> <p>外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職リハの調査・研究、技法開発、普及・活用、実践的手法の開発・提供等はいずれも適切に実施し、年度目標を超えていること、研究・開発成果の積極的な普及では「発達障害者の障害特性を踏まえた相談の進め方」「高次脳機能障害者の自己理解を進めるための支援技法の開発」などの成果物は就労支援機関等の現場での活用が期待できることは評価できる。 ・産業精神保健分野への学会発表をさらに促進してほしいこと、総合リハビリテーション研究大会や日本作業療法学会、日本精神障害者リハビリテーション学会などでも参加者の関心は高いと考えられること。 ・自己評定については、「妥当」との意見であった。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	障害者雇用納付金関係業務に関する事項		
業務に関連する政策・施策	V-3-1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること VI-2-2 障害者等の職業能力開発を推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第6号
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数（計画値）	55,000回以上	-	11,000回以上	11,000回以上					予算額（千円）	36,147,734	43,604,251		
障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数（実績値）	-	-	24,118回	17,930回					決算額（千円）	35,512,689	42,734,364		
達成度	-	-	219.3%	163.0%					経常費用（千円）	35,607,841	42,807,226		
障害者雇用納付金の収納率（計画値）	99%以上	-	99%以上	99%以上					経常利益（千円）	814,152	△9,049,178		
障害者雇用納付金の収納率（実績値）	-	99.81%	99.80%	99.73%					行政コスト（千円）	36,421,994	42,807,226		
達成度	-	-	100.8%	100.7%					従事人員数（人）	178	185		
助成金（創設3年目以降）の1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）（計画値）	30日以内	-	30日以内	30日以内									
助成金（創設3年目以降）の1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）（実績値）	-	24.5日	27.5日	28.6日									
達成度	-	-	109.1%	104.9%									

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数（計画値）	100,000事業所以上	—	20,000事業所以上	20,000事業所以上									
助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数（実績値）	—	—	27,987事業所	30,032事業所									
達成度	—	—	139.9%	150.2%									
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数（計画値）	28,000人以上	—	5,600人以上	5,600人以上									
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数（実績値）	—	6,068人	6,706人	7,061人									
達成度	—	—	119.8%	126.1%									
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者アンケートにおける有用度の評価（計画値）	90%以上	—	90%以上	90%以上									
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者アンケートにおける有用度の評価（実績値）	—	—	97.1%	98.6%									
達成度	—	—	107.9%	109.6%									
アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価（計画値）	90%以上	—	90%以上	90%以上									
アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価（実績値）	—	98.8%	97.9%	98.3%									
達成度	—	—	108.8%	109.2%									

注）障害者雇用納付金勘定における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (R6)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (以下略)</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (以下略)</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (以下略)</p>	<p>【指標】</p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給</p> <p>(2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給等</p> <p>(3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会 (アビリンピック) 等</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価: B</p> <p>・厚生労働省独立行政法人等の目標策定及び評価実施要領に基づき、項目別の平均を算出</p> <p>1-3-1 3点 (B)</p> <p>1-3-2 3点 (B)</p> <p>1-3-3 3点 (B)</p> <p>平均は 合計9点 ÷ 3項目 = 3.0点 であり、B評価とする。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果は妥当であると確認できた。</p>	

4. その他参考情報
なし。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3-1	障害者雇用納付金関係業務に関する事項－障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給		
業務に関連する政策・施策	V-3-1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第6号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数（計画値）	55,000回以上	—	11,000回以上	11,000回以上					予算額（千円）	36,147,734	43,604,251		
障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数（実績値）	—	—	24,118回	17,930回					決算額（千円）	35,512,689	42,734,364		
達成度	—	—	219.3%	163.0%					経常費用（千円）	35,607,841	42,807,226		
障害者雇用納付金の収納率（計画値）	99%以上	—	99%以上	99%以上					経常利益（千円）	814,152	△9,049,178		
障害者雇用納付金の収納率（実績値）	—	99.81%	99.80%	99.73%					行政コスト（千円）	36,421,994	42,807,226		
達成度	—	—	100.8%	100.7%					従事人員数（人）	178	185		

注）障害者雇用納付金勘定における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給 障害者雇用納付金の徴収並びに障害		3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給	<評価と根拠> 評価：B 「障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数」の達成度が163.0%、「障害者雇用納付金の収納率」の達成度が100.7%であ	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果は妥当であると確認できた。 <今後の課題> 引き続き高い収納率が維持できる	

<p>給 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金等の支給については、機構においてより厳正な審査、効率的な手続等を行うことはもとより、事業主に対して障害者雇用納付金制度を十分に周知徹底し、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会の開催や申告申請に関する説明動画による周知を幅広く実施すること。</p>	<p>給 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金等の支給については、より厳正な審査、効率的な手続等を行うことはもとより、事業主に対して障害者雇用納付金制度を十分に周知徹底し、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会の開催や申告申請に関する説明動画による周知を幅広く実施する。</p>	<p>者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金等の支給については、より厳正な審査、効率的な手続等を行うことはもとより、事業主に対して障害者雇用納付金制度を十分に周知徹底し、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会の開催や申告申請に関する説明動画による周知を幅広く実施する。</p> <p>① 障害者雇用納付金制度についての理解の促進のための適切な周知等 障害者雇用納付金制度については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の改正が行われたことも踏まえ、事業主から適正な申告申請がなされるよう、以下の取組を行う。</p> <p>ア 事業主説明会の開催 事業主が制度及び手続を十分に理解して申告申請を行うことができるよう、関係機関との連携を図りつつ事業主説明会を開催する。 また、事業主説明会における説明内容及び記入説明書や説明動画等の内容の充実を図るため、事業主説明会において参加者に対するアンケートを実施する。</p> <p>イ 記入説明書等の配布、説明動画の配信 記入説明書や説明動画の作成に当たっては、記入例等を用いるなど分かりやすい内容にするとともに、事業主からの意見や前年度までの申告申請において誤りの多かった事項などを踏まえて作成する。 また、事業主が、円滑かつ正確に申告申請を行うことができるようQ&A集等をホームページに掲載する。</p>	<p><評価の視点> ・事業主から適正な申告申請がなされるよう、事業主説明会の開催、分かりやすい記入説明書の作成、説明動画の配信など、適切な周知等の取組を行ったか。</p> <p>【指標】 ・障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数について、11,000回以上とする。</p>	<p>① 障害者雇用納付金制度についての理解の促進のための適切な周知等</p> <p>ア 事業主説明会の開催 ・令和7年度の申告申請が円滑・適正に行われるよう、第4四半期に集中的に開催するとともに、令和7年度申告申請における変更点や申告申請で誤りの多い事項等を解説するなど、効果的な事業主説明会の運営に努めた。 ・都道府県労働局等の関係機関の職員から事業主に対して障害者雇用の状況等に関する説明を行うなど、関係機関と連携を図りつつ、事業主説明会を開催した。 ・令和5年度事業主説明会において実施したアンケート結果や事業主からの各種問合せ、過去の申告申請時に誤りの多かった点を重点事項として記入上の注意点を吹き出しで示すなど、より分かりやすい事業主説明会用パワーポイント資料を作成した。 ・事業主の利便性を向上させる機能を備えた電子申告申請システムの特徴等について、実際の入力手順に沿って分かりやすく説明した。</p> <p>イ 記入説明書等の配布、説明動画の配信 ・記入説明書を70,590部作成し、第4四半期に実施した事業主説明会の会場において配付するとともに、参加できなかった事業主に対して送付したほか、ホームページに掲載した。 ・記入説明書は、事業主が円滑に申告申請書を作成できるように各項目を作成手順ごとに取りまとめるとともに、電子申告申請システムの操作方法及び申告申請時に誤りが多い箇所について詳しく説明した具体例等を記載した。また、事業主が円滑かつ正確に申告申請を行うことができるよう内容を拡充したQ&A集や制度周知用パンフレットをホームページに掲載した。 ・制度や事務手続のほか、電子申告申請システムの操作方法について理解を深めてもらうため、事業主の意見・要望やYouTubeアナリティクス分析結果を踏まえ、事業主説明会用パワーポイント資料に説明音声を付した動画を作成し、YouTubeで配信した。 動画視聴回数：17,930回（前年度実績 24,118回） 令和6年度申告申請用動画（令和6年4月1日～12月27日）：13,179回 令和7年度申告申請用動画（令和6年12月28日～令和7年3月31日）：4,751回</p>	<p>り、所期の目標を達成又は上回る成果が得られている。評定の根拠として、 ①障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数の確保に係る取組について 【質的な取組】 ・事業主の意見・要望やYouTubeアナリティクスの分析を踏まえ、分かりやすい動画となるよう、令和7年度申告申請における変更点や申告申請で誤りの多い事項の解説のほか、説明内容や項目立てを工夫するなど、内容の充実に取り組んだこと。 【困難な状況への対応】 ・令和6年4月から障害者雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられるとともに、令和7年4月には除外率が10ポイント引き下げられるなど、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により納付金制度も改正されたことから、申告申請者が当該改正内容を正確に理解したうえで、円滑・適正に申告申請を行っていただけよう、説明動画について、当該制度改正内容へ</p>	<p>よう努める必要がある。 <その他事項> なし。</p>
---	---	---	---	--	--	---

<p>また、障害者雇用納付金の徴収については、第4期中期目標期間における目標(収納率99%以上)と同様の高い水準を目指すこととし、それに向けた適正な制度運営を行うとともに、厳正な審査、調査を実施すること。</p>	<p>また、障害者雇用納付金の徴収については、第4期中期目標期間における目標(収納率99%以上)と同様の高い水準を目指すこととし、未納付事業主に対する納付督促・督促を実施するなど適正な制度運営を行うとともに、厳正な審査、調査を実施する。</p> <p>障害者雇用納付金申告事業主、障害者雇用調整金等申請事業主の利便性の向上を図るため、</p>	<p>ウ 職業安定機関との連携及び担当者会議の開催</p> <p>障害者雇用率達成指導を実施する都道府県労働局や公共職業安定所と必要な情報交換を行い、緊密な連携を図る。また、業務担当者全国会議を開催し、共通の理解と認識を深めるとともに、申告申請において誤りの多かった事項などへの対応を徹底する。</p> <p>② 障害者雇用納付金の的確な徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金等の適正な支給</p> <p>障害者雇用納付金並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金等については、業務マニュアルを活用し、厳正な審査を行う。</p> <p>また、事業主に対して、障害者雇用納付金の正確な申告及び納付期限の遵守についての指導を行うとともに、申告や納付を行わない事業主に対しては、電話、文書等により積極的に申告・納付の督促を行う。特に、長期間の滞納や倒産等による収納不能事案の発生を防止するため、未納付事業主に対する納付督促を早い段階から行う。</p> <p>これらの申告・納付の督促に当たっては、機構本部及び都道府県支部が緊密に連携を図り、個々の事業主の実情に応じた的確に対応する。</p> <p>督促によっても未納付が解消されない事業主に対しては、督促状を発するなどにより確実に徴収する。</p> <p>③ 障害者雇用納付金申告事業主、障害者雇用調整金等申請事業主の利便性の向上</p> <p>事業主からの照会等に対しては、的確かつ速やかな助言、指導等を行う。</p> <p>また、納付金システムについては、引き続き事業主サービスの向上と事務処理の効率化等を図るための検討を行う。</p> <p>④ 電子申告申請及び電子納付の利用促進</p> <p>事業主サービスの向上と事務処理の効率化、迅速化を図る観点から、電子申告申請及び電子納付の利用を促進するため、</p>	<p><評価の視点></p> <p>・障害者雇用調整金等について、業務マニュアルを活用の上、厳正な審査を実施し、適正な支給を行ったか。また、障害者雇用納付金について、納付を行わない事業主に対して積極的に納付の督促等を行い確実に徴収に努めたか。</p> <p>【指標】</p> <p>・障害者雇用納付金の収納率について、99%以上とする。</p>	<p>ウ 職業安定機関との連携及び担当者会議の開催</p> <p>○職業安定機関との情報交換会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業安定機関と都道府県支部との間で日常的に情報交換を行ったほか、障害者雇用納付金制度の周知、未申告・未納付事業主に対する指導等について連携・協力するため、情報交換会を開催した。 <p>○都道府県支部の担当者会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月に開催した納付金関係業務担当者全国会議については、Web会議システムを活用し、都道府県支部の納付金業務担当者に対して、事業主説明会における説明の重点事項及び申告申請における問合せや誤りを踏まえた説明のポイント等、事業主説明会の開催に係る留意事項等について指導した。 <p>② 障害者雇用納付金の的確な徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金等の適正な支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度においても引き続き確実な徴収を行うため、厳正な審査を実施した。また、障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金等の支給に当たっては、業務マニュアルを活用して厳正な審査を行った。 ・事業主説明会の開催や記入説明書、説明動画の配信によって、障害者雇用納付金の正確な申告及び納付期限の遵守を指導した。また、初めて申告・納付をする事業主で、事業主説明会に参加できなかった事業主に対しては改めて期限内の申告・納付をするよう勧奨した。 ・6月末から未納付の事業主に対する納付督促・督促を機構本部と都道府県支部が障害者雇用納付金電算機処理システムを活用して連携しながら実施した。併せて電話、文書、訪問による納付督促を積極的に実施した。 ・都道府県支部や機構本部からの納付督促に応じなかった場合は機構本部が督促状を発出した。特に、納付の遅延が慢性化している事業主に対しては早期に督促状を発出した。また、再三の納付督促にも応じない事業主に対しては、厚生労働大臣の認可を受けた上で、滞納処分を3件実施するなど債権の回収に努めた。 ・機構本部や都道府県支部で事業主の倒産情報を随時確認し、未納付事業主の倒産を把握した場合は、迅速に破産管財人等に交付要求をするなどの的確に対応した。 <p>③ 障害者雇用納付金申告事業主、障害者雇用調整金等申請事業主の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用納付金電算機処理システムを活用することにより、より迅速で効率的かつ適正な審査決定等を行うとともに、事業主からの照会等に対して、的確で速やかな助言、指導を行った。 ・また、障害者雇用納付金電算機処理システム、電子申告申請システムについて、事業主サービスの向上と事務処理の効率化、迅速化を図るため、改修要望を募り、順次改修を進めた。 <p>④ 電子申告申請及び電子納付の利用促進</p> <p>電子申告申請及び電子納付については、事業主サービスの向上と事務処理の効率化、迅速化を図る観点から、利用を促進するため、以下の取組を行った。</p>	<p>の重点化・充実に取り組んだこと。</p> <p>②障害者雇用納付金の収納率の向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用納付金等の申告申請等をインターネットで簡便に行える電子申告申請及び納付金の電子納付の利用方法や利便性等を記載したリーフレット等の作成・事業主への送付等広く活用を促すなど、事業主の利便性の向上に取り組んだこと。 ・期限を過ぎても納付しない事業主に対しては、障害者雇用納付金電算機処理システムを活用し、機構本部と都道府県支部が連携して、納付督促・督促に取り組んだこと。なお、再三の納付督促にも応じない事業主に対しては、厚生労働省の認可を受けた上で、滞納処分を実施するなど債権の回収に努めたこと。 <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主の倒産情報を随時把握し、未納付事業主が倒産した場合には迅速に破産管財人に対する交付要求に取り組んだこと。
--	---	--	--	--	--

	<p>電子申告申請及び電子納付の利用を促進する。</p> <p>障害者雇用納付金の申告事業主等に対する調査については、不正の防止に留意しつつ、効果的かつ効果的な実施に努める。</p>	<p>以下の取組を行う。</p> <p>ア 電子申告申請については、事業主説明会において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明するほか、事業主団体等に対し、傘下事業主等への利用促進のための周知・広報について協力を依頼する。</p> <p>イ 電子納付については、納付書等の送付の際に利用案内のチラシを同封するとともに、電子申告申請の利用促進と併せ、事業主説明会での説明のほか、事業主団体等への周知・広報の協力を依頼する。</p> <p>ウ 機構本部が作成する実施基準に基づき、都道府県支部において、個別の事業主に対して利用を勧奨する。</p> <p>エ 障害者雇用納付金の電子納付による収納サービス（ペイジー）を提供していない金融機関に対し、ペイジーの導入について要請する。</p> <p>⑤ 調査の的確な実施 適正な制度運営を行う観点から、雇用障害者の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに労働時間の状況を明らかにする書類の添付を義務付けられていない事業主（障害者雇用納付金申告事業主及び常用雇用労働者の総数が300人を超える障害者雇用調整金支給事業主）を対象に調査を実施する。</p> <p>ア 機構本部と都道府県支部が緊密な連携を図り、円滑に調査を実施し、障害者雇用納付金の徴収不足及び障害者雇用調整金の過大支給の事案を把握して、是正する。</p>	<p><評価の視点> ・調査業務の質の向上に努めつつ、効果的かつ効果的な調査を実施したか。</p>	<p>ア 電子申告申請の利用を促進するため、各種手続を窓口に出向くことなくインターネットを利用して簡便に行うことができること等の具体的なアピールポイントについて、制度周知用パンフレット、記入説明書及びホームページに掲載した。併せて事業主団体等に対し、傘下事業主等への利用促進のための周知・広報に係る協力を依頼したほか、事業主説明会においても説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申告申請システム利用件数[利用率] データ送信による提出 42,825件[78.2%]（前年度実績 39,202件[72.4%]） 二次元コードによる提出 10,352件[18.9%]（前年度実績 11,768件[21.7%]） 計 53,177件[97.1%]（前年度実績 50,970件[94.1%]） <p>イ 電子納付の利用方法や利便性等を記載したリーフレット等を納付書や事業主説明会の開催案内に同封し、事業主に送付したほか、延納第2期、第3期に納付書を送る際、前期で電子納付を利用していない事業主に対して電話にて利用勧奨を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子納付件数 21,470件（前年度実績 20,338件） <p>ウ 都道府県支部においては、二次元コード様式、エクセル様式の紙により申告申請書を作成しており電子申告申請を利用していない事業主を優先的に選定するなど、事業主への個別訪問等による利用勧奨を効果的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別訪問等件数 1,356件（前年度実績 1,228件） <p>エ 電子納付については、一部の金融機関ではまだ取扱いができないため、これらの金融機関に対し、電子納付の取扱開始について協力要請を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子納付取扱金融機関数 351行（前年度実績 352行） <p>⑤ 調査の的確な実施 適正な制度運営を行う観点から、雇用障害者の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに労働時間の状況を明らかにする書類の添付を義務付けられていない事業主（障害者雇用納付金申告事業主及び常用雇用労働者の総数が300人を超える障害者雇用調整金支給事業主）を対象に調査を実施した。</p> <p>ア Web会議システムを活用した「納付金調査課長会議」を1月に開催し、令和6年度における調査業務の進捗及び令和7年度の実施に向けた情報を提供した。また、機構本部及び7か所の都道府県支部による調査実施体制と併せて各管轄ブロック内の都道府県支部も活用することにより効果的に調査を実施した。</p> <p>さらに調査対象事業主や都道府県支部から問合せの多かった内容について機構本部がまとめた「納付金調査業務Q&A集」により、機構本部と都道府県支部で情報共有を図り、納付金の徴収不足、障害者雇用調整金、特例給付金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金（以下「支給金」という。）</p>	<p>また、納付の遅延が慢性化している事業主に対しては早期に督促状を発出するなど、障害者雇用納付金の的確な徴収に努めたこと。</p> <p>以上を踏まえ、評定をBとする。</p> <p><課題と対応> ・令和7年度においても引き続き収納率が99%以上に維持されるよう、事業主に対する納付金制度の周知徹底、丁寧かつ的確な指導及び積極的な納付督促に努める必要がある。</p>	
--	---	--	---	--	---	--

		<p>イ 調査業務を担当する職員に対し、調査業務マニュアルを配付し、同マニュアルを活用した座学研修や実際の調査場面における実地研修（OJT）の実施等により、適切な調査の実施に必要なノウハウを習得させ、調査業務の質の向上に努める。</p> <p>ウ 都道府県支部の把握する情報を積極的に活用するとともに、これまでの調査結果の傾向や申告申請において誤りの多かった事項を踏まえ、PDCAを回しつつ、効率的かつ的確な調査を実施する。</p>		<p>の過大支給の事案を把握し、確実に是正した。</p> <p>イ 調査業務マニュアルを活用し、機構本部及び7か所の都道府県支部において調査業務を新たに担当することとなった職員を対象に、調査業務を実施するに当たっての基礎的な知識及び効果的な調査手法等の理解を目的とした研修を実施した。</p> <p>加えて、5月から6月にかけて機構本部及び7か所の都道府県支部において、実際の調査場面を活用した実地研修（OJT研修）を実施するとともに、習得したノウハウの定着、更なる知見の習得及びコンプライアンスの再認識を目的としたフォローアップ研修を実施した。</p> <p>さらに定例会議の開催により、調査事例の共有、調査手法の検討等を通じた専門性の向上等を図るなど、調査業務の質の向上に努めた。</p> <p>また、研修と併せて機構の行動規範、倫理規程及びコンプライアンス規程等の諸規程を遵守することを目的としたコンプライアンス研修を実施した。</p> <p>ウ 都道府県支部が把握している合併、倒産等の最新の事業主情報を活用しながら調査を実施した。また、令和5年度までの申告申請において誤りの多かった事項に留意して調査業務マニュアルの内容を加筆修正するとともに、調査業務を担当する職員への周知を行い、効率的かつ的確な調査を実施した。</p> <p>○令和6年能登半島地震に関し、被災地域の状況に配慮した対応を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した納付金対象事業主について、告示に基づく申告・納付期限の延長措置に係る情報をホームページに掲載して周知・案内を行った。 被災した支給金申請対象事業主について、告示に基づく支給金の申請期限の延長措置に係る情報をホームページに掲載して周知・案内を行った。 <p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、未納付事業主に対して納付督促・督促を積極的に行った結果、高い収納率を維持した。 		
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 納付金徴収、調整金・報奨金の支給は、いずれも計画通り実施していること、納付の遅延が慢性化している事業主に対する早期の督促状の発出等の地道な活動により、障害者雇用納付金について国税、労働保険を上回る収納率を達成した点が評価できる。 公平性の観点からも、未納付事業主への更なる納付督促の徹底が望まれる。 自己評定については、「妥当」との意見であった。

障害者雇用納付金申告等の事業主数及び納付確定額

項目	件数（件）	納付確定額（千円）
申告事業主数	51,947	
納付事業主数	26,486	33,499,709
納付督促	2,675	

障害者雇用調整金・報奨金・特例給付金の申請事業主数及び支給金額

項目	件数（件）	支給金額（千円）
調整金	16,939	27,191,431
在宅就業障害者特例調整金	15	6,006
報奨金	2,280	6,788,450
在宅就業障害者特例報奨金	0	0
特例給付金	11,544	2,754,991

障害者雇用納付金関係業務調査件数

項目	件数（件）
調査	9,848

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3-2	障害者雇用納付金関係業務に関する事項－障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給等		
業務に関連する政策・施策	V-3-1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第6号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
助成金（創設3年目以降）の1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）（計画値）	30日以内	—	30日以内	30日以内					予算額（千円）	36,147,734	43,604,251		
助成金（創設3年目以降）の1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）（実績値）	—	24.5日	27.5日	28.6日					決算額（千円）	35,512,689	42,734,364		
達成度	—	—	109.1%	104.9%					経常費用（千円）	35,607,841	42,807,226		
助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数（計画値）	100,000事業所以上	—	20,000事業所以上	20,000事業所以上					経常利益（千円）	814,152	△9,049,178		
助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数（実績値）	—	—	27,987事業所	30,032事業所					行政コスト（千円）	36,421,994	42,807,226		
達成度	—	—	139.9%	150.2%					従事人員数（人）	178	185		

注）障害者雇用納付金勘定における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			<評価と根拠> 評価：B 「助成金（創設3年目以降）の1件	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結	

<p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給</p> <p>① 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給については、障害者雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備を図るため、適正かつ効率的に行うことはもとより、助成金制度、申請手続等を周知すること。加えて、電子申請の活用を推進する等を通じて、事業主等が利用しやすい手続とすること、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主等に対して助言・援助を行うこと、支給手続を迅速に行うこと、など事業主等に対するサービスの向上を図ること。</p>	<p>措置</p> <p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給 適正かつ効率的な支給に努めるとともに助成金制度、申請手続等を周知する。加えて、電子申請の活用を推進する等を通じて、事業主等が利用しやすい手続とすること、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主等に対して助言・援助を行うこと、支給手続を迅速に行うこと、など事業主等に対するサービスの向上を図る。</p> <p>① 助成金の効果的活用の促進に向けた周知・広報等 助成金制度及び申請手続の説明会を実施し、併せてホームページによる説明や説明動画を配信するなど、事業主等に対する積極的な周知・広報を行う。</p>	<p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給等 適正かつ効率的な支給に努めるとともに助成金制度、申請手続等を周知する。加えて、電子申請の活用を推進する等を通じて、事業主等が利用しやすい手続とすること、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主等に対して助言・援助を行うこと、支給手続を迅速に行うこと、など事業主等に対するサービスの向上を図る。</p> <p>① 助成金の効果的活用の促進に向けた周知・広報等 ア 職業安定機関、地域センター等との連携を図りながら、事業主説明会の開催及び事業主団体等への訪問等により、様々な機会を通じて事業主等に対する周知・広報を行う。</p> <p>イ 事業主等にとって分かりやすい各種助成金のパンフレット等を作成し、都道府県支部及び職業安定機関等において事業主等に配布するとともに、ホームページに掲載する。</p>	<p><評価の視点> ・様々な機会や手法を通じて事業主等に積極的な周知・広報を行ったか。</p> <p>【指標】 ・助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数を20,000事業所以上とする。</p>	<p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給等</p> <p>① 助成金の効果的活用の促進に向けた周知・広報等</p> <p>ア 職業安定機関等との連携による周知・広報 ・都道府県支部と職業安定機関等との間で連携会議を開催し、情報交換等を行うとともに、事業主等への周知について協力を要請した。 連携会議：505回（前年度実績 525回） ・納付金の事業主説明会等の機会や職業安定機関等が開催するセミナー等の場を活用し、助成金の事業主説明会を開催した。なお、説明資料については、助成金の活用事例を充実させるなどして、分かりやすさの向上を図った。 事業主説明会：1,050回（前年度実績 1,022回） 参加事業所数：30,032事業所（前年度実績 27,987事業所） ・事業主団体等を訪問し、助成金制度について事業主団体等のホームページや広報誌等への掲載等制度周知に係る協力を要請した。 訪問回数：794回（前年度実績 720回）</p> <p>イ 事業主等にとって分かりやすい資料の作成・配布 ・パンフレットについて、従来の助成金に加え、法改正に伴い、令和6年4月1日に支給業務を開始した障害者雇用相談援助助成金（新設）、中高年齢等障害者の雇用継続を図る措置への助成（拡充）、障害者介助等助成金（拡充）、特定短時間労働者の追加等（以下「新設・拡充助成金」という。）の説明を追加し、読み手に理解され分かりやすく意味が明確な文書となるよう改善したほか、レイアウト及びデザイン等の工夫により見やすさの向上を図り、アクセシビリティに配慮した上で、ホームページに掲載するとともに、都道府県支部において事業主等に配布した。 ・新設・拡充助成金の概要や、各助成金の対象となる措置の具体的な事例を啓発誌「働く広場」で紹介したほか、助成金周知用の広告を啓発誌「エルダー」に掲載するとともに、メールマガジンによる周知を行い、助成金の活用促進を図った。 ・機構本部において新設・拡充助成金の説明を追加した助成金の広報用チラシを新たに作成し、都道府県支部に提供するとともに、ホームページに掲載した。 ・障害者助成金（新設・拡充助成金を含む。）・高齢者給付金合同のチラシを作成し、都道府県支部窓口において、事業主等に配布</p>	<p>当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）」の達成度が104.9%、「助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数」の達成度が150.2%であり、所期の目標を達成又は上回る成果が得られている。評価の根拠として、 ①助成金（創設3年目以降）の1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）の向上に係る取組について【質的な取組】 ・障害者雇用助成金システムを活用し、月ごとの助成金支給に係る平均処理期間の進捗状況を把握するとともに、遅延が生じた場合には原因の分析を行い、事務処理体制、プロセスの見直し・改善に取り組んだこと。また、都道府県支部の助成金業務担当者研修を通じて、窓口サービスの質や処理能力の向上に取り組んだこと。なお、都道府県支部窓口対応の満足度において、事業主から高い評価（94.6%）を得ることができたこと。 ・パンフレットの作成・事業主へ</p>	<p>果は妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> ・オンライン申請の利用が可能となることからその周知に取り組むほか、事業主アンケートの意見を踏まえ申請手続（提出書類）の簡素化、窓口サービス向上の研修を引き続き実施する等により、事業主の満足度の向上等に努める必要がある。 ・障害者雇用の質の向上に向けた事業主の取組を支援するため、助成金の積極的な活用が求められていることを踏まえ、引き続き丁寧かつ分かりやすい説明に努める必要がある。</p> <p><その他事項> なし。</p>
--	---	--	--	--	---	--

	<p>② 効率的な助成金支給業務の実施 事業主等に対して、支給申請書等の記入方法等について十分な説明を行い、円滑かつ迅速な支給やトラブル防止等を図る。 適正支給に配慮しつつ、進捗状況の管理を行うことにより事務処理の効率化を図る。 また、電子申請の機能を搭載した助成金システムを構築し、申請に係る事業主等の負担の軽減及び利便性の向上を図るとともに、より効率的かつ適正な支給事務を実施する。</p>	<p>② 効率的な助成金支給業務の実施 ア 助成金システムの活用により助成金の支給に係る進捗状況を日常的に管理し、遅延が生じる場合は原因を分析し速やかに対策を講じるなど審査業務の事務処理の効率化に取り組む。 イ 申請に係る事業主等の負担の軽減及び利便性の向上に資する電子申請の機能を搭載した助成金システムの構築を進める。 また、電子申請について事業主等に周知を図る。 ウ 支給申請が円滑に行われるよう、事業主等に対して、助成金の制度、申請書等の記入方法等について十分に事前説明を行い、迅速かつ適正な支給となるよう効率的に点検確認を行う。 また、事業主の制度理解と利便性の向上を図る観点で、説明動画、パンフレットや申請様式及び添付書類の見直し等を行う。 エ 助成金業務担当者研修等の開催により、窓口担当者の能力の向上を図り、事業主等に対する的確な助言・援助に努める。</p>	<p><評価の視点> ・助成金の支給に係る進捗状況を日常的に管理するなど、審査業務の事務処理の効率化に取り組んだか。 【指標】 ・創設3年目以降の助成金について、支給請求受理後の事業主への照会等に要した日数を除き、1件当たりの平均処理期間を30日以内とする。(ただし、年度途中に年度計画予算を超過する支給請求があった場合には、超過した月の翌月以降に行われる支給請求は全て平均処理期間算出の対象から除く。)</p>	<p>した。 ウ オンラインを活用した説明動画の配信等による周知 ・助成金制度に係る説明動画(YouTube)等について、新設・拡充助成金の説明の追加や助成金の活用事例を更新するなど、内容の見直しを行うとともに、助成金の概要を幅広く知ってもらうための視聴時間が短い説明動画(概要版)についても内容を見直し、ホームページに掲載した。また、YouTubeアナリティクス分析等を行い、令和7年度の説明動画の作成に当たり、分析結果等を踏まえた見直しを行った。 動画再生回数:2,802回(前年度実績4,034回) ・よくある質問についてのFAQは、新設・拡充助成金の内容を追加するなどの充実を図り、ホームページで周知した。 ② 効率的な助成金支給業務の実施 ア 助成金システムの活用による審査業務の効率化 ・障害者雇用助成金システムを活用し、月ごとの助成金支給に係る進捗状況を把握するとともに、遅延が生じた場合には原因の分析を行い、事務処理の見直し・改善を図った。 ・その他、事業主等から質問の多い項目についての助成金支給業務Q&A集には、機構本部において新設・拡充助成金に関する内容を追加し、疑義照会に対する都道府県支部の回答の迅速化を図った。 イ 電子申請の機能を搭載した助成金システムの構築 ・令和7年4月1日を受付開始日としたオンライン申請に向けてシステムを構築した。 ・円滑なオンライン申請の開始に向けて、都道府県支部の助成金担当者への研修等を段階的に計画・実施した。 ・オンライン申請の開始に係る周知のため、機構本部においてリーフレットを高齢者給付金と合同で作成し、ホームページで公開したほか、事業主説明会等において周知・広報を実施するよう都道府県支部に通知した。 ウ 都道府県支部による事前説明及び点検確認等 ・事業主等に対して十分な説明を行うとともに、支給業務手引及びチェックリストの活用等により、適正かつ効率的な点検確認を行った。 また、新たに地域センターが職場適応援助者助成金の支給に必要な支援計画を承認するための確認事項をまとめたチェックリストを機構本部内の関係部署とともに作成した。 ・事業主の負担軽減等のため、一部助成金の計画変更手続を簡素化した。 エ 助成金業務担当者研修等の開催 ・7月にWeb形式により開催した助成金業務担当者全国会議の場を活用して、助成金業務担当者を対象とした研修を開催し、点検確認手順及び窓口業務の留意事項等について説明するとともに、事業主サービスの向上に資するため、窓口対応における好事例・トラブル事例と留意点を共有した。 ・同会議では事前アンケートにより把握した都道府県支部の意見・要望を会議の内容に反映することにより、制度理解と能力の向上を図った。</p>	<p>の配布及びホームページへの掲載に当たっては、読み手に理解され分かりやすい文書への改善や、レイアウト及びデザイン等の工夫による見やすさの向上を図ったほか、記載例や留意事項等を記載するなど、事業主からのスムーズな申請につながるよう取り組んだこと。 【困難な状況への対応】 ・障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴う助成金の新設・拡充や、助成金の支給請求件数が増加(前年度比16.5%増)する中、適正かつ早期の支給に向け、審査体制の強化や事業主等から質問の多い項目を踏まえた助成金に係るFAQ等の改訂・活用により、疑義照会に対する都道府県支部の回答の迅速化を図るなど、効率的な支給事務に取り組んだこと。 ②助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数の確保に係る取組について 【質的な取組】 ・障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、助成金が新</p>
--	--	--	---	--	--

<p>② 助成金については、職業安定機関との連携、適切な情報提供等により、適正な支給業務の実施を図ること。</p> <p>また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。</p>	<p>③ 適正な支給業務の実施 職業安定機関等との連携及び適切な情報共有等により、適正な支給業務の実施を図る。</p> <p>適正な審査と支給申請事業所に対する的確な現地調査を行い、疑義のあるものについては追加資料の提出等を求め、不正受給の防止に努める。</p> <p>不正受給が発生した場合は、再発防止の観点からその原因を究明し、関係機関に対して適切な情報提供を行うとともに、必要な対策を講ずる。</p> <p>適正な支給業務を実施するため、助成金業務担当者会議を開催し、支給業務に関する問題点等について情報交換を行う。</p>	<p>オ 助成金を支給した事業主に対して実施するアンケート調査結果を分析し、今後の制度改善や事務手続等に活用する。</p> <p>③ 適正な支給業務の実施 ア 職業安定機関と支給業務の問題点や不正受給事案について情報交換を行い、不正受給通報メールアドレスにより、不正受給の疑いがある事業主等の情報を広範に収集するなど、適正な支給業務の実施を図る。</p> <p>イ 適正な審査と支給申請事業所に対する的確な現地調査を行い、疑義のあるものについては追加資料の提出等を求め、不正受給の防止に努める。また、不正受給防止マニュアルに基づき厳正な点検確認を実施する。</p> <p>ウ 不正受給が発生した場合は、再発防止の観点からその原因を究明し、職業安定機関に対して不正受給の内容や事業主への対応経過等の適切な情報提供等を行い、協力して必要な不正受給防止対策を講ずる。</p> <p>エ 適正な支給業務を実施するため、助成金業務担当者会議を開催し、支給業務に関する問題点等について情報交換を行う。</p>	<p><評価の視点> ・職業安定機関との情報交換や申請事業所に対する現地調査等により、不正受給防止対策を講じたか。</p>	<p>オ アンケート調査の実施 ・業務改善のポイントや事業主の満足度を把握するため、助成金支給事業主に対するアンケート調査を実施した。（令和7年1月～2月） ・都道府県支部の窓口の説明及び対応については「満足している」「概ね満足している」との回答が94.6%あり、当該アンケート結果については分析を行うとともに都道府県支部にフィードバックし、業務改善に活用した。 ・今後の制度改善や事務手続等に活用するため、助成金制度に係る説明動画の視聴者に対して、当該動画の内容や助成金の利用希望に関するアンケートをホームページで実施した。</p> <p>③ 適正な支給業務の実施 ア 職業安定機関との情報交換等 ・職業安定機関との情報交換においては、不正受給の未然防止のため、不正受給事案等の情報共有を図った。 ・不正受給通報メールアドレスを引き続き運用し、不正受給に関する情報収集を行った。 ・不正受給通報メールの受信件数：16件（前年度実績 12件） うち不正受給の判明につながる情報：0件（前年度実績 0件）</p> <p>イ 適正な審査と的確な調査の実施 ・適正な支給業務に資するため、支給対象作業施設等の確認が必要な案件、不正受給の疑義に関する案件等に対して現地調査を実施した。 ・都道府県支部において、不正受給防止マニュアルの不正受給防止確認チェックリストを活用して厳正な受理点検・確認作業を行った。</p> <p>ウ 不正受給防止対策 ・過去の不正受給事案一覧（実際の不正の手口等）を審査担当者間で共有した。 ・不正受給防止対策を講ずるため、機構本部内の関係部署間において、不正受給についての情報交換を行った。 ・支給要件確認申立書及び不正受給防止マニュアルの不正受給防止確認チェックリストを活用し、不正受給防止のため事業主に対し繰り返し注意喚起と確認を行った。 ・不正を行った事業主に対する刑事告訴や事業主名等の公表について、ホームページ及び助成金周知用の各種リーフレット等への記載により周知を図るとともに、注意喚起を行った。なお、令和6年4月から不正受給防止対策を強化したことから、不正受給に該当した場合の措置についても、併せて周知及び注意喚起を行った。 ・支給業務手引を都道府県支部での点検時における不正受給防止に活用した。 ・不正受給が判明した件数：1件（前年度実績 1件）</p> <p>エ 助成金業務担当者会議の開催 ・7月の助成金業務担当者全国会議では、事前アンケートにより把握した都道府県支部の意見・要望を会議の内容に反映したほか、会議開催前に支給業務に関する問題点等について都道府県支部にフィードバックすることにより、情報交換を行った。また、過去の不正受給事例等について説明の上、不正受給防止マニュアル</p>	<p>設・拡充されたことを踏まえ、その活用促進に向け、都道府県支部と職業安定機関等との間で連携を図り、事業主等への周知について協力を要請するとともに、事業主説明会の説明資料については、助成金の活用事例を充実させるなど、事業主説明会の質の向上に取り組んだこと。</p> <p>【困難な状況への対応】 ・事業主が雇用する障害者の雇用環境の整備等を行うため、事業主説明会の開催に当たっては、納付金の事業主説明会等の機会や職業安定機関等が開催するセミナー等の場を活用して開催するなど、より多くの事業主等の説明会への参加を通じて助成金の活用促進に積極的に取り組んだほか、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により新設・拡充された助成金に関する事業主等からの問合せ等に適切に対応したこと。</p> <p>以上を踏まえ、評定をBとする。</p> <p><課題と対応> ・オンライン申請</p>
--	---	--	---	---	--

			<p>の活用の徹底を図った。</p> <p>○令和6年能登半島地震に関し、被災地域の状況に配慮した対応を以下のとおり実施した。（特例の実施期間：令和6年6月30日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災により定められた期限内に助成金の認定申請又は支給請求等ができない場合、期限を超えて認定申請又は支給請求等ができるようにした。 助成金の支給対象となった施設等が被災により毀損し、当該施設等に代わる作業施設等の設置又は整備をする場合等、助成金の支給を可能にした。 被災により助成金の支給対象障害者が休業せざるをえないが、休業中も助成金の対象措置を維持する場合、支給対象障害者の雇用維持の観点から休業中も当該措置について支給対象とした。 <p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関や事業主団体等と連携した事業主説明会の開催や、ホームページ、メールマガジン、広報誌等への記事掲載により、新設・拡充助成金を含めて、あらゆる機会を積極的に活用した周知・広報に努めた。 新設・拡充助成金の内容を含めて、申請内容の変更時に再申請すべきところを変更届による手続に改めるなど、事業主の事務手続の簡素化に資する支給要領等の改訂や適正な支給に資する不正受給防止マニュアルの改訂を行った。 助成金業務担当者全国会議において、新設・拡充助成金を含めて都道府県支部の意見・要望・問題点等を事前アンケートにより把握し、会議内容への反映や会議開催前に都道府県支部に回答をフィードバックすることにより、会議当日、効果的な情報交換を行った。また、過去の不正受給事例等について説明の上、不正受給防止マニュアルの活用の徹底を図った。 不正受給の疑義のあった案件等に対する厳正な調査を実施するとともに、過去の不正受給事案一覧（実際の不正の手口等）を審査担当者間で共有するなど、適正に支給業務を実施した。 	<p>の利用が可能となることからその周知に取り組むほか、事業主アンケートの意見を踏まえ申請手続（提出書類）の簡素化、窓口サービス向上の研修を引き続き実施する等により、事業主の満足度の向上等に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用の質の向上に向けた事業主の取組を支援するため、助成金の積極的な活用が求められていることを踏まえ、引き続き丁寧かつ分かりやすい説明に努める必要がある。
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。

- ・事業主説明会開催方式の充実、助成金支給手続の迅速化・円滑化は評価できる。
- ・ホームページ及びYouTubeの配信再生回数が前年より減少している。原因を把握し、次年度につなげていただきたい。
- ・自己評定については、「妥当」との意見であった。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給実績等

助成金名等	支給件数（件）	支給金額（千円）
障害者作業施設設置等助成金	68	24,556
障害者福祉施設設置等助成金	1	138
障害者介助等助成金	1,776	663,580
職場適応援助者助成金	477	291,241
重度障害者等通勤対策助成金	219	37,743
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	0	0
障害者能力開発助成金	0	0
障害者雇用相談援助助成金	32	24,600
障害者職場実習等支援事業	5	165
合計	2,578	1,042,024

注) 単位未満の端数については、四捨五入して記載している。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3-3	障害者雇用納付金関係業務に関する事項－障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会（アビリンピック）等		
業務に関連する政策・施策	V-3-1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること VI-2-2 障害者等の職業能力開発を推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第6号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数(計画値)	28,000人以上	—	5,600人以上	5,600人以上					予算額(千円)	36,147,734	43,604,251		
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数(実績値)	—	6,068人	6,706人	7,061人					決算額(千円)	35,512,689	42,734,364		
達成度	—	—	119.8%	126.1%					経常費用(千円)	35,607,841	42,807,226		
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者アンケートにおける有用度の評価(計画値)	90%以上	—	90%以上	90%以上					経常利益(千円)	814,152	△9,049,178		
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者アンケートにおける有用度の評価(実績値)	—	—	97.1%	98.6%					行政コスト(千円)	36,421,994	42,807,226		
達成度	—	—	107.9%	109.6%					従事人員数(人)	178	185		
アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価(計画値)	90%以上	—	90%以上	90%以上									
アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価(実績値)	—	98.8%	97.9%	98.3%									
達成度	—	—	108.8%	109.2%									

注) 障害者雇用納付金勘定における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (R6)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会(アビリンピック)等</p> <p>① 障害者雇用に関する各種講習、啓発等 障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員資格認定講習を実施すること。なお、講習の質の担保を図りつつオンライン講習の活用等により、より一層の利便性の向上を図り、受講機会の確保を図ること。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会(アビリンピック)等</p> <p>① 障害者雇用に関する各種講習、啓発等 ア 障害者の職業生活全般にわたる相談・指導等に必要の専門知識を付与するため、障害者職業生活相談員資格認定講習を実施する。なお、講習の質の担保を図りつつオンライン講習の活用等により、より一層の利便性の向上を図り、受講機会の確保を図る。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会(アビリンピック)等</p> <p>① 障害者雇用に関する各種講習、啓発等 ア 障害者の職業生活全般にわたる相談・指導等に必要の専門知識を付与するため、障害者職業生活相談員資格認定講習を実施する。実施に当たっては、講習の目的と受講者ニーズを勘案し、講習の質の担保を図りつつオンライン講習等の活用等により、より一層の利便性の向上を図る。 また、障害者職業生活相談員の活躍事例や相談活動に役立つ情報をホームページ等で提供する。</p>	<p><評価の視点> ・障害者職業生活相談員資格認定講習の実施に当たっては、講習の質の担保を図りつつオンライン講習等の活用等により、より一層の利便性の向上を図り、受講機会の確保を図ったか。</p> <p>【指標】 ・障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数を5,600人以上とする。</p> <p>【指標】 ・障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者アンケートにおける有用度の評価を、90%以上とする。</p>	<p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会(アビリンピック)等</p> <p>① 障害者雇用に関する各種講習、啓発等 ア 障害者職業生活相談員資格認定講習の実施等 ○講習の着実な実施 ・受講機会の確保及び受講者の利便性の向上を図るため、機構本部によるオンライン形式での講習について、対象都道府県支部を拡大して実施した。オンライン形式による講習においては、講義を配信するだけでなく、受講者との質疑応答をリアルタイムで実施する等講習の質を担保した。 ※対象都道府県支部(26支部)：北海道、青森、宮城、福島、埼玉、茨城、千葉、東京、新潟、富山、石川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、長崎、鹿児島(前年度実績11支部) ・受講者数：7,061人(前年度実績6,706人) うちオンライン講習受講者数3,770人(前年度実績2,525人) ・講習実施回数：91回(前年度実績89回) うちオンライン開催13回(前年度実績12回) ・受講者アンケートによる「有用であった」との回答：98.6%(前年度実績97.1%) うちオンライン講習での有用度99.4%(前年度実績95.8%) ○講習内容の工夫 ・講習においては、障害者雇用に取り組んでいる事業所及び関係機関の講師との質疑応答等の双方向性を確保することにより、受講者の疑問点等を即時解消し講習の理解度を高めるなど、講習内容の質を担保した。また、実際に障害者を雇用している事業所等からの取組内容の事例紹介のほか、抱えている課題や地域の実情などを幅広く知る機会や今後受講者の所属事業所において取り入れることが検討できる機会を作り理解を深めた。 ・前年度アンケート結果も踏まえつつ、講習内容の見直しを行った。 ○障害者職業生活相談員の活躍事例等の紹介 ・障害者職業生活相談員の活動に資するため、ホームページ上に活躍事例、お役立ち情報を集約したほか、障害者雇用事例リファレンスサービスの検索画面に障害者職業生活相談員の項目を設定し、当該サービスからも障害者職業生活相談員の活動を収集できるようにした。</p> <p>イ 就労支援機器の普及・啓発</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 「障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数」の達成度が126.1%、「障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者アンケートにおける有用度の評価」の達成度が109.6%、「アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価」の達成度が109.2%であり、所期の目標を達成又は上回る成果が得られている。評価の根拠として、 ①障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数及び受講者アンケートにおける有用度の確保・向上に係る取組について 【質的な取組】 ・令和5年度の受講者アンケート結果を踏まえ、講習内容の見直しを行ったほか、機構本部によるオンライン形式での講習について、対象都道府県支部を拡大(11支部→26支部)して実施するなど、受講機会の確保及び受講者の利便性の向上に取り組</p>	<p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果は、妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 講習の質の担保を図りつつ、機構本部によるオンライン講習を活用する支部の更なる拡大等により、より一層の利便性の向上、受講機会の確保を図る必要がある。また、就労支援機器や各種表彰、啓発誌発行等の広報、普及・啓発業務に継続的に取り組む必要がある。 <その他事項> なし。</p>	

<p>立つ就労支援機器の貸出しを行い、それらの就労支援機器の普及・啓発を図ること。</p> <p>事業主や国民一般に対して障害者雇用の気運を醸成するため雇用支援月間を設けるとともに、障害者の職業的自立を支援するため、障害者雇用に関する様々な啓発活動を展開すること。</p>	<p>啓発 就労支援機器を広く事業主に普及・啓発するため、ホームページ等を通じた情報提供、就労支援機器の効果的な活用に係る相談等を実施し、事業所に就労支援機器の貸出しを行う。</p> <p>ウ 啓発事業の実施 事業主や国民一般に対して、障害者雇用に対する認識を高め、障害者雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者雇用を支援する月間を設け、障害者雇用優良事業所等の表彰等による啓発事業を実施する。</p>	<p>就労支援機器の広く全国的な活用を推進するため、地方説明会やホームページ等を通じた情報提供をすることにより事業主への普及・啓発を図る。 事業主及び関係機関に対して、就労支援機器アドバイザーによる専門的な相談・援助や技術指導を実施し、事業所に就労支援機器の貸出しを行う。 貸出終了後のアンケート調査を通じて事業主ニーズを把握し、効果的なフォローアップ等を実施するとともに、事業主ニーズの高い機器の整備を行う。</p> <p>ウ 啓発事業の実施 事業主や国民一般に対して、障害者雇用に対する認識を高め、障害者雇用の促進と職業の安定を図るため、9月を障害者雇用支援月間とし、障害者雇用優良事業所等を対象とした表彰を実施するほか、全国6か所の会場で障害者雇用支援月間における絵画・写真コンテストの入賞作品展示会等を開催する等の啓発事業を実施する。 また、加齢や就労継続に伴う諸課題について事業所が取り組んだ障害者雇用職場改善好事例を収集し、優秀な事例を表彰する。</p>	<p>・就労支援機器について、地方説明会やホームページ等を通じた情報提供を実施することにより事業主への普及・啓発を図ったか。</p> <p><評価の視点> ・障害者雇用支援月間に障害者雇用優良事業所等を対象とした表彰を実施するほか、啓発誌の作成・発行、ホームページを通じた障害者雇用に関する情報提供など、広く啓発活動を実施したか。</p>	<p>○情報提供及び貸出制度周知 ・就労支援機器アドバイザーによる活用事例の紹介や機器導入等についての専門的な相談・援助を実施した。 ・静岡県との共催による就労支援機器説明会や、東京都が開催したTOKYO 障害者チャレンジ応援フェスタに就労支援機器アドバイザーを派遣し、機器の説明や貸出制度の利用勧奨等、地方公共団体と連携した効果的な周知を図った。 ・ホームページ掲載 143 機種（令和6年度末） （新規掲載 2機種、販売終了による掲載終了 1機種） ホームページ上に機器の貸出状況を表示・更新し、事業主の利便性の向上を図った。 ・機器展示コーナーを活用した相談及び地方説明会（東京、静岡、愛知、大阪、福岡）、障害者就労支援団体等への訪問により貸出制度を周知した。</p> <p>○貸出事業所に対するフォローアップ等 ・貸出の際に、必要に応じて事業所を訪問し、操作方法について実演を交えて技術指導を実施したほか、貸出3か月時点及び終了後においても使用状況の確認等を電話・郵送により行った。 ・貸出事業所数：247 事業所（前年度実績 261 事業所） ・アンケートによる有用度：90.8%（前年度実績 90.4%） ・事業所での活用実態に即して、実際の職場環境に適合する性能を有する機種への変更、新製品の情報提供を含めた、最適な機器選択・活用のためのフォローアップを行った。</p> <p>ウ 啓発事業の実施 障害者雇用支援月間において障害者雇用優良事業所等を対象とした表彰を実施したほか、絵画・写真コンテスト入賞作品展示会を開催する等、啓発事業を通して、障害者雇用の促進と職業の安定を図った。</p> <p>○障害者雇用優良事業所等表彰式 ・障害者を多数雇用している事業所等の表彰を被表彰者が対面参加とオンライン参加のいずれかを選択して参加できるハイブリッド形式により実施するとともに、当日はLIVE 配信を行ったほか、表彰式を収録した動画のオンデマンド配信を後日ホームページ上で行い、障害者雇用の重要性を広く周知した。 ・障害者雇用優良事業所表彰：35 件（前年度実績 39 件） ・優秀勤労障害者表彰：31 件（前年度実績 31 件） ・障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体又は個人表彰：0 件（前年度実績 1 件）</p> <p>○絵画・写真コンテスト入賞作品展示会 ・厚生労働大臣賞受賞作品をもとにポスターを作成し、全国の公共職業安定所などに掲示した。 ・絵画・写真コンテスト入賞作品展示会を北海道、東京、愛知、大阪、福岡の5都道府県に加え、全国アビリンピック会場で開催した。 来場者数 13,170 人（前年度実績 14,051 人） （全国アビリンピック会場分を除く） ・受賞作品を掲載したカレンダーを作成し、事業主や団体等に配布した。 ・応募点数：1,810 点（前年度実績 1,626 点） ・表彰件数：80 件（前年度実績 80 件）</p> <p>○障害者雇用職場改善好事例 「加齢に伴う体力・能力等の変化や、就労継続に伴い生じる本人の意向と業務のミスマッチ等の諸課題について事業所が配慮・工夫</p>	<p>んだこと。</p> <p>・オンライン形式による講習についても、リアルタイムで受講者と講師との質疑応答等の双方向性を確保することにより、受講者の疑問点等を即時解消し講習の理解度を高めるなど、講習の質の向上に取り組んだこと。 なお、指標のとおり、受講者から高い評価（98.6%）を得ることができたこと。 【困難な状況への対応】 ・障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、令和6年4月から障害者雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられるとともに、令和7年4月には除外率が10ポイント引き下げられるなど、事業主の障害者雇用に関する意欲が高まるとともに、雇用障害者数も増加しているため、講習の受講希望者の増加が見込まれることから、オンライン形式による講習を拡充して実施するなど、受講機会の確保及び受講者の利便性の向上に取り組んだこと。 ②アビリンピック観覧者に対する</p>
--	---	---	---	---	--

<p>② 障害者技能競技大会（アビリンピック）</p> <p>障害者技能競技大会（以下「アビリンピック」という。）については、産業、職業、技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び先駆的又は雇用拡大が期待される等の職種による技能デモンストレーション、障害者の職業能力及び雇用に関わる展示の実施等一層効率的かつ効果的な大会運営を行うことにより、障害者の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々の障害者の技能に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ること。</p> <p>また、国際大会への選手の派遣も考慮して、国内大会の効果的な運営に努めること。</p>	<p>また、啓発誌の発行、ホームページへの掲載、マスメディア等への働きかけによって、啓発広報活動を積極的かつ効果的に展開する。</p> <p>② 障害者技能競技大会（アビリンピック）</p> <p>障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者の技能に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図るため、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）を開催し、成績優秀者を顕彰する。</p> <p>産業、職業、技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化を図るとともに、先駆的又は雇用拡大が期待される等の職種による技能デモンストレーション、障害者の職業能力及び雇用に関わる展示の実施等一層効率的かつ効果的な大会運営を行う。</p> <p>大会観覧者に対してアンケート調査を実施し、多くの大会観覧者から障害者の技能への理解が深ま</p>	<p>② 障害者技能競技大会（アビリンピック）</p> <p>ア 全国障害者技能競技大会の開催</p> <p>障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図るため、機構本部において「第44回全国障害者技能競技大会（アビリンピック）」を11月に開催する。</p> <p>大会においては、産業、職業、技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目及び競技定員の見直しを行うとともに、先駆的又は雇用拡大が期待される等の職種を、技能デモンストレーションとして、また、障害者の職業能力及び雇用に関わる展示を実施する。</p> <p>大会観覧者に対してアンケート調査を実施し、多くの大会観覧者から障害者の技能への理解が深まった旨の評価を得られるようにするとともに、自由記述欄等の内容を分析し、次回大会をより一層効率的かつ効果的に運営するための検討を行う。</p> <p>また、今回の第11回国際アビリンピックが令和9年にフィンランド・ヘル</p>	<p><評価の視点></p> <p>・障害者技能競技大会について、競技種目の見直し等を行うとともに、令和9年の国際アビリンピックに向けた機運を高められるよう、効率的かつ効果的な大会運営を行ったか。</p> <p>【指標】</p> <p>・アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価を、90%</p>	<p>し、障害者が安心して、やりがいをもって働けるように取り組んだ職場改善好事例」をテーマに、全国の企業から取り組んでいる好事例を募集し、優秀な事例を表彰した（応募事例：61件）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣賞：1件 ・優秀賞：5件 ・奨励賞：4件 <p>○啓発誌「働く広場」の発行・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等に障害者の雇用についてのノウハウ、情報等を提供することを目的に毎月発行し、企業の人事・労務担当者及び就労支援機関等に対して、配布した。 ・読者アンケートや編集委員会等の意見を踏まえた上で、9月号から2月号までの「クローズアップ」のコーナーで、「マンガでわかる！わが社の障害者雇用物語」と題した連載において、障害者の業務の切り出しについての解説を掲載したほか、11月号の「グラビア」のコーナーで、「障害者雇用で人材不足を乗り越える」と題し、介護の現場で働く障害者の様子を掲載した。 ・アンケートによる有用度：87.9%（前年度実績 85.6%） <p>○マスメディア等による啓発広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が実施している事業の情報等を提供するメールマガジンにおいて、障害者雇用支援月間特集記事を掲載した。 ・その特集記事や障害者雇用支援月間自体の宣伝を、関連団体のメールマガジンにて行った。 ・広く国民の障害者雇用に対する理解を深めるため、ホームページを通じて障害者雇用に関する各種啓発事業について情報提供を行った。 <p>② 障害者技能競技大会（アビリンピック）</p> <p>ア 全国障害者技能競技大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第44回全国障害者技能競技大会（アビリンピック）（以下「第44回全国大会」という。）を、令和6年11月22日（金）から24日（日）までの3日間、愛知県国際展示場において開催した。開催に当たっては、アビリンピック公式Webサイトによる技能五輪全国大会との合同開会式、競技等風景及び成績発表を含む閉会式の様子をLIVE配信等（Web配信アクセス数：46,883件（前年度実績 68,215件））するとともに、アビリンピック専用公式SNS（Instagram、X(旧Twitter)）において、第44回全国大会期間中のタイムリーな情報提供などに努めるなど、積極的な周知・広報を行った。 ・また、共催である愛知県と連携し、来場者促進に向けた愛知県内の積極的な周知・広報、特別支援学校の生徒等による競技解説ガイドについて、協力を得て実施した。 <p>総選手数 398人（前年度実績 369人） 来場者数 約19,000人（前年度実績 約 12,000人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第44回全国大会は第62回技能五輪全国大会（主催：厚生労働省等）との同時開催で実施した。 <p>○観覧者アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観覧者に対してアンケート調査を実施した。 ・アンケート回答数：932人（前年度実績 1,605人） ・アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価：98.3%（前年度実績 97.9%） ・第44回全国大会においても、参加選手に対して課題の難易度等を質問項目とするアンケートを実施した。回答内容については、次年度以降の全国障害者技能競技大会の運営に反映する。 <p>○多様な競技種目の実施</p>	<p>アンケート調査における障害者の技能への理解が深まった割合の向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第44回全国大会において、産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえ、25種目の競技に加え、先駆的又は雇用拡大が期待される職種や技能として、ドローン操作のほかRPAを技能デモンストレーションとして実施したこと。大会運営に当たっては、来場者の理解を深めるため、共催県との連携により地元の特別支援学校の生徒等による競技解説ガイドを実施したほか、競技エリアごとに競技内容や見どころを分かりやすく解説したパネルの設置などに取り組んだこと。また、より多くの方々に第44回全国大会を観覧していただくため、競技風景や成績発表の様子をLIVE配信したこと。 <p>【困難な状況への</p>
---	--	---	--	---	--

	<p>った旨の評価を得られるようにする。</p> <p>第 11 回国際アビリンピックへの選手の派遣を考慮して、国内大会の効果的運営に努める。</p>	<p>シンキにおいて開催されることから、同大会に向けた機運を高められるよう国内大会の運営に努める。</p> <p>さらに、国際アビリンピックに関連した国際会議等に出席し情報収集等を行う。</p>	<p>以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競技種目は、産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえ、前年度に引き続き、全25種目の競技を実施した。 ○競技課題等の見直し ・国際大会における課題内容等を考慮し、パソコン組立種目については、課題の難易度を引き上げ、対応力を問う内容への課題見直しを行った。 ○技能デモンストレーションの実施 ・先駆的又は雇用拡大が期待される職種や技能として、RPA及びドローン操作を実施した。 ○障害者ワークフェア2024 ・100者の展示・出展及び7つの演目によるステージイベントを実施した。ステージでは、第11回国際アビリンピックに向けた機運醸成にも資するよう、中日ドラゴンズ福敬登投手招待プロジェクト（名古屋豊学校卒業生（第10回国際アビリンピック参加選手・同日の第62回技能五輪全国大会にも参加）・生徒とのトークショー）の紹介や技能五輪国際大会CHAMPIONトークショーなどを実施した。 ○大会運営の工夫等 ・第44回全国大会は、共催県である愛知県の協力も得て、同時開催された第62回技能五輪全国大会（主催：厚生労働省等）との合同開会式をLIVE配信で実施するなど、効率的な運営に努めた。 ・競技会場において、競技ごとに、競技内容や見どころの解説パネルの設置やダイジェスト動画を映写することにより、来場者に、選手がどのような手順で作業を進めているのか等を、実際の作業状況とともに観覧いただいた。 ・競技会場において、来場者の見やすい場所にツインモニターを設置することにより、臨場感をもって選手のPC上での作業状況をご覧いただいた。 ・共催である愛知県との連携により、県内特別支援学校の生徒等による競技解説ガイドを実施し、競技の理解促進に努めた。 ・競技会場に愛知県・中央職業能力開発協会と合同の総合インフォメーション、クイズラリー・アンケート受付及びワークフェア会場にワークフェア案内所を設置した。 ○マスメディア等による紹介 ・テレビニュースで報道されるとともに、全国20都道府県の地元新聞紙面等において、大会開催や結果のほか、参加選手の大会出場前の取組などの各種記事が掲載された。 ○総合的なアビリンピックの周知・広報の実施 ・アビリンピックのマスコットキャラクター「アビリス」を周知・広報に活用するとともに、着ぐるみを大会会場等に登場させた。 ・第 10 回国際大会の様子を紹介する展示（国際アビリンピックの世界展）を行い、国際アビリンピックに向けた機運醸成を含め、アビリンピックの周知と参加勧奨に向けた情報発信を行った。 ・全国アビリンピックの一環で開催する障害者ワークフェア 2024 において、第 1 回から第 10 回までの国際アビリンピックの参加記録映像、参加報告書及び関連グッズ等の展示を行うブースを出展した。 ・第 11 回国際大会については、フィンランド・ヘルシンキにて令和 9 年 5 月に開催されることから、第 44 回全国大会会場において、開催国フィンランドからのメッセージ動画及び同国における技能競技大会紹介動画の上映、現地紹介パネルの展示等による周知・広報を実施した。 ・ホームページに加え、アビリンピック専用公式 SNS を運用し、第 	<p>対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 44 回全国大会については、第 61 回技能五輪全国大会（主催：厚生労働省等）と同時開催したほか、ホームページや各種 SNS において地方大会から国際大会にいたるまで、様々な情報を提供するとともに、過去大会受賞者インタビューや各競技解説動画等を投稿するなど、アビリンピックの認知度の向上に取り組んだこと。 <p>なお、これらの取組により、昨年度を上回る約 19,000 人（昨年度約 12,000 人）の来場となり、認知度向上が図られたと考えること。</p> <p>以上を踏まえ、評定を B とする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主のニーズを踏まえた講習の実施、就労支援機器の普及・啓発等に取り組む必要がある。 ・アビリンピックの開催趣旨を踏まえ、引き続き更なる周知・広報を実施する必要がある。 	
--	---	---	---------------	--	--	--

	<p>各都道府県における障害者の技能競技大会（地方アビリンピック）を毎年効率的かつ効果的に開催・運営する。</p>	<p>イ 各都道府県における障害者技能競技大会の開催 都道府県、障害者団体及び企業等との連携強化、アビリンピック競技種目を勘案した競技種目の見直し等により、各都道府県における障害者の技能競技大会（地方アビリンピック）を効率的かつ効果的に開催・運営する。</p>	<p>43 回全国大会金メダリストインタビュー（22 人）及び第 44 回全国大会の全競技種目（25 種目）の紹介動画及びメダリスト写真を投稿するなどの情報発信に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる機会を捉え、アビリンピックの周知・広報を行うため、第 44 回全国大会のダイジェスト映像を作成し、機構が開催する各種の説明会、講習会等の場で上映する等により周知に努めた。 <p>イ 各都道府県における障害者技能競技大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県における障害者技能競技大会（地方アビリンピック）を全ての都道府県において開催した。 開催に当たっては、競技の LIVE 配信・ダイジェスト動画の制作や来場者向けのイベント実施など、各都道府県支部において大会運営に係る各種の工夫を行った。 アビリンピック専用公式 SNS を活用し、都道府県支部の地方アビリンピック開催及び成績発表に関する情報発信を行った。 機構本部において周知・広報用グッズを作成し、都道府県支部において参加を検討する企業や関係機関に配付することで大会参加勧奨や周知を行うとともに、機構本部において「アビリス」の自立バナーを作成し、都道府県支部や大会会場に設置することでアビリンピックの周知を行い、大会当日はフォトスポットとしても活用した。 希望する都道府県支部に「アビリス」着ぐるみを登場させ、周知・広報に活用した。 37 都道府県支部において、職業能力開発促進センター等の施設を会場として開催するとともに、職業能力開発促進センター等の職業訓練指導員を可能な限り専門委員に委嘱し、事前の競技課題の作成や当日の競技進行管理、審査に協力するなど、施設間におけるシナジーを発揮した。 競技参加選手数：2,698 人（前年度実績 2,734 人） 競技実施種目数：延べ 432 種目（前年度実績 延べ 429 種目） 来場者数：13,557 人（前年度実績 12,514 人） マスコミによる報道：125 件（前年度実績 163 件） <p><令和 5 年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構本部が実施するオンライン形式での講習を、対象の都道府県支部を拡大して実施するなどにより、受講者の利便性の向上と受講機会の確保を図った。 就労支援機器について、貸出ニーズの高い機器を整備するとともに、事業主、障害者就労支援機関担当者や行政機関担当者等を対象とした就労支援機器説明会を地方（東京、静岡、愛知、大阪、福岡）で開催するなど、就労支援機器貸出に係る周知を行う等により、今後の利用ニーズを喚起した。 アビリンピック自体の認知度及び興味関心を高めるとともに、より多くの障害者がアビリンピックへの参加を希望するよう、引き続きマスコットキャラクター（アビリス）を活用した周知・広報を行うとともに、大会の様子やダイジェスト映像、ホームページ・SNS により実施競技やメダリストのインタビューを紹介するなど広く情報発信した。また、開催地である愛知県と連携し、愛知県内での積極的な周知・広報を展開したほか、アビリンピック開催時には、国際アビリンピックに関連したイベント、愛知県と連携した特別支援学校の生徒等による競技解説ガイドを実施した。 	
--	---	---	--	--

4. その他参考情報

外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。

- ・各種講習・啓発、アビリンピック開催のいずれも計画通り実施していること、障害者職業生活相談員資格認定講習について、受講者アンケート結果を踏まえ、講習内容を見直し、オンライン講習が可能な地域を拡大するなど改善を続けている点は評価できる。
- ・全国各地で開催しているイベントの広報活動の一層の強化、例えば地方紙やローカル局への広報、特別支援学校教員の招待、障害者雇用率未達成企業の招待等に取り組んでいただきたいこと。
- ・自己評価については、「妥当」との意見であった。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	職業能力開発業務に関する事項		
業務に関連する政策・施策	VI-1-1 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第7号
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率(計画値)	82.5%以上	-	82.5%以上	82.5%以上				予算額(千円)	60,196,996	64,358,929			
訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率(実績値)	-	87.5%	87.5%	86.9%				決算額(千円)	54,220,479	59,163,496			
達成度	-	-	106.1%	105.3%				経常費用(千円)	52,237,738	56,536,103			
DX、GXに対応した離職者訓練コースの受講者数(計画値)	8,000人以上	-	1,339人以上	1,660人以上				経常利益(千円)	1,744,159	757,430			
DX、GXに対応した離職者訓練コースの受講者数(実績値)	-	-	1,481人	1,767人				行政コスト(千円)	54,269,436	59,009,899			
達成度	-	-	110.6%	106.4%				従事人員数(人)	2,732	2,722			
短時間訓練コースの受講者数(計画値)	900人以上	-	164人以上	168人以上									
短時間訓練コースの受講者数(実績値)	-	-	196人	181人									
達成度	-	-	119.5%	107.7%									
就職希望者の就職率(計画値)	95%以上	-	95%以上	95%以上									
就職希望者の就職率(実績値)	-	99.5%	99.6%	99.5%									
達成度	-	-	104.8%	104.7%									

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
DX、GXに対応した高度技能者養成訓練コースの修了者数（計画値）	1,100人以上	—	135人以上	238人以上										
DX、GXに対応した高度技能者養成訓練コースの修了者数（実績値）	—	—	157人	277人										
達成度	—	—	116.3%	116.4%										
企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合（計画値）	50%以上	—	50%以上	50%以上										
企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合（実績値）	—	—	55.6%	74.4%										
達成度	—	—	111.1%	148.8%										
在職者訓練受講者数（計画値）	300,000人以上	—	64,000人以上	65,000人以上										
在職者訓練受講者数（実績値）	—	65,092人	70,789人	72,187人										
達成度	—	—	110.6%	111.1%										
在職者訓練利用事業主からの生産性向上等につながった旨の評価（計画値）	90%以上	—	90%以上	90%以上										
在職者訓練利用事業主からの生産性向上等につながった旨の評価（実績値）	—	94.1%	93.7%	94.2%										
達成度	—	—	104.1%	104.7%										
DX、GXに対応した在職者訓練コースの受講者数（計画値）	20,000人以上	—	4,000人以上	4,000人以上										
DX、GXに対応した在職者訓練コースの受講者数（実績値）	—	—	6,382人	6,553人										
達成度	—	—	159.6%	163.8%										

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
生産性向上人材育成支援センター利用事業所数(計画値)	210,000事業所以上	—	42,000事業所以上	42,000事業所以上									
生産性向上人材育成支援センター利用事業所数(実績値)	—	55,078事業所	57,730事業所	59,616事業所									
達成度	—	—	137.5%	141.9%									
職業訓練指導員養成課程修了者数(計画値)	500人以上	—	100人以上	100人以上									
職業訓練指導員養成課程修了者数(実績値)	—	104人	119人	109人									
達成度	—	—	119.0%	109.0%									
スキルアップ訓練の受講者数(計画値)	25,000人以上	—	5,000人以上	5,000人以上									
スキルアップ訓練の受講者数(実績値)	—	5,390人	6,158人	5,638人									
達成度	—	—	123.2%	112.8%									
職業能力開発総合大学校の調査・開発成果に係る外部評価の合計点数の平均(計画値)	5点以上	—	5点以上	5点以上									
職業能力開発総合大学校の調査・開発成果に係る外部評価の合計点数の平均(実績値)	—	—	6.00点	5.33点									
達成度	—	—	120.0%	106.7%									

注) 職業能力開発勘定における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (R6)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	【指標】 — <評価の視点> —	<主要な業務実績> (1) 離職者を対象とする職業訓練の実施 (2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施 (3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施 (4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等	<評価と根拠> 評価：A ・厚生労働省独立行政法人等の目標策定及び評価実施要領に基づき、項目別の加	<評価と根拠> 評価：A ・厚生労働省独立行政法人等の目標策定及び評価実施要領に基づき、項目別の加	

<p>4 職業能力開発業務に関する事項 (以下略)</p>	<p>4 職業能力開発業務に関する事項 (以下略)</p>	<p>4 職業能力開発業務に関する事項 (以下略)</p>			<p>重平均を算出 1-4-1 4点 (A) × 2 (重要度高) 1-4-2 4点 (A) × 2 (重要度高) 1-4-3 4点 (A) × 2 (重要度高) 1-4-4 3点 (B)</p> <p>加重平均は 合計 27 点 ÷ 7 項目 (項目数 4 + 重要度高 3 項目) = 3.9 点 であり、A 評価とする。</p>	<p>重平均を算出 1-4-1 4点 (A) × 2 (重要度高) 1-4-2 4点 (A) × 2 (重要度高) 1-4-3 4点 (A) × 2 (重要度高) 1-4-4 3点 (B)</p> <p>加重平均は 合計 27 点 ÷ 7 項目 (項目数 4 + 重要度高 3 項目) = 3.9 点 であり、A 評価とする。</p>
-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	--	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>なし。</p>

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4-1	職業能力開発業務に関する事項－離職者を対象とする職業訓練の実施		
業務に関連する政策・施策	VI-1-1 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第7号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保するという重要な役割を担っているため。</p> <p>【困難度：高】 DX、GXに対応した離職者訓練コースの実施に当たっては、様々な職歴・能力を持った求職者が6か月という短い訓練期間で、就職先企業においてDX、GX技術を活用して活躍できる人材として必要な知識・技術等を身に付けさせることが必要であり、そのための新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等に加え、職業訓練指導員への新たな知識及び技能・技術の付与、訓練機器等の整備を含めた体制整備に対応することは相当な努力を要するものであること。</p> <p>さらに、こうした取組により実施施設を毎年度拡充し、受講者数を8,000人以上とする極めて高い目標を設定しているため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率（計画値）	82.5%以上	—	82.5%以上	82.5%以上					予算額（千円）	60,196,996	64,358,929		
訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率（実績値）	—	87.5%	87.5%	86.9%					決算額（千円）	54,220,479	59,163,496		
達成度	—	—	106.1%	105.3%					経常費用（千円）	52,237,738	56,536,103		
DX、GXに対応した離職者訓練コースの受講者数（計画値）	8,000人以上	—	1,339人以上	1,660人以上					経常利益（千円）	1,744,159	757,430		
DX、GXに対応した離職者訓練コースの受講者数（実績値）	—	—	1,481人	1,767人					行政コスト（千円）	54,269,436	59,009,899		
達成度	—	—	110.6%	106.4%					従事人員数（人）	2,732	2,722		
短時間訓練コースの受講者数（計画値）	900人以上	—	164人以上	168人以上									
短時間訓練コースの受講者数（実績値）	—	—	196人	181人									
達成度	—	—	119.5%	107.7%									

注）職業能力開発勘定における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (R6)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施</p> <p>雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢に応じて、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練コースを開発、実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野のDXの加速化等に対応した職業訓練コースを開発、実施する。具体的には以下を重点的に実施すること。</p> <p>① 訓練開始時から積極的にキャリアコンサルティング</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施</p> <p>雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢や人材ニーズ等を踏まえ、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練コースを開発、実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野のDXの加速化等に対応した職業訓練コースを開発、実施する。具体的には以下を重点的に実施する。</p> <p>① 訓練開始時からジョブ・カードを活用したキャリア</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施</p> <p>雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢や人材ニーズ等を踏まえ、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練を実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野のDXの加速化等に対応した職業訓練コースを積極的に展開し、必要に応じて、新たな職業訓練コースを開発する。具体的には以下を重点的に実施する。</p> <p>① 就職支援マップなどの就職支援ツールを活用し、訓練の開始から終了までの各</p>	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練修了者の 	<p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発促進センターにおいて、雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、離職者の方々を対象に、企業での生産現場の実態に即したものづくり分野に特化して、地域の人材ニーズ等に応じた訓練コースを設定し、早期再就職に必要な技能・関連知識を習得できるよう、標準6か月の職業訓練を以下のとおり実施した。 また、ものづくり分野のDXの加速化等に対応した職業訓練コースを実施するとともに、訓練カリキュラムの開発・見直しに重点的に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> - 施設内訓練のコース数 1,622 コース (前年度実績 1,610 コース) - 施設内訓練の入所者数 18,581 人 (前年度実績 19,162 人) ・外部有識者により構成された訓練計画専門部会等を通じて、主なものづくり分野であって、その地域において民間では実施できないもの、かつ地域の人材ニーズ等も踏まえた訓練コースを設定した。特に、訓練コースの設定に当たっては、事業主団体や企業等へのヒアリング等を実施し、DXにつながるデジタル技術に対応できる人材育成、脱炭素化の実現に向けた取組等の観点も踏まえた人材ニーズや訓練内容の改善すべき点等を把握・分析した上で、訓練カリキュラムの見直し(訓練コースの新設・廃止等含む)を行うとともに、地域の雇用失業情勢等を踏まえて、訓練定員の見直しを行った。 <ul style="list-style-type: none"> 【カリキュラム等の見直しを行った訓練コース数】 <ul style="list-style-type: none"> - 内容変更コース数 245 コース - 廃止訓練コース数 19 コース - 新規設定コース数 22 コース 【訓練定員の見直しを行った施設数】 <ul style="list-style-type: none"> - 訓練定員を増やした施設数 10 施設 - 訓練定員を減らした施設数 4 施設 <p>① 就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就職支援の取組・訓練修了者の就職率 ・事業主団体や関係行政機関等から聴取した人材ニーズを反映した 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>「訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率」の達成度が105.3%、「DX、GXに対応した離職者訓練コースの受講者数」の達成度が106.4%、「短時間訓練コースの受講者数」の達成度が107.7%であり、いずれも所期の目標を達成している。評価の根拠として、</p> <p>①訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率の向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標(指標)を達成しただけでなく、訓練受講者に対して正社員として就職する意義やメリットを意識付けするなど、正社員就職への支援に取り組んだこと。 <p>この結果、正社員就職率についても67.9%、併せてサンプル調査ではあるが、正社員として就職を希望する者の正社員就職率についても85.3%となり、安定した雇用形態への就職につながることをできたこと。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率の向上に係る取組として、訓練受講者一人一人に合わせた丁寧なキャリアコンサルティングの実施や就職困難者へのきめ細かな就職支援に取り組むとともに、正社員として就職する意義やメリットを意識付けするなど、正社員就職への支援に取り組む、「訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率」が目標(82.5%以上)を上回る86.9%(達成度105.3%)となるとともに、正社員就職率も67.9%と昨年度実績(67.3%)を上回ったことは評価できる。</p> <p>DX、GXに対応した離職者訓練コースの受講者数の確保に係る取組として、「IoT機器を用いたビル設備点検(環境測定)」や「測量技術(IoT測量機器)」といったものづくり分野におけるDX、GXにつながる技術に対応した訓練カリキュラムを開発するなど、訓練コースを拡充・実施し、</p>	

<p>ング等を行い、訓練受講者の就職を支援し、就職率の向上に取り組むこと。</p> <p>② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応し</p>	<p>アコンサルティングなどの相談支援を積極的に行うとともに、面接指導・応募書類の作成指導、企業への訓練受講者求職情報の提供等により訓練受講者の就職を支援し、就職率の向上に努める。</p> <p>② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応し</p>	<p>段階においてジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなどの相談支援に積極的に取り組み、就職への意識付けや職業選択の支援を行う。また、就職活動が円滑に進むよう面接指導や応募書類の作成を指導するほか、企業に対し求人申込みの働きかけを行うとともに訓練受講者の求職情報を取りまとめ、提供する。さらに、訓練修了時点で就職が決まらない可能性がある訓練受講者を公共職業安定所に誘導するなど公共職業安定所と連携を図り、積極的かつきめ細かな就職支援に取り組むことにより、訓練受講者の就職率の向上に努める。加えて、安定した雇用につながるよう、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組む。</p> <p>なお、訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な訓練受講者に対しては、地域センター等との連携や就職支援アドバイザー等による支援を行う。</p> <p>② デジタル技術の利活用による生産性の向上や業務の効率化等に資する人材を育成するため、ものづくり分野におけるD</p>	<p>訓練終了後3か月時点の就職率を、82.5%以上とする。</p> <p><評価の視点> ・就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組んだか。</p> <p><評価の視点> ・DXの加速化及び脱炭素化</p>	<p>的確な訓練内容と、ジョブ・カード等の活用など計画的かつきめ細かな取組等により、訓練終了後3か月時点の就職率は以下のとおりとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 施設内訓練 86.9% (前年度実績 87.5%) ※各年度の就職率は、当該年度の4月から翌年1月末までに終了した訓練コースの3か月後の実績 <p>○正社員としての就職の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所と連携した正社員求人限定の合同企業説明会や面接会の開催等を実施することにより正社員としての就職を促進した。 - 正社員就職率 67.9% (前年度実績 67.3%) (参考) 正社員としての就職を希望する者の正社員就職率 85.3% (前年度実績 85.5%) (サンプル調査) ※各年度の正社員就職率は、当該年度の4月から翌年1月末までに終了した訓練コースの3か月後の実績 (参考) 訓練修了後1年経過時点の定着率 76.1% (前年度実績 69.9%) (サンプル調査) (参考) 「訓練が就職の役に立った」と答えた受講者の割合 95.1% (前年度実績 97.5%) (サンプル調査) (参考) 「訓練修了者を採用して満足している」と答えた事業所の割合 98.0% (前年度実績 98.6%) (サンプル調査) <p>○就職困難度の高い者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年増加傾向にある就職困難度の高い者に対して、地域センターや外部支援機関と連携し、就職支援アドバイザー等によるよりきめ細かな支援を実施した。 <p>○橋渡し訓練及び日本版デュアルシステムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋渡し訓練 就業経験が乏しい等、直ちに実践的な職業訓練等を受講することが困難な者に対して、働き方のキャリアビジョンや訓練志望動機を再確認しながら、コミュニケーション能力やビジネスマナー等の基礎的能力を習得することで職業意識を向上させ、実践的な職業訓練の受講を円滑にするための橋渡し訓練を以下のとおり実施した。 - コース数 310 コース (前年度実績 302 コース) - 入所者数 3,339 人 (前年度実績 3,452 人) ・日本版デュアルシステム 不安定就労を繰り返している若年求職者等を対象に、安定就労を目的とした日本版デュアルシステム (約1か月の企業実習を組み込んだ訓練) を以下のとおり実施した。 - 実施コース数 145 コース (前年度実績 145 コース) - 入所者数 1,217 人 (前年度実績 1,236 人) - 就職率 91.8% (前年度実績 93.9%) - 正社員就職率 85.9% (前年度実績 82.4%) ※各年度の就職率及び正社員就職率は、当該年度の4月から翌年1月末までに終了した訓練コースの3か月後の実績 <p>② DX、GXに対応した離職者訓練コースの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DX、GXに対応した離職者訓練コースを以下のとおり実施し、1,767人が受講した。(内訳) 	<p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯現役社会の進展に伴い、相対的に就職困難度が高い50歳以上の訓練受講者が増加 (R5: 30.2% → R6: 32.7%) する中、就職支援アドバイザーや職業訓練指導員による訓練受講者一人一人に合わせた丁寧なキャリアコンサルティングの実施等のほか、特別な配慮が必要な訓練受講者に対しては、地域センターとの連携や、職業リハビリテーション・障害者職業訓練で活用されているノウハウの導入により、職員の対応力向上を図るなど、就職困難者へのきめ細かな就職支援に取り組んだこと。 <p>②DX、GXに対応した離職者訓練コースの受講者数の確保に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり分野におけるDX、GXにつながる技術に対応した訓練カリキュラムとして「IoT機器を用いたビル設備点検 (環境測定)」や「測量技術 (IoT測量機器) などの開発を行うとともに、訓練を担う職業訓 <p>「DX、GXに対応した離職者訓練コースの受講者数」が目標 (1,660人以上) を上回る1,767人 (達成度 106.4%) となったことは評価できる。</p> <p>短時間訓練コースの受講者数の確保に係る取組として、個々の訓練受講者の事情に応じたよりきめ細かな訓練指導や就職支援に取り組んだほか、託児サービス付加事業を実施するなど、子育てを理由に諦めることなく訓練受講がしやすい環境整備に取り組み、「短時間訓練コースの受講者数」が目標 (168人以上) を上回る181人 (達成度 107.7%) となったことは評価できる。</p> <p>以上、所期の目標を達成し、かつ、困難度「高」と設定されていることから、評定をAとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方法> 短時間訓練コースの受講者数については、昨年度に引き続き今年度も目標を達成しているものの、昨年度よりも実績が低下していることから、中期目標の達成に向けて、これ以上実績を低下させることがないよ</p>
---	--	---	---	---	--

<p>た職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図ること。</p> <p>また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。</p> <p>③ 子育てや介護等を行いながら働くことを希望する方が主体的に受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進すること。</p>	<p>た職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。</p> <p>また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応する。</p> <p>③ 子育てや介護等を行いながら働くことを希望する方が主体的に受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進する。</p>	<p>X、GXに対応した職業訓練コースとして、既存の訓練科に、IoTシステム、太陽光発電システムやHEMSを構築する技術要素等を加えて50科(32施設)で実施する。また、全ての職業訓練コースにおいてDXの定義や企業におけるDXの取組事例を加えたカリキュラムを設定し、訓練を実施する。</p> <p>さらに、全てのカリキュラムモデルを点検し、DXの加速化及び脱炭素化等に資する技術・技能等に係る新たなカリキュラムモデルの開発や内容の見直しを必要に応じて行う。</p> <p>③ 子育てや介護等を行いながら働くことを希望する方が主体的に受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進する。</p> <p>④ 職業訓練コースの周知・広報等に当たり、公共職業安定所と連携して、雇用保険受給者説明会の活用や施設見学会の積極的な開催等により多様な説明機会を設定し、職業訓練コースの内容・成果を分かりやすく丁寧に説明する。また、訓練効果や成果、訓練修了者・企業からの声をホームページや施設案内等に掲載するとともに、公的職業訓練の愛称であるハロートレーニング等を活用し、分かりやすい広報活動に取り組み、ものづくり分野の職業訓練への受講を促進する。</p>	<p>等に資する技術・技能等に係る新たなカリキュラムモデルの開発や内容の見直しを行ったか。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする離職者訓練コースの受講者数を、1,660人以上とする。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進したか。 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て、介護等を行いながら働くことを希望する方に向けた短時間訓練コースの受講者数を、168人以上とする。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所と連携しながら、分かりやすい広報活動に取り組むことにより、ものづくり分野の職業訓練への受講を促進したか。 	<ul style="list-style-type: none"> - 実施施設数 32施設（前年度実績 26施設） - 実施訓練科数 50科（前年度実績 37科） - コース数 108コース（前年度実績 79コース） - 受講者数 1,767人（前年度実績 1,481人） <ul style="list-style-type: none"> ・DX、GXに対応した訓練カリキュラムの開発・見直しに取り組んだ。 <p>③ 子育てや介護等を行いながら働くことを希望する方の就業促進等を図るための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや介護等を行いながら働くことを希望する方の就業促進を図るための短時間訓練コースを以下のとおり実施し、181人が受講した。 (内訳) - 実施施設数 6施設（前年度実績 5施設） - 実施訓練科数 6科（前年度実績 5科） - コース数 11コース（前年度実績 11コース） - 受講者数 181人（前年度実績 196人） ・職業訓練の受講により、子供の世話が困難となる求職者に対し、託児施設を活用した託児サービスの提供（以下「託児サービス付加事業」という。）を行うことで、職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進した。 - 託児サービス付加事業の利用状況 26施設で実施し、58人（58児童）が利用（前年度実績 37施設、101人（109児童）） <p>④ 公共職業安定所との連携強化等による定員確保の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての職業能力開発促進センターにおいて、離職者訓練の定員充足率の向上のためのアクションプラン（公共職業安定所との連携や求職者に対する周知・広報活動の強化等を図るための具体的な行動計画）を策定し、効果的な広報等の取組を実施することにより、定員充足率は以下のとおりとなった。 - 定員充足率 80.3%（前年度実績 79.5%） 	<p>練指導員に対する研修についても、内容のブラッシュアップや職業訓練に必要なGX要素を付加する等、不断の見直しにより、企業の人材ニーズに対応することができる人材の育成に取り組んだこと。</p> <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業界の基盤となる技能・技術にDX、GXにつながる技術要素を加えた訓練を実施したほか、職業訓練指導員がDXに対応したより実践的な訓練を指導できるよう、「DXリテラシー研修」、「データ活用基礎研修」を実施し、訓練の質を高めることを通じて、様々な背景を持つ訓練受講者が、6か月間という短期間でDX、GX技術を活用できる人材として就職先企業で活躍できるように取り組んだこと。 ・人材ニーズ等調査などにより社会経済や技術革新の動向を日々キャッチアップし、新たな訓練カリキュラムの開発、職業訓練指導員研修の見直しなどを通じて、日進月歩で進化するDX、 	<p>う、受講者の確保に取り組む必要がある。</p> <p><その他の事項></p> <p>なし。</p>
---	---	--	--	--	---	---

						<p>G X技術に対応したこと。また、これらの取組を経て新たに6施設で訓練コースを開始し、32施設設計108コース(R5:26施設79コース)に拡充したこと。</p> <p>③短時間訓練コースの受講者数の確保に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや介護等を行いながら働くことを希望する者の就業促進等を図る取組である短時間訓練コースについては、一般的な離職者訓練コースと比べて訓練受講や就職活動に対する時間的な制約などがあることから、個々の訓練受講者の事情に応じたよりきめ細かな訓練指導や就職支援に取り組んだほか、託児サービス付加事業を実施するなど、子育てを理由に諦めることなく訓練受講がしやすい環境の整備に取り組んだこと。 <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方を希望する者に対応した就職支援が求められている中で、受講者に寄り添った指導体制を構築したほか、就職先職種や技術要素
--	--	--	--	--	--	---

					<p>を絞ることにより短期間で習得できるカリキュラムを設定し、子育てや介護等を行いながら働くことを希望する者の就業促進等を図る取組である短時間訓練コースについて、6施設11コース(R5:5施設11コース)に拡充したこと。</p> <p>以上、重要度・困難度が設定されている項目において、これらの実績を挙げたことを踏まえ、評定をAとする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DXの加速化や2050年カーボンニュートラルに向け、DX、GXの取組の推進に対応する人材の確保・育成が重要である。技術革新や人材ニーズの変化等を把握しながら、これらに取り組む中小企業への早期就職に資するため、DX、GXにつながるデジタル技術に対応したカリキュラムを含む訓練コースの開発・実施に取り組む必要がある。 ・雇用のセーフティネットとして、今後も高い就職率を維持していくためには、人材ニーズの変化を的確に
--	--	--	--	--	---

				<p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の事業主団体や企業等へのヒアリング調査（全国約3,400事業所）を行い、DXにつながるデジタル技術に対応できる人材育成、脱炭素化の実現に向けた取組等を踏まえた当該調査結果の分析を行った上で、企業の人材ニーズを踏まえた訓練カリキュラムの開発・見直しを行った。 ・ものづくり分野におけるDX、GXに対応した職業訓練コースとして、既存の訓練科に、IoTシステム、太陽光発電システムやHEMSを構築する技術要素等を加え、新たに6施設で開始し、32施設で計108コースに拡充して実施した。 ・短時間訓練コースについては、新たに2施設で開始し、6施設で計11コースに拡充して実施した。 	<p>捉え、変化に合わせて訓練コースを見直していくとともに、引き続ききめ細かな就職支援に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が職業訓練を受講できるよう、ものづくり分野における短時間訓練コースの実施も含め、全員参加型社会の実現に向けた訓練コースを実施する必要がある。
--	--	--	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p> <p>外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアの棚卸、希望職種・習得する能力を把握し、指導、未就職修了者に対するフォローアップ体制を確実にすることで、就職率・正社員就職率の向上へと取り組んでいること、特に就職の難しい50歳以上の入所者が全体の32.7%を占める中で、正社員としての就職を希望する者の正社員就職率が85.3%に達しているのは相当の成果であると言える。 ・デジタル化の進展が急速に進んでいることから、新しい技術体系であるAI技術の習得、生成AIについての活用方法など、今後更に進むIT化、IoT化の流れに対応したカリキュラムを入れていくことで、効果が更に上がると考える。 ・自己評定については、「妥当」との意見であった。
--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4-2	職業能力開発業務に関する事項－高度技能者の養成のための職業訓練の実施		
業務に関連する政策・施策	VI-1-1 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第7号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 DX、GXといった大きな変革の波の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上に必要となる人材を養成することは、極めて重要であるため。</p> <p>【困難度：高】 DX、GXへの対応を見据えた職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を行うとともに、これら高度化された訓練を適切に指導できる職業訓練指導員の育成、訓練機器等の整備を含めた体制整備を行うことは、機構自身が相当な努力を要するものである。</p> <p>さらに、企業等からのニーズをもとに取り組み製品開発を通じた課題発見・解決型の実習等において、企業のニーズを踏まえた課題解決策を提案し、かつその中でDX、GXに関連した成果物の開発割合を50%以上とすることとしており、極めて高い目標を設定しているため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
就職希望者の就職率(計画値)	95%以上	—	95%以上	95%以上					予算額(千円)	60,196,996	64,358,929		
就職希望者の就職率(実績値)	—	99.5%	99.6%	99.5%					決算額(千円)	54,220,479	59,163,496		
達成度	—	—	104.8%	104.7%					経常費用(千円)	52,237,738	56,536,103		
DX、GXに対応した高度技能者養成訓練コースの修了者数(計画値)	1,100人以上	—	135人以上	238人以上					経常利益(千円)	1,744,159	757,430		
DX、GXに対応した高度技能者養成訓練コースの修了者数(実績値)	—	—	157人	277人					行政コスト(千円)	54,269,436	59,009,899		
達成度	—	—	116.3%	116.4%					従事人員数(人)	2,732	2,722		

企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合（計画値）	50%以上	—	50%以上	50%以上										
企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合（実績値）	—	—	55.6%	74.4%										
達成度	—	—	111.1%	148.8%										

注）職業能力開発勘定における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>（2）高度技能者の養成のための職業訓練の実施</p> <p>産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施すること。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>（2）高度技能者の養成のための職業訓練の実施</p> <p>産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施する。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>（2）高度技能者の養成のための職業訓練の実施</p> <p>産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施する。</p>		<p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>（2）高度技能者の養成のための職業訓練の実施</p> <p>・職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校（以下「能開大」という。）等において、産業の基盤となる高度なものづくりを支える人材を育成するため、産業構造の変化に応じた理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、ものづくりの基本を習得し、最新の技能・技術に対応できる高度実践技能者の養成に取り組んだ。</p> <p>また、ロボット技術を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を育成するための訓練コースの実施のほか、BIMによるデジタル技術を活用した建築生産活動の生産性向上に資する技能・技術、脱炭素化等に資する知識、技能・技術を習得する訓練の開発・実施に取り組んだ。</p> <p>さらに、地域の中小企業等が抱える課題解決のための共同研究・受託研究や、能開大等の職業訓練指導員による工業高校等への支援等、開かれた施設運営に努めた。</p> <p>- 専門課程 高校卒業者等を対象に、高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技能者（テクニシャン・エンジニア）を育成するための訓練（訓練期間2年間） 在校生数 3,100人</p> <p>- 応用課程 専門課程修了者等を対象に、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材を育成するための訓練（訓練期間2年間）</p>	<p><評価と根拠> 評価：A 「就職希望者の就職率」の達成度が104.7%、「DX、GXに対応した高度技能者養成訓練コースの修了者数」の達成度が116.4%、「企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合」の達成度が148.8%であり、所期の目標を達成又は上回る成果が得られている。評価の根拠として、①就職希望者の就職率の向上に係る取組について【質的な取組】・数値目標（指標）を達成しただけでなく、生産現場に密着した実学融合の訓練カリキュラムや地域の産業界が抱える課題等に即した実習を実施することによ</p>	<p><評価に至った理由> 就職希望者の就職率の向上に係る取組として、ジョブ・カードを活用したきめ細かなキャリアコンサルティングを実施するなどの就職支援に取り組むとともに、生産現場に密着した実学融合の訓練カリキュラム実施等による企業の即戦力となるような人材の育成に取り組み、「就職希望者の就職率」が、目標（95%以上）を上回る99.5%（達成度104.7%）となるとともに、正社員就職率も98.4%となったことは評価できる。</p> <p>DX、GXに対応した高度技能者養成訓練コースの修了者数の確保に係る取組として、3Dレーザースキャナ、ドローン等</p>	

<p>① 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者に対して、きめ細かい就職支援により、就職率の向上に取り組むこと。</p> <p>② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応し</p>	<p>① ものづくり産業における人材ニーズに的確に対応した訓練内容とすることや、就職ガイダンスや学生用ジョブ・カード等を活用したキャリアコンサルティングの実施などの確かな就職支援を徹底して行うことにより、引き続き高い就職実績を確保する。</p> <p>② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応し</p>	<p>① ものづくり産業における技術動向や企業等から聴取した地域の人材ニーズ等に的確に対応した訓練内容とすることや、専門課程、応用課程及び総合課程それぞれ1年次から就職ガイダンスや学生用ジョブ・カード等を活用したキャリアコンサルティング、オンラインによる就職活動に対応するための支援を実施する等、的確な就職支援を徹底して行うことにより、引き続き高い就職実績を確保する。加えて、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組む。 なお、離職者を対象とする職業訓練と同様に、訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な学生に対しても、地域センター等との連携や就職支援アドバイザー等による支援を行う。</p> <p>② DXの加速化を見据えたデジタル技術への対応として、応用課程については、職業能力開発大学校全10校の生産システム</p>	<p><評価の視点> ・就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組んだか。</p> <p>【指標】 ・職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者の就職率を、95%以上とする。</p> <p><評価の視点> ・ものづくり分野において、</p>	<p>在校生数 1,646人</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本版デュアルシステム（専門課程活用型） 能開大の専門課程に相当するカリキュラムと、実際に企業で業務に従事しながら技能・技術を習得できる企業実習を組み合わせた実践的な職業人を育成する訓練（訓練期間2年間） 在校生数 64人 - 総合課程（特定専門課程及び特定応用課程） 高校卒業者等を対象に、生産技術・生産管理部門のリーダーとなり得る人材を育成するとともに、将来的に質の高い職業訓練指導員となり得る人材を育成する訓練（訓練期間4年間） 在校生数 363人 <p>※専門、応用及び総合課程の在校生数は、令和6年4月現在の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施可能なカリキュラムを精査し、一部についてオンラインで訓練を実施した。 ・各種競技大会に参加し、上位入賞を目指すことを通じて、学生の技能習得に対する意識やモチベーションの向上、更なる技術力の向上に取り組んだ。 ・地方公共団体との役割分担を一層明確化し、民業補完に徹する観点から、都道府県、都道府県労働局、事業主や労働者の代表、教育機関等で構成する地方運営協議会等において、設置訓練科に係る訓練ニーズを確認し、専門課程、応用課程、日本版デュアルシステム（専門課程活用型）の職業訓練を能開大において実施するとともに、職業能力開発総合大学校においては、総合課程の職業訓練を実施した。また、DX、GXに対応した技能・技術の習得を目標とした授業内容を標準カリキュラムに加え、産業構造の変化や技術革新等に対応した訓練コースの見直しを進めた。 <p>① 就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き高い就職実績の確保及び正社員としての就職を促進するため、地域の人材ニーズ等に的確に対応した訓練内容の設定や、就職支援などの的確な取組により、就職率は以下のとおりとなった。 <ul style="list-style-type: none"> - 就職率 99.5%（前年度実績99.6%） （内訳） <ul style="list-style-type: none"> 専門課程 99.0%（前年度実績99.5%） 応用課程 99.7%（前年度実績99.7%） 総合課程 100.0%（前年度実績98.8%） - 正社員就職率 98.4%（前年度実績98.9%） <p>※各年度の就職率及び正社員就職率は、当該年度の翌年4月末現在の実績</p> <p>○特別な配慮が必要な学生に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮が必要な学生に対して適切な就職支援を行うため、「訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な学生への支援・対応ガイド（実践編）」を活用し、地域センターや外部支援機関、家族等と連携した支援を実施した。 <p>② DX、GXに対応した高度技能者養成訓練コースの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発大学校全10校において、生産システム技術系3科（生産機械システム技術科、生産電気システム技術科及び生産電子情報システム技術科）に設置したロボット技術（画像処理、I 	<p>り、企業の即戦力となるような人材の育成に取り組んだこと。この結果、全体の正社員就職率についても98.4%と昨年度に引き続き高い実績となったこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種競技大会等に参加し、上位入賞を目指すことを通じて、学生の技能習得に対する意識やモチベーションの向上、更なる技術力向上に取り組んだこと。 <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人手不足を要因とした労働生産性の向上が喫緊の課題となっており、産業の基盤となるものづくりを支える人材確保が早急に求められている中で、ジョブ・カードを活用したきめ細かなキャリアコンサルティングに加え、就職支援アドバイザー等による就職ガイダンスでの面接指導、応募書類の作成指導、オンライン面接に対応した就職支援などを通じた高い就職率の維持・向上に取り組んだこと。また、近年、特別な配慮が必要な学生が増えているが、これらの学生に対する就 <p>のデジタル機器を活用した訓練の実施や環境負荷を抑制した設計・施工事例などについて学ぶ脱炭素化等に資するカリキュラムを実施のほか、生産ロボットシステムコースの標準課題の要素等を、生産機械・生産電気・生産電子情報システム技術科の標準カリキュラムへの反映に取り組んだこと。また、職業訓練指導員がDXに対応したより実践的な訓練を指導できるよう、「DXリテラシー研修」等を実施し、訓練の質の向上に取り組み、「DX、GXに対応した高度技能者養成訓練コースの修了者数」が、目標（238人以上）を上回る277人（達成度116.4%）となったことは評価できる。</p> <p>企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合の向上に係る取組として、地域の中小企業等が抱える技術強化等の課題解決のため共同・受託研究や、開発課題実習を通じた課題解決に取り組んだほか、企業のニーズを踏まえた課題解決策を提案するプロセスを通じて、企業の抱える課題解決に向けDX、GXに関連し</p>
---	--	---	---	--	---

<p>た職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図ること。</p> <p>また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。</p> <p>③ 職業能力開発大学校等において、地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決等のため、共同研究や施設設備の貸与等地域社会との連携に引き続き努めること。</p>	<p>た職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。</p> <p>また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応する。</p> <p>③ 職業能力開発大学校等において、地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決等のため、共同研究や施設の貸与等地域社会との連携に引き続き努める。</p>	<p>技術系3科(生産機械システム技術科、生産電気システム技術科及び生産電子情報システム技術科)に設置したロボット技術(画像処理、I o T等関連技術を含む。)を活用した生産システムの構築、運用管理、保守、改善等の生産性向上に資する技能・技術を習得する職業訓練コース(以下「生産ロボットシステムコース」という。)において訓練を実施するとともに、運用状況を定期的に把握した上で、必要に応じてカリキュラムや訓練実施方法等の見直しを行う。また、建築施工システム技術科を実施する職業能力開発大学校全5校において、B I Mによるデジタル技術を活用した建築生産活動(計画、設計、施工、維持管理)の生産性向上に資する技能・技術を習得する訓練を実施するとともに、必要に応じてカリキュラムや訓練実施方法等の見直しを行う。</p> <p>専門課程については、D Xにつながるデジタル技術を踏まえて見直したカリキュラムによる訓練を実施するとともに、引き続き必要に応じて新たなカリキュラムの開発・充実、訓練内容の見直し等を行う。</p> <p>G Xに関しては、脱炭素化等に資する知識、技能・技術等が習得できるカリキュラムとして、成長が期待される産業に関連したクリーンエネルギーや省エネ建築等に関する技術要素を習得する訓練を実施するとともに、必要に応じてカリキュラムの開発・充実、訓練内容の見直し等を行う。</p> <p>③ 職業能力開発大学校等において、地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決等のため、共同研究や施設の貸与等地域社会との連携に引き続き努める。</p>	<p>D Xの加速化を見据えたデジタル技術に対応するカリキュラムや脱炭素化等に資する技能・技術等が習得できるカリキュラムの開発・充実、見直し等を行ったか。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・D X、G Xに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする高度技能者養成訓練コースの修了者数を、238人以上とする。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決等のため、共同研究等により地域社会との連携に努めたか。 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応用課程において、企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、D X、G Xに対応した 	<p>o T等関連技術を含む。)を活用した生産システムの構築、運用管理、保守、改善等の生産性向上に資する技能・技術を習得するための職業訓練コース(以下「生産ロボットシステムコース」という。)を実施した。また、建築施工システム技術科を実施する職業能力開発大学校5校において、新たにB I Mによるデジタル技術を活用した建築生産活動(計画、設計、施工、維持管理)の生産性向上に資する技能・技術を習得する訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - D X、G Xに対応した高度技能者養成訓練コース修了者数 277名(前年度実績157名) 就職率 100.0% 正社員就職率 98.9% <ul style="list-style-type: none"> ・生産ロボットシステムコースを設置した職業能力開発大学校全10校での実施結果を踏まえ、課題・改善点を抽出し、実施方法の見直し及び職員研修への反映を行った。 ・学生が生産ロボットシステムコースや今後の進路を選択する際の参考になるよう、未来ロボティクスエンジニア育成協議会(C H E R S I)関連企業の協力を得て、学生向け勉強会を行った。 ・建築施工システム技術科において更なるB I Mの活用を図るため、3 Dレーザースキャナ、ドローン等のデジタル機器を活用した測定や3 Dモデルの作成に関する訓練を実施した。 ・脱炭素化に資する知識、技能・技術の習得に向け、建築施工システム技術科において建築生産と環境負荷の関係や、建物のライフサイクルや維持について学ぶ訓練を実施した。 <p>③ 地域の中小企業等の課題解決のための連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能開大等において、地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決や若年者に対する実践的な技術教育充実のため、高度技能者養成訓練を通じた企業と共同での課題解決、共同研究・受託研究や施設の貸与、工業高校や高等専門学校、大学等との連携等について以下のとおり取り組んだ。 - 企業と共同での課題解決取組件数 実施件数 43件(前年度実績 45件) うちD X、G Xに対応した件数の割合 74.4%(前年度実績55.6%) - 共同・受託研究 実施件数 88件(前年度実績76件) (内訳) - 共同研究 78件(前年度実績70件) - 受託研究 10件(前年度実績6件) - 他大学等関係機関との連携 実施件数 302件(前年度実績289件) ・職業訓練の成果物の展示や研究発表、ものづくり体験コーナー、ロボット製作・競技会等の実施を通じて、ものづくりに関する高度で実践的な職業訓練や研究開発の現状を地域の企業や高校等 	<p>職支援については、地域センターとの連携や職業リハビリテーション・障害者職業訓練で活用されているノウハウを取り入れた就職支援ツールを開発し、導入することにより、職員の対応力向上を図るなど、きめ細かな就職支援に取り組んだこと。さらに、少子化の進展によって学生の数が減少する一方、労働者の学び直し(リスキリング)により企業の生産性向上、競争力の強化が求められる時代背景を踏まえ、社会人推薦入試の全国展開や全国の生産性向上人材育成支援センターにおける事業主推薦制度の積極的広報など、社会のニーズに的確に応えることを通じてこれまで以上に多様な入校者の確保に取り組んだこと。</p> <p>②D X、G Xに対応した高度技能者養成訓練コースの修了者数の確保に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産ロボットシステムコースにおいては機械系、電気系及び電子情報系の3科の学生が、そ 	<p>た困難性の高い成果物の開発に取り組み、「企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、D X、G Xに対応した件数の割合」が、目標(50%以上)を上回る74.4%(達成度148.8%)となったことは評価できる。</p> <p>以上、所期の目標を達成し、かつ、困難度「高」と設定されていることから、評定をAとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方法></p> <p>企業の人材ニーズやD X、G Xへの対応を踏まえた訓練カリキュラムの開発・見直しに一層に取り組むとともに、応募者の増加を図り、産業の基盤を支える人材を育成していく必要がある。</p> <p><その他の事項></p> <p>なし。</p>
---	---	---	---	---	--	---

	<p>④ オープンキャンパスやきめ細かな高校訪問等による効果的な広報の実施等により入校生の確保を図り、定員の充足に取り組む。</p>	<p>④ オープンキャンパス、高校訪問、社会人の受入れに向けた事業所訪問等による効果的な広報等の取組内容やスケジュールを明確にした行動計画であるアクションプランを職業能力開発大学校等において策定・実施することにより入校生を確保する。</p>	<p>件数の割合を、50%以上とする。</p> <p><評価の視点> ・効果的な広報の実施等により入校生の確保を図ったか。</p>	<p>に公開する「ポリテックビジョン」を全ての能開大で開催するとともに、地域における「ものづくり」に関する啓発のため、地域関係機関、産業界、住民等と連携し、「ものづくり体験教室」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ポリテックビジョン 全国 23 会場（前年度実績 23 会場） 参加者数 6,165 人（前年度実績 6,857 人） - ものづくり体験教室 実施回数 289 回（前年度実績 283 回） 参加者数 24,430 人（前年度実績 20,690 人） <p>④ 能開大の魅力向上・学生確保に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての能開大において「学生募集に係る行動計画」(アクションプラン)を策定するとともに、社会人推薦入試や事業主推薦入試に取り組み、生産性向上人材育成支援センターを活用した効果的な広報等の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 定員充足率 94.2%（前年度実績 94.5%） ※定員充足率は、令和 6 年 4 月現在の実績 ○令和 6 年能登半島地震に関し、被災地域の状況に配慮した対応を以下のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・石川職業能力開発短期大学校が被災し、当該施設での訓練の継続が困難となったため、令和 6 年度から復旧までの間は富山県にある北陸職業能力開発大学校において訓練を実施することとした。当該施設において 1 日でも早く訓練が再開できるよう、復旧プランを作成し、復旧工事の設計に着手した。 	<p>れぞれ習得した技能・技術を持ち寄り、横断的な訓練を行うことを通じ、より実践的な技能・技術を習得できるよう取り組んだこと。</p> <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産ロボットシステムコースでは、標準課題実習において、日進月歩で進化するDX技術を踏まえたロボット活用に関する技能・技術等の習得に取り組んだこと。また、建築施工システム技術科では、更なるBIMの活用を図るため、令和 6 年度から 3D レーザースキャナ、ドローン等のデジタル機器を活用した訓練を実施したほか、環境負荷を抑制した設計・施工事例などについて学ぶ脱炭素化等に資するカリキュラムを実施し、建築生産活動の現場において活用可能なDX、GXに資する技能・技術、知識等の習得に取り組んだこと。また、職業訓練指導員がDXに対応したより実践的な訓練を指導できるよう、「DXリテラシー研修」、「データ利活用基礎研修」
--	--	--	---	--	---

					<p>を実施するとともに、「協働ロボットの導入技術」や「建築分野におけるドローン活用技術」など、DXやGXに対応した人材を育成するための訓練を実施するために必要な研修を実施し、訓練の質の向上に取り組んだこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ロボット技術を活用できる人材を一層輩出するため、生産ロボットシステムの標準課題の要素や実施ノウハウを、生産機械・生産電気・生産電子情報システム技術科の標準カリキュラムに反映させて実施したこと。また、ロボット技術を活用した生産技術・生産部門のリーダーとなるよう将来に向けて学生の理解を深めることや、日々変化するDX、GX技術にJED自身に対応するために最新情報を収集することを目的として、未来ロボティクスエンジニア育成協議会（CHERSI）に協力をいただき、北陸・東海・九州職業能力開発大学の学生向け勉強会を実施したこと。
--	--	--	--	--	---

					<p>③企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合の向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業等が抱える技術強化等の課題解決のため共同・受託研究 88 件（R5：76 件）や、開発課題実習を通じた課題解決に取り組んだこと。また、開発課題実習では製品の企画・開発から製品評価等までの一連のものづくりに取り組むことにより、実践的な技能・技術の向上に取り組んだこと。 <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が企業とのやり取りの中で、課題把握・分析を行い、企業のニーズを踏まえた課題解決策を提案するプロセスを通じて、企業の抱える課題解決に向けDX、GXに関連した困難性の高い成果物の開発に取り組んだほか、社会情勢による変化や現場ごとに異なる企業課題に対して、複数の訓練科の学生で横断的にワーキンググループを編成し、個々の専
--	--	--	--	--	--

					<p>門性の発揮や、相互の協力・連携を通じた実践的な対応力・解決力の養成に取り組んだこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が企業の課題を解決する過程で、企画・開発段階から製品評価等まで必要となる能力を習得できるよう、応用課程2年次の訓練として、1年間という限られた訓練期間の中で、より実践的な技能・技術の向上に取り組んだこと。 <p>以上、重要度・困難度が設定されている項目において、これらの実績を挙げたことを踏まえ、評定をAとする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DXの加速化や2050年カーボンニュートラルに向け、DX、GXの取組の推進に対応する高度なものづくりを支える人材の確保・育成が重要であるため、DX、GXに対応した訓練内容の見直し・実施に取り組む必要がある。 ・引き続き高い就職率の維持に取り組んでいくとともに、若者のものづくり離れや18歳人口の減少等が進む中、地域や産業の人材ニーズに
--	--	--	--	--	--

				<p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の生産ロボットシステムコースに加え、令和6年度から建築施工システム技術科についても「DX、GXに対応した高度技術者養成訓練コースの修了者」の対象となるよう、建築分野におけるDXに対応した訓練としてBIM等を活用した訓練を実施し、修了者の拡充を図った。 加えて、地方運営協議会等を通じて、都道府県、事業主団体等からDX、GXの観点も踏まえた企業の人材ニーズを確認し、標準カリキュラムの見直しを行った。 応募者の確保を図るため一部の能開大で試行実施していた社会人推薦入試を全国に拡大するとともに、事業主推薦制度の活用促進を目的としたリーフレットを刷新し、生産性向上人材育成支援センターと能開大が連携し、事業主推薦制度の積極的な広報を実施した。 	<p>応えることができるよう、新規学校卒業者だけでなく幅広い年齢層の応募者の増加に向けて取り組みつつ、産業の基盤を支える人材を育成していく必要がある。</p>
--	--	--	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p> <p>外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会人推薦入試を全校に拡大し、事業主推薦制度に係る広報を強化することにより、応募者のすそ野を拡げ、併せて在職者のリスクリングの機会を提供したことが評価できる。 商品開発が企業では更に重要になるので、(地域の中小企業等の課題解決のための連携を)もっと大々的に進めてほしい。 自己評定については、「妥当」との意見であった。

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4-3	職業能力開発業務に関する事項－在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施		
業務に関連する政策・施策	VI-1-1 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第7号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 我が国において、在職労働者に対するリスクリングを始めとした人への投資を推進することにより、中小企業等の生産性向上を図り、もって構造的な賃上げに向けて取り組むこととしている中、機構における在職者訓練の実施や生産性向上人材育成支援センターにおける事業主支援は非常に重要であるため。</p> <p>【困難度：高】 DX、GXといった大きな変革の波の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上に対応した在職者訓練等の実施に向け、新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等に加え、職業訓練指導員への新たな知識及び技能・技術の付与、訓練機器等の整備を含めた体制整備に対応することは相当な努力を要するものである。</p> <p>さらに、在職者訓練や生産性向上支援訓練等を活用した事業所数を第4期中期目標で定めた150,000事業所から第5期中期目標では210,000事業所へと拡大することとしており、極めて高い目標を設定しているため。</p>		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
在職者訓練受講者数（計画値）	300,000人以上	—	64,000人以上	65,000人以上					予算額（千円）	60,196,996	64,358,929		
在職者訓練受講者数（実績値）	—	65,092人	70,789人	72,187人					決算額（千円）	54,220,479	59,163,496		
達成度	—	—	110.6%	111.1%					経常費用（千円）	52,237,738	56,536,103		
在職者訓練利用事業主からの生産性向上等につながった旨の評価（計画値）	90%以上	—	90%以上	90%以上					経常利益（千円）	1,744,159	757,430		
在職者訓練利用事業主からの生産性向上等につながった旨の評価（実績値）	—	94.1%	93.7%	94.2%					行政コスト（千円）	54,269,436	59,009,899		
達成度	—	—	104.1%	104.7%					従事人員数（人）	2,732	2,722		
DX、GXに対応した在職者訓練コースの受講者数（計画値）	20,000人以上	—	4,000人以上	4,000人以上									
DX、GXに対応した在職者訓練コースの受講者数（実績値）	—	—	6,382人	6,553人									

達成度	—	—	159.6%	163.8%									
生産性向上人材育成支援センター利用事業所数(計画値)	210,000事業所以上	—	42,000事業所以上	42,000事業所以上									
生産性向上人材育成支援センター利用事業所数(実績値)	—	55,078事業所	57,730事業所	59,616事業所									
達成度	—	—	137.5%	141.9%									

注) 職業能力開発勘定における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (R6)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施</p> <p>機構は、ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材やDXによる生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援をこれまで以上に行う。具体的には以下を重点的に実施すること。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施</p> <p>機構は、ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校等に設置した生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材やDXによる生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援をこれまで以上に行う。具体的には以下を重点的に実施する。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施</p> <p>機構は、ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校等に設置した生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材やDXによる生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援をこれまで以上に行う。具体的には以下を重点的に実施する。</p>	<p>【指標】</p> <p>・在職者訓練受講者数を、65,000人以上とする。</p>	<p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施</p> <p>・生産性向上に取り組む事業主団体及び事業主の方々が、従業員に対して職業訓練を効果的に実施できるよう、職業能力開発促進センター及び能開大等に設置した生産性向上人材育成支援センターを拠点にして、都道府県労働局や地方公共団体、商工関係団体、経済産業局、教育訓練機関、金融機関等と連携し、職業能力の開発及び向上に関する相談・援助を実施した。</p> <p>また、生産性向上人材育成支援センターにDX人材育成推進員を配置し、中小企業におけるDX人材の育成を以下のとおり推進した。</p> <p>i 人材育成プランの提案、職業訓練のコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> - 在職者訓練 - 生産性向上支援訓練 <p>ii 教育訓練の内容に応じた職業訓練指導員の派遣</p> <p>iii 教育訓練等のための施設・設備貸与 等</p> <p>・生産性向上人材育成支援センターを拠点として、地域の事業主等の人材育成ニーズ等に基づき、在職者の方々を対象とした、仕事を遂行する上で必要なものづくりに関する専門的知識及び技能・技術の向上を図るための短期間(2～5日程度)の職業訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 訓練コース数 9,202コース(前年度実績9,157コース) - 受講者数 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>「在職者訓練受講者数」の達成度が111.1%、「在職者訓練利用事業主からの生産性向上等につながった旨の評価」の達成度が104.7%、「DX、GXに対応した在職者訓練コースの受講者数」の達成度が163.8%、「生産性向上人材育成支援センター利用事業所数」の達成度が141.9%であり、所期の目標を達成又は上回る成果が得られている。評価の根拠として、</p> <p>①生産性向上人材育成支援センター利用事業所数並びに在職者訓練受講者数及び在職者訓練利用事業主からの生産性向上等につながった旨の評価の確保・向上に係る取組について</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>在職者訓練受講者数の確保及び在職者訓練利用事業主からの生産性向上等につながった旨の評価の向上に係る取組として、訓練終了時の受講者アンケート結果を「訓練カルテ」に取りまとめ、指導法等に関する評価を分析し、その改善方策を検討して訓練コースの改善を図るとともに、機構のスケールメリットを活かした施設間連携によるオンライン訓練等の実施に取り組み、「在職者訓練受講者数」が目標(65,000人以上)を上回る72,187人(達成度111.1%)となったこと。また、「在職者訓練利用事業主からの生産性向上等につながった旨の評価」が目標(90%以上)を上</p>	

<p>① ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図ること。</p> <p>また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。</p>	<p>① ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。</p> <p>また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。</p>	<p>① ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。</p> <p>また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。</p> <p>そして、これらの訓練を積極的に実施することで、中小企業等の人材育成ニーズを踏まえた人材の育成支援に取り組む。</p> <p>なお、開発・充実、訓練内容の見直し等に当たっては、ニーズ等の把握・分析、必要となる知識・技能・技術の整理、職業訓練コースの開発方針の検討などを行うため、職業訓練指導員等で構成する委員会を設置する。</p>	<p><評価の視点></p> <p>・ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図るか。</p> <p>【指標】</p> <p>・DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラム</p>	<p>72,187人（前年度実績70,789人）</p> <p>・訓練の質の向上及び実績の確保に向けた取組を以下のとおり推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 生産性向上人材育成支援センターにおいて、企業の人材育成に必要な支援を一貫して実施した。具体的には、生産性向上支援訓練との一体的な広報を通じた様々な人材育成ニーズの掘り起こし、受講歴のある企業への働きかけ、受講歴のない企業への新規開拓を行った。 - 生産性向上人材育成支援センター職員に向けたメールマガジン「生産性センターNews」の毎月の発行を通じた、業務実績の進捗状況や全国の生産性向上人材育成支援センターにおける取組事例の共有などによる業務の質的向上に取り組んだ。 - 人材育成ニーズ調査や訓練終了後の受講者・事業主に対してアンケート調査を行い、これらの結果を踏まえた訓練コースを設定・実施した。 - 事業主等の利便性向上のため、オンライン訓練を実施したほか、全国の訓練受講者に学科をオンラインで配信した後、全国数か所の職業能力開発施設に集合して実技を行うなど、機構のスケールメリットを活かした施設間連携によるオンライン訓練も実施した。 - 各施設に人材育成研究会を設置し、団体・業界が抱える人材育成における課題を的確に把握するとともに、把握した課題の解決に向けた訓練コースの開発・実施等までの支援を実施した。 <p>・職業訓練指導員で構成する在職者訓練カリキュラム等検討委員会において、人材育成ニーズ調査等の結果を踏まえ、在職者訓練のモデルカリキュラムの開発等を行った。</p> <p>【モデルカリキュラムの開発実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 開発コース数 16コース（前年度実績 10コース） <p>① DX、GXに対応した在職者訓練コースの開発等</p> <p>・DXの加速化に対応した訓練コース（DX対応コース）及び脱炭素化に資する訓練コース（GX対応コース）を在職者訓練で実施した（DX、GXの実績は全体実績の内数。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 訓練コース数 962コース（前年度実績932コース） - 受講者数 6,553人（前年度実績6,382人） <p>・ものづくり分野におけるDX対応コース及びGX対応コースの開発に以下のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> - DXにつながる技術（AI、IoT、クラウド、ドローン等）、その他のデジタル技術（インフラ構築・運用、システム開発等）を活用し、システム及びデータ管理、業務効率化及び業務管理、組織構造の最適化に対応できる人材を育成するDX対応コースを12コース開発した。 - GXにつながる技術（再生可能エネルギー、次世代電池等）を活用し、エネルギーの効率化とクリーンテクノロジーへの対応、持続可能な製品と資源管理、環境マネジメントとリスク管理に対応できる人材を育成するGX対応コースを2コース開発した。 - DX対応訓練用機器を用いた訓練カリキュラム、訓練教材（テキスト、実習課題、指導案）等を開発するとともに、当該訓練を担当する職業訓練指導員を対象とした勉強会を開催した。 	<p>【質的な取組】</p> <p>・在職者訓練については訓練終了時の受講者アンケート結果を「訓練カルテ」に取りまとめ、指導法や訓練教材、現場における役立ち度等に関する評価を分析し、その改善方策を検討して訓練コースの改善を図るとともに、生産性向上支援訓練についても、社会経済動向に基づくニーズやアンケート結果等を踏まえたコース開発・改善を図るなど、訓練の質の確保・向上に向け、不断の見直し・改善に取り組んだほか、生産性向上人材育成支援センター職員向けのメールマガジンを発行し、全国の生産性向上人材育成支援センターにおける取組事例の共有を行うこと等により、業務の質的向上に取り組んだこと。この結果、事業主からの生産性向上等につながった旨の評価は、在職者訓練については94.2%となったほか、生産性向上支援訓練93.4%、受講者の満足度は、在職者訓練99.2%、生産性向上支援訓練</p> <p>回る94.2%（達成度104.7%）となったことは評価できる。</p> <p>DX、GXに対応した在職者訓練コースの受講者数の確保に係る取組として、地域の事業主団体等へのヒアリング調査により、DXにつながるデジタル技術に対応できる人材育成ニーズや、脱炭素化等に向けた取組状況等を把握し、結果を分析した上で、訓練の質の確保・向上に向けた訓練コースの開発等に取り組む、「DX、GXに対応した在職者訓練コースの受講者数」が、目標（4,000人以上）を上回る6,533人（達成度163.8%）となったことは評価できる。</p> <p>生産性向上人材育成支援センター利用事業所数の確保に係る取組として、上記の取組のほか、在職者訓練と生産性向上支援訓練の一体的な広報による様々な人材育成ニーズの掘り起こしや受講歴のある企業への働きかけ等の積極的な広報活動の実施に取り組んだことに加え、生産性向上支援訓練において、eラーニングによる受講が可能なサブスクリプション型訓練を実施するなど、利用者の様々なニーズに</p>
--	--	--	--	--	--

<p>② 在職者訓練の効果を客観的に把握する観点から、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認すること。</p>	<p>② 在職者訓練の効果を客観的に把握する観点から、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。</p>	<p>② 職業訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。 なお、活用状況の確認と併せて、事業主等の人材育成ニーズや受講者からの意見等をアンケート調査により把握することで、訓練カリキュラム等の改善を行い、訓練の質の向上に努める。</p>	<p>の見直し・開発等を必要とする在職者訓練コースの受講者数を、4,000人以上とする。</p> <p>【指標】 ・在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とする。</p>	<p>② アンケート結果の把握・分析、業務の質の向上への取組 ・在職者訓練の業務の質の向上を図るため、訓練コースの受講を指示した事業主に対して、生産性向上等につながったか（受講者が学んできた技能・技術及び専門的知識は、事業所の生産性向上や現場力の強化につながっているか）を内容とするアンケート調査等を実施した。 また、受講者に対しても能力向上につながったかを内容とするアンケート調査等を実施した。</p> <p>- 事業主の回答 94.2%（前年度実績 93.7%） 内訳「大につながった」39.0%（前年度実績 37.6%*） 「多少つながった」55.2%（前年度実績 56.1%*）</p> <p>【主な生産性向上等につながった理由（複数回答可）】 「生産・作業効率の向上」45.7%（前年度実績 43.9%） 「他の従業員への伝達による組織全体のスキルアップ」22.3%（前年度実績 21.0%）</p> <p>- 有効回答事業所数 11,100 事業所（前年度実績 11,337 事業所*） ※令和6年12月末までに実施した訓練コースの実績であること。 *令和7年度に修正</p> <p>- 受講者の回答 99.2%（前年度実績 99.2%） 内訳「大変役に立った」57.7%（前年度実績 56.7%） 「役に立った」41.5%（前年度実績 42.6%）</p> <p>【主な役に立った理由（複数回答可）】 「新たな知識及び技能・技術が身についた」65.7%（前年度実績 65.7%） 「専門的な知識及び技能・技術が深まった」58.8%（前年度実績 58.9%）</p> <p>- 有効回答受講者数 67,011 人（前年度実績 65,474 人）</p> <p>③ 生産性向上支援訓練の実施 ・あらゆる産業分野の中小企業等を対象として、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、生産性向上支援訓練等の実施まで、必要な支援を一貫して行うとともに、訓練を全国で均質に実施するための基盤となるカリキュラムモデル（DXに対応できる人材育成等を支援するための手法・知識を習得させるためのカリキュラムモデル等）を継続的に開発・整備した。 ・訓練の実施に当たっては、個別企業の課題に合わせてカリキュラムモデルをカスタマイズするオーダーコースを中心に、規模の小さな企業でも利用しやすいオープンコースも展開した。 また、関係機関や機構内の他業務と連携を行い、生産性向上支援訓練（70歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向けの訓練</p>	<p>98.6%となり高い評価を得ることができたこと。 【困難な状況への対応】 ・社会全体で学び・学び直しの促進や生産性向上といった課題に対応するため、在職者訓練及び生産性向上支援訓練を通じた事業主・在職者への支援の充実が要請されている。そのため生産性向上人材育成支援センターの認知度不足などにより、支援を必要とする事業主等へのサービスの提供が未だ十分でないとの指摘もあることから、在職者訓練と生産性向上支援訓練の一体的な広報による様々な人材育成ニーズの掘り起こし、受講歴のある企業への働きかけ、受講歴のない企業の新規開拓といった積極的な広報活動を通じ、生産性向上人材育成支援センターの利用事業所数の拡充に取り組んだこと。また、事業主への施設設備貸与や、事業所への職業訓練指導員の派遣による教育訓練の実施等を通じ、事業主が実施する教育訓練の支援にも</p>	<p>応じた利便性の向上に取り組み、「生産性向上人材育成支援センター利用事業所数」が目標（42,000 事業所以上）を上回る59,616 事業所（達成度 141.9%）となったことは評価できる。 以上、所期の目標を達成し、かつ、困難度「高」と設定されていることから、評定をAとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方法> 引き続き、企業の人材ニーズやDX、GXへの対応を踏まえた在職者訓練のカリキュラムの開発・見直しに取り組むとともに、在職者訓練等の受講歴がない企業の新規開拓に取り組むこと等により、生産性向上人材育成支援センターにおいて実施する在職者訓練等の潜在需要の掘り起こしを図ることが必要である。</p> <p><その他の事項> なし。</p>
<p>③ 中小企業等の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、生産性向上支援訓練等の実施まで、必要な支援を一貫して行う。</p>	<p>③ あらゆる産業分野の中小企業等の生産性向上に資するため、中小企業等の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、生産性向上支援訓練等の実施まで、必要な支援を一貫して行う。</p>	<p>③ あらゆる産業分野の中小企業等の生産性向上に資するため、中小企業等の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、生産性向上支援訓練等の実施まで、必要な支援を一貫して行う。 なお、生産性向上支援訓練においては、生産管理・品質管理、原価管理・コスト削減、組織マネジメント等に関する知識、ITによる業務改善に関する知識を習得させる職業訓練コースや中高年齢層向けの70歳までの就業機会の確保に資する職業</p>	<p><評価の視点> ・中小企業等のニーズを踏まえて、カリキュラムモデルの継続的な開発と内容の見直しを行ったか。</p>			

<p>④ 事業主等との連携による職業訓練カリキュラムの開発や職業訓練の実施、その求めに応じた職業訓練指導員の派遣、施設設備の貸与、訓練ノウハウ・情報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよう、連携・支援を行うこと。</p>	<p>④ 事業主等との連携による職業訓練カリキュラムの開発や職業訓練の実施、その求めに応じた職業訓練指導員の派遣、施設設備の貸与、訓練ノウハウ・情報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよう、連携・支援を行う。</p>	<p>訓練コースを実施する。 また、中小企業等のDXを推進するため、IoT、クラウド、AI等の新しいデジタル技術を含む職業訓練コースを拡充し、DXに対応できる人材の育成等を支援する。 さらに、中小企業等の多様な人材育成ニーズに対応するため、全国の生産性向上人材育成支援センターで把握したニーズ等を踏まえ、カリキュラムモデルの継続的な開発や内容の見直しを行う。</p> <p>④ 事業主等と連携して訓練カリキュラムを開発し、訓練を実施する。 また、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよう、事業主等が実施する職業訓練等について、職業訓練指導員の派遣及び施設設備の貸与、訓練に関するノウハウ・情報の提供、人材育成上の課題解決のための相談・支援を行う。</p>	<p>【指標】 ・生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数を、42,000事業所以上とする。</p>	<p>コース（ミドルシニアコース）、DXの推進に資する人材の育成を支援する訓練コース（DX対応コース）を積極的に周知・広報し、広く受講者を確保した結果、以下の実績となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 訓練コース数 5,677 コース（前年度実績 5,207 コース） - 受講者数 70,951 人（前年度実績 65,483 人） うち 70 歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向けの訓練コース（ミドルシニアコース） - 訓練コース数 788 コース（前年度実績 693 コース） - 受講者数 11,223 人（前年度実績 9,647 人） うちDXの推進に資する人材の育成を支援する訓練コース（DX対応コース） - 訓練コース数 1,442 コース（前年度実績 1,209 コース） - 受講者数 16,609 人（前年度実績 13,682 人） <p>・これらのコースのうち事業主等の利便性向上に資するため、オンラインによる訓練コースを以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - オンラインによる訓練コース数 457 コース（前年度実績 431 コース） - 受講者数 7,390 人（前年度実績 7,254 人） <p>・Off-JT をオンラインで効率的に実施したいというニーズに対応するため、サブスクリプション型生産性向上支援訓練をeラーニング形式で実施し、より多くの中小企業等に対して受講機会を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 訓練コース数 328 コース（前年度実績 241 コース） - 受講者数 1,969 人（前年度実績 1,347 人） <p>④ 生産性向上人材育成支援センターの取組・積極的展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等の生産性向上に向けた人材育成の総合窓口として、関係機関等との連携による効率的広報、従来の利用者以外への幅広い周知、業務の垣根を超えた連携によるシナジーの発揮等の取組により積極的にサービスを展開した。 生産性向上人材育成支援センター内に中小企業等DX人材育成支援コーナーを設置し、中小企業等の「デジタル対応に係る人材育成上の悩み」に対応するための訓練コーディネート等を実施した。 こうした取組の結果、以下の実績となった。 - 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上に取り組んだ事業所数 59,616 事業所（前年度実績 57,730 事業所） <p>○事業主等が行う職業訓練への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等が従業員に行う職業訓練が効果的に実施されるよう、職業訓練指導員の派遣や施設設備の貸与等を実施するとともに、事業主等からの相談において、訓練に関するノウハウについての要望があった場合や民間教育訓練機関等が行う教育訓練コースの 	<p>取り組んだこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在職者訓練においては機構のスケールメリットを活かした施設間連携によるオンライン訓練等を実施するとともに、生産性向上支援訓練においては、eラーニングによる受講が可能なサブスクリプション型訓練を実施するなど、利用者の様々なニーズに応じた利便性の向上に取り組んだこと。 <p>②DX、GXに対応した在職者訓練コースの受講者数の確保に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標（指標）を達成しただけでなく、地域の事業主団体や企業等へのヒアリング調査により、DXにつながるデジタル技術に対応できる人材育成ニーズのほか、脱炭素化等に向けた取組状況等を把握し、それらの結果を分析した上で、訓練の質の確保・向上に向けた訓練コースの開発等に取り組んだこと。 <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり分野の人手不足等を要因とした労働生産性の向上に資するための職
---	---	--	--	---	--

				<p>受講の要望があった場合には、必要な情報の提供等の支援を行った。</p> <p>- 訓練延べ人員 256,919人（前年度実績 262,178人） うち指導員派遣による訓練延べ人員 71,638人（前年度実績 72,359人） 指導員の派遣数 2,995人（前年度実績 3,946人） うち施設設備貸与による訓練延べ人員 185,281人（前年度実績 189,819人） 施設設備の貸与件数 10,068件（前年度実績 10,381件）</p>	<p>業訓練が社会全体で求められていることに加え、DX、GXといった大きな変革に伴い、企業の競争優位性に資するより高度なものづくり人材の育成等が必要とされる中、人材ニーズ等調査などを通じて社会や技術動向を日々キャッチアップし、ものづくり分野におけるDX対応コース、GX対応コースを新たに14コース開発し、計355コース整備したこと。また、協働ロボットシステム等のDX対応訓練用機器を用いた訓練カリキュラム、訓練教材（テキスト、実習課題）等を開発することを通じて、中小企業等の着実な事業展開に資する生産性や技能・技術の向上に対応した在職者訓練等の実施に向け取り組んだこと。</p> <p>・職業訓練指導員がDXに対応したより実践的な訓練を指導できるよう、「DXリテラシー研修」、「データ利活用基礎研修」を実施し、訓練の質を高めたほか、協働ロボットシステム等のDX対応訓練用機器</p>	
--	--	--	--	---	---	--

					<p>に対応した訓練を担当する職業訓練指導員を対象とした勉強会を開催し、知識等の共有を図ることを通じて、中小企業等の生産性の向上や着実な事業展開の推進に貢献するよう取り組んだこと。</p> <p>以上、重要度・困難度が設定されている項目において、これらの実績を挙げたことを踏まえ、評定をAとする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DXの加速化や2050年カーボンニュートラルに向け、DX、GXの取組の推進に対応する人材の確保・育成が重要であるため、中小企業等のDX、GX人材の育成に取り組む事業主に対して、DX、GXにつながるデジタル技術等を活用した在職者訓練コースの開発・実施に取り組む必要がある。 ・ものづくり分野に限らず、あらゆる産業分野の中小企業等の生産性向上を支援するため、生産性向上支援訓練の利用企業や受講者の拡大を図るとともに、中
--	--	--	--	--	---

				<p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の事業主団体や企業等へのヒアリング調査（全国約3,400事業所）を行い、DXにつながるデジタル技術に対応できる人材育成、脱炭素化等の実現に向けた取組等を踏まえた当該調査結果の分析を行った上で、企業の人材育成ニーズに対応した訓練カリキュラムの開発・見直しを行うとともに、実施したコースごとに受講者及び事業主に対するアンケート調査を実施し、地域のニーズに即したカリキュラムとなるよう随時見直しを行った。 ・在職者訓練と生産性向上支援訓練を一体とした広報を通じ、生産性向上支援訓練を受講した事業主等に対し、在職者訓練の積極的な活用を提案すること等により、潜在的需要の掘り起こしに努めた。 	<p>小企業等の多様な人材育成ニーズに応えることができるよう、カリキュラムモデルの継続的な開発・整備を行い、生産性向上支援訓練として実施する必要がある。また、70歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向けの訓練コースやDXの推進に資する人材の育成を支援する訓練コースを展開し、引き続き利用企業や受講者の拡大を図るとともに、カリキュラムモデルの継続的な開発・整備を行う必要がある。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。

- ・DX、GXなどへの充実化が、結果を出していること、また、(在職者訓練受講者数など) 過去最高の実績となったことについて、大いに評価できる。
- ・「DX、GXに対応した在職者訓練コースの受講者数の確保に係る取組」について、受講者数増加のため様々な施策に取り組んだ結果の高い達成度であると承知。他方、前年に引き続き約160%という達成度を踏まえ、目標変更の可否を十分に議論し、結論を出すべき。
- ・自己評定については、「妥当」との意見であった。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4-4	職業能力開発業務に関する事項－職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等		
業務に関連する政策・施策	VI-1-1 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第7号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
職業訓練指導員養成課程 修了者数（計画値）	500人以上	－	100人以上	100人以上					予算額（千円）	60,196,996	64,358,929		
職業訓練指導員養成課程 修了者数（実績値）	－	104人	119人	109人					決算額（千円）	54,220,479	59,163,496		
達成度	－	－	119.0%	109.0%					経常費用（千円）	52,237,738	56,536,103		
スキルアップ訓練の受講 者数（計画値）	25,000人 以上	－	5,000人 以上	5,000人 以上					経常利益（千円）	1,744,159	757,430		
スキルアップ訓練の受講 者数（実績値）	－	5,390人	6,158人	5,638人					行政コスト（千円）	54,269,436	59,009,899		
達成度	－	－	123.2%	112.8%					従事人員数（人）	2,732	2,722		
職業能力開発総合大学校 の調査・開発成果に係る外 部評価の合計点数の平均 (計画値)	5点以上	－	5点以上	5点以上									
職業能力開発総合大学校 の調査・開発成果に係る外 部評価の合計点数の平均 (実績値)	－	－	6.00点	5.33点									
達成度	－	－	120.0%	106.7%									

注）職業能力開発勘定における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			<評価と根拠> 評価：B 「職業訓練指導員	<評価に至った理由> 自己評価書の	

<p>項</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等</p> <p>全国の職業能力開発施設において、職業訓練指導員が不足する中で、質の高い職業訓練指導員を安定的に確保するため、職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進すること。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等に取り組む。具体的には以下を実施すること。</p> <p>① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保すること。</p>	<p>を達成するためとるべき措置</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等</p> <p>職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進する。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等に取り組む。具体的には以下を実施する。</p> <p>① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保すること。</p>	<p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等</p> <p>職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進する。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進、オンライン訓練の実施等に取り組む。具体的には以下の取組を実施する。</p> <p>① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保する。</p>	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業訓練指導員養成課程修了者数を、100人以上とする。 	<p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業訓練指導員の養成及び能力の向上を推進するため、職業能力開発総合大学校（東京都小平市）において、「技能習得の指導」、「訓練コーディネート」、「キャリアコンサルティング」及び「就職支援」等の幅広い能力を有する人材を養成するための課程（指導員養成訓練）に加え、指導員の専門性の拡大・レベルアップ等を図るための研修課程（指導員技能向上訓練（スキルアップ訓練））も実施した。 効果的・効率的な職業訓練の実施に資するため、厚生労働省と機構との協議により選定したテーマについて、機構内外の知見を持ち寄り調査・開発を実施し、都道府県、民間教育訓練機関等への情報提供を行った。また、民間教育訓練機関における教育訓練サービスの質向上に向けた支援を実施した。 国際協力を推進するため、国、国際協力機構（JICA）等からの要請を受けて、開発途上国等からの研修員受入れや指導員の海外派遣等を実施した。 指導員養成課程及び研修課程においてカリキュラムを精査し、オンライン訓練を実施した。 <p>① 職業訓練指導員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者に応じて職業訓練指導員に必要な技能・能力を習得するための指導員養成訓練を以下のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 職業訓練指導員養成課程修了者数 109人（前年度実績 119人） 指導員養成課程 <ul style="list-style-type: none"> 指導力習得コース 59人（前年度実績 87人） 訓練技法習得コース 7人（前年度実績 12人） 訓練技法・技能等習得コース 5人（前年度実績 0人） 実務経験者訓練技法習得コース 30人（前年度実績 12人） 職種転換コース 3人（前年度実績 5人） 高度養成課程 <ul style="list-style-type: none"> 職業能力開発研究学域 12人（うち指導員免許を新規に取得可能となる者5人）（前年度実績 12人（うち指導員免許を新規に取得可能となる者3人）） 各種競技大会及び厚生労働省と連携し、職業訓練指導員の確保に向けWebサイトなどを活用した広報を実施した。 各職業能力開発促進センターを会場とし、職業訓練指導員として働くことの魅力・やりがい等を発信するための説明会を実施した。 	<p>養成課程修了者数」の達成度が109.0%、「スキルアップ訓練の受講者数」の達成度が112.8%、「職業能力開発総合大学校の調査・開発成果に係る外部評価の合計点数の平均」の達成度が106.7%であり、いずれも所期の目標を達成している。評定の根拠として、</p> <p>① 職業訓練指導員養成課程修了者数の確保に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能習得の指導、訓練コーディネート、キャリアコンサルティング、問題発見解決力等、職業訓練指導員として必要となる要素を付与する多様な訓練を実施し、職業能力開発総合大学校総合課程の学生を始め職業能力開発大学校応用課程修了者や一般大学等修了者、都道府県、民間企業の各種資格保持者等を対象とした指導員養成課程の実施を通じ、職業訓練の現場で活躍する質の高い職業訓練指導員の養成に取り組んだこと。 【困難な状況への対応】 少子化に伴い入校者の確保が困難な状況に加 <p>「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善策></p> <p>職業訓練指導員については、人材不足が課題となっていることから、職業能力開発総合大学校の総合課程に入校した学生が指導員養成課程を受講して指導員となるように取り組む必要がある。加えて、現役指導員が新たな知識・技術等の習得ができるように職業能力開発に関するニーズを的確に捉えた訓練・研修の見直し・充実に取り組む必要がある。また、職業訓練に関する調査・開発については、成果物の活用、普及・発信方法について工夫して取り組む必要がある。</p> <p><その他事項>なし。</p>
---	---	--	---	---	--

<p>② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）のコース内容や実施方法等の充実を図るとともに、各種技能競技大会やODA（政府開発援助）事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努めること。</p> <p>③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努めること。</p> <p>④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・開発を実施するとともに、その成果を民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組むこと。</p>	<p>② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）のコース内容や実施方法等の充実を図るとともに、各種技能競技大会やODA（政府開発援助）事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努める。</p> <p>③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努める。</p> <p>④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・開発を実施するとともに、その成果を民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組む。</p>	<p>② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）について、DXに対応した職業訓練を実施するために必要な技能・技術を習得する研修コースを充実させるほか、都道府県等からの要望に応じた研修コースの設定とともに、全国の公共職業能力開発施設等を実施場所とする出前型研修やオンライン研修、集合型とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の研修など、実施方法等の充実を図る。</p> <p>また、各種技能競技大会やODA（政府開発援助）事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努める。</p> <p>③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努める。</p> <p>④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・開発を、機構内外の知見を持ち寄り実施する。また、成果について、民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組む。</p> <p>令和6年度については、同年度中に完了する「AI技術を活用した人材育成支援ツールの開発」等のテーマを対象に、職業能力開発業務に携わる外部の有識者による評価を行い質の担保を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DXに対応した職業訓練の実施に必要な技能・技術を習得する研修コースの充実等を行ったか。 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）の受講者数を、5,000人以上とする。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策的必要性の高い分野を中心に、効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・開発を行い、その成果の普及の強化に取り組んだか。 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発総合大学の調査・開発成果に係る外部評価の合計点数の平均について5点以上を得ること。 <p>〔採点方法〕</p>	<p>② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練指導員の専門性の拡大、レベルアップ等を図るための研修課程（指導員技能向上訓練（スキルアップ訓練））について、DX、GXに対応した研修の充実を図った。また、オンライン研修の実施や都道府県等に対する広報の取組を強化した。 <ul style="list-style-type: none"> - 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）受講者数 5,638人（前年度実績6,158人）（内訳） <ul style="list-style-type: none"> - 都道府県 1,893人（前年度実績1,863人） - 民間企業等 475人（前年度実績892人） - 機構 3,270人（前年度実績3,403人） <ul style="list-style-type: none"> うちDX、GX対応コース 1,523人（前年度実績1,664人） うち出前型研修 2,127人（前年度実績2,008人） うちオンライン研修 1,245人（前年度実績1,802人） ・各種技能競技大会やODA事業等への職業訓練指導員の派遣等を実施し、人材育成や能力向上の推進に努めた。 <p>③ 任期付き等の職業訓練指導員の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会のニーズに機動的に対応できる指導員体制を実現する観点から、最新技術等に対応できる職業訓練指導員を民間企業から任期付き等で雇用し、積極的に活用した。 <ul style="list-style-type: none"> - 令和6年度末現在の任期付き等の職業訓練指導員の人数8人（前年度実績11人） <p>④ 職業訓練の実施に資する調査・開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策的必要性の高い分野を中心に、厚生労働省と機構との協議により7テーマを選定の上、機構内外の知見を持ち寄り、調査・開発を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - AI技術を活用した人材育成支援ツールの開発 - 職業訓練に必要とされるDX関連技術の明確化及び職業訓練指導員研修の体系整備 - 職業訓練における安全教育の現状調査及び動画コンテンツ等の開発 - 技能のカン・コツを見える化したデジタル教材及び訓練手法の開発 - 職業訓練指導員講習のデジタル対応に係る調査及び教材開発 - GX、DX訓練の推進のためのBIM教材の開発及び訓練技法の開発 - 航空機分野における職業能力開発体系の整備 ・令和6年度に終了した3テーマについては、職業能力開発業務に携わる外部の有識者による評価を行い質の担保を図った。外部評価委員の評価合計の平均点は5.33点（6点満点）。（前年度実績6.00点） <ul style="list-style-type: none"> - AI技術を活用した人材育成支援ツールの開発 評価結果：計6点 - 職業訓練に必要とされるDX関連技術の明確化及び職業訓練指導員研修の体系整備 評価結果：計5点 	<p>え、職業訓練指導員の人材不足が懸念される中、職業能力開発総合大学校は全国唯一の職業訓練指導員の養成機関であることから、指導員養成訓練修了者の大部分を占める指導力習得コースの対象者となる総合課程の入校者を確保するとともに、円滑に進級・修了できるように、日頃から学生に対してきめ細かなサポートに取り組んだほか、指導力習得コースは希望する学生のみが受講対象となることから、職業訓練指導員の仕事の魅力を発信するなど、1年次から段階的に指導員就職に対する意識醸成に取り組んだこと。また、各種競技会において職業訓練指導員として働くことの魅力を伝えるための広報ブースを出展、テクノインストラクター総合情報サイトへ誘導するための広報動画を作成するなど、職業訓練指導員の認知度向上に努めたこと。</p> <p>②スキルアップ訓練の受講者数の確保に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p>
--	--	--	---	--	--

<p>⑤ 国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施すること。</p> <p>⑥ 国及び都道府県が開催する地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的な就業、長期的な就業につながる観点からカリキュラムの開発等を進めていくこと。</p> <p>⑦ 職業能力開発業務の円滑な運営を図るため、機構法第 11 条に基づき機構に設置される運営委員会や、各職業能力開発促進センター等に設置される地方運営協議会を開催</p>	<p>⑤ 国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施する。</p> <p>⑥ 国及び都道府県が開催する地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的な就業、長期的な就業につながる観点からカリキュラムの開発等を進めていく。</p> <p>⑦ 機構本部に設置した労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者から構成する運営委員会を開催し、職業能</p>	<p>⑤ 国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施する。</p> <p>⑥ 国及び都道府県が開催する地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的な就業、長期的な就業につながる観点からカリキュラムの開発等を進めていく。</p> <p>⑦ 機構本部に設置した労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者から構成する運営委員会を開催し、職業能力開発業務の円滑な運営を図る。また、各職業能力開発促進センター等</p>	<p>調査・開発テーマごとに 3 人の外部評価委員がそれぞれ、評価の視点を満たしているかを判断し、その結果により、優れている = 2 点、やや優れている = 1 点、劣っている = 0 点で評価]</p> <p><評価の視点> ・国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて開発途上国からの研修生の受入れ等を実施したか。</p> <p><評価の視点> ・地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的な就業、長期的な就業につながる観点からカリキュラムの開発等を進めたか。</p> <p><評価の視点> ・運営委員会や地方運営協議会を通じて関係機関等と十分に連携を図ったか。</p>	<p>- 職業訓練における安全教育の現状調査及び動画コンテンツ等の開発 評価結果：計 5 点</p> <p>・調査・開発の成果を職業能力開発総合大学校基盤整備センターのホームページで公開するとともに、民間教育訓練機関や地方公共団体へ研究報告書等を配布し普及に努めた。</p> <p>⑤ 国際協力の推進 ・国、国際協力機構（JICA）等からの依頼を受け、以下のとおり当機構のノウハウを活かした支援を実施した。 - 視察型研修の受入れ件数 11 件 研修員数 119 人、見学施設延べ 19 施設（前年度実績 受入れ件数 12 件、研修員数 94 人、見学施設延べ 21 施設） - 機構職員の研修講師派遣件数 1 件、4 人（前年度実績 派遣件数 2 件、5 人） - 機構職員の開発途上国派遣国数 1 か国（カンボジア）、1 人（前年度実績 2 か国（カンボジア、エジプト）、2 人）</p> <p>⑥ 地域のニーズを踏まえた職業訓練コースの設定、カリキュラムの開発 ・各都道府県労働局及び都道府県が設置する地域職業能力開発促進協議会において、地域のニーズを踏まえた訓練コースの設定方針等について、協議を行った上で、訓練コースの設定に努めた。 ・訓練受講後の就職を目指す離職者訓練及び高度技能者養成訓練においては、訓練計画専門部会等において求人ニーズ・求職ニーズの分析も実施した上で訓練コースを設定した。</p> <p>⑦ ニーズを踏まえた効果的・効率的な職業訓練の実施、関係機関との連携 ・運営委員会や地方運営協議会を通じて関係機関との連携を図り、ニーズを踏まえた効果的・効率的な職業訓練を実施した。</p>	<p>・数値目標（指標）を達成しただけでなく、住宅の省エネルギー性能評価手法などといったニーズに基づくコースを開発するなど、新規 51 コース、リニューアル 56 コースの多種多様なコースの設定・実施を通じ、機構の職業訓練指導員だけでなく、都道府県も含めた職業訓練指導員全体のスキルアップに取り組んだこと。</p> <p>【困難な状況への対応】</p> <p>・受講対象者が現役職業訓練指導員であり、求職者及び在職者等に知識・技術等を教える立場であることを踏まえ、日進月歩で進化する DX、GX 技術など社会や地域等が求める人材育成ニーズに応える職業訓練を実施するために必要な専門性の拡大や新たな知識・技術等を習得するための研修コースを開発・設定・実施したほか、厚生労働省等と連携した応募奨励を通じ、受講者確保に取り組んだこと。</p> <p>③ 職業能力開発総合大学校の調査・開発成果に係る外部評価の合計点数の平均</p>
--	--	--	---	---	--

<p>し、関係機関と十分に連携を図ること。</p> <p>⑧ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行うこと。</p>	<p>力開発業務の円滑な運営を図る。</p> <p>また、各職業能力開発促進センター等に設置した都道府県、都道府県労働局、事業主や労働者の代表、教育機関等が参画する地方運営協議会を開催し、地域レベルにおいても、関係機関等と十分に連携を図る。</p> <p>⑧ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行う。</p>	<p>に設置した都道府県、都道府県労働局、事業主や労働者の代表、教育機関等が参画する地方運営協議会を開催し、地域レベルにおいても、関係機関等と十分に連携を図る。</p> <p>⑧ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行う。</p> <p>⑨ 企業や求職者等に対し、ものづくり分野の仕事の魅力や実施する職業訓練の有効性について、広く周知するため、職業訓練のメニューだけでなく、訓練効果や成果、訓練修了生・企業からの声をホームページや施設案内等に掲載するとともに、公的職業訓練の愛称であるハロートレーニング等を活用し、分かりやすい広報活動に取り組む。また、地方運営協議会の機会等を通じて、地域の関係者に対し、職業能力開発促進センター等の取組を積極的に情報発信する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的職業訓練の愛称であるハロートレーニング等を活用し、分かりやすい広報活動に取り組んだか。 	<p>⑧ 職業訓練サービスガイドライン研修等の取組に対する協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組に対して、民間教育訓練機関への受講勧奨等の必要な協力を行った。 <p>⑨ ものづくりの魅力や職業訓練に関する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構本部及び各施設で公的職業訓練の愛称であるハロートレーニング等を活用し、ニュースリリース、メディアツアー等の積極的な広報活動に取り組んだ。 	<p>の向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標（指標）を達成しただけでなく、政策的必要性の高い分野を中心に、厚生労働省と機構においてテーマを選定のうえ、より一層成果の普及・活用につながるよう各テーマに都道府県の指導員や民間企業の有識者等の参画を得て、機構内外の知見を持ち寄るなど、より多くのニーズに応えられる体制で調査・開発に取り組んだこと。 <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会全体で注目されている政策的必要性の高い分野をテーマとしており、職業訓練において前例となる情報やデータが十分でない環境にあるため、多くの関係者に対する詳細なヒアリングを行うなど、機構内外の知見を持ち寄ることで調査・開発の成果として反映できるよう丁寧に取り組んだこと。 <p>以上を踏まえ、評価をBとする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練指導員に求められる基本的な能力（職
--	---	--	---	---	--

				<p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <p>○今後の職業訓練指導員の継続的かつ安定的な確保に向けた職業訓練指導員のブランド力及び認知度の向上並びに就職意識の醸成のため、国（厚生労働省）や関係機関（中央職業能力開発協会）と連携し、人材確保のための積極的な周知・広報を以下のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者ものづくり競技大会や技能五輪全国大会における、職業訓練指導員として働くことの魅力発信を目的とした広報ブースの設置、大会参加者等に対する広報活動の実施 ・テクノインストラクター総合情報サイトへ誘導するための動画作成及び広告配信 ・職業訓練指導員として働くことの魅力、全国唯一の職業訓練指導員の養成機関である職業能力開発総合大学校の魅力発信のための、全国5か所の職業能力開発促進センターでの説明会の実施 ・総合課程の学生に対する、1年次からの段階的な指導員就職に関する意識醸成の取組 <p>○職業訓練指導員が新たな知識・技術等を習得できるように、技術動向の調査・分析や都道府県へのヒアリング、受講者アンケートによりニーズを把握し、既存コースの見直しや新規コースの立ち上げにより研修を充実させた。</p>	<p>業訓練の実施、訓練コーディネーター、キャリアコンサルティング、就職支援)だけでなく、技術革新に対応できる能力も付与するため、指導員養成訓練やスキルアップ訓練のカリキュラムの見直しを行い、職業能力開発に関するニーズに的確に対応する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練に関する調査・開発を行い、その成果を民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組むとともに、成果の質を担保していく必要がある。
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。

- ・ R 6 年度は確かに実績では R 5 年度を下回る項目が多いが、昨年同等（A 評定）と判断してもよいように考える。
- ・ 指導員の質は訓練の質に反映されることから、一層力を入れてもらいたい。
- ・ 自己評定については、「妥当」との意見であった。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	障害者職業能力開発業務に関する事項－障害者職業能力開発業務		
業務に関連する政策・施策	VI-2-2 障害者等の職業能力開発を推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第5号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 「障害者基本計画」等を踏まえ、機構営校においては、希望と適性に応じた働き方を選択できるように障害種別によらない職業訓練を実施することや、多様な働き方に対応できるような職業訓練を展開するとともに、それらの実施を通じて開発した特別支援障害者等に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させるという重要な役割を担っているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
機構営校における特別支援障害者の定員に占める割合（計画値）	60%以上	—	60%以上	60%以上					予算額（千円）	866,317	945,750		
機構営校における特別支援障害者の定員に占める割合（実績値）	—	59.2%	66.0%	66.0%					決算額（千円）	740,984	874,841		
達成度	—	—	110.0%	110.0%					経常費用（千円）	789,301	820,455		
機構営校における訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率（計画値）	75%以上	—	75%以上	75%以上					経常利益（千円）	42,406	△13,717		
機構営校における訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率（実績値）	—	79.3%	85.6%	76.0%					行政コスト（千円）	789,313	820,491		
達成度	—	—	114.1%	101.3%					従事人員数（人）	49	46		

注) 障害者職業能力開発勘定における数値を記載。

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
指導技法等の提供に係る支援メニュー（「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」）の受講機関数（計画値）	600 機関以上	—	120 機関以上	120 機関以上									
指導技法等の提供に係る支援メニュー（「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」）の受講機関数（実績値）	—	132 機関	137 機関	131 機関									
達成度	—	—	114.2%	109.2%									
指導技法等の提供に係る「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース設置・運営サポート事業」の利用機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価（計画値）	90%以上	—	90%以上	90%以上									
指導技法等の提供に係る「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース設置・運営サポート事業」の利用機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価（実績値）	—	98.0%	100.0%	100.0%									
達成度	—	—	111.1%	111.1%									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			<評価と根拠> 評価：B 「機構営校における特別支援障害者の定員に占める割合	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると	

<p>5 障害者職業能力開発業務に関する事項</p> <p>個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備が求められており、「障害者基本計画」等を踏まえ、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していく必要があるが、職業訓練を必要とする求職障害者は、障害の重度化、多様化の傾向があり、昨今の求職動向から精神障害者、発達障害者等に対する職業訓練の需要が高まっている。</p> <p>また、労働者の職業能力の開発及び向上の必要性が高まっており、事業主が在職障害者についてその適性等に応じた職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことが求められている。</p> <p>このような中で、この需要に応えるためには、機構が運営を行う障害者職業能力開発校（以下「機構営校」という。）のみならず、全ての職業能力開発校（障害者職業能力開発校及び一般の職業能力開発校）等において、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）に対する職業訓練の水準等の向上を図る必要がある。</p> <p>このため、機構営校は、先導的な職業訓練の実施を通じて開発した特別支援障害者に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させる。具体的には、以下を重点的に実施すること。</p> <p>(1) 福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏</p>	<p>5 障害者職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(1) 福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏まえ、関係機関との一層緊密な連携を図るほか、障害者の希望と適性に応じた訓練コースの提供や、個々の障害特性に応じた職業訓練と適応支援の一体的提供により、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）を重点的に受け入れる。</p>	<p>5 障害者職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(1) 福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏まえ、関係機関との一層緊密な連携を図るほか、障害者の希望と適性に応じた訓練コースの提供や、個々の障害特性に応じた職業訓練と適応支援の一体的提供により、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）を重点的に受け入れる。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の希望と適性に応じた訓練コースの提供や、個々の障害特性に応じた職業訓練と適応支援の一体的提供により、特別支援障害者を重点的に受け入れたか。 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構営校における特別支援障害者の定員に占める割合を、60%以上とする。 	<p>5 障害者職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(1) 特別支援障害者の重点的な受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が運営する障害者職業能力開発校2校（中央障害者職業能力開発校（埼玉県所沢市）（以下「中央校」という。）、吉備高原障害者職業能力開発校（岡山県加賀郡吉備中央町）（以下「吉備校」という。）（以下、中央校及び吉備校を併せて「機構営校」という。））については、全国の都道府県労働局、公共職業安定所のほか、福祉、教育、医療等の各分野の関係機関に対して、訪問やオンライン等により緊密な連携を図りつつ、様々な機会を活用して、訓練内容、募集予定、就職実績等の周知を積極的に実施し、年間を通じて計画的な募集活動を展開した。 ・ 中央校に続き、令和6年度は吉備校においても、障害種別によらず全ての希望者に対して同一の応募機会を設けたほか、全ての訓練科において、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等の希望と適性に応じた受入れの体制を整備した。併せて、いずれの訓練科においても、訓練初期に丁寧に訓練生個々の特性等を把握した上で、それぞれの訓練科における技能訓練と講座等を組み合わせた訓練科目を設定することにより、職業訓練と適応支援を一体的に提供し、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）の受入れの促進を図った。 <ul style="list-style-type: none"> - 特別支援障害者数 165人（前年度実績 165人） - 特別支援障害者の入校生全体に対する割合 79.3%（前年度実績 77.5%） （参考）他の障害者校における特別支援障害者の定員に占める割合（令和5年度） 35.8% 	<p>合」の達成度が110.0%、「機構営校における訓練終了者の訓練終了後3か月時点の就職率」の達成度が101.3%、「指導技法等の提供に係る支援メニュー（「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」）の受講機関数」の達成度が109.2%、「指導技法等の提供に係る「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース設置・運営サポート事業」の利用機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価」の達成度が111.1%であり、いずれも所期の目標を達成している。評価の根拠として、</p> <p>①機構営校における特別支援障害者の定員に占める割合の向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏まえ、障害者の職域拡大のために、障害種別によらず希望と適性に応じた職業訓練を実施することや、デジタル技術を活用した新たな就労イメージを意識した職業訓練を展開すると 	<p>確認できた。</p>
---	--	--	---	--	--	---------------

<p>まえ、関係機関との一層緊密な連携を図るほか、希望と適性に応じた働き方を選択できるような障害種別によらない職業訓練や、多様な働き方に対応できるような職業訓練を実施すること等により、特別支援障害者を重点的に受け入れること。</p> <p>(2) 機構営校は、広域障害者職業センターと併せて運営され、障害者の職業的自立を図るための職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施する先導的な施設であることから、求職障害者及び在職障害者に係る企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大に向けた職業訓練の実施・指導技法等の開発に努めること。</p> <p>また、技術革新の進展に伴うデジタル技術の活用を推進し、より障害者の職業能力の開発等に結びつく職業訓練に係る指導技法等の検討・開発に努めること。</p> <p>(3) 機構営校の訓練修了者のうち就職希望者について、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、就職率の向上に努めること。</p>	<p>(2) 機構営校は、広域センターと併せて運営され、障害者の職業的自立を図るための職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施する先導的な施設であることから、求職障害者及び在職障害者に係る企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大に向けた職業訓練の実施・指導技法等の開発に努める。</p> <p>また、技術革新の進展に伴うデジタル技術の活用を推進し、障害者の新たな就労イメージを意識した職業訓練を展開することで、先導的な職業訓練に取り組む。</p> <p>(3) 機構営校の訓練修了者のうち就職希望者について、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、就職率の向上に努める。</p>	<p>(2) 機構営校は、広域センターと併せて運営され、障害者の職業的自立を図るための職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施する先導的な施設であることから、求職障害者及び在職障害者に係る企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大に向けた職業訓練の実施・指導技法等の開発に努める。</p> <p>また、技術革新の進展に伴うデジタル技術の活用を推進し、障害者の新たな就労イメージを意識した職業訓練を展開することで、先導的な職業訓練に取り組む。</p> <p>(3) 機構営校の訓練修了者のうち就職希望者について、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、就職率の向上に努める。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の職域拡大に向けた職業訓練の実施・指導技法等の開発に努めるとともに、先導的な職業訓練に取り組んだか。 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構営校における訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、75%以上とする。 	<p>(2) 障害者の職域拡大に向けた職業訓練の実施・指導技法等の開発及び先導的な職業訓練の実施</p> <p>障害者の職業的自立を図るための職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施する施設として、先導的な職業訓練を以下のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練初期に、緩やかに訓練を進め円滑な訓練生活への移行を図るための準備期間として、導入期の訓練を実施した。また実施に当たっては、技能の習得を円滑に進められるよう、総合センターが開発した成果物等も参考に、記憶力や注意力の補完手段やストレス対処法の習得等、適応支援を実施した上で、きめ細やかな職業訓練に取り組んだ。さらに、障害の状況により施設内の訓練で習得した技能を実際の職場で活用することが困難な特別支援障害者については、対象訓練生の希望等を踏まえて、雇入れを検討している企業内での訓練を通じて当該企業の職務に応じたスキル習得や必要な職場環境の調整を行うとともに、企業内訓練で明らかになったより獲得が望まれる技能を施設内訓練で付与することで、雇用可能性を向上させて就職につなげるための特注型企业連携訓練にも取り組んだ。これらの取組により、障害者の職域拡大に向けた技能習得のための職業訓練を効果的に実施するとともに、蓄積したノウハウをもとに指導技法等の開発に努めた。 ・求職障害者及び在職障害者に係る企業ニーズに的確に対応するために、企業に対して実施したアンケート調査や障害者採用準備講座の開催、公共職業安定所や都道府県支部の障害者雇用納付金関係業務との連携を通じて企業ニーズの把握に努めたほか、休職障害者に対する訓練等を実施した。 ・吉備校に続き、令和6年度は中央校においても、技術革新の進展に伴うデジタル技術の活用を推進し、障害者の新たな就労イメージを意識した職業訓練として、VRやAR等のデジタル技術を活用した職業訓練を展開した。 <p>(3) 就職率向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練期間中は、技能習得の状況をきめ細かに把握し、施設内で情報共有及びその後の支援方針を検討するとともに、訓練開始後早期に職場実習や就職活動に係る知識を付与する講座を設定することや職業訓練により習得した技能や障害特性等を記載した企業向けPR資料の作成支援等のきめ細かな支援を行った。併せて、公共職業安定所への訪問等により更なる求人開拓の要請を行うとともに、企業担当者向けの施設見学、採用や雇用管理に関する障害者採用準備講座、人事担当者や訓練生が面談等を行う会社説明会を開催した。また、企業に対しても、訓練生の採用面接に同行し、訓練生の習得能力等の情報提供や雇用管理のアドバイス等を実施した。とりわけ他の関係機関だけでは対応が難しい訓練生が面接に行く際には、担当の障害者職業カウンセラーや職業訓練指導員 	<p>もに、これらの職業訓練と適応支援を一体的に実施するなど、質の高い先導的な職業訓練に取り組んだこと。</p> <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構営校独自の先導的な職業訓練（特別支援障害者に対する職業訓練）の受講促進に向け、障害者の希望と適性に応じた訓練コースを提供し、入校機会を多く設定していることや、全訓練科において職業訓練と適応支援を一体的に提供していること、デジタル技術を活用した職業訓練など、機構営校ならではの取組を積極的に周知するとともに、訓練体験を伴う内容のオープンキャンパスを実施したほか、年間を通じて全国の関係機関への計画的な訪問やオンラインを活用した募集活動等を実施するなど、訓練生の確保に取り組んだこと。 <p>②機構営校における訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率の向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等の施設見学の積極的な受入れ（199社）
---	--	--	--	--	---

<p>(4) 障害者職業訓練全般の水準向上に向け、国と機構の連携の下、他の職業能力開発校等のニーズを把握するとともに、指導技法等を提供することにより、他の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進し、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等の支援に取り組むこと。</p>	<p>(4) 障害者職業訓練全般の水準向上に向け、国と機構の連携の下、他の職業能力開発校等のニーズを把握するとともに、指導技法等を提供することにより、他の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進し、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等の支援に取り組む。加えて、職業技能を中心とした職業訓練の実施により個々の障害特性に応じた職業訓練と適応支援に係る指導技法等を蓄積する。</p> <p>① 障害者職業訓練推進交流プラザ 職業能力開発校等における効果的な障害者職業能力開発の推進に資するため、職業訓練指導員等に対して特別支援障害者等に対する職業訓練内容、指導技法等の解説やグループ別検討会での課題に応じた助言等を実施する。</p> <p>② 指導技法等体験プログラム 職業能力開発校等及び委託訓練の受託機関に対し特別支援障害者等向けコースの設置の有効性等について理解を促すため、</p>	<p>(4) 障害者職業訓練全般の水準向上に向け、国と機構の連携の下、他の職業能力開発校等のニーズを把握するとともに、指導技法等を提供することにより、他の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進し、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等の支援に取り組む。加えて、職業技能を中心とした職業訓練の実施により個々の障害特性に応じた職業訓練と適応支援に係る指導技法等の蓄積に取り組む。</p> <p>① 障害者職業訓練推進交流プラザ 職業能力開発校等における効果的な障害者職業能力開発の推進に資するため、職業訓練指導員等に対して特別支援障害者等に対する職業訓練内容、指導技法等の解説やグループ別検討会での課題に応じた助言等を実施する。</p> <p>② 指導技法等体験プログラム 職業能力開発校等及び委託訓練の受託機関に対し特別支援障害者等向けコースの設置の有効性等について理解を促すため、訓練場面の見学や訓練体験等を実施する。</p>	<p><評価の視点> ・他の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進したか。</p> <p>【指標】 ・指導技法等の提供に係る支援メニュー（「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」）の受講機関数を、120 機関以上とする。</p> <p>【指標】 ・指導技法等の提供に係る「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース</p>	<p>等が全国各地に出向き、企業に対して訓練受講経過の説明や活用している支援機器の解説等を実施した。これらの取組により、機構管校の訓練修了者のうち、就職を希望する者の就職率の向上に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の訓練で習得した技能を実際の職場で活用することが困難な特別支援障害者の訓練生に対しては、対象訓練生の希望等を踏まえて、雇入れを検討している企業での訓練と施設内訓練を組み合わせさせた特注型企业連携訓練を実施し、雇用可能性を向上させることで就職につなげた。（再掲） ・就職者数 171人（前年度実績 149人） うち特別支援障害者の就職者数 130人（前年度実績 110人） ・訓練修了者に対する職業訓練の内容の満足度を把握するためのアンケート結果「大変満足している」、「満足している」84.1%（前年度実績 89.4%） <p>(4) 障害者に対する指導技法等の提供・普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者職業訓練全般の水準向上に向け、国と機構の連携の下、他の職業能力開発校等のニーズを把握するとともに、個別のニーズに応じたオーダーメイドでの実施も含め、積極的に指導技法等を提供することにより、他の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進し、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等の支援・助言等に取り組んだ。 ・中央校に続き、吉備校においても、障害者の希望と適性に応じた訓練コースの提供や、全ての訓練科において個々の障害特性に応じた職業訓練と適応支援の一体的な提供に取り組み、指導技法等の蓄積を行った。 <p>① 障害者職業訓練推進交流プラザ ・職業能力開発校等における効果的な障害者職業能力開発の推進に資するため、職業訓練指導員等に対して特別支援障害者等に対する職業訓練内容、指導技法等の解説やグループ別検討会での課題に応じた助言等を実施した。 - 日程・開催方式 令和6年11月1日・集合とオンラインによるハイブリッド方式 - 参加者数 96人（前年度実績 102人） - 参加機関数 他の職業能力開発校等・都道府県 62機関（前年度実績 62機関）</p> <p>② 指導技法等体験プログラム ・職業能力開発校等及び委託訓練の受託機関に対し特別支援障害者等向け訓練コース設置による職業訓練の有効性について理解を深め、当該コース設置の検討を促すため、職業訓練指導員や障害者職業訓練の企画を担当する都道府県職業能力開発主管課の職員等に対して、先導的な職業訓練の取組の紹介、訓練場面の見学、</p>	<p>や、障害者採用準備講座（77社）、会社説明会（41社）を開催し、企業の障害者雇用に対するイメージを醸成し、採用意欲の向上を図ったほか、訓練生の就職活動においては、訓練生が就職を希望する全国の求人事業所等に出向き、職場実習に係る支援や面接同行など、質の高い支援に取り組んだこと。</p> <p>【困難な状況への対応】 ・職業訓練を必要とする求職障害者は、障害の重度化、多様化の傾向があるため、職業訓練の実施のみならず、訓練初期に円滑な訓練生活に移行するための導入期の訓練を実施するとともに、体調の自己管理やコミュニケーションスキルの向上を目的として、個別の支援計画を策定し、継続した適応支援に取り組んだこと。また、就職に向けて、施設内の訓練で習得した技能を実際の職場で活用することが困難な特別支援障害者の訓練生に対し、雇入れを検討している企業での訓練を組み合わせ</p>
--	---	---	---	--	---

<p>(5) 指導技法等の普及を推進するに当たり、障害者の職業訓練を行う職業訓練指導員の計画的な確保・養成及び専門性の向上を図ること。</p>	<p>訓練場面の見学や訓練体験等を実施する。</p> <p>③ 専門訓練コース設置・運営サポート事業 新たに特別支援障害者等向け訓練コースの設置を計画している等の職業能力開発校等に対し、職業訓練指導員を対象とした実務演習と当該校への訪問等による助言等により、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等を支援する。</p> <p>(5) 指導技法等の普及を推進するに当たり、障害者の職業訓練を行う職業訓練指導員の計画的な確保・養成及び専門性の向上を図る。</p>	<p>③ 専門訓練コース設置・運営サポート事業 新たに特別支援障害者等向け訓練コースの設置を計画している等の職業能力開発校等に対し、職業訓練指導員を対象とした実務演習と当該校への訪問等による助言等により、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等を支援する。</p> <p>(5) 指導技法等の普及を推進するに当たり、障害者の職業訓練を行う職業訓練指導員の計画的な確保・養成及び専門性の向上を図る。</p>	<p>設置・運営サポート事業」の利用機関に対して追跡調査を実施し、「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を、90%以上とする。</p>	<p>訓練体験や意見交換等を目的・対象別に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施に当たっては、各校のニーズを踏まえ、初めて障害者職業訓練を担当する方を対象とした障害者職業訓練初任者コースを新たに設定した。また、デジタル技術を活用した新たな指導技法等の提供として、令和5年度に新設したオンライン訓練環境構築コースの内容をさらに充実させたクラウド活用訓練コースを設定した。さらに、オーダーメイドコースでは、各校のニーズに応じたきめ細かな対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> - 参加機関数 69機関（前年度実績 75機関） <p>③ 専門訓練コース設置・運営サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援障害者等の職業訓練機会を更に広げられるよう、特別支援障害者等向け訓練コースを設置している、又は今後設置を計画している等の職業能力開発校等に対し、機構営校において蓄積した訓練ノウハウを活用し、個々の障害者校等の訓練計画や訓練環境、支援ニーズ等に応じて、専門訓練コース設置に向けた訓練計画策定に係る助言・援助やOJT方式の支援、継続的なフォローアップなど、複数年にわたり指導技法等を提供した。 <ul style="list-style-type: none"> - 令和6年度 6校に実施（うち支援開始 1校、令和5年度からの支援継続 5校、令和7年度以降への継続 3校） <p>(5) 職業訓練指導員の計画的な確保・養成及び専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の職業訓練を行う職業訓練指導員の確保・養成及び専門性の向上を計画的に行うための「障害者職業訓練職人材育成システム」を引き続き運用し、実践を通じたノウハウ習得により専門性の向上を図った。 	<p>た特注型企業連携訓練を実施し、当該企業における職務や環境に応じたスキルの習得支援に取り組んだこと。</p> <p>③指導技法等の提供に係る支援メニュー（「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」）の受講機関数並びに指導技法等の提供に係る「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース設置・運営サポート事業」の利用機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価の確保・向上に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構営校においてはデジタル技術を活用した新たな就労イメージを意識した職業訓練の実施など障害者の職域拡大に向けた訓練を実施するだけでなく、蓄積したノウハウを速やかに障害者職業訓練推進交流プラザや指導技法等体験プログラム等を通じて、他の職業能力開発校等への情報提供・普及に取り組んだこと。 <p>なお、指標のと</p>
---	--	---	---	--	---

					<p>おり、利用機関から高い評価(100.0%)を得ることができたこと。</p> <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援障害者に対する職業訓練の水準等の向上が求められる中、新たに特別支援障害者向け訓練コースの設置を計画している等の職業能力開発校では特別支援障害者に対する訓練ノウハウの確立に向けた支援が必要となることから、専門訓練コース設置・運営サポート事業を実施し、子細にわたる支援を行ったこと。具体的には、対象校への訪問による訓練環境等の確認を通じた指導技法等の提供に係る具体的なニーズ把握や、対象校の機構・営校への来校による訓練場面等を活用したOJT方式の支援を複数回実施したことに加え、ノウハウ提供後は対象校を訪問してフォローアップを実施するなど、円滑な専門訓練コースの設置・運営に向け、密に連携しながら複数年に渡り指導技法等の提供に取り組んだこと。 <p>以上、重要度が設</p>
--	--	--	--	--	--

				<p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者職業訓練全般の水準向上に向け、国と機構の連携の下、他の職業能力開発校等のニーズを把握するとともに、個別のニーズに応じたオーダーメイドでの実施も含め、積極的に指導技法等を提供することにより、他の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進し、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等の支援・助言等に取り組んだ。とりわけ、指導技法等体験プログラムの実施に当たっては、精神障害者等の新規求職申込件数が増加している等の環境の変化に対応するため、他の職業能力開発校等のニーズを踏まえ、ノウハウ提供を強化する項目を検討し、初めて障害者職業訓練を担当する方を対象とした障害者職業訓練初任者コースを新たに設定した。 ・中央校に続き、吉備校においても、障害種別によらず全ての希望者に対して同一の応募機会を設けたほか、全ての訓練科において、精神障害者等の希望と適性に応じた受入れ体制を整備した。併せて、いずれの訓練科においても、訓練初期に丁寧に訓練生 	<p>定されている項目において、これらの実績を挙げたことを踏まえ、評定をBとする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練を必要とする求職障害者に障害の重度化・多様化の傾向がある中、引き続き希望と適性に応じた訓練コースの提供や、技術革新の進展に伴うデジタル技術の活用を推進するなど新たな就労イメージを意識した職業訓練を展開するとともに、他の障害者校等が精神障害者・発達障害者等を専門に受け入れる訓練コースの設置や運営を適切に行えるよう、先導的な職業訓練の実施を通じて蓄積した指導技法等の普及の一層の推進を図る必要がある。 	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>個々の特性等を把握した上で、それぞれの訓練科における技能訓練と講座等を組み合わせた訓練科目を設定することにより、職業訓練と適応支援を一体的に提供し、特別支援障害者の受入れの促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉備校に続き、中央校においても、技術革新の進展に伴うデジタル技術の活用を推進し、障害者の新たな就労イメージを意識して、VR・ARの活用や、テレワークを想定したオンラインによる職業訓練等に取り組んだ。 		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。

- ・「特別支援障害者に対する職業訓練の充実・就職に向けた取組」は、地域の通常のサービスでは対応が困難な対象者への支援を担う、限られた重要な事業であり、受講者数の推移からも一定のニーズが確認できること、取組内容は決して易しいものではないことから、A評価でも良いのではないかと思料する。
- ・障害種別によらない希望と適性に応じた訓練コースにおける受入れは、時代に合った取組であり、課題も多いと考えるため、成果と課題の報告を今後期待したいこと、指導者向けの体験プログラムや交流機会の活用など、今後の社会への周知を期待したいこと。
- ・自己評価については、「妥当」との意見であった。

1 機構営校における職業訓練の実施状況等

職業訓練の実施状況等	中央校	吉備校
ア 前年度継続	119人	35人
（ア）機械系	6人	3人
（イ）電気・電子系	3人	6人
（ウ）建築施工系	5人	0人
（エ）第一種情報処理系	26人	0人
（オ）第二種情報処理系	0人	7人
（カ）オフィスビジネス系	65人	7人
（キ）職域開発系	12人	12人
イ 入校者		
（ア）普通課程及び短期課程	138人	70人
a 機械系	2人	7人
b 電気・電子系	4人	9人
c 建築施工系	3人	0人
d 第一種情報処理系	35人	0人
e 第二種情報処理系	0人	13人
f オフィスビジネス系	77人	19人
g 物流系	4人	—
h 職域開発系	13人	0人
（イ）在職者訓練 （中央校：12コース、吉備校：5コース）	49人	0人
ウ 特注型企业連携訓練実施者（ア及びイの内数）	13人	2人
エ 修了者		
（ア）普通課程及び短期課程	158人	67人
（イ）在職者訓練	49人	0人

2 専門訓練コース設置・運営サポート事業

	対象校	支援期間
中央校	東京障害者職業能力開発校	R5～
	和歌山県立和歌山産業技術専門学院	R5～
	宮城障害者職業能力開発校	R5～
	広島障害者職業能力開発校	R6～
吉備校	兵庫県立障害者高等技術専門学院	R4～
	熊本県立熊本高等技術専門校	R5～

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項－求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等		
業務に関連する政策・施策	V-5-1 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第8号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
									予算額（千円）	2,568,941	2,702,426		
									決算額（千円）	2,348,183	2,525,225		
									経常費用（千円）	2,079,296	2,178,011		
									経常利益（千円）	93,295	7,193		
									行政コスト（千円）	2,079,296	2,178,011		
									従事人員数（人）	160	155		

注）認定特定求職者職業訓練勘定における数値を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画（R6）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項 職業訓練の実施等による	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項 職業訓練の実施等による	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項 (1) 職業訓練の実施等による特定求職者	<評価の視点>	6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項 (1) 求職者支援訓練の認定申請書の審査 ・厚生労働省が定めた認定基準に基づき、特定求職者を早期に安	<評価と根拠> 評価：B 評価の根拠として、 ①認定職業訓練の的確な審査に係る取組について 【質的な取組】 ・求職者支援制度に係る、民間教育訓練機関等へ	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	

<p>る特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）に基づく職業訓練の認定を的確に実施すること。</p> <p>また、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われるよう、機構が有する職業訓練ノウハウを活用し、必要な指導及び助言を行うとともに、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施すること。</p>	<p>る特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）に基づく職業訓練の認定業務の実施に当たっては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているかを踏まえた的確な審査を行う。</p> <p>また、認定職業訓練の円滑かつ効果的な実施に資するよう、訓練コース設定の指導や機構が有する職業能力開発及び就職支援のノウハウの提供など、必要な指導及び助言を行うとともに、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施する。</p>	<p>の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）に基づく職業訓練の認定業務の実施に当たっては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているかを踏まえた的確な審査を行う。</p> <p>(2) 認定職業訓練の円滑かつ効果的な実施に資するよう、訓練コース設定の指導、国の政策に対応した訓練コースの設定の促進、機構が有する職業能力開発及び就職支援のノウハウの提供等、必要な指導及び助言を行うとともに、不正防止の徹底に努め、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施する。</p>	<p>・職業訓練の認定業務の実施に当たっては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているかを踏まえた的確な審査を行ったか。</p> <p><評価の視点></p> <p>・認定職業訓練の円滑かつ効果的な実施に資するよう、訓練コース設定の指導や国の政策に対応した訓練コース設定の促進、就職支援のノウハウの提供など、必要な指導及び助言を行うとともに、実地による実施状況の確認を確実に実施したか。</p>	<p>定した雇用に結びつけるよう、職業能力の開発及び向上を図るための効果的な訓練内容となっているかを踏まえ、認定申請書の審査を実施した。</p> <p>○令和 6 年度開講分審査・認定状況</p> <p>・審査件数</p> <ul style="list-style-type: none"> - コース数 4,725 コース（前年度実績 4,384 コース） - 定員 83,147 人（前年度実績 78,112 人） <p>うち認定件数</p> <ul style="list-style-type: none"> - コース数 3,445 コース（前年度実績 3,902 コース） - 定員 57,064 人（前年度実績 67,757 人） <p>※全国職業訓練実施計画で定められた認定上限値 55,573 人（前年度上限値 67,685 人）</p> <p>※デジタル系に係る訓練コースの認定実績</p> <ul style="list-style-type: none"> - コース数 885 コース（前年度実績 1,014 コース） - 定員 16,767 人（前年度実績 21,020 人） <p>※オンライン訓練コースの認定実績</p> <ul style="list-style-type: none"> - コース数 621 コース（前年度実績 640 コース） - 定員 11,123 人（前年度実績 14,629 人） <p>※eラーニングコースの認定実績</p> <ul style="list-style-type: none"> - コース数 405 コース（前年度実績 426 コース） - 定員 7,334 人（前年度実績 10,547 人） <p>うち不認定件数</p> <ul style="list-style-type: none"> - コース数 1,280 コース（前年度実績 482 コース） - 定員 26,083 人（前年度実績 10,355 人） <p>(2) 実施状況確認の実施等</p> <p>・訓練コース設定の促進</p> <p>訓練実施機関の確保及びデジタル系訓練コースの設定を促進するため、民間教育訓練機関等を訪問し、申請に係る協力要請を行ったほか、育児・介護中といった訓練の受講に当たり配慮が必要な求職者がいる中、個々の状況に応じて訓練が受講できるようにするため、訓練実施機関に対し、オンライン訓練コースやeラーニングコースの周知・広報を実施した。</p> <p>・実施状況確認の実施</p> <p>認定した訓練について実地による訓練実施状況の確認を行い、不正防止を図るとともに訓練実施機関への指導・助言を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 実施状況確認の実施状況 13,755 件（前年度実績 14,230 件）（参考）開講コース数 3,192 コース（前年度実績 3,518 コース） <p>・訓練の質向上を目的とした講習の実施</p> <p>訓練実施機関が抱える課題を把握し、訓練の質向上を目的とした求職者支援訓練サポート講習（以下「サポート講習」という。）を機構の創意工夫による取組として全国の都道府県支部で以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - サポート講習実施回数 48 回（前年度実績 48 回） - 受講者数 548 人（前年度実績 493 人） - サポート講習受講者有用度 98.3%（前年度実績 98.3%） 	<p>の普及及び円滑な訓練申請の促進に向け、説明会等を通じた制度の周知・広報や、「カリキュラム作成ナビ」の提供による訓練カリキュラムの円滑な作成支援に取り組むとともに、職業訓練の認定に当たっては、民間教育訓練機関等から申請された訓練コースが就職に資する訓練内容となっているかなどの観点から、的確な審査に取り組んだこと。</p> <p>【困難な状況への対応】</p> <p>・社会のデジタル化が進展し、デジタル技術を活用できる人材が求められることから、デジタル系訓練コースを実施することができる民間教育訓練機関等が限られる地域も含め全ての都道府県で設定されるよう、説明会等を通じた周知・広報に取り組んだこと。</p> <p>②実施状況確認を通じた適切な訓練の実施に係る取組について</p> <p>【質的な取組】</p> <p>・開講した全ての訓練コースに対し、定期的（月 1 回）に訓練実施機関に出向き実施状況確認による指導・助言</p>	<p>訓練の審査件数は各地域における訓練計画数に応じて、コース数で 3,445 コース、定員で 57,064 人分を認定し、非正規雇用労働者等に対する支援策として、一定の役割を果たしたものと考える。政府が掲げるデジタル推進人材の育成の方針等も踏まえ、引き続き、デジタル分野訓練への申請促進のため、参考カリキュラムの作成、訓練実施機関の開拓などに取り組むとともに、職業訓練の認定業務の実施に当たっては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているかを踏まえた的確な審査を行う必要がある。</p> <p><その他の事項> なし。</p>
--	---	---	---	---	--	--

					<p>を行ったほか、訓練実施機関が抱える課題を把握し、課題解決に向けた求職者支援訓練サポート講習を全ての都道府県で実施することにより、的確な訓練の運営及び質の向上に取り組んだこと。</p> <p>【困難な状況への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所、オンライン、eラーニングといった実施方法が異なる訓練コースが設定されている中で、実施状況確認に当たっては、訓練の実施方法の違いにより確認方法やポイントが異なることを踏まえた効率的かつ的確な実施状況確認に取り組んだこと。 <p>以上を踏まえ、評定をBとする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府が掲げるデジタル推進人材の育成の方針等のもと、全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図るとともに、IT分野等のデジタル系訓練コースについては、DX推進スキル標準に対応した訓練コースの基本奨励金の上乗せ措置等を踏まえ、訓練コースの設
--	--	--	--	--	---

				<p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府が掲げるデジタル推進人材の育成の方針等も踏まえ、デジタル系訓練コースの申請促進に向けた参考カリキュラムを引き続き公開するとともに、カリキュラム作成に当たっての留意事項の見直し、訓練実施機関の開拓などを行った。 ・民間教育訓練機関や教育訓練関連団体等を訪問し、求職者支援制度の周知を行うこと等により、訓練実施機関の開拓を行った。 	<p>定を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児、介護等の様々な事情を抱えた求職者が訓練受講をしやすくなるよう訓練期間や時間に配慮した訓練コースの設定促進も含めた、訓練実施機関の開拓などを行う必要がある。
--	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>外部評価委員会において聴取した主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方への対応など、諸課題を抱える現場において、求職者支援訓練サポート講習が専門的な知見獲得に大きく役立っている。 ・政府としての就職氷河期世代への支援計画は第二段階に入ったのではないかと思料する。この世代の掘り起こし、特に正社員、有期労働者等、各人の性格、就業意識、意欲に応じた掘り起こしを行い、まず就職（正規・非正規を問わず）してもらうためのステップが図られるよう、支援を行っていただきたい。 ・自己評定については、「妥当」との意見であった。

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費の節減(計画値)(百万円)	最終事業年度までに令和4年度予算と比べて15%以上節減	1,905	—	—	—	—	—	
一般管理費の節減(実績値)(百万円)	—	—	▲1.84% (1,869)	▲7.16% (1,768)				
達成度	—	—	(12.3%)	(47.7%)				
業務経費の節減(計画値)(百万円)	最終事業年度までに令和4年度予算と比べて5%以上節減	27,584	—	—	—	—	—	
業務経費の節減(実績値)(百万円)	—	—	▲0.98% (27,312)	▲2.02% (27,028)				
達成度	—	—	(19.6%)	(40.4%)				
人件費の抑制(計画値)(百万円)	各年度において令和4年度予算と同額以下に抑制	32,345	—	—	—	—	—	
人件費の抑制(実績値)(百万円)	—	—	32,345	32,345				
達成度	—	—	100.0%	100.0%				

注) 一般管理費は、人件費、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。

注) 業務経費は、事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舍等業務、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。

注) 人件費は、退職手当、新規に追加される業務、拡充業務分等を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (R6)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
第4章 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			<評価と根拠> 評価：B 一般管理費については、予算において、令和4年度予算と比べて7.16%の節減を達	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

<p>1 効率的な業務実施体制の確立</p> <p>機構本部の業務部門については、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備、人への投資の推進等、国の施策の方向性に対応した業務の充実・強化など、業務の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>地方組織については、機構が専門的な雇用支援を全国で実施するための拠点として、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組むこと。</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については効率的な利用に努め、第5期中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度予算と比べて15%以上の額を節減すること。</p> <p>業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舍等業務、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については、第5期中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度予算と比べて5%以上の額を節減すること。</p> <p>なお、上記による節減の</p>	<p>1 効率的な業務実施体制の確立</p> <p>機構本部の業務部門については、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備、人への投資の推進等、国の施策の方向性に対応した業務の充実・強化など、業務の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検し、必要な見直しを行う。</p> <p>地方組織については、機構が専門的な雇用支援を全国で実施するための拠点として、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については効率的な利用に努め、第5期中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度予算と比べて15%以上の額を節減する。</p> <p>業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舍等業務、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については、第5期中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度予算と比べて5%以上の額を節減する。</p> <p>人件費（退職手当、新規</p>	<p>1 効率的な業務実施体制の確立</p> <p>(1) 機構本部の業務部門については、各部門が緊密な連携を取りながら下半期に業務の質及び量について点検を行い、その結果を次年度以降の業務実施体制に反映する。</p> <p>地方組織については、機構が専門的な雇用支援を全国で実施するための拠点として、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。</p> <p>(2) 「働き方改革方針」（令和元年度策定）に基づいて取り組むこととしている事項のフォローアップ、業務改善提案及び好事例の募集等を通じて、業務効率化等に向けたPDCAサイクルを推進する。</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については効率的な利用に努め、第5期中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度予算と比べて15%以上の額を節減すること。</p> <p>業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舍等業務、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については、第5期中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度予算と比べて5%以上の額を節減すること。</p> <p>人件費（退職手当、新規</p>	<p><評価の視点></p> <p>・本部の業務部門について、業務の質及び量について点検を行い、その結果を次年度以降の業務実施体制に反映したか。</p> <p><評価の視点></p> <p>・地方組織について、機構が専門的な雇用支援を全国で実施するための拠点として、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組んだか。</p> <p>【指標】</p> <p>・一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）について、効率的な利用に努め、第5期中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度予算と比べて15%以上の額を節減する。</p> <p>【指標】</p>	<p>1 効率的・効果的な業務運営体制の確立</p> <p>○機構本部の業務部門については、令和6年度下半期に総務部総務課において各部・室へのヒアリングを実施し、業務の質及び量の点検を行った上で、業務量の変化に見合った効率的な業務運営体制となるよう、令和7年度における業務運営体制の見直しを行った。</p> <p>具体的には、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の改正により、「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」を機構が実施することに伴い、担当する部署の業務運営体制について、必要な見直しを行った。</p> <p>○地方組織については、機構が専門的な雇用支援を全国で実施するための拠点として、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組んだ。</p> <p>○令和元年度に策定した「働き方改革方針」に基づき、以下の取組を実施した。</p> <p>・職員の満足度調査</p> <p>・同方針に基づいて取り組むこととしている事項等のフォローアップ・業務効率化等に向けた業務改善提案及び好事例の募集</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>○一般管理費</p> <p>・調達時期の早期化による効率的な予算執行に努めるとともに、一般競争入札及び複数年契約の積極的な実施等により、支出の抑制を図ることとして、予算において、令和4年度の1,905百万円に対し、令和6年度は1,768百万円となり、7.16%の節減を図った。</p> <p>○業務経費</p> <p>・調達時期の早期化による効率的な予算執行に努めるとともに、一般競争入札及び複数年契約の積極的な実施等により、支出の抑制を図ることとして、予算において、令和4年度の27,584百万円に対し、令和6年度は27,028百万円となり、2.02%の節減を図った。</p> <p>○人件費</p> <p>・国に準じた給与制度の運用により適正な水準を維持し、予算において、令和6年度は令和4年度と同額に抑制を図った。</p>	<p>成したこと。</p> <p>業務経費については、予算において、令和4年度予算と比べて2.02%の節減を達成したこと。</p> <p>人件費については、予算において、令和4年度予算と同額に抑制し、目標を達成したこと。評価の根拠として、</p> <p>①人材の確保に係る取組について</p> <p>・人材の確保については、「人材確保・育成方針」に基づき、事務職及び障害者職業カウンセラー職における地域限定型採用（東北、中国、四国）を試行実施したこと。また、職員の募集に当たり、機構ホームページに設置している採用特設サイトや就職情報サイト等を通じて機構の社会意義を周知するとともに、職業能力開発職、障害者職業カウンセラー職及び事務職について各施設の職員による地方の大学等に対する広報活動を積極的に行ったこと。</p> <p>②契約の適正化に係る取組について</p> <p>・調達等合理化計画に基づく調達等に努め、監事及び会計監査人より、当機構の入札・契約手続</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>・調達等合理化計画に基づき、引き続き適正な入札・契約手続を着実にを行う必要がある。</p> <p>・人材の確保については、機構版「働き方改革方針」に基づき、組織活性化やワークライフバランスの向上に取り組むとともに、職員の募集・採用に当たり、オンライン説明会の積極的な開催や、採用選考におけるWeb試験等を実施する必要がある。加えて、「人材確保・育成方針」に基づき、地域限定型採用の試行的実施を開始したところであるが、引き続き機構における優秀な人材の確保、定着のための方策としての各種取組を検討・実施する必要がある。</p> <p>・昨今巧妙かつ頻発している標的型メール攻撃やWeb経由のマルウェア感染等については、技術的対策だけでは防ぐことができないため、組織的対策や人的対策を充実させるなどインシデント発生防止に向けて、引き続き機構全体として情報セキュリティ対策に取り組む必要がある。</p> <p>また、過去に機</p>
--	--	---	---	---	---	--

<p>対象外となる経費についても、不断の見直しにより厳しく抑制を図るものとする。</p> <p>3 給与水準の適正化</p> <p>職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう厳しく検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p>	<p>に追加される業務、拡充業務分等を除く。)については、第5期中期目標期間の各年度において、令和4年度予算と同額以下に抑制する。</p> <p>なお、上記による節減の対象外となる経費についても、不断の見直しにより厳しく抑制を図る。</p> <p>3 給与水準の適正化</p> <p>職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう厳しく検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>に追加される業務、拡充業務分等を除く。)については、第5期中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度予算と比べて5%以上の額を節減する。</p> <p>【指標】</p> <p>・人件費（退職手当、新規に追加される業務、拡充業務分等を除く。）について、令和4年度予算と同額以下に抑制する。</p> <p>3 給与水準の適正化</p> <p>職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう厳しく検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について、結果が出次第、公表する。</p>	<p>・業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舎等業務、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）について、第5期中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度予算と比べて5%以上の額を節減する。</p> <p>【指標】</p> <p>・人件費（退職手当、新規に追加される業務、拡充業務分等を除く。）について、令和4年度予算と同額以下に抑制する。</p> <p><評価の視点></p> <p>・職員の給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう厳しく検証を行い適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況について公表したか。</p>	<p>3 給与水準の適正化</p> <p>・国に準じた給与制度の運用により適正な給与水準を維持した。</p> <p>・給与水準の検証結果等については、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、ホームページ上で公表した。</p> <p>【国に準じた給与制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事務職員について、国と同じ俸給表（行政職俸給表（一））を適用 - 諸手当について、国と同様の制度を適用 - 55歳を超える職員について昇給停止 <p>【給与水準の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 対国家公務員指数の状況 <p>年齢勘案 103.0</p> <p>参考</p> <table border="0"> <tr> <td>年齢・地域勘案</td> <td>108.5</td> </tr> <tr> <td>年齢・学歴勘案</td> <td>100.3</td> </tr> <tr> <td>年齢・地域・学歴勘案</td> <td>107.0</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> - 国に比べて給与水準が高くなっている理由 i 機構の事務職員のうち大卒以上の者は、全体の98.4%を占め、国家公務員の行政職俸給表（一）適用者のうち大卒以上の者の64.1%（参考「令和6年国家公務員給与等実態調査報 	年齢・地域勘案	108.5	年齢・学歴勘案	100.3	年齢・地域・学歴勘案	107.0	<p>については、適正に実施されているとの評価を得たこと。</p> <p>③情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティ対策の推進に係る取組について</p> <p>・政府の方針等に基づきPMOを設置し、PJMOが所管するプロジェクトの進捗を管理するとともに、PJMO構成職員等に対するスキル向上研修を実施したこと。また、情報セキュリティ意識の向上を図るため、職員への教育・訓練やマルウェア感染対策や標的型攻撃対策等の技術的対策に取り組んだほか、自己点検によるポリシーへの理解、遵守状況の確認、必要に応じポリシーや運用の見直し・改善を実施するといったPDCAサイクルによる改善を行うなど、適時・適切な情報セキュリティ対策を推進したこと。</p> <p>以上を踏まえ、評定をBとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>・調達等合理化計画に基づき、引き続き適正な入札・契約手続を着実に行う必要がある。</p>	<p>構において発生したインシデントについても、機構内において研修素材とするなど具体的な事例として共有し、再発防止策を徹底することにより、再び類似事例によるインシデントを発生させることがないようにすること。</p> <p><その他事項></p> <p>なし。</p>
年齢・地域勘案	108.5											
年齢・学歴勘案	100.3											
年齢・地域・学歴勘案	107.0											

<p>4 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p>	<p>4 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p>	<p>4 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契</p>	<p><評価の視点> ・「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において同計画の策定や入</p>	<p>告書」第2表より算出)を大幅に上回っていることによる。 なお、年齢・学歴勘案による対国家公務員指数は100.3と国家公務員と同程度の水準である。</p> <p>ii 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等に基づき職員宿舍の廃止を進めていること及び全国規模の異動が多いことから、借家・借間に居住する者が年々増加傾向にあり、住居手当の支給水準は国家公務員と同じであるが、支給される者が全体の73.4%を占め、国家公務員の29.5%(参考「令和6年国家公務員給与等実態調査報告書」第9表より算出。以下同じ。)を大幅に上回っていることによる。また、単身赴任手当についても支給される者が全体の10.1%を占め、国家公務員の6.8%を上回っていることによる。</p> <p>iii 年齢・地域勘案及び年齢・地域・学歴勘案の指数については、級地ごとの比較によるが、機構の本部事務所は3級地(千葉市(15.0%))に置かれているのに対し、国は本府省以外の組織が所在しているため、3級地同士を比べた場合、職位が高い職員の割合が多い本部がある機構の給与水準が高くなる。また、1級地では、国の本府省があるため、国家公務員の給与水準が高くなっているが、機構の1級地に在勤する事務職員の割合は低いため全体に与える影響はわずかである一方で、3級地に在勤する事務職員の割合は高く、全体に与える影響も大きいことから機構の給与水準が高くなっている。</p> <p>- 給与水準の妥当性の検証 機構の給与水準については、国と同様の給与制度としているため俸給、諸手当は国と同等の水準となっていること。大卒以上の割合が大きいことを考慮した年齢・学歴勘案では100.3ポイントと国と同程度の水準であること。その他の指数については、住居手当及び単身赴任手当等の受給者割合が国よりも大幅に高いことや本部事務所が千葉市に置かれていることにより国を上回っているものであり、給与水準が国より高いものではないこと。</p> <p>4 契約の適正化</p> <p>○契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進し、業務運営の一層の効率化を図るとともに予算の適正な執行に努めた。</p> <p>・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「令和6年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画」(以下「調達等合理化計画」という。)を策定し、令和6年6月20日に公表するとともに厚生労働大臣に報告した。 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」等を踏まえ、監事及び外部有識者で構成する「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約監視委員会」を開催し、一者応札・応募の改善等の取組の点検、調達等合理化計画の策定に係る点検、競争性のない随意契約の見直し、一般競争入札等において真に競争性が確保されているかの点検・見直し(令和5年度分)が行われ、全ての案件について「機構の取組は適切であると認めら</p>	<p>・人材の確保については、魅力ある職場づくりを推進するために、機構版「働き方改革方針」に基づき、組織活性化やワークライフバランスの向上に取り組むとともに、職員の募集・採用に当たり、オンライン説明会の積極的な開催や、採用選考におけるWeb試験等を継続的に実施する必要がある。また、「人材確保・育成方針」に基づき、地域限定型採用の試行実施等の取組を行ったところであるが、引き続き各種取組を検討・実施する必要がある。</p> <p>・標的型メール攻撃やWeb経由のマルウェア感染等については、日々巧妙化している状況のなか、技術的対策だけでは防ぎきれないため、組織的対策や人的対策を充実させるなど、引き続き機構全体として情報セキュリティ対策に取り組む必要がある。</p>
---	---	---	--	--	---

<p>(2) 一般競争入札等 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>(3) 監査 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p> <p>6 インフラ長寿命化の推進</p>	<p>(2) 一般競争入札等 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>(3) 監査 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>6 インフラ長寿命化の推進</p>	<p>約監視委員会」により、「調達等合理化計画」の策定及び前年度計画の自己評価に係る点検、競争性のない随意契約の見直し、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行う。</p> <p>(2) 一般競争入札等 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>(3) 監査 「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年11月15日各府省官房長あて、行政管理局長、行政評価局長発事務連絡)を踏まえ、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>6 インフラ長寿命化の推進</p>	<p>札、契約について点検・見直したか。</p> <p><評価の視点> ・契約の締結に当たって、競争性及び透明性が確保される方法により実施したか。</p> <p><評価の視点> ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けたか。</p>	<p>れる」との評価を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画に基づき、主な取組を以下のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 随意契約に関する内部統制の確立のため、随意契約によるものについては、調達手続開始前に随意契約による理由等が適切であるか「随意契約検証チーム」において確認 - 適切な契約事務の実施に資するため、本部において各施設における調達案件の中から一部の案件を抽出し、「自主点検マニュアル」に定められた事項を実施しているか確認 ・調達を行う際の契約事務手続の実施に当たっては、契約担当役(機構本部にあっては経理担当理事、施設にあっては施設長)の決裁を得た上で、契約方式、契約スケジュール、競争参加資格、仕様書等を入札・契約手続運営委員会に諮り、契約事務担当課において開札等の契約事務を実施した。 ・入札及び契約に係る審査機関として入札・契約手続運営委員会を設置し、同委員会において主に次に掲げる事項について調査審議し、契約の適正化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> i 最低価格落札方式による一般競争入札以外の契約方法による場合の理由 ii 一般競争入札、企画競争等の手続を実施する場合の公告期間、参加資格、仕様書の内容、評価基準等 iii 随意契約(競争性のない随意契約であって随意契約限度額を超えるもの)による場合の相手方 iv 競争参加希望者の参加資格の有無 v 競争入札に付しても入札者がなかった場合の取扱い、一者応札等になった場合の改善策、再委託が予定されている場合の内容、理由、再委託先 ・総合評価落札方式又は企画競争若しくは公募を行う場合は、次の措置を講じることにより競争性及び透明性を確保した。 <ul style="list-style-type: none"> - 総合評価落札方式による一般競争入札又は企画競争若しくは公募による場合においては、仕様内容等について応札希望者の理解を深めるためにできる限り詳細な説明を実施 - 公告から入札書又は企画書提出日までの十分な日程を確保 - 入札説明書、企画競争説明書に、評価項目、評価基準、配点等を明記 - 総合評価落札方式による一般競争入札又は企画競争においては、「総合評価専門委員会」、「企画提案書評価委員会」の中で、仕様の検討、評価基準の策定、提案書の評価を実施 ・「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年11月15日各府省官房長あて、行政管理局長、行政評価局長発事務連絡)を踏まえ、入札・契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による厳正な監査を受けた。監事監査では、競争性のない随意契約の見直し、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているかの点検・見直しが行われ、「機構の取組は適切であると認められる」との評価を受けた。 <p>6 インフラ長寿命化の推進</p> <p>令和5年3月に更新したインフラ長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、施設の効率的な維持管理に努めた。</p>	
---	---	--	--	--	--

<p>インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえ策定された個別施設毎のインフラ長寿命化計画に基づき、施設の効率的な維持管理を図ること。</p> <p>7 事業の費用対効果</p> <p>事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげること。</p> <p>8 情報システムの整備及び管理</p> <p>情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う P J M O を支援するため、P M O の設置等の体制整備を行うこと。</p> <p>また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和 3 年 7 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持する</p>	<p>インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえ策定された個別施設毎のインフラ長寿命化計画に基づき、施設の効率的な維持管理を行う。</p> <p>7 事業の費用対効果</p> <p>事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげる。</p> <p>8 情報システムの整備及び管理</p> <p>情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う P J M O を支援するため、P M O の設置等の体制整備を行う。</p> <p>また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和 3 年 7 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修な</p>	<p>インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえ策定された個別施設毎のインフラ長寿命化計画に基づき、施設の効率的な維持管理を行う。</p> <p>7 事業の費用対効果</p> <p>事業の実施費用を随時把握したうえで、アンケート結果等により把握された利用者の意見、業績評価結果の活用等事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげる。</p> <p>8 情報システムの整備及び管理</p> <p>情報システムの整備及び管理については、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 情報システムについて、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、P J M O が情報システムの適切な整備及び管理を行えるよう P M O が支援を行う。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策について、以下の取組を実施する。</p> <p>① 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和 5 年 7 月 4 日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等各種規程類を適時・適切</p>	<p><評価の視点></p> <p>・アンケート結果等により把握された利用者の意見、業績評価結果の活用等事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげたか。</p> <p><評価の視点></p> <p>・ P J M O が情報システムの適切な整備及び管理が行えるよう P M O が支援を行ったか。</p> <p><評価の視点></p> <p>・政府の方針等を踏まえ、役職員に対する研修・教育や P D C A サイクルにより適</p>	<p>7 事業の費用対効果</p> <p>・予算の執行について、その予算の範囲内において業務の進捗状況及び予算の執行状況を把握するとともに、利用者に対するアンケート調査及び必要に応じた追跡調査の結果等から業務改善につなげるべき点を分析し、それらを踏まえて令和 6 年度計画を作成した。</p> <p>8 情報システムの整備及び管理</p> <p>(1) 情報システムの整備及び管理の基本的な方針を踏まえた取組</p> <p>① 情報システムの適切な整備及び管理</p> <p>・ P M O としてプロジェクト検証専門委員会を四半期ごとに開催し、P J M O によるプロジェクトの実施状況を把握した。</p> <p>・ P J M O を構成する職員の人材育成として、「システム担当者研修（年 1 回）」及び「P J M O 構成職員等のスキル向上研修（年 3 回）」を実施した。</p> <p>② 情報システムの整備及び管理に係る自己点検及びシステム監査</p> <p>・ P J M O の事務の手順化（標準化）を行い、I T マネジメントが適切に実施されているかを確認するため、各情報システムにおいて「情報システムの整備及び管理に係る自己点検」を実施するとともに、4 つの情報システムにおいて「システム監査」を実施した。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p> <p>① 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」が令和 5 年度に改正されたことを踏まえ、情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）及び関係規程を見直し、職員に対して周知、徹底を実施した。</p> <p>② サイバー攻撃を防御するため、インターネット経由での個人情報漏えい防止対策、マルウェア感染対策、標的型攻撃対策及び通信の監視等の技術的対策を実施した。</p> <p>③ 職員の情報セキュリティ意識向上を図るための研修（新規採用職員研修、全職員への情報セキュリティ講習等）及び標的型メール攻撃模擬訓練等の教育訓練を実施した。また、適時、適切な研</p>	
--	---	---	---	---	--

<p>ための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p>	<p>ど情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>人材確保・育成方針の内容等を踏まえ、効果的かつ効率的な業務運営のため、必要な人材の確保、人員の適正配置、研修の充実による専門性及び意識の向上を図る。</p>	<p>に見直し、職員に対して周知、徹底を図る。</p> <p>② サイバー攻撃を防御するための必要な技術的対策を講じるとともに、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>③ 情報セキュリティ対策に係る教育実施計画を策定し、役職員に対し、適時・適切な研修・教育を実施する。</p> <p>④ P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>採用説明会の開催、採用案内パンフレットやホームページ等の活用・充実、大学等への周知、大学や就職支援会社が主催する企業説明会等への参加、施設見学の受入等による積極的かつ効率的な募集活動をオンラインを活用しつつ行い、引き続き必要な人材の確保に努めるとともに、人員の適正配置、研修の充実による専門性及び意識の向上を図る。</p> <p>また、機構業務改善の取組を通じて、職員意識の向上を図る。</p> <p>さらに、離職者・在職者及び学卒者への職業訓練を実施する職業訓練指導員については、民間企業等幅広い層から、職業訓練指導員として必要な資質を有する者を任期付雇用により積極的に活用し、引き続き社会のニーズに機動的に対応できる体制を実現する。</p>	<p>時・適切な情報セキュリティ対策を推進したか。</p> <p><評価の視点> ・必要な人材の確保、人員の適正配置や研修の充実による専門性及び意識の向上を図ったか。</p>	<p>修・教育に資するため、過去に発生したインシデント等を研修素材として活用した。</p> <p>④ ポリシーの運用状況等を踏まえ、自己点検によりポリシーへの理解、遵守状況を確認し、必要に応じたポリシーや運用の見直しと改善を実施した。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>・機構の業務運営に必要な人材を確保するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事務職及び障害者職業カウンセラー職において、従前の全国転勤を行う全国型採用に加え、勤務地を特定のエリア（東北、中国又は四国エリア）に限定した地域限定型採用を試行実施 - 障害者職業カウンセラー職における経験者採用を実施 - 事務職の応募資格において、従前の4年制大学卒業（見込）者に加え、短期大学、専門学校及び高等専門学校の卒業（見込）者を追加 - 採用特設サイトを設置 - 業務内容、勤務施設の紹介等を分かりやすく盛り込んだ訴求力のある採用パンフレットを作成・配布 - 機構ホームページや就職情報サイトへ募集案内を掲載 - 機構の業務内容等に対する理解促進のため、説明会の動画を機構ホームページにて常時視聴可能とするとともに、説明会についてもオンラインに重点を置いて実施 - 就職情報サイトを活用し、就職活動中の学生等に向けて採用説明会や採用試験の情報を発信 - 大学が主催する学内の就職説明会について、Web配信やオンライン形式のものについて積極的に参加 - 本部役職員及び各施設の職員による地域の大学等に対する広報活動を実施 - 魅力ある職場づくりを推進するための機構版「働き方改革方針」に基づく取組の実施 - 障害者職業カウンセラー職と事務職との併願募集による応募者の確保 - 職業能力開発職及び障害者職業訓練職における経験者の採用を本部で一括して実施 - 採用選考においては、引き続き人物本位の採用のため募集職種に応じた面接試験を実施 - 事務職及び職業能力開発職の採用選考一次試験においては、Webサイト受験方式で実施 - 事務職選考における面接試験において、オンラインを活用した面接を実施 <p>・全国ネットワークによる質の高いサービスを提供・維持するため、以下のとおり人員の適正配置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 業務の円滑な遂行等を念頭に、職員の適性等を総合的に考慮した人事異動 	
--	---	---	--	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> - 年度途中の人事異動等、機動的な人員配置の実施 ・ 職員の専門性と意識の向上を図るため、各研修の対象者層に求められる知識や技能・技術等のほか、各研修の受講者アンケートの結果なども踏まえ、研修実施計画を策定し、以下のとおり職員各層に対する研修等を実施した。 (全職種対象) <ul style="list-style-type: none"> - 機構職員として必要な知識や技能・技術の習得を図るための研修（採用後1年目及び概ね5年目、概ね9年目対象） - 各役職の職務に課せられた役割の理解及び各業務において必要となる専門的知識の習得を目的とした研修等（新たに本部係長や施設長になった職員等対象） (管理職対象) <ul style="list-style-type: none"> - 人事評価制度のより適切かつ効果的な実施を目的とした評価者研修 (障害者職業カウンセラー職及び障害者職業訓練職対象) <ul style="list-style-type: none"> - 各年次に応じた専門研修 - 「身体障害者に対する就業支援」をテーマとする課題別研修 - 採用後3年次までの障害者職業カウンセラー職を対象とした、個々の職員の経験や担当業務状況に応じた計画的なOJT - 専門第二期研修を修了した障害者職業カウンセラー職を対象とした、事業主支援に必要な知識・技術の習得を図るための計画的なOJT (職業能力開発職対象) <ul style="list-style-type: none"> - 職業訓練指導員の各階層に応じた業務を遂行するための役割の理解や能力の向上を目的とした階層別研修 - 専門的な技能・技術のスキル向上を目的とした専門研修 - キャリアルートの適切な時期において、新たな役割を担うための能力の向上を目的としたキャリア・パス関連研修及びOJT - 新規採用職員を対象とした、職業訓練の流れを早期に理解し、施設利用者への案内等を円滑にするための窓口業務OJT - 職業訓練の現場において特別な配慮が必要な訓練生への支援・対応ノウハウを習得し、活用できる職業訓練指導員の育成を目的とした研修 (事務職対象) <ul style="list-style-type: none"> - 事務職員として必要な知識の習得や、職場における実務の中核として必要な能力の向上を図る研修等 <p>なお、研修機会確保のため、オンライン形式による実施に一部代替えを行った。</p> <p>また、機構業務改善の取組を通じて、職員意識の向上を図った。</p> ・ 社会のニーズに機動的に対応できる職業訓練指導員体制を実現する観点から、最新技術等に対応できる職業訓練指導員を民間企業から任期付きで雇用し、積極的に活用した。 - 令和6年度末現在の任期付きの職業訓練指導員の人数8人	
			<p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約に関する内部統制の確立のため、随意契約によるものについては、調達手続開始前に随意契約による理由等が適切であるか「随意契約検証チーム」において確認を行った。 ・ 不適切な調達を防止するため、本部において各施設における調達案件の中から一部の案件を抽出し、「自主点検マニュアル」に定められた事項を実施しているか確認を行った。 ・ 機構版「働き方改革方針」に基づき、Microsoft 365 や新たなコミュニケーションツール（チャット）の導入、生成AIを全職員が 	

				<p>利用できる環境の整備など、組織活性化の取組を進めるとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に伴う子の看護休暇の見直し等、休暇制度を使いやすくすることでワークライフバランスの向上に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材の確保については、「人材確保・育成方針」に基づく各種取組の検討を行い、令和7年4月採用職員募集から「地域限定型採用の試行実施」、「障害者職業カウンセラー職における経験者採用の実施」、「事務職における受験資格の拡大」などの新たな取組を行ったほか、職員の募集・採用に当たり、オンライン説明会の開催や採用選考におけるWeb試験の継続的な実施に加え、その結果を検証し、引き続き今後の取組の検討を行うこととしている。 情報システムの整備及び管理の基本的な方針を踏まえ、令和5年度に設置したPMOによるPJMOの支援を実施した。 <p>また、情報セキュリティポリシー及び関係規程の見直しによるガバナンスの強化や、サイバー攻撃を防御するための技術的対策の実施、職員の情報セキュリティ意識向上を図るために機構で発生したインシデント事例等を教材とした各種教育訓練を実施した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

なし。

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (R6)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>第4章 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>5 保有資産の見直し</p> <p>機構が保有する資産については、その必要性について不断の見直しを行うとともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産がある場合は、売却等の手続を行い、国庫納付すること。</p> <p>第5章 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>5 保有資産の見直し</p> <p>機構が保有する資産については、その必要性について不断の見直しを行うとともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産がある場合は、売却等の手続を行い、国庫納付すること。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>5 保有資産の見直し</p> <p>機構が保有する資産については、その必要性について不断の見直しを行うとともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産がある場合は、売却等の手続を行い、国庫納付すること。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項に配慮した年度計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が保有する資産について、その必要性について不断の見直しを行うとともに、不要な資産がある場合は売却等の手続を行い、国庫納付したか。 	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>5 保有資産の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産について、不断の見直しを行うとともに、以下のとおり売却等の手続を行った。 <ul style="list-style-type: none"> - 不要となった、地域センター庁舎1件について、令和6年6月に入札公告し、処分を行った。 - 令和5年度に処分を行った保有資産の売却代金を独立行政法人通則法の規定に即して国庫納付を行った。 <p>なお、令和6年度において発生した売却代金については、令和7年度において国庫納付することとしている。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>評価の根拠として、</p> <p>①予算の適正な執行に係る取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金については、収益化基準に基づき、適正に執行したこと。 <p>②保有資産の見直しに係る取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産のうち、不要となった地域センター1件の処分を行ったこと。 <p>以上を踏まえ、評価をBとする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が保有する資産については、その必要性 	<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>機構が保有する資産については、その必要性について不断の見直しを行うとともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産がある場合は、売却等の手続を行い、国庫納付すること。</p> <p><その他事項></p> <p>なし。</p>	

<p>1 中期計画予算の作成</p> <p>「第4章 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。</p>	<p>なお、毎年度の運営費交付金の算定については、過年度の運営費交付金執行状況にも留意した上で、厳格に行う。</p> <p>1 予算 別紙-1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙-2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙-3のとおり</p>	<p>1 予算 別紙-1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙-2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙-3のとおり</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行ったか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異があった場合には、その発生理由を明らかにし、その理由は合理的なものだったか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因を明らかにしたか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行ったか。当該要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策を検討したか。 	<p>1 予算、2 収支計画、3 資金計画</p> <p>○中期目標に基づく令和6年度予算を作成し、予算の執行については、その予算の範囲内において業務の進捗状況及び予算執行状況を把握し、予算の効率的執行等の観点から適宜見直しを行った。</p> <p>○運営費交付金について、業務部門の活動は業務達成基準、管理部門の活動は期間進行基準を採用し、予算の効率的な執行等を勘案した計画額の配分を行い、適正に執行した。なお、当該計画額の配分により、運営費交付金債務の繰越を行っており、繰り越した運営費交付金債務は、翌事業年度以降、必要となる経費に計画的に執行する予定としている。</p> <p>○令和6年度予算における運営費交付金の算定については、運営費交付金未使用残高の発生状況も留意し、財政当局との調整を経て策定した中期計画予算に基づき行った。</p> <p>○予算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度運営費交付金予算額は、中期目標期間における運営費交付金算定ルールに基づき算定している。なお、令和6年度は中小企業等におけるDX人材育成の総合的な推進等に係る必要な予算額を確保した。 <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1647 1144 2389 1270"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>対前年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金予算額</td> <td>70,812</td> <td>73,116</td> <td>2,304</td> </tr> </tbody> </table> <p>○運営費交付金の収益化により発生した利益の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金を充当して行う事業等について着実に実施した。なお、運営費交付金の収益化により発生した利益については、一般競争入札及び複数年契約の積極的な実施等により、支出を抑制し、効率的な予算執行を図ったことで生じたものである。 <p>○当期総利益（又は当期総損失）の発生要因及び分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度については、高齢・障害者雇用支援勘定、職業能力開発勘定及び認定特定求職者職業訓練勘定において、利益が発生した。これは、一般競争入札及び複数年契約の積極的な実施等により、支出を抑制し、効率的な予算執行を図ったことで生じたものである。また、障害者職業能力開発勘定において、損失が発生した。これは、当該勘定において、予定外の退職者の発生に伴い、費用が収益を上回ったことにより生じたものである。 ・高齢・障害者雇用支援勘定、障害者職業能力開発勘定、職業能力開発勘定及び認定特定求職者職業訓練勘定の利益剰余金 31 億円については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第17条第2項に基づき、中期目標期間の最終年度の翌事業年度に国庫へ納付する予定である。 		令和5年度	令和6年度	対前年度増減	運営費交付金予算額	70,812	73,116	2,304	<p>について不断の見直しを行うとともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産がある場合は、売却等の手続を行い、国庫納付する必要がある。</p>
	令和5年度	令和6年度	対前年度増減										
運営費交付金予算額	70,812	73,116	2,304										

			<p><評価の視点> ・利益剰余金が計上された場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益ではなかったか。</p> <p><評価の視点> ・貸付金、未収金等の債権について、回収計画を策定したか。回収計画を策定していない場合、その理由の妥当性についての検証を行ったか。</p> <p><評価の視点> ・回収計画の実施状況について、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加した場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行ったか。</p> <p><評価の視点> ・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討を行ったか。</p> <p><評価の視点></p>	<p>また、宿舍等勘定の利益剰余金 79 億円については、同条第 1 項に基づき厚生労働大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金であり、雇用促進住宅の譲渡・廃止等業務の実施に当たり必要な財源（宿舍等勘定は独立採算で運営。）である。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1676 367 2389 472"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期総利益</td> <td>2,474 (2,474)</td> <td>2,322 (2,314)</td> <td>800 (818)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の () は、当該年度に交付された運営費交付金の収益化に伴い発生した利益額である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付業務は行っていない。 ・債権については、規定等に基づき、債務者に対する督促業務等を行い、債権の適切な把握及び管理並びに請求に努めた。 ・上記取組の結果、貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合は増加していない。 		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	当期総利益	2,474 (2,474)	2,322 (2,314)	800 (818)		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度											
当期総利益	2,474 (2,474)	2,322 (2,314)	800 (818)											

<p>2 障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用</p> <p>障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴う、経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、法律に基づき、事業主から徴収しているものであることに鑑み、適正にその運用及び管理を行うこと。</p>	<p>4 障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用</p> <p>障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴う、経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、法律に基づき、事業主から徴収しているものであることに鑑み、適正にその運用及び管理を行う。</p>	<p>4 障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用</p> <p>障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴う、経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、法律に基づき、事業主から徴収しているものであることに鑑み、適正にその運用及び管理を行う。</p>	<p>・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行したか。</p> <p><評価の視点> ・運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行したか。</p> <p><評価の視点> ・運営費交付金を全額収益化し、損益が発生した場合には、その発生理由を明らかにし、それが合理的なものとなっていたか。</p> <p><評価の視点> ・障害者雇用納付金に係る積立金について、適正な運用・管理を行ったか。</p>	<p>4 障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用</p> <table border="1" data-bbox="1676 1207 2359 1764"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>期中運用額 (期末残高)</td> <td>587億円 (206億円)</td> </tr> <tr> <td>運用益</td> <td>4,614万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">定期預金・譲渡性預金・地方債</td> <td rowspan="10">利率</td> <td>0.100%</td> </tr> <tr> <td>0.105%</td> </tr> <tr> <td>0.110%</td> </tr> <tr> <td>0.125%</td> </tr> <tr> <td>0.210%</td> </tr> <tr> <td>0.251%</td> </tr> <tr> <td>0.370%</td> </tr> <tr> <td>0.476%</td> </tr> <tr> <td>0.550%</td> </tr> <tr> <td>0.580%</td> </tr> <tr> <td>0.604%</td> </tr> <tr> <td>0.610%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・障害者雇用納付金に係る積立金について、適正な運用・管理を行った。</p> <p>※定期預金・譲渡性預金・地方債（以下「定期預金等」という。）による期末残高は、年度末における運用額であり、運用益は、</p>			令和6年度		期中運用額 (期末残高)	587億円 (206億円)	運用益	4,614万円	定期預金・譲渡性預金・地方債	利率	0.100%	0.105%	0.110%	0.125%	0.210%	0.251%	0.370%	0.476%	0.550%	0.580%	0.604%	0.610%	
		令和6年度																									
	期中運用額 (期末残高)	587億円 (206億円)																									
	運用益	4,614万円																									
定期預金・譲渡性預金・地方債	利率	0.100%																									
		0.105%																									
		0.110%																									
		0.125%																									
		0.210%																									
		0.251%																									
		0.370%																									
		0.476%																									
		0.550%																									
		0.580%																									
0.604%																											
0.610%																											

	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 18,000 百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給等</p> <p>第5 財産の処分等に関する計画</p> <p>1 不要財産等の処分に関する計画 なし</p> <p>2 重要な財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 事業主に対する相談・援助業務の充実</p> <p>2 職業リハビリテーション業務の充実</p> <p>3 障害者職業能力開発校における職業訓練業務の充実</p> <p>4 職業能力開発業務及び宿舎等業務の充実</p> <p>5 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務の充実</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 18,000 百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給等</p> <p>第5 財産の処分等に関する計画</p> <p>1 不要財産等の処分に関する計画 なし</p> <p>2 重要な財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 事業主に対する相談・援助業務の充実</p> <p>2 職業リハビリテーション業務の充実</p> <p>3 障害者職業能力開発校における職業訓練業務の充実</p> <p>4 職業能力開発業務及び宿舎等業務の充実</p> <p>5 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務の充実</p>		<p>当該年度の定期預金等による運用収益額である。 また、利率は、当該年度における運用単位ごとの運用利率（地方債については利回り）である。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期借入れは発生しなかった。 <p>第5 財産の処分等に関する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 不要財産等の処分に関する計画 なし 重要な財産の処分等に関する計画 なし <p>第6 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 剰余金は発生していないことから、剰余金の使用実績はなかった。 <p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構が保有する資産について、その必要性について不断の見直しを行うとともに、不要となった地域センター1件について売却処分を行った。 令和5年度に処分を行った保有資産の売却代金を独立行政法人通則法の規定に即して国庫納付を行った。なお、令和6年度において発生した売却代金については、令和7年度において国庫納付することとしている。 		
--	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	7,976	7,957			
高齢・障害者雇用支援勘定	-	-			
障害者職業能力開発勘定	-	-			
障害者雇用納付金勘定	2	2			
職業能力開発勘定	-	-			
認定特定求職者職業訓練勘定	-	-			
宿舎等勘定	7,973	7,955			
目的積立金	-	-			
積立金	-	2,322			
高齢・障害者雇用支援勘定	-	442			
障害者職業能力開発勘定	-	42			
障害者雇用納付金勘定	-	-			
職業能力開発勘定	-	1,744			
認定特定求職者職業訓練勘定	-	93			
宿舎等勘定	-	-			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-			
運営費交付金債務	4,142	4,613			
当期の運営費交付金交付額 (a)	70,812	73,116			
うち年度末残高 (b)	4,142	1,823			
当期運営費交付金残存率 (b ÷ a)	5.8%	2.5%			

(注) 単位未満の端数については、金額は切り捨て、百分率は小数点以下第2位を四捨五入して記載している。

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (R6)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	B
<p>第6章 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項については、次のとおりとする。</p> <p>1 関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上</p> <p>「第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で掲げた目標を達成するためには、各地域の事業主、事業主団体等の関係機関及び地方公共団体との連携や、利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供が必要不可欠である。このため、全国に展開している地方組織等の機構の持つ経営資源を最大限活用し、事業主及び</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>9 関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上</p> <p>事業主、事業主団体等の関係機関や地方公共団体とのさらなる連携強化を図るとともに、利用者ニーズの的確な把握等を通じて適切なサービスの提供を行うための以下の取組などを機構の創意工夫により実施する。</p> <p>(1) 機構の業務に対する意見等を労使団体、学識経験者、地方公共団体等から聞く場を設定する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>9 関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上</p> <p>(1) 使用者、労働者及び障害者を代表する者並びに学識経験を有する者により構成される評議員会等を開催し、情報交換を行うほか、機構の業務に対する意</p>	<p><評価の視点></p> <p>・評議員会等を開催し、情報交換を行うほ</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>9 関係者のニーズ等の把握</p> <p>○評議員会の開催</p> <p>・ニーズに即した業務運営を図るため、使用者代表、労働者代表、障害者代表及び学識経験者からなる評議員会を開催し、令和5年度の業務実績・自己評価及び令和6年度計画に基づく業務運営を説明した上で意見交換を行い、関係者のニーズ等を把握した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>評定の根拠として、</p> <p>①シナジーの一層の発揮に係る取組について</p> <p>・法人統合によるシナジーの一層の発揮に向けて、あらゆる職員がつながりあい、利用者と結びつくことを示す「LINKS」を組織のローガンとして、各業務の担当部署や施設間の連携の取組を推進したこと。</p> <p>具体的には、職業訓練指導員等を対象とした特別な配慮が必要な学生等への支援ノウハウに係</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>・法人統合による業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けて、引き続きLINKSのローガンのもと、各業務の担当部署や施設間の連携の取組を強化する必要がある。</p> <p>・また、情報提供・広報について、高年齢者雇用・障害者雇用・職業能力開発支援の三分野の業務を記載した</p>	

<p>事業主団体等の関係機関及び地方公共団体との更なる連携強化や利用者ニーズの的確な把握、利用者の利便性向上等に向けた必要な取組を、機構の創意工夫により実施すること。また、これらの取組が地域において相互に有機的に機能するよう、各種取組を総合的に実施すること。</p>	<p>(2) 利用者に対するアンケートによる終了時の調査や必要に応じ追跡調査を実施することなどにより、業務の実施結果や効果を適切に把握するとともに、業務改善につなげるべき点を分析し、業務の見直し等に適切にフィードバックする。</p>	<p>見等を伺い、ニーズに即した業務運営を図る。</p> <p>(2) 利用者の意見、ニーズ等を把握し、その結果を業務運営に反映させるため、各種サービス終了時における利用者アンケートやサービス実施後一定期間経過後における具体的な課題改善効果に関する追跡調査等を積極的に実施する。また、これらの調査結果を自由記述欄の内容を含め分析し、サービスを提供している施設にフィードバックすることにより、現場レベルでの業務改善を促す。</p>	<p>か、機構の業務に対する意見等を伺い、ニーズに即した業務運営を図ったか。</p> <p><評価の視点> ・利用者アンケートや追跡調査等を積極的に実施し、調査結果を分析の上、施設にフィードバックすることにより、現場レベルでの業務改善を促したか。</p> <p><評価の視点> ・機構の各業務の支援対象者に共通する支援技法、研究・開発成果や事業主支援のノウハウを、職業訓練指導員、70歳雇用推進プランナー及び障害者職業カウンセラー等に対する研修等を通じて活用するとともに、地方施設間の連携による相談支援の推進に取り組んだか。</p>	<p>- 開催日 令和6年7月1日</p> <p>○外部評価委員会の開催 ・ニーズに即した業務運営が図られていたか、外部の学識経験者、リハビリテーションの専門家、職業能力開発の専門家等で構成する外部評価委員会（職業リハビリテーション専門部会及び職業能力開発専門部会を含む。）を開催し、令和5年度業績評価に係る業務実績と自己評価について意見を聴取した。 - 第34回外部評価委員会（令和6年6月14日） - 第33回職業リハビリテーション専門部会（令和6年6月6日） - 第15回職業能力開発専門部会（令和6年6月4日）</p> <p>○各種調査の実施 ・各種サービス終了時における有用度に関する調査や、サービス実施の一定期間経過後における具体的な課題改善効果に関する追跡調査を積極的に実施し、各種事業の効果や関係者のニーズの把握に努めた。 - 70歳雇用推進プランナー等による制度改善提案を行った事業主を対象とした追跡調査 - 職業リハビリテーションに関する助言・援助を受けた関係機関に対するアンケート調査 - 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者に対するアンケート調査 - アビリンピック観覧者に対するアンケート調査 - 在職者訓練、生産性向上支援訓練の受講者に対するアンケート調査 - 在職者訓練、生産性向上支援訓練の受講者を派遣した事業主に対するアンケート調査 等</p> <p>・自由記述欄の内容も併せてこれらの調査結果を分析し、現場レベルでの業務改善を促すため各施設にフィードバックした。</p> <p>10 法人統合による業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組</p> <p>○業務運営面での一体化・活性化</p>	<p>る研修、障害者職業カウンセラー等を対象とした70歳雇用推進プランナー等が行う相談・援助業務における事業主支援のノウハウ（事業主の機運の醸成の図り方等）を活用した研修等を実施することにより、業務の垣根を超えた連携に取り組んだこと。</p> <p>情報提供・広報については、高齢者雇用・障害者雇用・職業能力開発支援の三分野の業務をコンパクトにまとめた支部リーフレットを活用する等、都道府県支部単位としての一体的かつ効果的な広報の実施に努めたこと。</p> <p>②内部統制の充実・強化に係る取組について ・内部統制については、令和6年度コンプライアンス推進計画を策定し、同計画に基づき、各及び施設等におけるコンプライアンス研修、コンプライアンス認識度調査等の実施、内部監査の機会を活用したモニタリングの実施、公益通報制度及び通報相談窓口（JEDホットライン）の周知徹底、</p>	<p>支部リーフレットを活用する等、都道府県支部単位としての一体的かつ効果的な広報の実施に努める等、更なる業務間の連携を推進していく必要がある。</p> <p>・内部統制については、「行動規範」の浸透による統制環境の確保、コンプライアンス意識の浸透とその状況の確認、リスク管理委員会を中心としたリスクの評価と対応、内部監査室によるモニタリングの充実等の取組を引き続き実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る必要がある。</p> <p>・「人材確保・育成方針」に基づき、地域限定型採用の試行実施等の取組を開始したところであるが、引き続き機構における優秀な人材の確保、定着のための方策としての各種取組を検討・実施する必要がある。</p> <p><その他事項> なし。</p>
---	--	--	--	--	--	---

<p>機構の各業務におけるノウハウ等を共有・結集し、各支援対象者に共通する支援技法や研究・開発成果を活用し、各分野で実施する事業主支援に係る連携の取組強化をするなど、引き続き、業務運営面の連携を深め、組織全体の一体化、活性化を図ること。</p>	<p>機構の各業務におけるノウハウ等を共有・結集し、各支援対象者に共通する支援技法や研究・開発成果を活用し、各分野で実施する事業主支援に係る連携の取組強化をするなど、引き続き、業務運営面の連携を深め、組織全体の一体化、活性化を図る。</p>	<p>機構の各業務の支援対象者に共通する支援技法や研究・開発成果の活用を進める。</p> <p>「訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な学生への支援・対応ガイド（実践編）」を活用し、公共職業能力開発施設の指導員等を対象に、支援・対応に係る専門的研修を実施する。</p> <p>国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンターでは、特別な配慮が必要な支援対象者への対応及び支援を実践し、各施設への普及活動を先導することのできる職業訓練指導員を育成するための研修を行うほか、国立職業リハビリテーションセンターにおいて、支援技法等の更なる普及を図るための研修を実施する。</p> <p>70歳雇用推進プランナー等を対象に、事業所訪問の質の向上を図ることを目的とした、職業能力開発業務において取り組んでいる事業主支援のノウハウを活用した研修を実施する。</p> <p>障害者職業カウンセラー等を対象に、事業所訪問の質の向上を図ることを目的とした研修を実施する。その際には、70歳雇用推進プランナー等有する「事業主の機運の醸成の図り方」、「事業主へのアプローチ手法」などのノウハウを活用する。</p> <p>加えて、地方施設における業務運営面での一体化・活性化を図るため、シナジーの発揮に繋がる地方施設での取組について情報収集し、他の施設へフィードバックするとともに、地方施設間の連携による相談支援の推進に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる職員がつながりあい利用者と結びつくこと、各業務のノウハウを持ち寄り互いの業務をサポートすることを示す「LINKS」（リンクス）を組織のスローガンとして、更なる施設間連携の取組を推進した。 訓練・学習の進捗等に配慮が必要な学生への支援ノウハウを普及するため機構の職業訓練指導員等に対し研修を実施した。 <p>【実施研修】</p> <p>「一般校の指導員のための精神・発達障害に配慮した支援と対応」コース（スキルアップ訓練内）</p> <p>機構、都道府県の公共職業能力開発施設、民間教育訓練機関等の職業訓練指導員等を対象に、「理解と接し方編」、「訓練の支援と支援体制編」、「メンタルの支援編」及び「就職活動の支援編」の4コースを実施した。実施に当たっては、職業能力開発部門と障害者雇用支援部門が共同して取りまとめた「訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な学生への支援・対応ガイド（実践編）」をテキストとして使用した。また、全国の公共職業能力開発施設を会場とするオーダーメイド型により、幅広い地域での普及を図った。（機構の職業訓練指導員等 23 人、機構以外の職業訓練指導員等 144 人受講）</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構、都道府県の公共職業能力開発施設、民間教育訓練機関の職業訓練指導員等を対象に、特別な配慮が必要な支援対象者への支援・対応ノウハウを普及することを目的に、「訓練生個々の特性を理解した訓練生支援力向上研修」、「精神障害者・発達障害者を対象とした職業訓練場面でのアセスメント」を実施した。（機構の職業訓練指導員等 52 人、機構以外の職業訓練指導員等 10 人受講） 職業リハビリテーションや障害者職業訓練で活用されている知識・ノウハウを取り入れた支援ツールを利用し、職業能力開発施設における特別な配慮が必要な訓練受講者に対する支援のほか、職業訓練指導員による対応が困難な場合は、地域センターとの連携による専門的な支援を実施した。 70歳雇用推進プランナー等を対象とした、事業主への相談・援助の質の向上を図るため職業能力開発業務における事業主支援のノウハウ（従業員の人材育成における課題等を解決するための提案手法）を活用した研修について、動画配信（任意による視聴）に加え、70歳雇用推進プランナー5年次研修に組み込み実施した。（受講者数 100 人） 障害者職業カウンセラー等を対象として、事業所訪問の質の向上を図るため、動画コンテンツを用いた研修を実施した。研修では、高齢者雇用の相談・援助業務を行うに当たり、70歳雇用推進プランナーが有する「事業主の機運の醸成の図り方」、「事業主へのアプローチ手法」などの事業主支援のノウハウを活用した。（受講者数 248 人） 本部において地方施設間における連携の取組を取りまとめ、好事例を各施設にフィードバックした。 <p>【地方施設間連携の取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 能開大、地域センターと関係機関との連携による、特別な配慮が必要な学生に対する就職支援 <p>学生の特性により、会話によるコミュニケーションや、チームで連携し取り組むことが難しいといった課題があり、このまま就職活動を行えば面接などが難航することが予想された。また、自身の特性に対する認識が十分でなく、支援の枠組みの知識がない状態だった。</p> <p>学生本人の同意を得て、能開大から地域センターに対応を相談。地域センターではコミュニケーションの特性に配慮しつ</p>	<p>外部通報窓口の設置等に取り組み、内部統制の充実・強化を図ったこと。</p> <p>③人材の確保・育成について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務職及び障害者職業カウンセラー職における地域限定型採用（東北、中国、四国）を試行実施するなど、「人材確保・育成方針」に基づく各種取組を検討・実施したこと。 <p>以上を踏まえ、評定をBとする。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制については、「行動規範」の浸透による統制環境の確保、コンプライアンス意識の浸透とその状況の確認、リスク管理委員会を中心としたリスクの評価と対応、内部監査室によるモニタリングの充実等の取組を引き続き実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る必要がある。 「人材確保・育成方針」に基づき、地域限定型採用の試行実施等の取組を行ったところであるが、引き続き各種取組を検討・実施する必要がある。
--	--	---	--	---

<p>3 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制の推進等に関する規定等を適時・適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等を通じて機構内で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうか点検及び検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。なお、政策</p>	<p>11 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制の推進等に関する規定等を適時・適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等を通じて機構内で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうか点検及び検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。</p>	<p>11 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、内部統制の推進等に関する規定等を適時・適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等を通じて機構内で認識を共有する。理事長の強力なリーダーシップの下、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうか点検及び検証し、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うため、「行動規範」の浸透による統制環境の確保、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心としたリスクの評価と対応、個人情報の保護等に係るリスクの対応方針の徹底、内部監査室によるモニタリングの充実、全ての職員についてそれぞれの職位・職務におけるコンプライアンスの一層の徹底を図るための職員研修及び情報提供等の実</p>	<p><評価の視点> ・内部統制の充実・強化を図ったか。</p>	<p>つ、上記課題を障害に起因すると捉えた場合の手帳制度や障害者雇用制度について情報提供。診断や手帳申請に係る相談の希望が見られたため、発達障害者支援センターによる専門的支援を提案し利用につながった。</p> <p>地域センターや発達障害者支援センターの支援を通じ、学生自身の特性理解が進み、診断・手帳取得とともに障害を開示しての就職活動を希望するに至っている。現在は手帳申請の手続と並行して就職への準備に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳雇用推進プランナー等が、事業主に対する相談・援助等の際に、障害者雇用や生産性向上支援訓練等の職業能力開発等に係る機構の事業主支援について併せて紹介し、相談を受けた場合は各業務担当に引き継いだ。 <p>○広報におけるシナジー発揮に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対し、幅広い機構業務の認知度向上や各業務窓口への円滑な誘導を進めるため、業務間の連携を推進するためのLINKSツール(チラシ、動画、インフォグラフィックデータ)を活用し、施設間連携の促進を図った。 ・都道府県支部単位としての一体的かつ効果的な広報を実施するために設置した都道府県支部広報委員会により、地域の実情に応じた都道府県支部広報実施計画を策定した。 ・広報活動のノウハウを共有し、効果的な取組を推進するため、各施設から広報活動実績の報告を収集し、積極的なニュースリリースによるマスメディアを通じた広報や、SNSの活用、地域の事業主団体や市町村と連携した取組等の好事例を各施設に対し情報提供した。 ・同一都道府県支部内の各施設で実施している高年齢者雇用・障害者雇用・職業能力開発支援の三分野の業務を紹介するリーフレットを全都道府県支部で作成し、支部単位での一体的な広報活動に努めた。 <p>11 内部統制の充実・強化</p> <p>○内部統制の更なる向上を図るため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンスの推進に関する規程」に基づき、令和6年度コンプライアンス推進計画を策定し、同計画に基づき、以下の取組を実施した。 また、各部・施設等の長に対して、これらの取組の推進状況を点検し、コンプライアンス推進委員会において検証を行った。 - 各部・施設等において、全職員に対し、行動規範の解説用資料、コンプライアンスマニュアルを活用した研修等を年1回以上実施し、行動規範の更なる浸透、コンプライアンスの更なる徹底を図った。 - 各階層別研修において、コンプライアンス研修を実施するとともに、外部講師を活用することにより、研修内容を充実させ、更なるコンプライアンス意識の浸透を図った。(職員研修9回実施、656人受講) - 全役職員を対象としたコンプライアンス認識度調査を実施し、コンプライアンス意識の浸透状況や取組状況の検証を行った。 - 公益通報制度及び通報相談窓口(JEEDホットライン)について、引き続き、周知用ポスター等を活用して制度とその意義を周知するとともに、外部通報窓口を設置している。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報漏えい防止、情報セキュリティ対策及びハラスメント防 	
---	---	--	--	---	--

<p>目的の実現に向けては、法人の長がリーダーシップを発揮し、法人の役割・目標等を組織内の各階層に浸透させることが重要であることから、当該視点にも留意し、引き続き内部統制体制の充実・強化に取り組むこと。</p>	<p>なお、政策目的の実現に向けては、法人の長がそのリーダーシップを発揮し、法人の役割・目標等を組織内の各階層に浸透させることが重要であることから、当該視点にも留意し、引き続き内部統制体制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>施、全職員を対象としたコンプライアンス認識度調査の実施、外部通報窓口の運用を含む公益通報制度の適正な運用等の取組を実施する。また、コンプライアンス推進室を中心に機構内のリスク情報の共有化を徹底し、迅速かつ的確に対応するよう努める。</p>	<p><評価の視点> ・業務をより効率的かつ効果的に遂行するために策定した人材確保・育成方針に基づく取組を検討・実施したか。</p>	<p>止について、「個人情報の漏えいリスクへの対応に係る基本方針」、「ハラスメントリスクへの対応に係る基本方針」等に基づき、リスク管理を徹底し、リスク管理委員会においてその推進状況の点検を行った。</p> <p>○内部統制システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長の指示の下、コンプライアンスを中心とするリスク管理を担当する総務部と、厳正な監査をする内部監査室による2元構造体制の内部統制システムを整備している。 ・令和6年度は、機構本部及び施設（44か所）を対象として内部監査を実施した。 ・内部監査の結果は直ちに理事長に報告し、理事長は必要な改善措置を命じた。 <p>○内部統制に関する情報の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの内部統制に関する情報のページに、行動規範、コンプライアンス推進規程、公益通報規程、リスク管理規程、反社会的勢力への対応に関する規程、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス推進計画並びにコンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会議事概要を掲載している。 <p>○各事業担当連絡会議の開催</p> <p>理事長のリーダーシップの下、事業の統制と円滑な運営に資するため、担当役員及び監事同席のうえで、高齢事業、障害事業、職業能力開発事業の連絡会議を毎月実施し、事業の進捗管理及び課題把握を行い、改善方策等を指示した。</p> <p>12 人材の確保・育成</p> <p>○令和5年4月1日付けで策定した人材確保・育成方針に基づき、「人材の確保」、「人材の育成」、「働きやすい職場環境の整備等」に関する各種取組の検討を行い、令和7年4月採用職員募集から、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事務職及び障害者職業カウンセラー職において、従前の全国転勤を行う全国型採用に加え、勤務地を特定のエリア（東北、中国又は四国エリア）に限定した地域限定型採用を試行実施（再掲） - 障害者職業カウンセラー職における経験者採用を実施（再掲） - 事務職の応募資格において、従前の4年制大学卒業（見込）者に加え、短期大学、専門学校及び高等専門学校の卒業（見込）者を追加（再掲） <p>13 職員の適正な労働条件の確保への取組の実施</p> <p>○職員の労働条件については、労働関係法令等の趣旨に従い適正に確保するよう、引き続き留意した。</p> <p>14 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組の実施</p>	
<p>4 人材の確保・育成</p> <p>第5期中期目標期間において人材確保・育成方針を策定し、機構が実施する業務に必要な職員の確保及び専門性の向上を図り、業務をより効率的かつ効果的に遂行すること。</p>	<p>12 人材の確保・育成</p> <p>第5期中期目標期間において人材確保・育成方針を策定し、機構が実施する業務に必要な職員の確保及び専門性の向上を図り、業務をより効率的かつ効果的に遂行する。</p>	<p>12 人材の確保・育成</p> <p>機構が実施する業務に必要な職員の確保及び専門性の向上を図り、業務をより効率的かつ効果的に遂行するため、令和5年度に策定した人材確保・育成方針に基づく取組を検討・実施する。</p>			
<p>5 職員の適正な労働条件の確保</p> <p>職員の労働条件については、労働関係法令等の趣旨に従い適正に確保するよう、引き続き留意するこ</p>	<p>13 職員の適正な労働条件の確保</p> <p>職員の労働条件については、労働関係法令等の趣旨に従い適正に確保するよう、引き続き留意する。</p>	<p>13 職員の適正な労働条件の確保</p> <p>職員の労働条件については、労働関係法令等の趣旨に従い適正に確保するよう、引き続き留意する。</p>			

<p>と。</p> <p>6 既往の閣議決定等</p> <p>既往の閣議決定等をはじめとする政府方針や厚生労働省の方針に従い、着実に業務を実施すること。</p>	<p>14 既往の閣議決定等</p> <p>既往の閣議決定等をはじめとする政府方針や厚生労働省の方針に従い、着実に業務を実施する。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>障害者の就労に関する様々な援助業務及び求職者等への職業訓練の効果的かつ効率的な遂行を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構インフラ長寿命化計画（行動計画）等を踏まえつつ、施設の老朽化等を勘案して、計画的な施設・設備の整備、改修等を行う。</p> <p>なお、毎年度の予算においても、建物の集約化等によるトータルコストの削減・予算の平準化等について不断の取組を行う。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="516 1339 854 1732"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予算額 (百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者職業センター</td> <td>3,771</td> <td rowspan="3">施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発促進センター</td> <td>19,901</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発大学校等</td> <td>2,083</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設・設備の整備、改修等を追加又は予定額を変更することがある。</p>	施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財源	障害者職業センター	3,771	施設整備費補助金	職業能力開発促進センター	19,901	職業能力開発大学校等	2,083	<p>14 既往の閣議決定等</p> <p>既往の閣議決定等をはじめとする政府方針や厚生労働省の方針に従い、着実に業務を実施する。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>障害者の就労に関する様々な援助業務及び求職者等への職業訓練の効果的かつ効率的な遂行を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構インフラ長寿命化計画（行動計画）等を踏まえつつ、施設の老朽化等を勘案して、計画的な施設・設備の整備、改修等を行う。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="881 1339 1371 1732"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予算額 (百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者職業センター</td> <td>1,179</td> <td rowspan="3">施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発促進センター</td> <td>5,279</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発大学校等</td> <td>234</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設・設備の整備、改修等を追加又は予定額を変更することがあり得る。</p> <p>(注2) 上記予算額については、前年度予算繰越分を含む。</p>	施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財源	障害者職業センター	1,179	施設整備費補助金	職業能力開発促進センター	5,279	職業能力開発大学校等	234	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往の閣議決定等をはじめとする政府方針や厚生労働省の方針に従い、着実に業務を実施したか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化等を勘案して、計画的な整備や改修等を行ったか。 	<p>○「独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について」（令和4年8月26日厚生労働省発総0826第1号）等に基づき作成した中期計画・年度計画に従い着実に業務を実施した。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下について、計画的な修繕等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> i 福島障害者職業センター教室棟・実習場建替その他工事（第1期）等 ii 栃木職業能力開発促進センター実習場建替その他工事 等 iii 東北職業能力開発大学校教室棟建替その他工事設計業務 等 <p>3 積立金の処分に関する事項</p>		
施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財源																								
障害者職業センター	3,771	施設整備費補助金																								
職業能力開発促進センター	19,901																									
職業能力開発大学校等	2,083																									
施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財源																								
障害者職業センター	1,179	施設整備費補助金																								
職業能力開発促進センター	5,279																									
職業能力開発大学校等	234																									

	<p>り得る。</p> <p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>宿舎等勘定の第4期中期目標期間繰越積立金は、宿舎等業務に充てることとする。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>宿舎等勘定の第4期中期目標期間繰越積立金は、宿舎等業務に充てることとする。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 宿舎等勘定の前中期目標期間繰越積立金は、宿舎等業務に充てたか。 	<ul style="list-style-type: none"> 第4期中期目標期間から繰り越した積立金から0.1億円を取り崩し、宿舎等業務に充てた。 <p><令和5年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の実施する業務について、関係者のニーズを把握するため、評議員会を開催したほか、各業務の実施に関して必要となる情報についての各種の調査を実施した。 シナジーの一層の発揮に向けて、引き続き職員間及び施設間の連携の取組を共有したほか、シナジーを当たり前にしていくため、連携の取組を業務に組み込むなど平準化に努めた。 「コンプライアンスの推進に関する規程」に基づき、コンプライアンス推進計画を策定し、全職員に対し、行動規範の解説用資料、コンプライアンスマニュアルを使用した研修等を実施するとともに、各階層別研修において、コンプライアンス研修を実施することで「行動規範」の浸透による統制環境の確保を行った。 各部・施設長に対してコンプライアンスの推進状況の点検を行うとともに、全役職員に対してコンプライアンス認識度調査を実施し、コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス意識の浸透状況や取組状況の検証を行った。 個人情報漏えい防止、ハラスメント防止について、「個人情報の漏えいリスクへの対応に係る基本方針」、「ハラスメントリスクへの対応に係る基本方針」等に基づき、リスク管理を徹底し、リスク管理委員会においてその推進状況の点検を行うことで、リスクの評価と対応を行った。 内部監査について、機構本部及び施設（44か所）を対象として監査を実施し、適正な業務遂行に資するため、監査結果を直ちに理事長に報告し、理事長は必要な改善措置を命じた。 「人材確保・育成方針」に基づく各種取組の検討を行い、令和7年4月採用職員募集から「地域限定型採用の試行実施」、「障害者職業カウンセラー職における経験者採用の実施」、「事務職における受験資格の拡大」などの新たな取組を行ったところであり、その結果を検証しつつ、引き続き取組の検討を行うこととしている。（再掲） 		
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>なし。</p>